

2014年度博士論文

経済発展に及ぼす投資環境の整備
—環太平洋地域の成長国・
発展途上国・成熟国の比較研究—

指導教員名：村本孜教授
社会イノベーション研究科
社会イノベーション専攻
学籍番号：A9P1001
氏名：柿原 智弘

目次

序章 本論文の問題意識とその構成.....	4
第1節 問題意識.....	5
第2節 本論文の構成.....	6
第3節 小括.....	9
第1章 経済統合・直接投資・発展段階理論の整理.....	10
第1節 はじめに.....	11
第2節 経済統合理論.....	12
第3節 直接投資理論・立地論.....	15
[3.1] 直接投資理論.....	15
[3.2] 立地論の整理.....	17
第4節 発展段階説.....	19
[4.1] ロストウの経済発展論.....	19
[4.2] 国際収支段階説.....	21
第5節 国際比較制度分析.....	23
[5.1] 比較制度分析の国際版.....	23
[5.2] 法的起源論.....	24
第6節 小括.....	26
第2章 成熟国モデルとしての日本のシステム.....	27
第1節 本章の位置付け.....	28
[1.1] 成熟国としての日本 ―その成長促進要因等―.....	28
[1.2] 「2 Tier-system」.....	30
第2節 戦後日本の中小企業支援とその政策.....	31
[2.1] 戦後日本の成長システム.....	31
[2.2] 中小企業の意義.....	34
第3節 中小企業政策.....	36
[3.1] 中小企業基本法の制定とその改正.....	36
[3.2] 基本法の理念と改正.....	39
[3.3] 中小企業憲章の制定.....	40
第4節 中小企業政策・支援施策.....	42

[4.1]	中小企業支援策	42
[4.2]	中小企業金融支援 ー政策誘導効果・補助金効果等.....	43
[4.3]	民間金融の促進行政.....	52
第5節	中小企業金融の新たな手法 ー担保の拡大と知的資産ー	54
[5.1]	検討のプロセス	54
[5.2]	動産担保の活用	54
[5.3]	CRD ーリスク・データベースの構築ー	59
[5.4]	定性情報の把握 ー知的資産・知的資産経営報告ー.....	61
第6節	中小企業金融の新たなインフラ	65
[6.1]	市場型間接金融 ー複線的金融システム.....	65
[6.2]	個人保証の問題.....	66
[6.3]	市場型間接金融の手法.....	69
[6.4]	ベンチャー・ファイナンス.....	71
第7節	小括	76
第3章	メキシコの投資環境	78
第1節	概要	79
第2節	ハリスコ州の状況	85
[2.1]	ハリスコ州の概要および投資動向.....	85
[2.2]	日系企業の動向	91
第3節	対外直接投資の状況と効果.....	95
第4節	中小企業政策.....	97
[4.1]	中小企業の定義	98
[4.2]	中小企業政策.....	99
第5節	日系企業の進出状況.....	101
[5.1]	日系企業数	101
[5.2]	日系企業へのアンケート調査およびヒアリング調査.....	103
第6節	日本型モデルからのインプリケーション	117
第4章	発展途上国としてのベトナム経済.....	119
第1節	概要	120
[1.1]	経済的位置付け	120

[1.2]	ベトナムの直接投資受け入れ環境.....	121
[1.3]	ベトナムの経済発展の制約.....	124
第2節	ベトナム概況.....	128
第3節	アジア通貨危機とベトナムの金融環境.....	130
[3.1]	越僑送金とその役割.....	131
[3.2]	自国通貨ドンに対する不信認と金融制度.....	134
[3.3]	「たんす預金」生成の歴史的背景.....	135
第4節	ベトナムの国際化.....	137
[4.1]	WTO加盟とその推移.....	137
[4.2]	WTO加盟による金融面への影響.....	138
第5節	ベトナムの工業化と中小企業育成.....	143
[5.1]	ベトナムの経済成長率 GDP の推移と工業化.....	143
[5.2]	ベトナムにおける中小企業振興策.....	145
[5.3]	ベトナムの中小企業金融.....	150
[5.4]	裾野産業の育成と諸問題.....	153
[5.5]	二輪車分野における部品の現地調達 ホンダの事例.....	155
[5.6]	自動車分野における部品の現地調達 トヨタの例ー.....	158
[5.7]	今後の展望.....	159
第6節	小括.....	160
第5章	結語.....	162
	参考文献.....	165

序章 本論文の問題意識とその構成

第1節 問題意識

本論文は、「経済発展に及ぼす投資環境の整備～環太平洋地域の成長国・発展途上国・成熟国の比較研究～」である。メキシコ・ハリスコ州グアダラハラ大学で展開された「日墨研究プロジェクト」に招聘・参加した研究成果を基に、経済発展を促進する要因の分析を対外直接投資の有効性に関して、環太平洋地域の典型的な国々を選択して行う。特に集中的に調査研究を行ったメキシコを成長国として位置付け、成長軌道から成熟段階に入った成熟国としての日本、発展途上国としてのベトナムのカントリー・スタディを行う。それを踏まえ、夫々の国で経済発展に関わるその促進要因、とりわけ投資環境の整備を中心に成長のエンジンとなる要因を抽出し、その比較研究を行うものである。これらの国々が環太平洋地域であることから、その国際比較研究としての意義を併せ持つ。

グアダラハラ大学の研究者と共に、日本とメキシコの経済連携協定（EPA）に伴う経済関係の問題のうち、日系企業の対メキシコ進出（対外直接投資）に伴う諸課題を全進出企業へのアンケート調査及びインタビュー調査（フィールド調査）により抽出し、従来のメキシコ研究に不足していた課題を明らかにしている。このメキシコのカントリー・スタディは、邦語での先行研究にはない課題抽出を行った。

本論文は、このメキシコにおける共同研究を基礎に、イノベーションを経済発展（工業化）をもたらす原動力であると理解し（イノベーションの成果としての経済発展）、この経済発展に対して、いかなる要因が重要なのかを検討するものである。この要因としては、金融システムの発展度合いなどが重要というのが、Allen and Gale[2000]、Demirgüç-Kunt, and Levine[2001]以来の国際比較研究の成果である。しかし、金融システムの整備が不十分で、国内貯蓄の不十分な国では、対内直接投資などの国際資本移動がもたらす有効性を体系的に考察することが重要との仮説を導き、その際、経済成熟国（developed country）・成長国（growing country）・発展途上国（developing country）という整理で、経済発展の度合いによって工業化の課題を抽出する作業を行う。具体的には、環太平洋地域を念頭に置き、成熟国として日本を、成長国としてメキシコを、成長途上国としてベトナムを取り上げ、それぞれのカントリー・スタディを行い、主に経済発展における対内直接投資の効果に焦点を当てて分析を行った。これは、発展度合いの異なる国々のイノベーションを生起する源泉を抽出・分析することを企図している。

国際資本移動に関しては経済理論的には、資金という資本移動の分析（間接投資）と企

業が生産を含む経営を移転させる直接投資の側面があり、一定の理論的分析の蓄積がある。また、地域経済統合に関しては経済統合理論、最適通貨圏理論などがあるほか、対外直接投資に関しては、産業立地論・空間経済学などの分析が行われている。これら理論的基礎を国際資本移動・直接投資に関する諸理論をもとにサーベイした上で、バラッサ流の経済統合理論と空間経済学に依拠した産業立地論に依拠しつつ、3つの国の整理を行う。ここでの基本的視点は、やや古典的な表現ではあるが、「資本の本源（原始的）蓄積」の問題ともいえるもので、イノベーションの梃子としての資本の確保策と整理できよう。

第2節 本論文の構成

第1章では、理論的サーベイを行う。本論文の意図する経済発展に及ぼす投資環境の理解には、直接投資の理論・国際資本移動の理論・立地論等が有用である。また、個々のカントリー・スタディに当たっては、その国の置かれた国際的環境を経済統合の視点から整理する必要があるが、その際には経済統合理論や最適通貨圏理論の成果が有効である。本論文では、経済発展・経済成長の異なる国々を取り上げるが、その整理には経済発展理論・国際収支段階説が有効である。さらに、制度の国際比較には、比較制度分析による整理が有効であるし、その根源には法的起源論の分析が有用である。このような、本論文の基礎になる理論的な先行研究をサーベイする。

第2章では、成熟国の経験をサーベイし、成長国・発展途上国に対するインプリケーションを明確にする。成熟国モデルとして日本を取り上げているのは、日本の経済発展のモデルが環太平洋諸国の先導になるという仮説を基にしている。これは筆者が本学経済研究所の研究プロジェクト第2部にメンバーとして参加しており、その中で日本型モデルの適用についての頑健性を環太平洋の成長国、発展途上国について考察する作業の一環として位置付けているからである。戦後の日本経済において対内直接投資という形態で資本の本源の蓄積が行われた、とすることにはより精査が必要である。むしろ、技術移転の受け入れないし技術導入を内生化したことが、経済発展のエンジンとなったと理解できる。資本の本源の蓄積は、国内貯蓄でカバーされたと理解される。

無論、世界銀行からの借入を受け入れたように、主要社会的基盤を整備することには、国内貯蓄だけでは不十分でもあった。すなわち、対内間接投資は有用であった点は確認さ

れる。対内直接投資に代わる間接投資ないし外資導入という類似から日本を取り上げたものであるが、最終的には日本型モデルを産業政策、中小企業政策、金融システムなどの総体として捉えて議論が必要となる。しかし、この点は先の本学経済研究所の研究プロジェクトの成果を俟たなくてはならず、今後の課題でもある。

日本型モデルを、リーディング・インダストリーとそれを支えるサポーター・インダストリーがバランスよく整備され、効果的に機能したと整理でき、これが成熟化を支えたと理解される（これを「2 Tier system」と呼ぶ）。

第3章は、成長国としてのメキシコの投資環境を NAFTA 成立以後の環境変化の中で、日系企業の進出状況について（対内直接投資）、メキシコ・グアダハラ大学の研究者と行ったフィードバックによる課題整理による分析を行う。本論文の革新的部分であり、この調査分析は邦語文献では従来行われていないもので、本論文の独創性を示すものである。

すなわち、EPA 締結前後を含めメキシコに進出した日系企業 130 余社を対象としたアンケート調査を行い、そこから得られた課題は、①インフラ（工業団地、輸送手段、水、電気等）、②人材確保（マネージャークラスの確保、通訳（初期段階））、③治安（居住地、工場近辺）、④現地情報の入手、などである。さらに同企業へのヒアリング調査からの課題としては、⑤現地政府との付き合い（インセンティブの施行、規制機関との付き合い等）、⑥セキュリティの確保（内部犯行による窃盗等）、などが抽出された。

加えて、日系企業と取引関係にあるか希望するメキシコ企業側の課題として、①日系企業との接点（ビジネスマッチングを行う機関の不足、日墨情報交流システムの欠如等）、②品質、納期に関する要求水準の高さ等が抽出され、日本における中小企業診断士制度の導入の必要性、研究機関（中小企業大学校の設立の必要性）等が抽出された。

特に重要なのは、進出企業が製造業特に自動車産業が主であり、いわゆるアセンブリー産業であることから、膨大なサプライヤーというサポーター・インダストリーを必要とするが、これを支える裾野産業が十分整備されていない。1次部品メーカーは進出しているが、それを支える2次以下のサプライヤーは不足しており、それを担う中小企業も十分ではないという意味で、「2 Tier system」が確立されていない。さらに中小企業を支援する政策そして金融システムが未整備である。ベトナムでは長い戦争期間もあり、金融機関に対する信頼度が低く、日本の郵便貯金制度を導入した経緯があるように、国民の貯蓄が金融システムに取り込まれていない。このことは金融システムの未発達・未整備を意味しており、中小企業支援の金融サポートに課題を残している。

第4章は、メキシコ研究のアナロジーで、発展途上国であるベトナムの投資環境を整理し、メキシコと類似の状況にあることを現地調査と文献研究により行った。経済発展の梃子として対内直接投資が重要な要因であることを見出した点が特徴である。

メキシコよりも経済発展度の低いベトナムについては、現地調査を踏まえた後、各種文献調査と専門研究者との議論、ヒアリング等により、日系企業進出（対内直接投資）の課題を抽出した。それらは、ローカルサプライヤーとの関連の脆弱性（技術力・品質不足等）、②中小企業レベルでは、工業団地以外の進出形態の選択肢はないこと（特にレンタル工場の利用）、③インフラ（操業環境）の確保の課題（電力不足（計画停電）、道路等）、④従業員の確保（低い定着率）、⑤会計制度の曖昧さ（変更は官報で知らせがあるが、地方の場合、確認できない場合等あり）、⑥現地サプライヤーの製造レベルの問題、などを抽出した。ここでも日本の金融システム、中小企業診断士制度・研修システムの必要性などが確認された。ベトナムに関して現地調査は短期間であり、メキシコでの調査のように全進出日系企業へのアンケート調査・ヒアリング調査を行っていないので、精査の程度は劣るものの相応の分析を行った。

メキシコと同様に、進出企業が製造業中心であるが、それを支えるサプライヤーというサポーティング・インダストリーに隘路がある。すなわち、裾野産業が十分整備されていない。1次部品メーカーは進出しているが、それを支える2以下のサプライヤーは不足しており、それを担う中小企業も十分ではないという意味で、「2 Tier system」が確立されていない。さらに中小企業を支援する政策そして金融システムが全く未整備である。

第5章は、カントリー・スタディを踏まえた整理である。すなわち、本論文で抽出された各種の課題は、メキシコとベトナムで共通するものも多く（インフラ関連（電気、ガス、道路等、工業団地の重要性、制度の頻繁な改正（法律、会計等）、製造業における裾野産業の未成熟性、政府（特に地方政府）との関係（許認可に関して、恣意的な要求等））、直接投資の問題点・課題といった点である。とくに、裾野産業というサポーティング・インダストリーが未整備ないし未熟で、1次サプライヤーだけでなく、2次・3次・4次等のサプライヤーの厚みも薄い。いわゆる「2 Tier system」が確立されていない。さらに、金融システム自体が未整備で、その結果中小企業を支援する政策金融や中小企業向け金融システムが未整備である、と整理できる。

第3節 小括

これらの課題に対して、成熟国で工業化を経験した日本のモデルからは、サポートイン
グ・インダストリーとしての中小企業の育成には中小企業診断士・研修制度・各種支援機
関の整備などのソフト支援という直接投資に付随する制度の必要性を指摘した。本論文で
は十分に深掘りできなかつたが、金融システムの整備が不十分で、貯蓄を投資に仲介する
仕組みが機能していないこと、それを補完すべき政策金融（直接融資、信用補完制度）も
十分に整備されていない。

成熟国・成長国・途上国という整理から、成熟国の辿った工業化の成功要因を成長国・
途上国について検証する作業を行い、それらの国でのイノベーションの実現の条件整備を
客観化することを試みた。その結果、「2 Tier system」を確立することと、それを可能に
する金融システムの整備に共通の課題があると整理できよう。

第 1 章 経済統合・直接投資・発展段階理論の 整理

第1節 はじめに

本論文で行う経済発展に及ぼす投資環境の整備の問題を整理するにあたり、多くの先行研究による理論的整理がある。本章では、その大要を整理する。

経済発展を円滑に行うために取られるのが地域的経済統合であり、両大戦間にはブロック経済問題に見られるような課題もあったが、第2次大戦後は地域的経済統合がヨーロッパ、北アメリカ、南部南アメリカ、東アジアなどで展開されてきた、これらを解明するのが経済統合理論で、バラッサ（Balassa）などの一連の研究がある。この経済統合を為替レート制度と関係させ、同一通貨による経済統合の可能性を分析したのがマンデル（Mundell）などの最適通貨圏理論である。最適通貨圏理論は、1960年代に変動相場制の有効性をめぐる議論の中で、固定相場制を採る方が効果的である経済的地域の版図を明確にしたもので、1国が最適通貨圏であるとは限らず、複数国が最適通貨圏となる可能性を示し、EUの通貨統合の理論的基礎を与えるものであった。

1国経済が経済発展を遂げるには種々の要素があるが、重要なのは経済成長をリードする投資をいかに実現するかである。そのためには国内に成長を主導し、投資の担い手であるリーディング・インダストリーが存在することが条件である。その投資の担い手が国内に存在しない場合には海外からの投資それも直接投資が必要となる。この関係を論じたのが直接投資の理論、国際資本移動の理論である。これを支えるのが立地論であり、最近では空間経済学として展開されている。

本論文では、環太平洋地域の事例研究を行うが、その際、経済発展の進んだ国（成熟国：developed country）、経済発展を実現している国（成長国：growing country）、経済発展の緒に着いて国（発展途上国：developing country）のカテゴリーに分類する。それを理論的に明らかにするのが、発展段階説であり、その典型にドイツの経済発展段階説の系譜を継ぐロストウ（Rostow）理論があり、国際収支構造から論ずるのが国際収支段階説で、クローサー（Crowther）やキンドルバーガー（Kindleberger）などによって展開された。さらに、最近では比較制度分析による制度分析も行われている。

第2節 経済統合理論

経済統合は、地域的な経済統合、すなわち経済的に密接な利害関係を持つ国々が相互の協力を目的として1つの市場圏をつくり、その内部の各国の差別待遇を排除し、経済厚生向上を図るものである。市場圏の外部（域外）に対しては、差別的な政策が採られることもあり、全世界的な規模の貿易・資本の自由化を志向するグローバリズムと1国経済の利害を追求するナショナリズムの中間形態としてのリージョナリズムとして理解されることもある。

経済統合の理論的研究としては、Viner（ヴァイナー）などの古典的議論、¹ バラッサの経済統合理論、マンデルなどの最適通貨圏の理論² などの系譜がある。バラッサは、結合の度合いによって経済統合を5つの段階に分類している。統合程度の緩い順から、1) 構成国間の関税及び数量制限が撤廃される「自由貿易地域」、2) 自由貿易地域に加え構成国の対外関税が共同決定されるようになる「関税同盟」、3) 貿易上の制限の撤廃にとどまらず、構成国間での資本・労働力等生産要素の移動の制限も撤廃される「共同市場」、4) 共同市場を基礎として構成国間で経済政策の調整がある程度行われることになる「経済同盟」、5) 経済政策が完全に統一され超国家的機関も設置される「完全な経済統合」である。このうち最初の2段階（自由貿易地域、関税同盟）は地域貿易協定であるが、地理的に近接していることを要請していない。一方、3段階～5段階までの「共同市場」、「経済同盟」、「完全な経済統合」は地理的に近接しているというところに特徴がある。

図表1 バラッサによる発展の諸段階

分類	形態	内容	地理的近接
1	自由貿易協定	FTA	なし
2	関税同盟	域外に対する共通関税	なし
3	共同市場	人や資本など生産要素の移動の自由化	有り

¹ ヴァイナーは、関税同盟では域内では自由化に向かう傾向があり、域外においては共通に貿易障壁を設定し、差別化に向かう傾向がある、という関税同盟の特徴を認識し、この2つの矛盾する効果を明らかにした。関税同盟における第1の効果は、貿易創出効果であり、第2の効果は貿易転換効果である。とりわけ貿易転換効果は関税同盟特有の効果とされており、経済統合の結果、どちらの効果が強く現れ、全体として厚生の変化はどの程度になるかが当時の関心の中心にあった。

² マンデルは、「同一通貨を使用する地域がどのような条件を満たせば最適な規模になるか」について明示している。

4	経済同盟	経済政策を調整	有り
5	完全な経済統合	経済政策を統一。超国家機関の設置。	有り

(出所) Balassa[1962]を基に筆者作成

現在ある経済統合体として代表的なのが、EU、NAFTA、ASEAN、MERCOSUR などである。これらの経済統合体の統合段階と特徴を簡単にまとめると次のようになるであろう。EU は最も進んだ統合体であり、通貨統一を果たし第4段階の「経済同盟」にあるといえる。また EU は先進国同士の統合体であるという特徴があるともいえる。NAFTA は先進国と発展途上国の組み合わせである。一方、ASEAN、MERCOSUR は発展途上同士の統合体である。

図表 2 経済統合体との基礎データの比較 (2010年)

地域経済統合体 Regional Economic Unit	加盟国 Member Countries	人口	名目GDP	1人当たり 名目GDP	貿易額 (輸出+輸入)
東南アジア諸国連合 ASEAN	10か国 Brunei, Cambodia, Indonesia, Laos, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand, Vietnam	5億9,000万人	1兆8,650億米ドル	3,111米ドル	1兆5,420億ドル
欧州連合 EU	27か国 Austria, Belgium, Bulgaria, Cyprus, Czech Republic, Denmark, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Ireland, Italy, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Malta, Netherlands, Poland, Portugal, Romania, Slovak Republic, Slovenia, Spain, Sweden, U.K.	4億9,900万人	16兆2,420億米ドル	32,537米ドル	9兆9,400億ドル
北米自由貿易協定 NAFTA	3か国 Canada, Mexico, U.S.A.	4億5,300万人	17兆1,380億米ドル	37,858米ドル	3兆6,030億ドル
南米南部共同市場 MERCOSUR	5か国 Argentina, Brazil, Paraguay, Uruguay, Venezuela	2億7,300万人	2兆8,120億米ドル	10,312米ドル	5,200億ドル

"Source: World Economic Outlook Database, September 2011 (Website of the International Monetary Fund, accessed in Dec. 2011)

Direction of Trade Statistics (Website of the International Monetary Fund, accessed in Dec. 2011)

Note: 推定値を含む。

* ASEAN, EU, NAFTA, MERCOSUR の一人当たり GDP は、名目 GDP を人口で除して日本アセアンセンターで試算。Including estimated figures.

* GDP per capita for ASEAN, EU, NAFTA, MERCOSUR are calculated by the ASEAN-Japan Centre by dividing nominal GDP by population."

経済統合理論とその後の実証研究をサーベイしたのが図表 3 である。ここでは、各論文の詳細には触れないが、経済統合および経済波及効果について数多くの実証研究がなされて来ている。

図表 3 実証研究の系譜

著者	期間	貿易協定	方法論	結果
Balassa [1967, 1974]	1953-1965	European Economic Community	輸入需要における弾力 性変化の分析	創出効果と転換効果
Han [1992]	1960-1980	Countries not members of EEC	仮想貿易フロー	創出効果と転換効果
Gould [1998]	1980-1996	NAFTA	重力方程式	転換効果を確認できず
Krueger [1999,2000]	1980-1998	NAFTA	重力方程式	創出効果
Endoh [1999]	1960-1994	EEC, Latin American Free Trade Association, Council of Mutual Economic Assistance, Japan	重力方程式	創出効果と転換効果
Romalis [2002]	1989-2000	NAFTA	重力方程式	転換効果
Fukao <i>et al</i> [2002]	1992-1998	NAFTA & Asian Region	重力方程式	転換効果
Datta <i>et al</i> [2003]	1989-2001	NAFTA	重力方程式	創出効果と転換効果
Koo <i>et al</i> [2006]	1992-1998	ASEAN Free Trade Agreement, Andean Community, EU, NAFTA	重力方程式	転換効果を確認できず
Jayasinghe <i>et al</i> [2007]	1985-2000	NAFTA	重力方程式	創出効果と転換効果
Susanto <i>et al</i> [2007]	1989-2005	NAFTA	重力方程式	創出効果
Ando [2007]	Varios	Japan-Singapur and Japan y Mexico EPA	重力方程式	日墨 EPA による創出効果
Mukunoki [2008]	2003-2006	Japan y Mexico	トリプル ディフエレ ンス モデル	創出効果
Muhammad <i>et al</i> [2009]	1986-2005	RTAs North and South America	重力方程式	創出効果と転換効果

(出所) Maria Guadalupe Lugo Sanchez[2014]による。

第3節 直接投資理論・立地論

[3.1] 直接投資理論

直接投資は、収益の獲得を目的とした資金の移動という点に関しては間接投資と同じであるが、間接投資よりも積極的な意味合いを持つ。間接投資においては投下資金の最終的な用途は問題にされず、利子、配当、キャピタルゲインといった投下資金の回収が問題となる。

これに対して直接投資では投資先での企業経営が前提となっており、どのような分野に投資を行い、いかに事業を立上げ、軌道に乗せ、利益を獲得するか、そのために資金をどのような経営資源に配分するかといったより積極的・戦略的な意思決定が行われることとなる。また、直接投資においては、資金の移動と同時にさまざまな経営資源の移動が発生する。移動が生じる経営資源としては、設備機械、技術、生産管理手法、マーケティング手法、経営ノウハウといった有形・無形の要素が挙げられる。直接投資について検討を行う場合には、このような資金以外の経営資源の移動が行われる点に注意する必要がある。

海外直接投資を行う目的としては主に、①海外の安価な生産要素を求める場合、②海外における自社の製品のマーケットシェアを拡大しようとする場合、③関税の付加を回避しようとする場合、④輸出が増大することによる貿易摩擦を回避しようとする場合、などが挙げられる。

海外直接投資は主に上述した要因によって実施されるが、海外直接投資の理論としては、①相対的な資本存在量の差に基づく説明、②多国籍企業の独占・寡占行動に基づく説明、③経営資源の移動に基づく説明、などの3つの分野に大別される。

①は、資本豊富な国から、資本不足の国への資本移動が直接投資であるという理論で、マクドゥガル・モデルとして知られるものである(MacDougall[1960])。資本豊富国では相対的に資本の限界価値生産性が低く、資本不足国では逆に高くなる。したがって、より高い収益を求めて、資本が資本豊富国から資本不足国へ移動し、これが直接投資であるという考え方である。資本の限界生産性は近似的には利子率に等しいので、このモデルは利子率格差で直接投資が行われることを意味する。直接投資は低賃金を求めて行われるという考え方も、このモデルの一部に含めることができる。低賃金国とは労働が豊富な国で、これは資本不足国である。したがって、低賃金国に向かって直接投資が行われるということと、資本不足国へ向かって直接投資が行われるということは同じである。また、労働豊富

国では、通常、資本の限界価値生産性が高くなるから、低賃金国（労働豊富国）に向けて直接投資を行うことと、資本の限界生産性が高い国へ投資するということが、内容上ほとんど同じである。したがって、成長国・発展途上国が海外から直接投資を受け入れる場合に当て嵌まる理論である。³

②は、多国籍企業が独寡占レント（独寡占による収入）を確保するために行うのが直接投資であるという理論である。直接投資を行う企業として米国の多国籍企業を念頭に置くと、これらは世界的な巨大企業であり、特に途上国を進出先に考えると、進出先のどの現地企業と比較しても抜群に規模が大きい。したがって、それらの多国籍企業が直接投資してつくった現地企業は、現地の市場をほぼ独占・寡占的に支配できる。この独占・寡占から得られる独占利潤を目指して、直接投資が行われるというものである。独占利潤の額が十分に大きければ、異国という不利な条件を克服しても進出しようという誘引が生まれる。直接投資が独占・寡占的多国籍企業の国際展開と結び付いているという命題は、のちにハイマー・キンドルバーガーの命題と呼ばれ、直接投資についての一つの理論となった（Hymer[1960]、Kindleberger[1969]）。この理論は1960年代の米国の多国籍企業の行動の分析から生まれたものであるが、多国籍企業は国家の枠を越えたもので、独占利潤を追求するあまり、国に対して悪をなすこともあるかもしれないという警戒感が、この議論の背景にあるともいわれる。

資本存在量による説明は、証券投資と直接投資を区別せず、また双方向の直接投資を説明できなかった。多国籍企業の独占行動による説明は、直接投資する国がアメリカだけではなく現在の状況には適用しにくい。両者の欠点を補う新しい理論として登場してきたのが、小宮隆太郎などのとなえる「経営資源の国際間移動」という説明である（小宮[1972]）。ここでの経営資源は、その企業の競争力を形作るさまざまな要素で、具体的には、特許などの技術、製造現場での技能、マーケティング・営業などのノウハウ、経営者の経営能力などを指す。この経営資源の国際間の移動が直接投資であるという考え方である。日本に進出しているアメリカの企業は、日本企業が持っていない優れた技術・製品・サービスを持っていることが多い。日本からアメリカに進出している企業も、

³ 19世紀の帝国主義の時代における本国から植民地への直接投資のように、植民地での鉱山・プランテーション・鉄道などへの投資は高い限界価値生産性（収益）をもたらすが、これらの活動を行う現地企業は存在せず、ゆえに現地企業への証券投資という方法は不可能であった。高い限界価値生産性の成果を手に入れようとすれば、直接投資しか方法がなかったわけである。

独自の技術を持っている企業が多い。このような、日米間の直接投資は、この経営資源の国際移動として解釈できる場合が多い。

これらの理論に対して、OLI モデルが Duning [1979] により提唱された。これは、以上のような理論を統合するもので、所有特長的優位 (Ownership specific advantages)、立地特長的優位 (Location specific advantages)、内部化インセンティブ (Internalization incentives) を考慮している。特に経済活動の場としてその国の魅力度を決定する要素を重視する。生産要素の賦存・輸送費、関税・非関税障壁、投資インセンティブ、インフラ、技術基盤なその供給側の要因と、市場規模・成長率、発展段階などの需要側の要因も考慮する。成長国・発展途上国の直接投資導入に関しては、この立地特長的優位が重要であろう。

[3.2] 立地論の整理

立地論は、主に経済的行為を扱っており、その対象は経済的行為の場所としての立地、あるいは経済行為としての立地選択を対象としている。⁴ 立地論の先駆的業績は、ドイツを中心に、19 世紀半ばから 20 世紀前半までに発表された。主なものとしては、Thünen[1826]、Weber[1909]、Christaller[1933]、Lösch[1940]などがあり、それぞれの書物は農業立地論、工業立地論、中心地理論として知られている。チューネン (Thünen) の農業立地論は、都市内部土地利用理論や都市住宅の立地モデルに応用され、都市経済学の一分野を形成するのに寄与し、ウェーバー (Weber) の工業立地論は、地域科学・都市経済学の発展に寄与した。⁵ クリスタラー (Christaller) の中心地理論は、都市システム論や商業立地論に理論的な支柱を提供し、ロッシュ (Lösch) の理論は、空間的な立地競争のモデル化に貢献し、ミクロ経済学や産業組織論の分野で研究が進んでいる。⁶

これらの理論を基に、現在でも企業の立地に関する多くの研究がなされており、企業の行動に重要な役割を担っている。ただし、上記の理論は主に国内の立地に関するものであった。立地論を元に企業の海外立地行動の分析が行われるようになったのは、1960 年代以

⁴ 立地論はその性質から、経済地理学において研究が進められ、数多くの成果を積み重ねてきた。経済地理学の基本的課題は「生産や消費といった経済現象の空間性や地域性、場所性に着目し、それらの連関や連関の創り出す構造」の解明にある。(松原宏[2006]、p.3) そのため、経済活動の地理的分布や立地の地域選択に着目する立地論は、経済地理学の根底を支える理論として位置づけられている。

⁵ 佐藤[2008]p.42

⁶ 佐藤[2008]p.43

降になる。⁷

海外進出を意図する企業にとって、海外立地は経営戦略をたてる上で重要な要素となっている。通常、企業が海外展開をする主な要因としては、競争力向上の為のコスト削減、成長戦略の為の市場開拓等が挙げられる。コスト削減の場合には、主に製造コスト削減のために安価な労働力を求めて、先進国から発展途上国への進出となる。⁸ 一方、市場拡大を意図した進出の場合、先進国および購買力の増加が見込まれる地域への進出となる。⁹

特に製造業の場合、初期段階ではコスト削減を意図した進出が多く見られる。多くの日系製造業企業は 1980 年代以降の外部経済環境の変化に対応する形で、競争力向上の為に積極的に海外進出を行ってきた。ただし、企業にとって、海外進出の際には多くの不確実性への対処という課題が存在する。特に現地での雇用慣行や、言語の違い、文化といった面での対処が求められる。実際、投資受入国において事前には予想していなかった事態に直面し、不本意な撤退に至る海外子会社も少なくない (Makino, Chan, Isobe, and Beamish[2007])。

自国にて現地情報の入手が困難な場合、これらの不確実性に対処するために、日系企業の同業他社の進出行動は参考になる。一般的に、日系企業は日本の同業他社の行動に追随する形で同じ地域に立地する傾向があるという議論が行われている (Belderbos and Caree[2002]、Wakasugi[2005])。とりわけ、直近の同業他社の投資活動は、海外進出を計画する企業にとっては重要な意味を持つ。Chan, Makino and Isobe[2006]は、海外進出を検討している日系企業は、異なる産業の企業の直近の投資よりも、同業他社の直近の投資行動に強く反応して同じ国へ参入する傾向を指摘している。本論で対象となる日系自動車部品企業に関しては、一般的に、日本の自動車部品企業は日本で取引関係をもつ完成車企業の海外進出に追随して海外製造拠点を立地するといわれている (Smith and Florida[1994]、Martin, Swaminathan and Mitchell[1998])。¹⁰

⁷ 例えば、ヴァーノン (Vernon) はニューヨーク大都市圏の工業立地についてのフーバー (Hoover) との共同研究をベースに、アメリカ多国籍企業の海外立地行動を先駆的に研究している。

⁸ Vernon[1974] は、プロダクトサイクル論を用いて、企業の海外進出を製品のライフサイクルという概念に基づき説明している。製品のライフサイクルが納入期、ヴァーノンによれば、成長期、成熟期、衰退期と進むにしたがって、当該製品の生産技術が模倣され、生産コストが低下する。そのため、他の企業による製品の模倣が可能となる。そのような状況で、競争優位を保つため、生産コストが低い海外に工場を立地していくとしている。

⁹ 例えば、Chan, Makino and Isobe [2010]は、企業が成長の機会を求めて新興国市場に立地する場合、先進国と比べて国内地域間での事業環境の違いが大きいため、立地選択は経営成果に多分に影響することを指摘している。

¹⁰ 林[2013]は、中国に進出した日系自動車部品企業の立地選択に関して、他国ではなく日本の同業他社や

また、産業集積の観点から立地選択に関する指摘がある。Chan, Makino and Isobe [2006] は、組織間関係における模倣的同型化取り上げ、企業が海外市場参入において直面する不確実性に対応するために先行する他社の立地を模倣する傾向を持ち、結果として競合他社と同じ地域に集中して立地することを指摘している。投資受入国において、ある特定国の企業が集中して立地する地域ほど、その特定国に特有な社会基盤が形成されており、当該特定国の言語を利用可能な現地労働者や技術者などの経営資源を入手しやすい(Chang and Park[2005])。¹¹ そのような地域では、当該特定国に特有なコミュニティが形成されており、企業間での関係の構築や情報の共有が促進される(Tan and Mayer[2011])。

第4節 発展段階説

[4.1] ロストウの経済発展論

ドイツの経済発展段階説の伝統を引き継ぎ、経済成長論を踏まえて経済発展を論じたのが、ロストウ (Rostow, W.W) である。Rostow[1960]は、経済の発展段階説を5段階に分けて論じた。第1段階(伝統的社会)は、産業構造が在来産業のモノカルチャーで、労働生産性も低く、経済活動の大部分が食料確保のための農業生産に向けられている。第2段階(離陸先行期)は、経済の成長局面・好循環局面に移る離陸のための必要条件が徐々に満たされていく期間である。経済の成長局面・好循環局面とは具体的には1人当たりのGNPが持続的に上昇していく期間である。第3段階(離陸take-off)は、貯蓄率と投資率が急速に高まり、1人当りGNPは持続的な上昇を開始する。ロストウは離陸期の特徴を3つあげており、それは、①投資率が5%以下から10%以上に増加すること、②主導産業があらわれ他の産業部門の成長を誘発すること、③経済成長を持続するための政治的・社会的・制度的な枠組みが成立すること、である。第4段階(成熟化)は、離陸期の後にくる波動を伴う長い進歩の時期である。特徴として、近代的産業技術が全分野に広がり主導産業が重化学工業になり、産業構造は第2次産業に特化する。第5段階(高度大量消費)は、成熟化の時代を経て国民一般の所得水準が更に上昇すると消費需要の構造が変化し耐久消費財やサービスに対する需要が爆発的に増大する。

主要な顧客企業の行動に大きく依存することを示唆している。

¹¹ Chung and Song[2004]は、地域経済における産業集積に注目し、複数の同業他社が形成する産業集積の外部経済を求めて、企業と近接する場所に立地する傾向を持つことを指摘している。

その概要は以下の通りである。¹²

① 伝統社会

伝統社会とは、その構造の発展がニュートン以前の科学と技術とに基礎をおいた時代である。伝統社会に関する中心的事実は1人当り産出高の到達する水準に上限があったということである。この上限は、ニュートンの出現によって劃される近代科学および技術にその源をもつさまざまな潜在的 가능성이、当時にあつては、まだ利用できる形になっていなかったという事実、ないしはまだ規則的かつ組織的に応用されるに至らなかったという事実によって生じたものである。一般的に、これらの社会では、生産性の限界のために、その資源のきわめて大きい割合を農業に向けた。農業を基礎として、家族や氏族の紐帯が社会組織のなかで、大きな役割を演じた。

② 離陸のための諸条件

これは伝統社会と、成長のための離陸の過渡期に当たる。離陸のための諸条件はイギリスでは内生的に発生したが、イギリス以外の多くの国においては、内生的に起こったのではなく、より進んだ社会による外部からの衝撃によって起こっている。

③ 離陸

離陸期においては新しい工業が急速に発展して利潤を生み出し、その利潤の大部分が新しい工場設備に再投資される。そしてこれらの新しい工業が、今後は工場労働者に対する需要およびそれらの労働者の生活に必要な諸々のサービスに対する需要の急速な増大、その他の製造品に対する需要の急速な増大を通じて、都市地域の発展や他の工業設備の拡大を一層刺激することになる。農業が商業化するにつれて、新技術が工業におけると同様に農業にも普及してゆく。離陸が成功するためには農業の生産性の革命的な増大が不可欠の要件である。

④ 成熟化

国の経済は世界経済の一環となり、かつて輸入された商品が国内で生産され、新たな輸入需要が発展し、それに見合うための新たな輸出商品が作り出される。離陸がはじまってから大体60年後、離陸が終ってから20年後に成熟期と呼ばれる段階に到達するのが一般である。

⑤ 高度大衆消費時代

この高度大衆消費時代においては、主導部門が耐久消費財とサービスに向って移ってゆ

¹² 松井[1967]、Rostow[1960]第2章。

く。この段階においては2つのことが起こった。第1は1人当たり実質所得が上昇して、多数の人々が基礎的な衣食住を超える消費を自由に行えるようになったことであり、第1は労働力構造が変化し、単に全人口中に占める都市人口の比率が増加しただけでなく、事務労働者や熟練労働者の比率が増加したことである。これらの経済的变化に加えて、社会は、近代技術の一層の拡大をすべてに優先する目的として受け入れることをやめてしまった。たとえば西ヨーロッパ社会は、増大した資源を社会福祉と社会保障に割り当てるという傾向をとりはじめている。福祉国家の出現である。

[4.2] 国際収支段階説

一国における国際収支構造の長期的なパターン変化から、1国の経済発展の段階を明らかにするのが、いわゆる「国際収支段階説」で、クローザーやキンドルバーガーによって提唱されたものである。¹³

その概要は、1国経済における国内貯蓄と国内投資のバランスが経済の発展段階に応じて変化していくことに着目する。国際収支発展段階説は、中期的な経常収支の決定要因をより長期的な視点に立って、国内における資産、(ストック)の蓄積過程として理解しようとするものである。1国経済はその経済の発展に応じて、対外的な債務国から債権国へ、さらには債権回収国へと6つの発展段階を経験するとされている。この6つの発展段階とそれに対応する投資収益を除く「財・サービス収支」、「投資収益収支」、「経常収支」及び「長期資本収支」の動きを示している。¹⁴

1国経済は、経済の発展段階の初期においては、まず資本輸入国として登場する。それは経済発展の初期には国内貯蓄が不十分で開発に必要な資本は外資に頼らざるを得ないからである。資本輸入国の長期資本収支はこの時黒字となるが、その裏返しで経常収支は赤字となる。すなわち、フローだけでなくストック(経常収支の累積和としてのネットの対外資産)でも債権国であるため、投資収益も支払い超過で赤字となるほか、投資収益を除く財・サービス収支も輸出産業の未発達から赤字となっている。

経済の発展とともに財・サービス収支はやがて黒字に転ずる(債務国としては成熟段階)、それが投資収益収支の赤字を上回る段階に達すると、この国の経常収支は黒字に転じ、その裏返しとして長期資本収支は純流出に転ずる。この段階でこの国はストックにおいては

¹³ Kindleberger[1963]、相原光・志田明訳[1966]pp.409~424。Crowther[1957]pp.8~12, Table 1.

¹⁴ 『経済白書 1984年』第2章第4節1.

なお債務国であるが、フローとしては債務返済国になっている。

次に債務がすべて返済され、その後も経常収支の黒字、すなわち長期資本収支の赤字(流出)が続くとこの国はストックでみて債権国に転じ、その結果投資収益収支が赤字から黒字に転ずる。言い換えると債務国と債権国とを分かつのは、投資収益収支である。

やがて財・サービス産業の国際競争力が衰えて財・サービス収支が赤字に転じる(債権国としては成熟段階)、この財・サービス収支の赤字が投資収益収支の黒字を上回るようになると、経常収支は赤字に、すなわち長期資本収支は黒字に転ずるが、これはこの国がそれまで蓄積した債権を回収する段階に入ったことを意味している。¹⁵

¹⁵ この「国際収支段階説」を裏付ける例として、しばしばイギリス、アメリカの歴史的な経験がある。例えば、ヴィクトリア王朝時代(1837～1901年)のイギリス、第1次大戦前後のアメリカでは、債務国から債権国への転換が生じている。イギリスについては、その経常収支は1800年代の初めから黒字であったが、1851～1890年には経常収支黒字の名目GNP比率は平均3.8%と極めて大幅なものとなった。この間に貿易収支は赤字基調で推移したが、海運を中心とするサービス収支、および投資収益収支の大幅黒字がこの経常収支黒字をもたらした。こうした経常収支黒字を背景にイギリスの長期資本輸出は1800年代後半に本格化し、第1次大戦直前にピークに達した。しかし、1920年代に入ると経常収支黒字は減少し始め、1926年には経常収支は遂に赤字化した。従って、この時期以降第2次大戦までイギリスは「債権回収国」の段階にあったことになる。第2次大戦後には、イギリスの国際収支構造は投資収益収支の黒字を主体とした経常収支黒字を維持しており、「成熟した債権国」の特徴を備えていたところが、1970年代後半には国際競争力の低下からイギリスの経常収支は赤字に転じた。しかしその後1970年代末の北海油田の発掘から貿易収支が大幅に改善し、経常収支は、再び黒字を計上している。このことは、自然資源の発掘によって一国の国際収支構造が発展段階説と乖離した動きを示すことがありうることを示す例と言えよう。

一方、アメリカは1870年代まで「財・サービス収支」は赤字であり、経常収支も1880年代までは赤字であった。また投資収益収支が黒字化したのはようやく1910年代のことである。このことから、アメリカは1870年代以前に「未成熟の債務国」、1870年代から1890年代にかけて「成熟した債務国」であり、1890年代から1910年代にかけて「債務返済国」の段階にあったと言えよう。その後、1910年代に投資収益収支が黒字化すると共に「未成熟の債権国」に移行したと考えられる。そして、第1次大戦を境にしてアメリカはイギリスに代って世界における主要な資本ないし貯蓄供給国へと発展していったのである。

戦後においては、1960年代末には投資収益収支の黒字により経常収支の黒字を維持するという「成熟した債権国」の段階に達している。この間に、経常収支黒字の対名目GNPが大幅であったのは1911～1940年であったが、その比率は2.4%とイギリスの場合と比べて相対的に小さかった。この間のアメリカの長期資本の流出は、第1次大戦後及び第2次大戦後に政府部門の長期資本流出が大幅であったこと、また先進国向け直接投資の比率が高かったこと等の特徴があった。さらに最近では、1982年以来アメリカの経常収支は赤字化し、1983年にはその赤字幅は408億ドル(対名目GNP比で1.2%)に達しており、84年には800億ドルに上るとの予想もなされている。ところで、83年末におけるアメリカのネットの対外資産は1,250億ドルと推定されている。こうした大幅な経常収支赤字が2年続く場合には、アメリカのネットの対外資産はマイナスとなり、アメリカは対外的な「債務国」の状況に陥ることになる。1910年代以来「債権国」として70年にわたって蓄積して来たネットの対外資産は、アメリカ国の実質高金利とドル高騰によっていまやゼロになろうとしている。(『経済白書1984年』第2章4.による)

図表 4 国際収支の発展段階

発展段階	経常収支		貿易・サービス収支		所得収支		資本収支		対外純資産残高		備考
	赤字←	→黒字	赤字←	→黒字	赤字←	→黒字	赤字←	→黒字	赤字←	→黒字	
I 未成熟な債務国	赤		赤		赤		赤		赤		経済発展の初期で国内貯蓄が不十分。投資のためには海外からの資金流入が必要。産業基盤もなく貿易サービス収支も赤字。
II 成熟した債務国	赤		黒		赤		赤		赤		輸出産業の成長から貿易サービス収支が黒字化。しかし過去の債務の返済のため所得収支が赤字が続く。
III 債務返済国	黒		黒		赤		赤		赤		輸出の増加により貿易サービス収支の黒字が所得収支の赤字を上回り経常種子が黒字化。資本収支も赤字化する。
IV 未成熟な債権国	黒		黒		黒		赤		赤		資本収支の赤字化(=資本の海外流出)により海外資産残高が増大し、所得収支が黒字化する段階。
V 成熟した債権国	黒		黒		黒		赤		赤		蓄積された対外資産の規模がおおきくなるとともに、所得収支の黒字がさらに増大する。一方で、賃金上昇などから貿易サービス収支が赤字化する。
VI 債権取り崩し国	赤		赤		黒		赤		赤		貿易サービス収支の赤字が増大し所得収支の黒字を上回ると経常収支が赤字化。資本収支も黒字化し海外資産残高が減少へ。

(出所) <http://www5.cao.go.jp/keizai3/shihyo/2005/1205/681.html>

第 5 節 国際比較制度分析

[5.1] 比較制度分析の国際版

1990 代以降、比較制度分析(comparative institution analysis)が展開されてきた。日米の企業組織を情報共有型、情報分散型の区別から整理した青木等[1996]の研究がその嚆矢である。¹⁶ 比較制度分析は、同じ資本主義の経済体制であっても、どのような制度配置がその中で成立しているかによって、多様な資本主義があり得るという現実を認め、そうした現実が生成する過程と変化する過程とを、ゲーム理論などのミクロ経済学的手法によって説明する。

このアイデアを金融システムに応用したのが、Allen and Gale[2000]などの分析で、世界銀行でも積極的に調査活動が行われきた。これは、金融情報技術革新、ユーロ圏の成立などを踏まえて、金融システムの国際比較の研究を比較制度分析のフレームワークの活用

¹⁶ 青木昌彦、奥野正寛編『1996』。

により行うもので、その議論のエッセンスは、アメリカ型ないしアングロアメリカン・システムを資本市場型システム(capital market-based system)と考へ、ヨーロッパ大陸型ないし間接金融優位型システム(bank-based system)と対比させ、そのうえで金融グローバリゼーションの一般的傾向として大陸型からアメリカ型への移行が進む程度をチェックすることで、その意義を論ずるものである。

金融システムを比較するのは、ゲーム理論的な比較経済制度的考察からも重要であるが、たとえばユーロの導入に伴う一元的金融政策の各国への影響度・パフォーマンスは、そのトランスミッション・メカニズムに依存するはずで、そのトランスミッション・メカニズムは基本的には金融システムという信用チャネルが重要になる。その意味でも、金融システムの国際比較は重要になるといえよう。¹⁷

世界銀行の調査グループは、経済発展と金融システムの関連を精力的に研究している。これは、1 国経済が発展する上で、銀行型システムが有利なのか、それとも市場型システムが有利なのかを明らかにしようという問題意識に基づくものである。いずれの金融システムが有効なのか否かは、金融規制にも関わっており、とくに銀行型システムに対する規制が金融機関にある種のレントを与えることになり、そのレントでリスクを吸収するので金融規制のあるシステムが経済発展に寄与したとの議論があり(financial restraint)、その実証を世界銀行が試みているともいえよう。

たとえば、Beck、Demirgüç-Kunt and Levine[1999]は、各国の金融構造について体系的整理を新たなデータベースによって構築すべく、約 150 カ国について、データの整合性を維持しつつ銀行型システムと市場型システムの整理を行っている。この新たなデータベースを活用して、Demirgüç-Kunt and Levine[1999]、Beck, Demirgüç-Kunt, Levine, Maksimovic and Vojislav[2000]、Demirgüç-Kunt and Huizinga[2000]、Demirgüç-Kunt and Maksimovic[2000]、Beck, Demirgüç-Kunt and Levine[2001]は、経済発展と金融システムの選択の関連を分析している。

[5.2] 法的起源論

経済システムの比較分析に重要なのは、制度の根幹をなす法制度とくに商法・経済法・会社法の有り様であるというのが、法的起源論の分析である。1990 年後半以降、「法と金融」と題する論文が幾つか発表され、計量経済学手法によって、各国の金融システムを法

¹⁷ 村本[2005](b)、第 9 章。

制・会計制度・債権者保護・株主保護などから明らかにし、大陸法(シビル・ロー)由来と英米法(コモン・ロー)由来とでは、その制度的な有効性が異なることを示した法的起源論が盛んになった。これは、その論文の発表者の名前の頭文字をとって、LLSV 仮説とも呼ばれる。¹⁸

法律分野とくに比較法が法系論などとして議論された時期があり、英米法対大陸法の相違が所有概念などをめぐって展開されてきた。¹⁹ 法的起源論は、この比較法の分野に一石を投じるもので、法律学者によって種々の議論が行われている。

これに対して、経済学の分野では、経済発展に対して、シビル・ロー由来の国々とコモン・ロー由来の国にとではどちらが有効か、その結果として銀行型の金融システムと市場型の金融システムとではどちらが望ましいかなどといった議論が、先の Allen and Gale[2000] や世界銀行の研究スタッフなどによって展開された。最近では世界銀行の *Doing Business Report* でも同じような視点で議論が行われており、各国の経済的なランキングが公表されている。²⁰

法的起源論では、平時にはコモン・ロー由来の金融制度その典型としての市場型金融システムのパフォーマンスが高いが、リーマン・ショック以降の世界金融危機などのような有事にはシビル・ロー由来の銀行型システムの頑健性が高いことも示されている。日本の金融システムは、このような議論では銀行型システムと整理されるが、確かに世界金融危機で日本の金融システムは欧米に比べて深刻な影響がなかったことは、その全てではないにせよ、その傍証かもしれない。

この法的起源論からすると、シビル・ロー由来の国では、協同組織金融機関の存在の比重が高く、コモン・ロー由来の国ではその比重が低いという仮説が妥当する可能性が高い。

¹⁸ La Porta, Florenico Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, Roert Vishny の頭文字を取っている。

¹⁹ 五十嵐[2010a]によると、法系論とは、世界に存する無数の法秩序(法域)を、何らかの類似点を基準として、いくつかの「法系(legal systems)」、「法族(legal families)」、「法圏(Rwchtsreise)」に分けることを試みる学問とされている(p.184)。松尾[2011a]は、「法系」概念と「法伝統(legal tradition)」、「法的起源(law origin)」、「法文化(law culture)」を区別している。松尾[2011a]は法系と法伝統が同義に用いられることがある一方で、法系を静態的な法システムの分類とし、法伝統を法システムの動態(安定と変化を継続的に繰り返す一塊の法システム)と捉えることもあるとする。法的起源は各々の法システムの歴史的発展経緯、それに基づく法源、法律家による法の解釈・運用方法、法概念の特色などを意味し、歴史的動態の要素を含む法系・法伝統と実質的に同義とする。法文化は法伝統と同義に使用される他、よりミクロ的な特定の制度の特徴を指摘することもある(法意識・訴訟観・法解釈方法・婚姻形態・共同所有形態・契約観についての法文化というような使われ方である(p.181)。

²⁰ 村本[2005]第9章参照。

第6節 小括

本論文では、環太平洋地域の成熟国（日本）・成長国（メキシコ）・発展途上国（ベトナム）の比較研究分析を行うという観点から、以上の理論的先行研究を念頭に置き、随時その成果を活用する。この3種類の国々を識別する際には、主に段階説、とくに国際収支段階説を用いる。

また、各国の経済発展・経済成長の原動力としての投資（国内、対内）を分析する場合には直接投資理論の成果を基礎とする。特に、経済発展・経済成長の担い手としてのリーディング・インダストリーないし主要企業についての分析で、その成果を基礎とする。基本的理解は、成熟国である日本は国内企業が担い手であり、成長国（メキシコ）・発展途上国（ベトナム）では対内直接投資により海外企業が投資の担い手になることに注目する。この場合、日系企業がその担い手になっており、その進出に伴う諸問題に注目する。予め言えば、成長国・発展途上国ではリーディング・インダストリーを支えるサポーティング・インダストリーが未整備であることを重視する（「2 Tier-system」の未整備）。サポーティング・インダストリーの担い手となる中小企業が未成熟で十分に育っておらず、それを支援・育成する金融システムが十分に機能していない点にも注目する。このような分析には金融システムの国際比較分析の成果が有益であるが、成長国・発展途上国ではその研究成果を適用する素地である金融システム自体も未整備であるので、十分な検証は困難である。さらに、法的起源論の知見も重要であるが、本論文では立ち入ってはいない。

第2章 成熟国モデルとしての日本のシステム

第1節 本章の位置付け

[1.1] 成熟国としての日本 ―その成長促進要因等―

経済発展に与える海外からの投資、とくに直接投資の効果が有効であることは諸理論の示す通りである。この観点から成熟国としての日本の経験を、第2次大戦後に限定して整理する。予め言えば、日本の成長モデルでの対内直接投資の影響力は大きなものではなく、むしろ海外からの技術導入・技術移転を取り入れ、それを内生化することにより、生産活動を活発化させ、経済成長の梃子にしたと考えられる。日本の経済発展・工業化（イノベーション）を考察するとき、明治期の殖産興業政策にまで遡る必要もあるが、その後の歴史的経緯もあり、成長国（メキシコ）と発展途上国（ベトナム）との比較および同時代での経済発展度の相違という観点から、戦後期に限定する。

戦後期の日本は戦後復興期・高度成長期・安定成長期・成熟期という推移を経ている。戦後復興期は、戦争で疲弊した経済を立て直すために、各種の経済措置（預金封鎖・新円切り替え、ドッチライン、金融制度改革、政策金融システム整備等）が採られた。限られた資源を有効に活用する方策として、傾斜生産方式・傾斜金融方式などが採用された。石炭・鉄鋼の増産に資源を重点的に投入したのが傾斜生産方式で、その後朝鮮戦争の特需もあり、復興経済は経済成長段階に移行した。計画造船を推進した日本開発銀行の融資など政策金融も効果的であった。²¹ これらは資本の本源的蓄積が明治期以来の経済発展の中で一定程度行なわれたこと、国民の高い貯蓄性向があったこと、金融システムが資金供給システム意図して機能したこと、中央銀行である日本銀行の成長資金供給が機能したことなどによる。

戦後復興期以降、民間企業は海外からの積極的に新技術を導入し、それを体化した民間設備投資が精力的に展開され、内需として経済成長を牽引した。工業化に際して、海外企業の誘致ではなく、技術移転の導入を積極的に行なった。反面、対内直接投資という要素は少なかった。外国企業を誘致、その活動を経済成長のエンジンにするという形（対内直接投資）は採らず、明治期以来国内で活動してきた多くの民間企業の活力が技術導入を梃子に成長の担い手となった。また、戦後期にも多くの新興企業が電機・自動車などのリー

²¹ 経済史研究者の間では、戦後復興期を捉える際、①統制経済という観点から1940年代を一つの時代と捉える研究、②戦時経済期と復興期とを区別した上で、復興期を改革の時代と捉える研究、③戦時経済期から戦後の高度成長期にかけての連続性を強調する研究、がある。本章では、復興期は戦後経済の構造を支える基盤を作り出している過渡期とする武田[2007]に依拠している（pp.2～5）。

ディング・インダストリーに登場して、成長を促進した。1960年代後半以降の高度成長後期には輸出主導の経済成長になったが、大きな傾向は変わらない。²²

無論、海外からの資金導入としては、インフラ整備等（東海道新幹線、高速道路、火力発電所整備、製鉄所整備等）のために世界銀行からの融資の受け入れがあった。²³ これ以外は、高い国内貯蓄率に支えられ、政策金融システムとそれに追随する形での民間金融システムが円滑に機能した。国民の旺盛な貯蓄志向が、民間金融機関を通じて、企業融資に仲介されたほか、郵便貯金等を通じて政府金融機関の融資が先導的な効果を持った。²⁴ 金融システムの有効性のほか、政府と民間の協力が良好に機能したこと（産業政策等）、日本の経営に見られた労使協調も効果的であったし、日本人の高い教育水準や勤勉性なども、経済成長・経済発展には寄与したというのが、一般的な理解である。いわば、政府・企業・労働者という政労使が、対立・敵対関係にあるのではなく、協力・協調関係を保ち、それを金融システムが支えたという構造があった。²⁵ これらの整理は戦後日本の経済成長に関

²² 対内直接投資として、たとえば、日本に進出しているアメリカの企業などがある。これらは、日本企業が持っていない優れた技術・製品・サービスを持っている例に多い。優れた医薬品を持つ外資系の医薬品メーカー、汎用コンピューターという当時圧倒的優位を持っていたIBM、パソコンのOSやソフトウェアで他の追随を許さないマイクロソフト社やロータス社など、サービス業ではファーストフードという新しいサービス形態を持ち込んだマクドナルドはそれである。しかし、これらの直接投資は日本経済のリーディング・インダストリーにはならなかったというのが、本論文の立場である。

²³ 日本はサンフランシスコで講和条約を調印した翌年の1952年8月にIMF・世界銀行に加盟し、戦後復興に必要な多額の資金を借り入れた。1953年10月の関西電力・九州電力・中部電力の火力発電施設等の電源開発、を皮切りに、愛知用水、製鉄会社・造船会社・自動車会社、高速道路、東海道新幹線など1966年7月まで31件のプロジェクトで、8億6,300万ドルの融資を受けたが、各プロジェクトの半分ないし3分の1程度を占める規模であった。道路建設などには世銀が新技術の導入や企業体質の強化を求める条件を出し、外国人コンサルタントにより最先端の技術が導入されたという（クロソイド曲線、透視図法、修景設計など）。民間企業の借入は日本開発銀行が世銀から直接借入を受け、民間企業に供与した。道路公団などは世銀から直接借り入れた。最後の完済は1990年であった。詳細はAbe[2011][2013]。

²⁴ 1955年以降70年代初頭に日本は高成長期にあったが、金融システム的には法人企業部門が高水準の資金不足（投資超過）にあり、これを個人部門の高水準の資金余剰（貯蓄超過）が埋める構造であった。個人部門の貯蓄資金を金融機関に集中し、成長戦略産業に低利で重点的に配分することを企図して、金利規制・業務分野規制・内外市場分断規制・起債調整などが行なわれた。（日本銀行『わが国の金融制度（新版）』1995年、p.32）。この時期の金融システムの構造を、間接金融の優位、オーバーボロイング、オーバーローン、資金偏在として整理することもある。

²⁵ 例えば、『ゼミナール 日本経済入門』[1985]、pp.4～11。戦後の金融システムは、国全体としてエクイティ性資金、長期性資金を創出するソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）のような構造であったとの考えもある（高田[2014]

（http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/finance/kaigi_02/haifu2_01.pdf（2014年10月30日アクセス））。

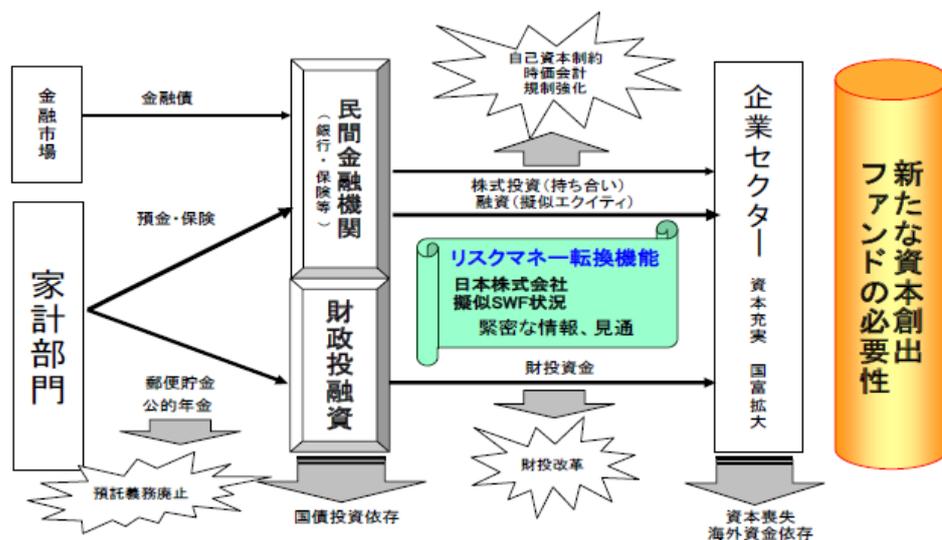
する多くの研究によって論証されており、定説とでもいうべきものである。

[1.2] 「2 Tier-system」

この過程で経済を牽引するリーディング・インダストリーとしての大企業とその下請けという形でのサポーター・インダストリーである中小企業が、「二重構造」(2 Tier-system)を形成しつつ、産業構造を支えた。国の産業政策がそれを支えた側面も大きい。²⁶ この中小企業が成長経済を下支えする点は、従来の日本の研究でも十分とは言えず、また国際比較研究としては殆んど行なわれていない。本章では、成長国・途上国との対比で、中小企業システムに焦点を当てて考察する。

戦後日本は、いわゆる国際収支段階説では、「未成熟の債権国」から「成熟した債権国」の段階にある。『経済白書 1984 年』では、戦後日本は「債務国」から出発し、1965 年には「債務返済国」へ、1970 年代には「未成熟の債権国」の段階に達したとみられ、2 回の石油危機を経て、経常収支・投資収益収支は一時赤字化したものの、危機後には経常収支・投資収益収支とも再び黒字基調を維持し、資本収支は資本流出超過で、「成熟債権国」に移行したことを論じている。²⁷

【日本の戦後のリスクマネー供給とその転換の概念図】



²⁶ 日本経済システムの中で「二重構造」は、大企業対下請け企業（中小企業）の間の経済格差問題を意味する用語として定着しているため、やや偏りがある。ここでは、リーディング・インダストリーとそれを支えるサプライヤーとしてのサポーター・インダストリーの有機的な関係を意味する語として「2 Tier system」を用いる。

²⁷ 『経済白書 1984 年版』は、「こうした国際収支構造の長期的な変化は、日本の場合にも観察される。まず戦前については、明治維新(1868 年)から 1880 年代にかけて財・サービス収支は赤字であり、経常収

ロストウの経済発展段階説でも、第4段階の成熟期から第5段階に達しているといえよう。²⁸ ただ、バラッサ流の経済統合理論では、FTAを14の国と締結している段階（発効済・署名済）でその地域的経済統合度は高いものではない。²⁹ このように日本の現在は成熟国であるが、各種理論の最も先端的位置にあり、成長国・途上国への政策的・制度的示唆は大きい。

第2節 戦後日本の中小企業支援とその政策

[2.1] 戦後日本の成長システム

戦後日本が高度経済成長を実現した要因・背景などに関する研究は膨大である。³⁰ 本章

支も日清戦争（1894～95年）及び第1次大戦の時期我が国の国際収支の長期的推移（戦後）（1914～1920年）を除くと赤字傾向で推移した。他方、投資収益収支は中国大陸への直接投資拡大もあって、同じく第1次大戦時以降黒字化している。アメリカは、同じ時期に世界における「未成熟な債権国」としての地位を築いた。日本が一時的にせよ「未成熟な債権国」としての経験としたのは、第1次大戦時の輸出ブームによるところが大きいと言えよう。戦後においては、戦後復興期に「財・サービス収支」は赤字であり、それが黒字化するのには昭和30年以降である。さらに投資収益収支は赤字でありながらも、経常収支は昭和40年以降黒字化している。この後、投資収益収支も昭和40年代なかば以降黒字化している。こうした推移をみると、戦後日本は「債務国」から出発し、昭和40年には「債務返済国」へ、また昭和40年代なかばには「未成熟の債権国」の段階に達したとみられる。その後、既に第3節でみたように2回にわたる石油危機があり、経常収支、投資収益収支は一時赤字化したものの、危機後には経常収支、投資収益収支とも再び黒字基調を維持している。」（第2章第4節1.）と指摘している。

²⁸ ロストウ（W.W.Rostow）の経済発展理論によると、経済発展段階は、5段階に分けられる。（第1段階：伝統的社会、産業構造が在来産業のモノカルチャーで、労働生産性も低く、経済活動の大部分が食料確保のための農業生産に向けられている。第2段階：離陸先行期、経済の成長局面・好循環局面に移る離陸のための必要条件が徐々に満たされていく期間である。経済の成長局面・好循環局面とは具体的には1人当たりのGNPが持続的に上昇していく期間である。第3段階：離陸期、貯蓄率と投資率が急速に高まり、1人当たりGNPは持続的な上昇を開始する〔投資率が10に達し、主導産業があらわれ他の産業部門の成長を誘発し、経済成長を持続するための政治的・社会的・制度的な枠組みが成立する〕。第4段階：成熟化、離陸期のあとにくる波動を伴う長い進歩の時期である〔近代的産業技術が全分野に広がり主導産業が重化学工業になり、産業構造は第2次産業に特化する〕。第5段階：高度大量消費、成熟化の時代を経て国民一般の所得水準が更に上昇すると消費需要の構造が変化し耐久消費財やサービスに対する需要が爆発的に増大する。

²⁹ このほか交渉中（交渉完了・未署名を含む）は8カ国。TPPは地域的経済統合を高める効果を持つ。

³⁰ 戦後日本経済の経済成長要因について、日本だけでなく海外でも多くの研究があり（Patrik, H. and Rosovsky, H. (eds.), *Asia's New Giant*, 1976. 香西泰[1981]、張賢淳[1981]、中村隆英[1993]、寺西重郎[2003]など）、毎年『経済白書』はその集大成を示すものである。それらを整理すると、成長促進要因として、国内的には戦後の民主改革、資本蓄積、技術革新、設備投資競争、労使関係、重化学工業化、企業経営管理、政府の経済計画と政策、軍事費の節制、政府の公共事業投資、政府と民間企業の協力、政治の安定、国民の高貯蓄率、勤勉な国民性、高い教育水準、成長資金の円滑供給システム（政策金融と金融システム）など挙げられる。海外要因としては、朝鮮戦争・ベトナム戦争の特需、化学技術の進歩、安定した為替レート（輸出促進を可能にした円安）、海外市場の拡大、安定した国際情勢などが挙げられる。『週刊東

ではそのサーベイをすることが目的ではなく、環太平洋地域の成長国・発展途上国の経済発展に対する日本の経験の有効性を明確にすることが目的なので、日本の高度成長に関する分析に関しては通説を記述するに留める。

白川日本銀行前総裁は、2011年5月5～6日にヘルシンキで開催されたフィンランド中央銀行創立200周年記念会議（“Monetary policy under resource mobility”）において、「高度成長から安定成長へ—日本の経験と新興国経済への含意—」という講演（発言）を行ないその中で以下のように述べている。³¹

「日本の戦後の復興は、第二次世界大戦でGDPの86%に上る資本ストックを毀損した状態から始まりました。高度成長期は1950年代の中頃に始まり1970年代初頭に終わったというのが通説です。この15年間の成長率は年平均で約10%に達しました。日本の高度成長を可能にした条件として、私は以下の3つが重要だと思っています。第1は、有利な人口動態です。高度成長期に人口は毎年1%のペースで増加し、若い労働人口が生産・消費の担い手として成長に貢献しました。高度成長が始まった時期の農業人口比率は約40%にも上っていましたが、農村の余剰労働力の都市への移動という形で、生産性の高い工業部門の成長が可能となりました。若い労働人口が生産・消費の担い手として成長に貢献しました。高度成長が始まった時期の農業人口比率は約40%にも上っていましたが、農村の余剰労働力の都市への移動という形で、生産性の高い工業部門の成長が可能となりました。第2は、競争メカニズムの活用です。日本の高度成長の背景として、「日本株式会社」といった言葉で示されるような政府の産業政策の影響を指摘する見解もありますが、その影響はやや誇張されているように感じています。³² 現在の日本を代表する企業の歴史を振り返ると、高度

洋経済』1984年11月の特集では、竹中一雄国民経済研究協会会長はアメリカを中心に日本がまだ利用していない膨大な知識の蓄積があったとし、技術要因を重視した。竹内宏日本長期信用銀行常務は「国内的には第2次大対戦中に機械工業労働者が非常に増加し、終戦時に700万人いたとし労働力要因を、香西泰東工大教授は起業家精神の発揮、中村隆英東大教授は産業政策の重要性（開銀・輸銀などの政策金融、租税特別措置による特別償却などにより設備投資が刺激された）を指摘した。政府がタイムリーに経済計画を策定し、その策定に政・官・民が関与・協力した。その目標値に官民が積極的に取り組み、産業政策がこれを推進し、民間が目標値を行動指針として積極的に行動したことも重要な要因であった。

³¹ http://www.suomenpankki.fi/en/tutkimus/konferenssit/tulevat_konferenssit/Pages/BOF200_2011.aspx, http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2011/data/ko110506a.pdf (2014年10月15日アクセス)。

³² この点に関して、寺西[2003]は、その第4章で「産業政策を中心とする広範な政府の民間経済活動への介入、経営者のオートノミイなどで特徴づけられる日本型企业システムと銀行を中心とする金融システム、および政府と民間のインターフェイスとしての産業間の利害調整システム」を高度成長期の経済システムと位置付けている (p.200)。産業政策が全てではなく、旺盛な民間の活力とそれと協調した政府の役割を評価するする点は首肯される。杉山[2012]は、産業政策の有効性について、「『日本株式会社論』など政財官の一体論を強調する見解や、戦時源流論のように産業政策の効果、官僚の政策立案・調整能力、監督

成長期に、政府の産業政策の異端児として新規参入したり、そもそも保護の対象にもならなかった先が少なくありません。また、手厚い保護を受けた産業や企業がその後、活力を失っていった例も少なくありません。競争は、旺盛な企業家精神を刺激し、先進国へのキャッチアップのための技術革新を生み出すことで、日本の高度成長を支えました。第3は、世界の自由貿易体制の恩恵を享受したことです。日本の高度成長期の実質成長率に対する寄与度をみると、主役は圧倒的に内需ですが、このことは海外経済の果たした重要な役割を否定するものではありません。鉄鋼や電気製品、そして冒頭で武勇伝を紹介した自動車産業に代表されるように、日本は、拡大する世界市場を対象に生産財や消費財を大量に生産し、その輸出で得た外貨で原材料を輸入するという形で、経済を発展させました。そうした成長モデルが可能であった基本的な条件は、世界経済が成長し、自由貿易体制が維持されていることでした。」³³

このように、白川は日本の高度成長の要因として、人口要因、競争要因、海外経済要因が挙げたが、この他にも高貯蓄率とその成長資金としての円滑な供給を可能にした金融システム、それをリードした政策金融、実現可能な経済計画の策定と、その計画値を上回る実績値の達成による税収の自然増が政策の自由度を確保したことなどが重要であろう。³⁴

ここで重要なのは、このような経済成長を支える上で、国内の家計部門の高貯蓄率による資金余剰が存在し、多くの成長国・発展途上国が直面する資本の原始的（本源的）蓄積の問題は回避できたこと、明治以降の工業化により技術導入を受け入れる土壌がありその担い手としての企業群が醸成されていたことなどにより、対内直接投資に依存することはなかった点である。例外的に、社会インフラ整備に世界銀行からの融資を受けたが、対内

官庁による行政指導・窓口規制を高く評価する見解は、1950年代から60年代初めにかけてまだ民間企業の自立性が確立していなかった時期のモデルを一般化したもので、民間の旺盛な設備投資がみられた「高度成長」期には、政府が政策的に産業や市場に介入する必要もなく、産業政策の役割はきわめて限定的であった。」(p.474)とし、やや懐疑的な見解を示している (pp.473~475)。

³³ 白川[2011]pp.1~2。

³⁴ シュンペーターは、『経済発展の理論』において、イノベーションを実現するための銀行の信用創造を強調したが、日本の金融システムはまさにその役割を果たしたといえよう。シュンペーターの『経済発展の理論』では、第2章の「発展はいかにして金融されるか」という節で、新結合に必要な生産手段の購入に用いられる資金は、自己資金がない場合に、国民経済の貯蓄によって賄われることが示されているが、発展のためには別の資金調達手段が必要とされ、これが「銀行による貨幣創造」であるとしている点が重要である。同じく第2章の「銀行家の機能」という節では、銀行家は購買力という商品（信用）の「仲介商人であるのではなく、・・・なによりもこの商品の生産者であり、経済の貯蓄資金は「ことごとく銀行家のもとに流れ込み、既存の購買力であれ新規に創造される購買力であれ、・・・集中している」ので、銀行家が「唯一の資本家となるのである。・・・新結合を遂行するものと生産手段の所有者との間に立って、・・・新結合の遂行を可能にし、いわば国民経済の名において新結合を遂行する全機能を与える」存在であるとして、銀行の役割を高く評価したのである。Schmpeter[1912] pp.108~111. 邦訳 pp.195~198 (机上版、p.161~163)。

直接投資による資本導入（外国企業の進出によるイノベーションの実現と技術導入・国内雇用拡大等）の問題は生じていない。

この対内直接投資に依存しない経済発展を実現したのは、日本経済をリードする先端的産業の担い手がリーディング・インダストリーとして戦前から存在し、海外の技術導入の受け皿になっていたことと、それを支えるサポーター・インダストリー（中小企業）が存在した点を本章では評価したい。この構造は戦後日本経済の「二重構造問題」として指摘されることもあるが、成長国・途上国の経済発展にとって、サポーター・インダストリーの整備が不十分で、経済発展の隘路になっている場合が多く、日本のシステムは大いに参考となる事例と評価するからである。これを「2 Tier system」と呼ぶ。

[2.2] 中小企業の意義³⁵

産業構造的に見ると、中小企業には大まかに2つのカテゴリーがある。1つは、経済を牽引するリーディング・インダストリーに対して部品供給・周辺製品を供給する等を行う企業群（サプライヤー）や、リーディング・インダストリーの製造を支える基盤技術を持つ幅広い裾野産業（金型、鍍金、プレス、鋳造、鍛造、冶金等）、すなわちサポーター・インダストリーというカテゴリーである。もう1つは、従来の産業ないし企業を超越する技術を持ったイノベティブな存在としてのベンチャー企業というカテゴリーである。

日本経済の現状に即して整理してみよう。第2次大戦後の日本経済における中小企業の役割としては、経済復興期・高度経済成長期に経済を主導したのは、輸出貿易を担うリーディング・インダストリーを構成する大企業であり、産業政策は専ら大企業の振興・支援に軸足が置かれていた。そのような状況の下で、中小企業は高度成長を主導する大企業のサポーター・インダストリーとして機能してきた。³⁶ いわゆる、下請け関係・系列関係などがその実態で、大企業からの注文を受けなどそのサプライヤーとして機能し、大企業と共に中小企業も歩んできた経緯がある。その中で、中小企業は大企業の下請け関係

³⁵ 以下は、主に村本[2014(b)]を参照した。また、本学経済研究所の研究プロジェクト「成長企業支援の金融システムと政府支援の比較研究—成熟経済・成長経済・開発途上経済の課題解決に向けて—」（私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金助成研究「環太平洋地域における中小企業支援施策の比較分析—日本型金融モデルの有効性の検証—」）の研究分担者として活動した際の研究成果を活用している。

³⁶ サポーター・インダストリーは、おおまかにいえば、裾野産業のことで、高度な工業製品、例えば、航空機・自動車・電子機器の製造を下から支え、膨大な部品・周辺製品を造る製造業を指し、経済を牽引する産業を支えている金型、鍛造、鋳造、めっき等の基盤技術を有するものづくり中小企業群を指す用語である。政策的には、ものづくり基盤技術支援などに使用され、例えば「中小ものづくり高度化法」（2006年4月公布）では製造業の競争力を支える、めっき・鋳造等20分野の中小企業が持つ基盤技術によることから、これらの基盤技術を強化するための支援を実施している。

から、その弊害を蒙り、種々の格差、不利な状況を強いられることになったのである。いわゆる「二重構造問題」ないし「二重構造論」として知られるものであるが、その是正が中小企業政策の課題となり高度成長期の真只中の 1963 年に「二重構造」の是正、経済取引上の不利の是正、下請け関係の弊害等を克服することを意図して、中小企業基本法が制定されたと整理できよう。³⁷

これに対して、中小企業は大企業の下請けに留まらず、独立して新たな分野を開拓していく存在として認識されたのが、ベンチャー企業である。新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業を指す。³⁸ 日本では、ほぼ 10 年置きにベンチャー・ブームが起こった。それらは、

① 1970 年代の第 1 次ベンチャーブーム

1963 年の中小企業投資育成会社の設立、日本証券業協会が店頭登録制度（店頭市場：現在の JASDAQ）の創設等により、ベンチャーの創業が活発化し、株市域公開を果たした企業もあった。1971 年に日本ベンチャー・ビジネス協会が設立され、1975 年に現在のベンチャー・エンタープライズ・センター（VEC）へ吸収され、新しい組織となった、

② 1980 年代の第 2 次ベンチャーブーム

エレクトロニクス、メカトロニクスなどのハイテクブームを背景として、ベンチャー

³⁷ 中小企業基本法の制定とその改正については、通商産業政策史編纂委員会編・中田編著[2013]の第 11 部に詳細な記述がある（pp.1205～1255）。1999 年 9 月の中小企業政策審議会答申「21 世紀に向けた新たな中小企業政策の在り方」では、見直しの背景にはキャッチアップ経済からフロントランナー経済に移行したこと、すなわち①マクロ経済環境の変化、②価値観、ライフスタイルの変化、③グローバリゼーションの進展と産業構造の変化、④企業間関係の変化、⑤産業集積の変容及び流通構造の変化、の存在を挙げている。とくに基本法制定後 30 年の中で、①「中小企業構造の高度化」概念の意義の相対化、②「近代化」概念の陳腐化、③「指導」概念の陳腐化、④競争制限的施策の位置付けの見直し、⑤輸出入に関する施策の見直し、という政策体系の再構築が既に当局では認識されていたことがある。通商政策史編纂委員会[2013]の中で、当該部分を執筆した中田哲雄（元中小企業庁長官）は「①グローバリゼーションや IT 革命の進展、サービス経済化などにより、中小企業の事業環境が変化し、これに伴い中小企業の経営のあり方も変化してきたこと、②旧基本法が目指した格差の是正や規模の利益の追求による生産性の向上、事業活動の調整による取引条件の向上等の手法が今日の中小企業問題の解決のための有効性を失ってきたこと、③韓国、中国、ASEAN 諸国などの台頭や需要構造の変化により多くの中小企業性業種が衰退を余儀なくされた一方で、旧基本法制定時に想定されなかった新しい事業分野が登場し、多様な中小企業が誕生したこと、④政策思想が変化して市場主義が重視されるとともに行財政改革が不可避となり、政府の関与のあり方が変化したこと、等の事情により、中小企業基本法を頂点とする中小企業政策の抜本的見直しが必要となったのである。」（p.1219）と整理している。

³⁸ 「ベンチャービジネス」という言葉は、清成忠男等によって概念が創りだされた和製英語で、VB と表記されることもある。英語では startup company または startup あるいは単に venture と呼ばれる。

の創業が活発化し、ベンチャーキャピタルの設立が増加した、

③ 1990年代末から2000年以降の第3次ベンチャーブーム

経済構造の変化、情報技術（IT）の進展、規制緩和などを背景として、創業が活発化。ベンチャー企業孵化施設としてのインキュベーターの整備と普及。大学発ベンチャーの出現等があった、

である。

中小企業の支援ないし政策として考えると、先の中小企業の2つのカテゴリ別に夫々異なる課題があり、手法も異なる。以下では、日本の戦後を中心に、中小企業政策の推移からその課題・手法を整理し、中小企業支援・政策の日本型モデルを抽出する。日本の中小企業支援・政策は、金融支援等多面に亘っており、諸外国と比しても先進的なものと整理できるもので、国際比較研究において有用な基礎を持つと理解される。³⁹ 殊に、1970年代以降、世界の多くの国々で中小企業への関心が高まり、中小企業政策が活発化してきた。EUでは、2000年6月にイタリアのボローニャで開催された第1回OECD中小企業大臣会合（閣僚会議）において「ボローニャ憲章(The Bologna Charter on SME Policies)」という国際的宣言を纏め、2000年3月にEU理事会採択の「リスボン戦略」を踏まえて同年6月にEU理事会は「欧州小企業憲章(European Charter for Small Enterprises)」を採択し、小企業重視の姿勢を示し、2008年12月には「欧州小企業議定書(“Think Small First”: Small Business Act for Europe)」を採択して、小企業政策の中心としているが、まさに中小企業政策重視の典型的な事例である。⁴⁰

第3節 中小企業政策

[3.1] 中小企業基本法の制定とその改正

日本の中小企業政策の基本は、中小企業基本法である。図5に見るように、戦後日本における中小企業支援は、中小企業政策の司令塔となる中小企業庁の設置、政策金融機関・

³⁹ 黒瀬[2006]は、「日本の中小企業政策が各種公共政策の中で占める比重は決して高くはない。しかし、戦前から深刻な中小企業問題があったため、世界の中でも中小企業への政策的な関心が高い国だった…いわば、日本は中小企業政策先進国と言える」(p.6)と指摘している。

⁴⁰ 詳細は中小企業憲章について論じた村本[2013]参照されたい。

商工会議所をはじめとする多くの支援機関・組織が体制整備され、その活動によって中小企業支援を行うという法整備が行われた。その過程で、中小企業を経済の中に位置付け、その支援を明確化する基本法が1963年に制定された。これが中小企業基本法で、同年に制定された中小企業近代化促進法と並び、中小企業政策の骨格を担った。

中小企業基本法は、日本の法体系の中で、中小企業施策についての基本理念や基本方針等を明確に規定したものである。1963年7月に制定され、1999年12月に全面改正された(図5)。この全面改正は、それまでの中小企業政策と一線を画す重要な政策転換ともいわれている。⁴¹

この法律の目的は、「中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ること」(第1条)である。この目的は普遍的なものであり、一般的ですらあるので、改正基本法は第3条で「基本理念」を掲げて、「中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、⁴² その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」ことを強調している。

この理念は、1999年法改正で盛られたものだが、改正前の基本法は第1条の「政策の

⁴¹ 1998年7月に中小企業政策研究会(清成忠男が座長)が設置され、①二重構造の格差是正という政策理念が経済実態と乖離していないか、②過去には効果的であった政策が陳腐化していないか、③既存政策に上積みする政策対応が硬直化していないか、などの問題意識がこの研究会の認識であった。そこで、21世紀の中小企業像として、中小企業を「弱者」として画一的なマイナス・イメージで捉えるのは最早不適切で、「機動性、柔軟性、創造性を発揮し、我が国経済の「ダイナミズム」の源泉として」かつ「自己実現を可能とする魅力ある雇用機会創出の担い手として・・・積極的な役割が期待される存在と位置づけられているべき」とした。その役割とは、①市場競争の苗床、②イノベーションの担い手、③魅力ある就業機会創出の担い手、④地域経済社会発展の担い手、であることと結論付けた。その上で政策の目標として、①競争条件の整備、②創業や経営革新に向けての中小企業者の自助努力支援、③セーフティネットの整備、をその報告の中で挙げた経緯がある(通商産業政策史編纂委員会[2013]pp.1221~1223)。

⁴² 官庁的には、この「経営革新」が「イノベーション」の日本語訳である。

目標」において、「中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように」という格差の是正ないし経済的弱者としての中小企業の「成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上に資する」ということに、その焦点を当てていた。⁴³

この点は、改正前基本法にあった前文の中で、「しかるに、近時、企業間に存在する生産性、企業所得、労働賃金等の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとって大きな制約となりつつある」という認識と平仄を合わせるもので、中小企業という経済的に劣後している存在への支援を謳ったのであり、いわゆる「二重構造」問題への対応を念頭に置いたものともいえるものであった。⁴⁴

1960年代の高度経済成長期に「二重構造論」で指摘された諸々の格差の存在、貿易為替の自由化による開放経済体制への移行等を踏まえて、中小企業の成長を図ることは「産業構造を高度化し産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある発展を達成」するための責務であるとの認識が、中小企業基本法の制定に到ったのである。基本法の成立によって、それまでは施策の対象となる中小企業は施策毎に定められていたものが、中小企業の定義が整備され、従来の施策が基本法体系の下での位置付けが与えられて、基本法の考え方にしたがって個別政策が実施されるようになったのである。⁴⁵

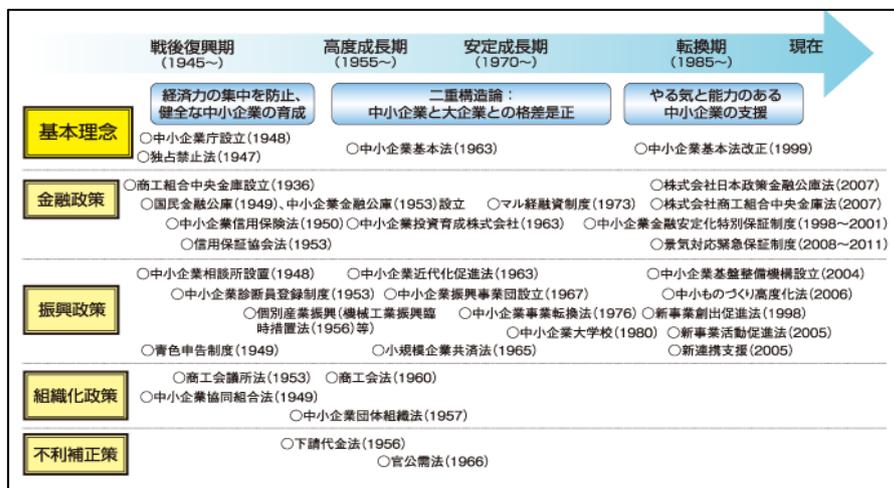
⁴³ 第1条のこの下線部が改正後の基本法の政策目標から削除された。

⁴⁴ 改正前の基本法では、「前文」が付いており、中小企業の存在意義、その経済的地位、それに対する政策目標を謳った格調高い文章であった。その中には「特に小規模企業従事者の生活水準が向上するよう適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の創意工夫を尊重し、その自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図ることは、中小企業の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を達成しようとするわれら国民に課された責務である。」というフレーズがあり、改正後の理念にも合い通じるものがある。

法の「前文」というのは、法令の各本条の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べた文章で、憲法に置かれているほか、いわゆる基本法関係に置かれる例が多いとされるものである。「前文」では、重要性の認識（位置付け）・近年の社会状況の変化・対処の必要性・制定の目的、で構成されることが一般的である。改正後の中小企業基本法で「前文」がなくなったのは、これらの構成要素を個別の条に反映させており、基本理念については第4条、基本方針については第5条に反映されている。立法技術的には、昭和期の各種の基本法が理念部分を（前文＋目的）で構成していたのに対して、平成期には理念部分を（目的＋理念）で構成するスタイルに変化したともいえる。ただし、平成期でも、高齢社会基本法、男女参画基本法、ものづくり基盤技術振興基本法などでは前文が設けられている。

⁴⁵ 中小企業総合研究機構[2011]pp.8～9。

図表 5 中小企業政策の変遷（『中小企業白書 2011 年版』第 2 部第 1 章第 1 節）



[3.2] 基本法の理念と改正

1999 年基本法改正は、改正前基本法が経済的に劣後する中小企業という弱者救済的色彩の強い理念であったものに対して、経済社会の新たな担い手、創意工夫を活かし、経営革新・創業に意欲的な、独立した存在としての中小企業、「やる気と能力のある」中小企業に軸足が移ったともいえるのである。⁴⁶ いわゆる弱者救済的な社会政策型施策から自助努力を支援する競争促進型施策へとその重点を移すものであった。⁴⁷

改正前基本法が、中小企業の底上げ重視であったとすると、改正基本法は元気なそしてイノベティブな中小企業を重視し、その主導で中小企業全体を引っ張り上げていこうというものである。大企業との格差是正から選択と集中による支援という方向に舵が切られたもので、「弱者保護としての中小企業政策アプローチの脱却」というフレーズがそれを象徴している。⁴⁸

⁴⁶ 1999 年の中小企業政策審議会での審議では、①不確実性の増大、②多様性と創造性の重要性の増大、③少子高齢化の進展と環境エネルギー制約の増大、④情報化の進展、を経済環境の変化として挙げている。

⁴⁷ 亀沢宏得ほか[2008]p.40。通商産業政策史編纂委員会[2013]では、「新たな理念の背景には、「市場主義」、「規制緩和」の思想が強く流れていた。」と書き、その脚注 27 で中小企業政策審議会答申第 2 部第 2 節「基本的考え方」の「不利の補正の考え方については、『市場原理の尊重』、『経済的規制は原則自由・社会的規制は必要最小限』という視点の下に・・・」というフレーズを引用している (p.1226)。

⁴⁸ 1999 年の基本法の改正については、中小企業の切捨てに繋がるとの観点から、中小企業研究者からの批判が多い。例えば、黒瀬[2006]は、改正基本法について「中小企業の発展性にのみ注目し、中小企業問題を組み込んだ複眼的中小企業像を築かなかった。経済民主主義（経済力分散・対等取引・参入自由）理念の欠落した、効率追求第一の競争政策型中小企業政策である」(pp.279~280)と批判している。また、三井[2011]は「1999 年中小企業政策の「大転換」として、「市場主義」の呪詛に覆われた 1999 年の事態は、大企業体制の破綻と蓄積の危機を、中小企業多数への犠牲の転嫁＝「過剰化・淘汰・排出」を通じて「解決」していこうとする国家政策を、「競争」と「産業再編」の名のもとですすめるものとなった。」

このような中小企業基本法の理念の変化が、中小企業全般に対する政策的配慮が不足しているとの観点から、とくに小規模企業への対応不足から、より包括的な理念を示す必要があるという論調もあり、例えば「中小企業憲章」制定の必要が各方面から提起されたのである。とくに、1999年改正基本法およびその後の諸施策が、中小企業の中でも比較的大きな企業(中規模企業)などに焦点があてられがちで、小規模企業にしっかりとした焦点を当てる政策体系とはなっていない。改正基本法第8条に「小規模企業への配慮」があるが、小規模企業対策を個別施策として講ずるのではなく、中小企業施策全般にわたって配慮すべきという観点から総則に規定し、中小企業施策全般についてその実施時において個々の施策の性質に応じて配慮すべき事項としたのである。いわゆる「配慮規定」に留まっている。⁴⁹

したがって、小規模企業にしっかりと焦点を当てた施策体系への再構築が重要な課題となっており、現行基本法の下における小規模企業の実情に応じたきめ細かな支援の必要性が課題になっている。改正前基本法では、二重構造の底辺の引き上げに重点があったが、改正基本法では小規模企業層が創業や成長の苗床として機能するよう支援するという観点からの支援が、具体的には盛られていないのである。⁵⁰

[3.3] 中小企業憲章の制定⁵¹

2010年6月18日に、「中小企業憲章」が閣議決定された。これは、中小企業政策の基本原則と政府の行動指針を提示したもので、中小企業基本法の改正(1999年)と並んで、中小企業政策のイノベーションと称するものである。同憲章は、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多く

(p.123)と書いて、批判している。同書のとくに第4章では、「2戦後の中小企業政策とその転換」を中心に、基本改正論議を批判的に整理している(pp.97~125)。さらに、三井[2005(b)]では、基本法の改正という「転換」自体がいかにも誤りであったか如実に語っていると言える。現実が求めたものは、「経済的弱者観」を一掃し、優勝劣敗を促し、一部の華々しいニュービジネスや「ベンチャー支援」に傾斜せよなどというものではなかった。」(p.37)と書いている。吉田[2005]は、基本法の改正に対して、アメリカ型のグローバリゼーションによって非効率な企業や社会的弱者を競争原理に基づいて市場から除去し、効率一辺倒で、格差を拡大再生産し、地域社会を不安定化する思想が影響を与え、基本法改正が市場主義に沿ったものであることを論じている。

⁴⁹ 中小企業政策研究会(清成研究会)の示した3つの政策の目標のほか、審議会答申では、その審議の前提となった清成研究会報告になかった小規模企業政策についての項が追加された経緯があり、小規模企業への配慮が追加されたのである(通商産業政策史編纂室[2013]pp.1226~1227)。

⁵⁰ この点につき、「ちいさな企業」未来会議が議論を行ない、中小企業政策審議会“未来ちいさな企業”未来部会が設置され、2013年3月に取り纏めを出した経緯がある。現下の課題としては、小企業基本法を制定し、中小企業の8割を超える小規模企業の支援を政策の中心にする作業が行なわれている。

⁵¹ 中小企業憲章については、村本[2013]参照。

の難局に遭っても、これを乗り越えてきた。…(中略)…政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。」としている。さらに、「中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。…(中略)…中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。」とした。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在であるが、他方中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。しかし、中小企業が、企業家精神（entrepreneurship）に溢れる存在で、意欲を持ち、創意工夫が重要な時代ではその大いなる担い手であるとし、かつ小規模企業の意義を示したことは重要な点である。

図表 6 中小企業基本法改正後の主な中小企業関連施策

年	法律	内容
1999	中小企業基本法の改正	中小企業基本法の抜本的な見直し
2000	中小企業支援法	中小企業支援センターの創設
	中小企業信用保険法の改正	セーフティネット保証の対象拡大
2001	中小企業信用保険法の改正	売掛債権担保融資保証制度の創設
2002	新事業創出促進法の改正（2003年施行）	最低資本金規制の特例
2003	産業活力再生特別措置法の改正	中小企業再生支援協議会の創設
	下請代金法の改正	規制対象となる委託取引の拡大
2004	中小公庫法の改正	証券化を活用した融資制度の創設
2005	中小企業新事業活動促進法	新連携支援
	有限責任事業組合契約法	有限責任事業組合（LLP）制度の創設
	会社法（2006年施行）	合同会社（LLC）制度の創設
2006	中心市街地活性化法の改正	まちづくり3法の見直し
	中小企業ものづくり高度化法	ものづくり支援
2007	中小企業地域資源活用促進法	地域資源の活用支援
	株式会社日本政策金融公庫法（2008年施行）	政府系金融機関の見直し
	株式会社商工組合中央金庫法（2008年施行）	
2008	農商工等連携促進法	農商工連携支援
	中小企業経営承継円滑化法	事業承継の円滑化支援
	中小企業信用保険法の改正、中小公庫法の改正	売掛債権早期現金化保証制度の創設

（出所）中小企業庁資料より作成

（出所）亀澤ほか[2008]p.42。

第4節 中小企業政策・支援施策

[4.1] 中小企業支援策

中小企業を育成支援するには多くの手法があるが、大別すると、金融面、税制面、直接・間接支援がある。中小企業支援という観点からすると、日本における中小企業支援は、多岐に亘り、各国の支援策に比べて手厚くまた網羅的であり、先進的である。⁵²

金融面の支援とは、中小企業の資金調達の円滑化の支援で、政策(政府系)金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)の直接融資(長期・低利・固定金利。目的・対象別融資)、地方自治体の制度融資、民間金融機関の融資の信用補完制度(信用保証協会と再保証)などのほか、民間金融機関の中小企業向け融資の促進施策(地域密着型金融行政)等である。また、ベンチャー・キャピタル支援、ファンド組成支援、ファンド事業等もある。

税制は、税の軽減を行うもので、法人税の軽減、同族会社税制、欠損金の繰越・繰戻還付、中小企業投資促進税制・基盤強化税制、人材投資促進税制、試験研究税制、事業承継税制等があり、広範である。

直接支援というのは、各種の補助金による中小企業に対する直接支援であり、技術開発の支援、基盤技術の育成支援、経営革新支援、雇用・人材開発の支援(中小企業大学校のような研修⁵³)、創業・ベンチャー企業支援、企業再生支援、インキュベーション施設の整備と利用促進、複数企業の連携促進、農商工連携の促進、商店街活性化策、共済制度(連鎖倒産防止、小規模企業者退職金〔小規模共済〕、中小企業勤労者退職金〔勤労者退職金共済〕)等である。

⁵² 但し、国の予算に占める中小企業対策費は経済産業省・財務省・厚生労働省分を合算しても1千数百億円程度であり、大きいものではないが、補正予算で1千～3千億円余追加されることが多く、おおよそ数千億円規模になっている。この点は、予算編成技術による側面もあり、本予算で難しい案件は補正予算で実現するという手法が予算編成にはあるという(元経済産業省の官僚である古賀茂明は自らの予算折衝の経験から「本予算の査定の途中段階で、財務省と各省会計課は、本予算でダメなものは、補正に回そうという相談をする」と指摘している。<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/38343>(2014年2月15日アクセス)。このように、当初予算と補正予算を合算して見るべきであろう。村本[2013]の表9参照。

⁵³ 中小企業大学校は、1967年に創設された国の研究機関で、日本中小指導センター(現中小企業基盤整備機構)が、国の中小企業施策の実施機関として中小企業の人材育成を支援することを目的に、全国9箇所に順次設置し、運営している。中小企業の「人づくり」のため、中小企業支援担当者等に対する研修と、中小企業の経営者・管理者等に対する高度で専門的な研修を実施している。中小企業の経営課題解決と支援担当者の支援能力向上を図るために必要な知識・能力を身につけられるコースを設置し、実習・演習、グループ討論などの手法を取り入れながら、階層別、職種別の研修を実施している。講師は、大学教授、税理士・弁護士・中小企業診断士、企業経営者、政策担当者等が行い、実務重視の研修を行ない、ハーバード・ビジネス・スクールで行なわれているケース・スタディも重視されている。

間接支援というのは、各種公的支援機関によるもので、都道府県の支援センター、商工会議所・商工会・中央会等の団体および経営相談員(8,500名余)の活動、⁵⁴ 政策金融以外の中小企業支援政策の実施を中心的に担う中小企業基盤整備機構、⁵⁵ 中小企業再生支援協議会・地域経済活性化支援機構等の支援施策などである。⁵⁶ このほかに、中小企業診断士制度の整備、⁵⁷ 中小企業向けの会計制度の整備等もある一方、民間の中小企業向け融資を円滑化・活性化させる金融行政も広い意味での中小企業支援である。⁵⁸

[4.2] 中小企業金融支援 —政策誘導効果・補助金効果等

(1) 政策金融機関の直接融資

⁵⁴ 支援機関としての中小企業団体としては、商工会・商工会議所のほかに、1955年9月の中小企業等協同組合法の改正により「中小企業等協同組合中央会」として誕生した各種組合からなる中小企業中央会(58年4月中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴い「中小企業団体中央会」と名称変更)が、都道府県毎にあり、いわゆる中小企業3団体といわれている。それぞれの中央機関である全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小団体中央会と全国商店街振興組合連合会(商店街振興組合法に準拠)が、法に準拠した全国組織としての4団体である。商工会・商工会議所は事業者自身が個別にメンバーになるのに対して、都道府県中央会の構成員は都道府県に存在する事業協同組合、事業協同組合、企業組合、信用協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及びこれらの連合会、その他の中小企業関係団体となっている。全国組織である全国中央会の構成員は、47都道府県中央会のほか、全国を地区とする中小企業関係組合、団体等が加入しており、都道府県中央会と全国中央会の会員団体数の合計は、約35,000団体である。中央会は各種中小企業関係組合等を網羅的に組織した総合指導機関であり、中小企業組合をはじめとする連携組織の利益を代表し、その発展を図ることを使命としている(<http://www.chuokai.or.jp/>)。全国商店街振興組合連合会は、47の都道府県商店街振興組合が会員で、その傘下に1,750組合、10万の店舗が加入している。このほかに、各組合についての都道府県単位組織・全国組織等があり、中小企業の各種団体は多様である。後述のように、中小企業家同友会等がある。

⁵⁵ 中小企業基盤整備機構は、政策金融・税制以外の中小企業支援を行う政策実施機関で、外部専門家の活用等により各種支援を行う他、研修事業(中小企業大学校)、産業用地分譲・インキュベーション施設の整備等も行ない、金融面ではファンド事業による支援ツールを有し、また小規模共済(退職年金)・連鎖倒産防止共済事業を行ない、約10兆円の資金運用を行う機関投資家で、金融商品取引法の適格機関投資家でもある。

⁵⁶ 詳細は、中小企業庁のホームページ参照。<http://www.chusho.meti.go.jp/> (2014年2月8日アクセス)

⁵⁷ 中小企業診断士は、「中小企業指導(現支援)法」(1963年)に基づく国家資格ないし国家登録資格である。中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(2000年9月22日通商産業省令第192号)に基づき登録された者を指す。中小企業基盤整備機構、商工会議所、都道府県等の中小企業に対する専門家派遣や経営相談、及びそれら中小企業支援機関のプロジェクトマネージャーの募集などには中小企業診断士が条件となっている場合がある。また、これら公的機関からの受注が仕事の柱になっている中小企業診断士も存在する。また、産業廃棄物処理業診断(産業廃棄物処理業者の許可申請に必要となる財務診断)における経理的基礎を有さないと判断する際の診断書の作成は、環境省の通達により中小企業診断士が行うことが殆んどであると考えられる。位置付けとしては、国や地方自治体、商工会議所の実施する中小企業への経営支援を担う専門家としての側面と民間のコンサルタントとしての2つの側面を持つが、公的な仕事を中心とする診断士と民間業務を中心とする診断士に二極化する傾向があり、公的業務の割合が高い診断士4割程度、民間業務の割合が高い診断士が5割程度、両者半々等が1割程度となっている。

⁵⁸ 金融行政は、金融庁の行う行政だけでなく、日本銀行が行うオペも含まれよう。

政策(政府系)金融機関には、一般貸付(普通貸付)と特別貸付がある。一般貸付というのは、中小企業の事業資金に対応するものである。⁵⁹ 特別貸付というのは、国の政策目的に対応して業種・金利・期限・担保等について個別に決められた融資制度であり、多くのものがある。民間貸出が対応できない分野(リスクの大きい分野など)に対応しているものもあり、政策効果の発揮と民間貸出の誘導効果ないし呼び水効果を持つ。⁶⁰

直接融資は低金利が設定され、民間貸出金利よりも低位なので、民間との金利差が補助金となる。また、長期固定金利が設定され、貸出期間内の金利負担が、同期間の民間貸出の金利負担よりも少なければ、その差額が補助金効果となる。さらに、民間融資では対応しにくい長期固定金利・低金利融資は融資額を確保するという意味で、アベイラビリティ効果を持つ。

日本政策金融公庫の融資規模は、2013年3月末に29.2兆円であるが、そのうち中小企業分野への融資残高は6.45兆円規模である。また、小規模企業融資(教育ローンを含む)は6.39兆円である。商工中金の融資残高は13年3月末に9.45兆円である。

(2) 信用補完制度 —民間融資の誘導・促進効果—

〔信用補完制度〕⁶¹

信用補完制度というのは、民間金融機関の中小企業向け融資を促進するために、政策的に信用保証を行うものである。主に、全国に都道府県を単位とする52の信用保証協会(47都道府県と5市(横浜市・川崎市・名古屋市・岐阜市・大阪市))が行うが、地方自治体の制度や政策的に行なわれる信用補完もある。信用保証協会は、信用保証協会は、信用保証協会法(1953年8月10日法律第196号)に基づき、中小企業・小規模事業者

⁵⁹ 商工中金の一般貸付は、用途が設備資金・運転資金で、期間が設備資金15年以内・運転資金10年以内(夫々据置期間2年以内)、返済方法が分割返済または期限一時返済、というものである。
<http://www.shokochukin.co.jp/corporation/raise/kind/index.html> (2014年2月8日アクセス)

⁶⁰ 日本政策金融公庫には、国民生活事業として普通貸付があるほか、の中小企業事業の融資制度(特別貸付)として、新企業育成貸付(新事業育成資金、女性・若者・シニア起業家支援資金、再挑戦支援資金、新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金)、企業活力強化貸付(企業活力強化資金、IT活用資金、海外展開資金、地域活性化・雇用促進資金、中小企業会計活用強化資金)、環境・エネルギー対策貸付(環境・エネルギー対策資金、社会環境対応施設整備資金)、セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金)、企業再生貸付(事業再生支援資金、企業再建・事業承継支援資金)、その他(災害復旧貸付、東日本大震災復興特別貸付、保証人特例制度、挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)、公庫融資借換特例制度、設備資金貸付利率特例制度、5年経過毎金利見直し制度)、そして中小企業の海外現法の現地通貨建て資金調達支援のスタンドバイ・クレジット制度がある。同様な制度は、主に小規模企業向けの国民生活事業にもある。<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/> (2014年2月8日アクセス)

⁶¹ 信用補完制度については、村本[1994]第15章、村本[2005(b)]を参照されたし。

の金融円滑化のために設立された公的機関で、中小企業が金融機関から事業資金を調達する際、信用保証協会が「信用保証」を通じて、資金調達をサポートする機能を持つ。これにより、融資枠の拡大、長期の借入などが可能になる。⁶²

このように信用保証制度は、民間融資(貸出)のリスクを肩代わりすることにより、民間融資では対応できない分野への誘導効果を持つので、民間貸出を増加させる効果を持つ(自治体の制度融資等でも信用保証協会の保証を利用することがある)。反面、信用リスクの大半を信用保証協会という公的部門に転嫁することにより、民間金融機関のリスク管理が脆弱化ないし無責任化する懸念があり、モラル・ハザード問題を発生させる。また、リスクに関係なく保証料が一定だったこともあり、利用者の逆選択問題も発生する(料率は段階的に設定できるようになっているが、ごく狭い範囲内での設定なので、事実上リスク対応の保証料率体系になっていない)。信用補完制度にも、一般保証と国の政策に対応した種々の保証制度がある。⁶³ かつて政策金融といえば直接融資であったが、1990年代の金融自由化・金融ビッグバンを経て、信用保証が政策金融に占める地位は大きくなった。特に、1998年10月導入の中小企業金融安定化特別保証(安定化保証)は、2001年3月までの時限措置であったが、保証枠30兆円に及び、当時の中小企業向け融資総額の約1割に達し、信用保証の地位を高めるものであった。

信用保証制度の特色は、日本政策金融公庫が再保険を行う点である。⁶⁴ 各信用保証協会は、日本政策金融公庫と再保険契約を行ない、各協会の赤字は最大8割まで補填される。保険契約額は2013年3月末で32.47兆円である。

信用補完制度では、永く多くの保証で一律の保証料率が採用されていたため、信用リスクの高い中小企業者が信用保証協会の利用希望者として集中してしまう可能性がある(逆選

⁶² 貸出(融資)という業務は、預金・貸出という表現に典型的なように、単一の業務と考えるが、よく考えるといくつかのサブ的業務の集合と考えることができる。①事前的段階(貸出方針・審査基準・回収方針の決定、マーケティング、貸出の開拓など)、②審査・決定段階(貸出先の審査・貸出条件の決定・貸出の決定。スクリーニング)、③貸出実行段階(資金供与、保証・担保設定など、リスクの引受・管理[金利リスク・信用リスク])、④期中監視段階(貸出先のモニタリング[期中審査])、⑤事後的段階(貸出の返済金受領・回収・担保処分)、などに分解(アンバンドリング)されるものとして理解することが可能である。これらのサブ的業務を一体化して行うことは、いわゆる範囲の経済性が発揮されることになるので、効率的に貸出が行なわれることを意味する。このうち③の段階の担保(信用保証)を専門に行うのが信用保証制度で、民間金融機関はこの部分をアウトソースすることで、資金供給が容易になる。

⁶³ 小口零細企業保証、長期経営資金保証、経営力強化保証、流動資産担保融資保証(ABL保証)、借換え保証、特定社債保証、創業支援保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)、海外進出支援保証、東日本大震災復興緊急保証等である。

⁶⁴ 以前は、中小企業信用保険公庫、その後一時中小企業総合事業団が再保険を行ない、2004年7月から中小企業金融公庫に移管された。中小企業金融公庫が日本政策金融公庫に統合され、現在の姿になった。

択)。また、金融機関の信用保証付き融資の判断が、信用保証協会の目標に沿って実施されているのか、信用保証協会の目標から逸脱して金融機関の自己利益を追求する行為なのか判断できないという問題が存在する。すなわち、金融機関は中小企業に関する私的情報を持つため、リスクが高いと判断すれば、プロパー融資ではなく保証付き融資とする(逆選択)。さらに、保証付き融資とすれば、保証協会によって100%代位弁済されるため(全部保証)、金融機関は融資先をモニターするインセンティブを失う可能性がある(モラル・ハザード)。⁶⁵ このように情報の非対称性問題を克服するためには、逆選択には保証料率の弾力化・可変料率化はごく自然の対応である。さらに、金融機関のモラル・ハザード防止には部分保証ないし事後的な負担金による責任分担が必要となる。このような制度設計では諸外国では当然であり、信用補完制度の設計に関わる基本的課題でもあり、その点で重要であったが、少なくとも金融理論の文脈では正しい方向性であり、金融システムへの負荷を減ずるものと理解される(図表7)。

信用保証制度のモラル・ハザードの解決策として、2007年10月に責任共有制度が導入されている。信用保証は、従来、全部保証という100%の債権保全を公的保証制度が担っていたが、モラル・ハザードを惹起することから、部分保証に移行したのが、2005年6月の「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」を受けた方向性であった。これが2007年10月に導入された責任共有制度である。併せて保険料を段階的にすることで逆選択問題も解消しようとしたものである。⁶⁶ 保証料は一律1%という制度が永く採られていたが(図表8)、2007年4月から段階別保証料率(リスク対応保証料率)となっている(一般保証で500万円以下の融資であれば、0.33%~1.47%の幅で9段階。1,000万円超で無担保の場合は0.50%~2.20%の幅で9段階。後述のCRDのリスク評価モデルによって適用される料率が決まる。(図表9)。

⁶⁵ 日本銀行[2002]pp.31~32。

⁶⁶ 「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会」(委員長は清成忠男)は、中小企業政策審議会基本政策部会の決定(2004年12月)に基づき設置されたものである。全部保証の弊害が指摘されて久しく、従来金融機関の反対もあって、永年の懸案であった。日本銀行[2002]は、「わが国の現行の信用保証制度(一般保証融資)は、一律一定の保証料率が採用されているため、信用リスクの高い中小企業者が信用保証協会の利用希望者として集中しているという指摘が聞かれる(逆選択)。また、金融機関の信用保証付き融資の判断が、信用保証協会の目標に沿って実施されているのか、信用保証協会の目標から逸脱して金融機関の自己利益を追求する行為なのか判断できないという議論が存在する(忽那憲治「中小企業金融と信用保証制度—改革の方向性」、信用保証協会トップセミナー資料、2001年2月)。すなわち、金融機関は中小企業に関する私的情報を持つため、リスクが高いと判断すれば、プロパー融資ではなく保証付き融資とする(逆選択)。また、保証付き融資とすれば、協会によって100%代位弁済されるため、金融機関は融資先をモニターするインセンティブを失う可能性がある(モラル・ハザード)。」と指摘していた(p.32)。

図表 7 諸外国の保証割合

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ	韓国
保証割合	75% (15 万ドル超) 85% (同以下)	75%	50～ 80%	70% (創業企業) 50% (それ以外)	50%	85% まで	70～85%

(出所) 中政審資料による。

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihon/2005/download/050712seisakubukai.shiryous3.pdf>

図表 8 保証料率の推移

年度	保証料率	保険料率
～2002	基本保証料率 1.0%	普通：0.57% 無担保：0.43%
2003～	有担保：1.25% 無担保：1.35%	普通：0.87% 無担保：0.87%

(出所)

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihon/2005/download/050712seisakubukai.shiryous3.pdf>

図表 9 段階別保証料率の例(1,000 万円超・無担保の場合)

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

*) 保証料は、CRD 協会の運営する「中小企業信用リスク情報データベース」を利用して財務評価を行ない、財務以外の定性要因も加味して決定される。

(出所) 全国信用保証協会連合会[2013]p.8。

[信用補完制度の補助金効果]

1998 年 10 月導入の中小企業金融安定化特別保証(安定化保証)は、当初 2000 年 3 月末までの時限措置で保証枠 20 兆円であったが、2001 年 3 月まで延長され、保証枠は 30 兆

円(当時の中小企業向け貸出額の約 1 割)になった。保証承諾は 28.9437 兆円で(96.48%の利用率)、代位弁済額 2.3468 兆円(事故率(代弁率)は 8.11%で当初制度設計の見込みは 10%の範囲内。但し追加保証枠 10 兆円の半分は 8%)、回収額 2,850 億円、保険支払額 1.8203 兆円であった。審査基準は、破綻、税滞納などのネガティブリストを満たさない限り、というものであり、日本のみならず世界的にも例の少ない大規模な貸出市場への介入であった。当然、政府系金融機関の直接融資よりもはるかに大きな役割を果たすことが予想され、政策内でもこの劇薬とも言える制度の実施に慎重な向きも少なくなかったとされる。特別保証には、政府部門が借り手企業の信用リスクを引き受けることにより、民間金融機関による貸し渋りが緩和され、収益性の高い事業を企業が行えるようにするプラスの効果が期待され、中小企業に対する貸し渋り・貸し剥がしに対して、特別保証には、厳しい銀行の貸出態度を緩和する役割が期待されていた。同時に、もともと信用保証に付随する収益性の低い企業しか特別保証を利用しないという逆選択、銀行からモニタリングされないのに乗じて特別保証利用企業が経営努力を怠るモラル・ハザードが懸念された。

これらの問題は、担保を提供する場合が少なく、申請件数が膨大となった特別保証制度においては、特に懸念が大きく、実際にも、企業が「信用保証付き貸付を得て株に投資した」、「特に使い道はなかったが、借りられるというので信用保証付き貸付を得た」、「信用保証付き貸付を得て 1 カ月で倒産した」既存債務の借換え(旧債振替)などがあった。⁶⁷

⁶⁷ 2009 年度会計検査院の評価に詳しい(<http://report.jbaudit.go.jp/org/h17/2005-h17-0859-0.htm>)。会計検査院は「特定検査対象」等として 2000 年度・2002 年度・2009 年度にも特別保証を取り上げている。『中小企業白書 2000 年版』は第 2 部第 1 章第 3 節で特別保証の政策効果の定量分析を行ない、特別保証により 1998 年度で 1,867 件、99 年度では 7,782 件の倒産(潜在倒産件数)が回避されたと推計し、特別保証が実施されなかった場合、1999 年度において、実績の 1.7 倍の倒産が発生していたと考えられるとした。99 年度における倒産回避件数の 7,782 社を 99 年(1 月～12 月)の資本金規模別倒産実績で単純に按分すると、小規模企業(資本金 1 千万円未満)で約 3,900 社、小規模企業を含む中小企業(資本金 1 億円未満)で約 7,700 社、大企業(資本金 1 億円以上)で約 100 社の倒産を回避できたという内訳になる。また、この倒産回避に伴い、民間企業損失額の減少(利益効果)及び失業者数の抑制(雇用効果)がもたらされた可能性があり、前述の潜在倒産件数及び倒産企業一社当たりの負債金額・従業員数を基にして倒産回避の効果を推計すると、同様の仮定を前提とすれば、負債総額で約 1.6 兆円、雇用者数で約 7.7 万人が維持されたという計算になる、とした。2002 年 9 月の経済財政諮問会議提出資料(中小企業庁)では 1 万社の倒産・10 万人の失業・2 兆円の民間企業の損失を回避できたとされる。

しかし、植杉[2006]によると、特別保証の利用により、①自己資本比率区分を問わず、特に長期の借入制約が緩和され、企業の債務比率が増加すること、②自己資本比率が高い(信用力の高い)企業ほど、収益率が向上する傾向があること、③全体でも企業の収益率が向上すること、が示されている。政府が企業の信用リスクを負うことによって、銀行が貸出を増やし、企業が収益性の高い事業を行うという効果が、モラル・ハザードや逆選択によって企業が収益性の低い事業しか行わないという効果を上回っている。特別保証は、中小企業の効率性の改善に全体としてプラスの効果があったと、植杉は評価した。⁶⁸

原油高、サブプライム問題、リーマン・ショックなどで中小企業対策として、景気対応緊急保証制度が2008年10月に導入され、100%保証の措置となった。この制度は2011年3月に終了したが(累計で150.2万件、27.17兆円の保証承諾額、85万社の利用。『中小企業白書2011年』第2-1-1図)、既存制度のセーフティネット保証として継続している。セーフティネット保証は、中小企業信用保険法第2条第4項に規定された「特定中小企業者」に対して適用され、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別

第213-8図 倒産回避推計とその経済効果

		平成10年度	平成11年度
倒産回避件数(件)	$A = B - C$	1,867	7,782
推定倒産件数(件)	B	18,862	19,274
実績倒産件数(件)	C	16,995	11,492
	$B / C (*)$	1.11倍	1.68倍
倒産回避による民間企業損失回避額(兆円)		0.37	1.60
倒産回避による倒産失業者減少数(万人)		1.81	7.70
雇用者所得減少回避額(億円)		50.9	216.6

- (注) 1. 平成11年度の推定倒産件数は同年2月までの実績値をベースにして推計。同年度の実績倒産件数は同年1～2月時点の倒産件数が横這いで推移すると想定。
 2. 倒産企業の負債総額、従業員数は東京商工リサーチ「倒産月報」の実績値を利用。倒産企業の1件当たり負債額は平成10年度：724百万円、平成11年度(2月まで)：760百万円。同従業員数は平成10年度：9.7人、平成11年度(2月まで)：9.9人
 3. 民間企業損失回避額 = 1件あたり負債金額 × 潜在倒産件数 × 支払手形・買掛金 / 銀行借入金
 4. 図表中の(*)は、政策が実施されなかった場合の推定倒産件数が実績倒産件数の何倍に当たるかを表している。

(出所) <http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H12/index.html>

⁶⁸ 植杉[2006]。 <http://www.rieti.go.jp/jp/papers/contribution/uesugi/01.html>

枠化等を行う制度である。同法第2条に8つの適用対象が規定されており、その第5号に「業況の悪化している業種」があって、対象は全国で一時ほぼ全業種が適用対象になり、緊急保証制度の受け皿となっていた(100%保証は継続)。その実績は、2012年2月には15.15万件・2.27兆円である(『中小企業白書 2012年』第1-1-18図)。このような100%保証は、緊急措置とはいえ、モラル・ハザードを伴うもので、責任共有制度への復帰が必要である。信用保証協会全体での全保証承諾残高は2012年6月末には33.6兆円であり、民間の中小企業向け融資残高の約15%である。

このような安定化保証・緊急保証は、再保険を行う日本政策金融公庫の収支を悪化させる。表10は日本公庫の信用保険部門の収支を見たものであるが、特別保証の赤字が2000年度以降大きくなり、2005年度までの累計で1.4489兆円の赤字を計上した。このため公庫に2008～2002年に1.1599兆円、信用保証協会に2,900億円公費が投入された。⁶⁹ 表5にあるように、保険収支は特別保証以外でも赤字で、1998～2005年度で2.8886兆円に及び、この間政府出資金は2.3908兆円になった。この部分が中小企業に対する補助金といえる。このように、信用保証制度には、公庫の信用保険部門において、民間の信用リスクを負担することになり、この負担が補助金効果を持ち、民間金融の補完を行っているといえよう。

⁶⁹ 特別保証制度の当初設計では、保証枠(20兆)×事故率(10%)×非回収率(50%)=1兆円(損失額)で、追加枠分は4,500億円の損失とされた。合計1.45兆円の損失に対し、信用保険の填補率は80%なので1.1599兆円が政府出資で補填し、残り20%分として各保証協会に対して補助金2,900億円が出捐された。1998～2005年度で特別保証分の累積赤字額は1.4489兆円となり、政府出資額を2,890億円超過した。信用保険事業は公的部門で担当が変更されてきた経緯がある。1999年6月までは、専担の中小企業信用保険公庫があったが、行政改革で99年7月から2004年6月までは中小企業総合事業団の下で保険事業が行なわれ、04年7月以降中小企業金融公庫に移管された。その際、旧総合事業団の高度化勘定から2,525億円が移管された(表5の注にあるように旧総合事業団の高度化融資の回収額が自己資本に積み立てられ(約1兆円超)、この自己資本から拠出された)。この2,525億円が特別保証の赤字分の87.4%を補填したともいえる。公的部門内での内部補助が行なわれた事例である。

図表 10 公庫の信用保険等業務勘定の保険収支と政府出資金の推移(億円)

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
保 険 収 支	△ 1,883	△ 2,093	△ 4,504	△ 5,795	△ 6,047	△ 4,324	△ 2,560	△ 1,676	△ 28,886
(うち特別保証分)	252	△ 816	△ 2,608	△ 3,462	△ 3,399	△ 2,322	△ 1,353	△ 777	△ 14,489
決算整理後の損益	0	△ 1,865	△ 4,725	△ 5,953	△ 6,078	△ 4,092	△ 2,557	△ 1,631	△ 26,904
政 府 出 資 金	3,298	3,365	5,987	1,698	4,037	972	(注) 3,647	902	23,908
(うち特別保証分)	1,803	3,150	4,500	510	1,636	—	5,521	—	11,599
損失処理後の保険 準備基金等の残高	7,247	8,746	10,008	5,753	3,712	592	1,683	954	

(注) 平成16年度の政府出資金3,647億円には、旧中小企業総合事業団の「高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定」からの承継分2,525億円が含まれている。

(出所)<http://report.jbaudit.go.jp/org/h17/2005-h17-0859-0.htm>

(3) 地方自治体の制度融資

地方自治体は、都道府県レベル、市レベルで個別の制度融資を行なっている。その多くは目的別の低利固定金利融資で、国の制度ではカバーしきれない補完的なもので、地元の金融機関とタイアップしたものが多く、実態は補助金的性格のものである。融資類似業務である。

この制度融資が充実しているのが東京都であるが、小口資金融資・小規模企業融資・創業融資・経営支援融資・企業立地促進融資・再建資金状況改善融資(企業再建・リバイバル・借換等)・災害普及資金融資・自立組合融資等多岐に亘る。

国の制度である政策融資(日本政策金融公庫等)と重複する印象もあるが、国の制度でカバーできない分野を対象とするともいえよう。例えば、創業融資について、日本政策金融公庫の新創業融資制度と、東京都の制度融資とを比較すると、貸付限度額、金利、返済期間、自己資金の要件、勤務経験など、多くの点で東京都の制度融資の方が有利である。政策公庫の場合には、会社の代表者自らが保証人にならなくても創業融資を受けられるという利点があり、会社が倒産しても借金から免責される利点がある。東京都制度融資は、信用保証料を信用保証協会に支払う必要があり、金利はやや有利であるが、総合的には判断が難しく、何れが優れた創業融資制度であるとは一概には断定できない。

都道府県レベルだけでなく、市町村レベルにも制度融資がある。例えば、東京都の新宿の場合、民間金融機関への融資の紹介という形で制度融資を行ない、利子補給・保証料補助を行なって、中小企業の本人負担を減じている。特に、商店街空き店舗活用支援融資(店舗改装資金〔貸主特例〕)、債務一本化資金融資、商店会向け制度融資等の独自の制度もある。

[4.3] 民間金融の促進行政

政策的な直接融資、民間融資の促進(信用補完制度)の他に、金融行政は民間金融機関の中小企業向け貸出を促進する諸施策を行なっている。戦後四半世紀に亘って行われていた金利規制は、預金金利の自主規制だけでなく、臨時金利調整法により貸出金利も低位に抑制してきた(人為的低金利政策)。これは、市場で決定される金利水準よりも貸出金利を抑制することにより、事実上の補助金を借り手である企業に与えるもので、低い預金金利適用の預金者から企業への所得移転でもあった。これは企業全体に対するもので、中小企業に限定されたものではないが、借入依存度の大きい中小企業には相応のメリットがあった。専門金融機関制度により、中小企業向け金融機関として相互銀行、信用金庫・信用組合制度を整備したことも、中小企業向け貸出の円滑化を意図したものであった。

金融行政はオフサイト(監督)、オンサイト(検査)で行われるが、金融自由化・金利自由化・金融業務範囲規制緩和・金融制度改革の進展の中で、中小企業向け融資が停滞しないように、中小企業向け融資の目標等の設定をオフサイト・モニタリング等で求める等により、民間金融機関の中小企業向け貸出を誘導してきた。

2000年代に入って、いわゆる不良債権問題の解決策として金融再生プログラムが発出され(2002年10月)、その一環として地域金融機関向けの不良債権処理策としてリレーセッションシップ・バンキングが導入されたが、これはまさに中小企業金融の円滑化・活性化を意図したものとも理解できる。具体的には、行政がアクション・プログラムを作成し、地域金融機関に行動計画の策定を求め、その成果をチェックする方式(チェック・シート方式)であった。2005年からは地域密着型金融行政とネーミングが替わり、2007年からは監督指針の中に取り入れられることになり、現在は地域金融機関に対する恒久的な制度

として金融行政に位置付けられている。⁷⁰ 公的資金注入によるエコノミック・キャピタル充実により地域金融の活性化を意図する金融機能強化法や近年の中小企業金融機能円滑化法もこの範疇であろう。

この他、日本銀行が民間資産を購入するオペレーションも金融行政の一環と理解できよう(後述の CLO の買入れなど)。さらに、2000 年代に従来の証券取引法等の資本市場関連法制が金融商品取引法として整備されたが、各種のファンド等の活性化に寄与するものである。

⁷⁰ この点については、村本[2005(b)][2010]を参照されたい。

第5節 中小企業金融の新たな手法 ー担保の拡大と知的資産ー

[5.1] 検討のプロセス

1999年の中小企業基本法の改正により、2000年代に中小企業金融に新たな手法が導入された。その大要は表1に整理した通りであるが、売掛債権担保融資保証制度の創設やCRDの創設がその嚆矢となった。民間金融機関が不良債権問題に呻吟する中で、減少する中小企業向け融資を活性化させ、debt-financeからequity-financeへ舵を切る手法が検討されたのである。

その成果として売掛債権担保融資を拡大し、金融審議会リレーションシップバンキング・ワーキンググループで整理された「過度の担保・保証に依存しない融資」として動産担保融資等(ABL)の導入、個人保証問題(本人保証・第三者保証)、証券化、ベンチャー・ファイナンス、ファンド組成、CRDの活用、知的資産活用等が実現していった。さらに、経済産業省の産業資金課・知的財産政策室等が取り上げた電子記録債権の導入、知的資産経営報告書の整備等の金融インフラの整備も進み、併せて中小企業会計の整備、中小企業の再生手法の整備等も進んだ。

[5.2] 動産担保の活用

(1) 売掛債権担保融資

日本では、金融機関から融資に際して、担保として不動産が圧倒的に活用され、過度の不動産担保依存が課題であった。いわゆる動産担保の活用である。担保・保証に過度に依存しない方向としては、売掛債権担保融資保証制度(2001年12月発足)、動産担保(2004年11月に動産譲渡登記制度(民法の特例法改正))発足、包括保証の限定化(2004年10月民法改正)、公的保証制度の第三者保証の廃止(2006年4月以降)、経営者本人保証の緩和(2014年2月)等がある。

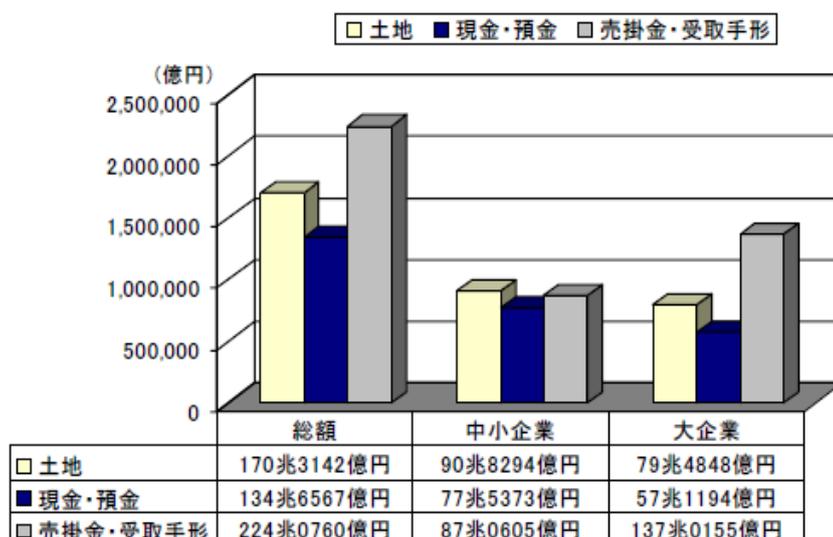
中小企業は1999年度に90.8兆円の土地を有するが、ほぼ同額の87.1兆円の売掛債権(売掛金・受取手形)を有しているにもかかわらず、担保としては低調であった。その理由は、売掛先の倒産により売掛債権が無価値になるリスクがあること、売掛債権担保には管理コストが嵩むこと、風評被害の怖れがあること(資金繰りから悪いので売掛債権まで利用して資金調達したという風評)、等である。しかし、海外では売掛債権も担保として活用されており、日本でもその活用が必要とされていた。2001年12月にその活用策と

して売掛債権担保融資保証制度(中小企業の売掛債権を担保として金融機関が融資する場合に信用保証協会が保証する)が導入され、01年補正予算で59億円が計上されて、不動産担保からの脱却と中小企業の資金調達の円滑化が図られた。

この制度の普及には、中小企業の保有する売掛債権を担保として金融機関・信用保証協会に譲渡する必要がある、売掛先の債権譲渡禁止特約の解除を事前に承諾してもらう必要がある。債権譲渡禁止特約の解除は公的機関等では困難な場合もあり、部分的な解除で実行可能になっている。2002年末には4,587件・1,718億円の規模であったが、03年末に10,479件・4,377億円、04年末に23,841件・6,851億円、05年末に40,169件・9,525億円に拡大した。

2007年8月には在庫(棚卸資産)を担保することも可能になり、流動資産担保融資保証制度と改称された(ABL保証ということもある)。⁷¹

図表 11 中小企業の保有資産



(出所) 大蔵省「法人企業統計年報」(平成11年度)

(注) 中小企業とは、資本金1億円未満の法人企業、大企業とは、資本金1億円以上の法人企業を指す。

(出所) http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/download/uri_haikei_genjo.pdf

⁷¹ 在庫としては、中小企業の商品仕入れによる在庫商品の外、製造業における製品在庫等が該当する。また、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品なども該当する。決算書等に固定資産として計上される機械設備や車輛運搬具などは該当しない。

(2) ABL⁷²

〔ABLの整備〕

2003年3月28日の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(金融庁)や04年5月28日の「新しい中小企業金融(担保・保証に過度に依存しない融資への取組み等)」(経済産業省産業構造審議会産業金融部会)、05年3月28日の「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」(金融庁)等を経て、中小企業金融における、動産や債権を担保とした融資への取組みが注目されてきた。

先の売掛債権担保だけでなく、広く動産担保を活用する融資が模索され、動産債権担保融資としてABL(asset-based lending)として定義されるものが必要とされ、企業の事業収益資産に着目し、在庫や売掛債権等を活用した新たな資金調達の方法とする融資手法として普及が図られている

経済産業省のABLインフラ整備調査(『2008年度ABL借り手向けテキスト』)では、ABL(動産債権担保融資)は企業の事業価値を構成する在庫(原材料、商品)や機械設備、売掛金等の資産を担保とする融資であり、不動産担保や個人保証に過度に依存しない金融手法としている。このような金融行政や経済産業行政を背景に、政府は資金調達の多様化やそれに伴う担保法制の検討を目的とした「企業法制研究会(担保法制度研究会)」(2003年1月)において不動産担保から事業の収益性に着目した資金調達手法への転換、とりわけ企業が保有する在庫や債権等の事業収益資産を担保として資金調達で活用できるよう、対抗要件の具備に関する公示制度を提言するなどの取り組みを行なってきた。

法的環境整備としては、2004年10月12日に第161国会に提出された「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」があり、旧債権譲渡特例法を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」と改題し、同年11月に成立、2005年10月に施行されて、企業が保有する動産・債権を活用した資金調達の活用について途が開かれたのである。併せて、法人が行う動産の譲渡に係る登記制度(動産公示制度)も創設され、動産・債権譲渡に係る公示制度が整備された。これらにより、債務者を特定していない将来債権の譲渡についても登記により対抗要件を備えることができるようになり、また、集合動産の譲渡登記によって在庫など、将来の動産に関しても譲渡の対抗要件を備えることが可能となり、在庫や売掛金等流動資産を担保とするタイプのABLにおける貸し手の権利の安定性が改善された。

⁷² ABLについては、村本[2012]。

経済産業省では、2005年度に開催された金融機関、実務経験者及び学識経験者を委員とするABL研究会において、ABL普及のための今後の課題を報告書として取りまとめたほか、ABLのテキスト(一般編、実務編)を経済産業省のHP上にて公表している。また、2007年度にはABLに携わる事業者等にとっての実務指針となる「ABLガイドライン」の策定、金融機関等の実務の参考資料としての「ABLテキスト」の作成を行なっている。

このような取り組みの成果として、各金融機関のABLへの取り組みが促進され、ABLの融資実績も着実に増加して、ABLは胎動・黎明期から普及・拡大期に入ってきている。2008年秋以降のリーマン・ショックによる厳しい環境の下、機動的な資金調達を可能とするために自社の債権・動産を活用しようとする動きが活発化している。

〔ABLの形態・課題〕

ABLとは、企業の事業そのものに着目し、事業に基づくさまざまな資産の価値を見極め行う貸出で、事業のライフサイクルに着目して企業の将来価値を重視するもの、と表現される。典型的なパターンのひとつを例に挙げれば、以下のような融資である。企業は、在庫と売掛債権に担保を設定して、金融機関等から融資を受ける。その際、金融機関は、在庫の市場性や売掛先の支払能力などに基づいて一定の担保評価を行い、貸出枠(コミットメント・ライン)を設定、企業はその枠内で融資(この場合は運転資金)を受けることができる。この貸出取引を継続していくには、企業は定期的に在庫や売掛金状況を金融機関に報告し、金融機関は評価替えを行うという約束が必要である。このほかにも、主要売先の変更などを報告するなど、事業内容について継続的に情報を共有するためのルールを設定する。

ABLは、前述の表現とは別に、「企業が不動産以外の動産(在庫や機械設備等)・債権(売掛金等)などの流動性の高い資産を担保として借入れを行うものである」という言い方(流動資産担保融資)もされるが、この例を見れば、実は単純に担保だけの話ではないことがわかる。つまり、不動産担保などと異なり、ABLの担保は事業活動(あるいはその結果)そのものであるもので、必然的に、「今、事業がどのように動いているか」について、継続的に、企業と金融機関が情報を共有する仕組みないし契約(コベナンツ)がセットされているのである。

このことは、企業からみれば、事業を拡大したいというときに、不動産担保では限界があったとしても、ABLの場合には、拡大した事業に伴って在庫や売掛金も増大すれば、それに応じて運転資金の枠も拡大するというメリットがある。また、事業そのものが健全で

あれば、例えば仕入れ価格の一時的な上昇で赤字になったとしても、そのことをよく理解している金融機関から安定的に融資を受けられるようになる、といった場合もあろう。金融機関からみれば、融資先の事業の状況が常に把握でき、万が一、事業がうまくいかなくなった場合でも、コベナンツや担保設定契約に基づいて、早めに事業の立て直しなどについて企業と相談することができるという点で、企業とのリレーションがより緊密となり、結果的に他の貸出と比べて、リスクを抑制することができるというメリットがある。

ABLは、このように、企業、金融機関双方に少なからずメリットをもたらす手法であるものの、今まではその活用が進んでいなかったのが現実である。その理由として、例えば、在庫を活用しようとする場合、担保価値を適正に評価することが困難な場合が多いこと、処分・換金するマーケットが限られていること、第三者による善意取得に対抗できないこと(担保物件の確保が難しいこと)などが挙げられる。このような課題に対して、法的整備として、前述のように、動産譲渡登記制度等創設がなされたのである(登記による対抗要件の具備)。さらに、債権譲渡担保に関しては、第三債務者(売掛金の支払者など)が不特定の将来債権についても登記ができるようになったので、制度的な制約は取り除かれてきた。

図表 12 ABL で担保取得対象となる貸借対照表上の動産・売掛債権

資産の部	負債・純資産の部
流動資産 現金・預金 受取手形 売掛金 有価証券 原材料 商品 仕掛品	流動負債 買掛金 短期借入金 未払金 未払法人税等
固定資産 有形固定資産 建物 設備 機器(工具・備品) 土地 無形固定資産 投資その他の資産	固定負債 長期借入金 純資産 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式

[5.3] CRD –リスク・データベースの構築–

(1) CRD

中小企業の資金調達問題は、その財務状況が正確に把握できないということである。そこで、中小企業の経営状況を客観的に把握し、その評価を行うことで、信用度を評価することが金融機関の融資金利の適用や信用保証協会の保証料率の適用に当たって重要な情報になる。すなわち企業の信用リスクに対応した金利設定・保証料率設定を可能にすることやB I S規制のリスク対応資本の算出等に当たり信用リスクの把握が重要で、そのインフラが必要になる。このニーズに対応するために組成されたのが、CRDである。

CRD(Credit Risk Database)は、1999年に中小企業庁が国家プロジェクトとして組成したデータベースで、全国52の信用保証協会と一部の政府系金融機関・民間金融機関の支援・協力を得て、「中小企業信用リスク情報データベース整備事業」としてスタートしたものである。中小企業の経営データ(財務・非財務データ及びデフォルト情報)を集積するもので、2000年度には5信用保証協会・3政府系金融機関・3民間金融機関から構成されるリーディングユーザ会議を開催し、CRDの基本的事項の整理・システム仕様等を検討した。2001年3月には運用機関として、全国52の信用保証協会を中心に任意団体CRD運営協議会が設立された。設立の趣旨は、データから中小企業の経営状況を判断することを通じて、中小企業金融に係る信用リスクの測定を行うことにより、中小企業金融の円滑化や業務の効率化を実現することを目指したものである。その後、会員・蓄積データも増え、中小企業の経営関連データを集積する金融インフラとしての地歩が固まり、2005年4月有限責任中間法人として法人格を取得し、2009年6月一般社団法人CRD協会となった。2005年3月には240機関が会員としてデータを提供しており、その評点は信用保証協会の料率区分、金融機関の金利設定等に活用されているほか、中小企業自身が自らの経営財務ポジションを認識し、適用保証料率・適用金利を事前に把握できるシステム(中小機構の「経営自己診断システム」となっている。このように、金融機関にとってリスク把握に有効でリレーションシップ・バンキングを補完するだけでなく、中小企業にとっても有用なシステムである点に注目しておきたい。但し、スコアリング・モデルに依存した融資手法はトランザクション・バンキングであり、機械的な融資手法になりがちで、ソフト情報を加味した融資手法となることが望ましい。⁷³

⁷³ 2000年代半ばにメガバンクなどがスコアリング・モデルを活用して中小企業貸出を増加させたが、成功したとはいえない。東京都が設立した新銀行東京もスコアリング・モデルによる融資を行なったが失敗

鹿野[2008]によれば、CRD には 2005 年 3 月末に、1997 年を始期として累計 200 万社
個票データが蓄積されている。2003 年中に決算期を迎えた中小企業は 05 年 3 月末に 56
万社で、中小企業会社総数 160 万社の 3 割強であるという。⁷⁴

CRD 協会の会員は、金融機関等が対象で、正会員は入会金 200 万円、年会費 400 万円
で、スコアリングサービス、⁷⁵ 統計情報提供サービス、サンプルデータ提供サービス、中
小企業経営支援サービス、リスク管理支援サービス、コンサルティングサービス等の利用
が可能である一方、データ提供の義務がある。

(2) CRD 以外のリスク・データベース

〔日本リスク・データ・バンク株式会社〕

4 大金融グループおよび地方銀行を中心とした全国の 50 以上の銀行・金融機関が参加す
るもので、貸出先企業の信用状態や財務情報を共有するデータベースコンソーシアムであ
り、2000 年 4 月の設立以来、約 60 万先の国内企業に関する財務情報を集積し、参加金融
機関に情報還元している。統計的、定量的な手法に基づく信用リスク管理の高度化を目的
とした匿名のデータベースであり、各種信用調査会社と異なり具体的な企業名・所在地等、
企業を特定できる情報は有していないのが特徴である。

〔CRITS(全国地方銀行協会)〕

全国 64 の会員銀行対象の共同事業で、地銀界では、早くから、統計情報や金融工学等
を駆使した科学的・合理的な信用リスク管理手法の開発を共同で進め、2006 年度末から
導入された Basel II 等への対応の一環として、2004 年 12 月、全会員銀行が参加する「信
用リスク情報統合サービス“CRITS”」の運営を開始した。金融工学の発展や地方銀行の
リスク管理の高度化を踏まえ、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)、(株)金融工学
研究所(コンサルタント/アドバイザー)、(株)NTT データ(IT ベンダー)のサポートを受け
つつ、CRITS を運営している。また、これらの専門業者と連携し、2010 年 4 月に目途
とした次期 CRITS のサービス開始を目指している。

〔SDB(信用金庫業界)〕

したといえよう。

⁷⁴ CRD データの利用は、中小企業の実態分析に有用なもので、その利用には制約が多いが、鹿野[2008]
のほかに安孫子[2006][2007]、前原[2013]等研究がある。

⁷⁵ スコアリング・モデルにより、膨大な中小企業の財務情報を分析した結果から、当該企業の決算デー
タをモデルに投入することで、倒産リスクを 100 点満点の点数ないしデフォルト確率で定量的に把握でき
る。

信用金庫業界の中小企業信用リスク・データベースが、SDBである。信金中金、しんきん情報システムセンター(SSC)及び信金共同事務センター等の業界のシステム関係会社が一一致協力して、信用金庫業界の中小企業信用リスク・データベース(SDB)を運営している。信金中金の研究所が担当(地域・中小企業研究所)し、各信用金庫は、SDBを活用することにより、融資審査や信用リスク計量化、貸出金のポートフォリオ管理、プライシングなど、信用リスク管理の高度化への取組みを進めている。

[5.4] 定性情報の把握 —知的資産・知的資産経営報告—⁷⁶

(1) 知的資産・知的資産レポート

リレーションシップ・バンキングが地域金融機関に必要なことを示した2003年金融審議会報告では、企業の財務情報だけでなく、非財務情報(定性情報・ソフト情報)の重要性を指摘したものであった。これは、中小企業の持つ知的資産をいかに評価するかであり、通常、企業の競争力の源泉としての人材・技術・技能・知的財産(特許、ブランド等)、組織力、ネットワーク、戦略等は財務諸表に現れない知的資産とされ、EU諸国ではその評価などを行なっている(intellectual capital rating)。この知的資産を融資の審査において評価し物的担保・人的保証に替わるものとして位置付けることが重要である。何よりも、地域金融機関が中小企業の知的資産経営を評価し、それを担保価値として認識し、融資実行までに定着させれば、中小企業サイドでも普及促進の効果を持つ一方で、企業経営者自らに対して知的資産経営を気付かせ、積極的な意識付けとその活用に繋がるものとなるし、BCP(緊急時企業存続計画)の観点からも重要である。たとえば、中小企業は知的資産経営報告書の作成を行ない、その内容を金融機関が財務諸表と併行して審査に活用すればよい。財務諸表のない創業企業にはこの知的資産経営報告書のみでも審査対象となる可能性がある。

2005年8月産業構造審議会 新成長政策部会 経営・知的資産経営小委員会は中間報告を纏め、知的資産経営の重要性を示したが、これはこの分野で初めての文書である。その報告書では、前述のような背景を述べた上で、「このような状況下で、日本経済が中期的な活力を維持していくためには、企業がこれまでのように、「規模の経済」やプロセス技術の進歩によるコスト削減ではなく、これまでとは異なるやり方でグローバルな市場の中で持続的にレント(超過利潤・利益)の確保ができるような経営をすることが必要になって

⁷⁶ 知的資産・知的資産経営に関しては、村本[2010]を参照されたい。

きているといわれ、そのような能力を有する企業が真に競争力のある企業といえる。・・・企業が持続的にレントを確保するためには、企業が自らの強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を行うこと、それを重要な経営資源・自社の競争軸と認識して、「差別化の状況を継続」することが必要である。」と指摘し、この「差別化」こそ、「知的資産経営」と考えたのである。

(2) 統合報告書

この非財務情報(ソフト情報)の活用は会計分野でも進み、「統合報告書」の作成とその有効性が議論されている。企業はその価値表現・IR等として、有価証券報告書、事業報告、アニュアル・レポート、CSR(Corporate Social Responsibility) 報告書、環境報告書(環境・社会・ガバナンスというESG情報)、サステナビリティ報告書、決算短信、決算説明資料、コーポレートガバナンス報告書等の企業情報に関する開示すなわち「コーポレート・レポート・レポーティング」を行っている。これらは、法令が要求するものから、自主的なものまで、歴史とともに拡大してきた経緯がある。こうした環境の中で、ただ単にステークホルダーから求められるままに情報を開示するのではなく、適切に社内の情報を整理・把握した上で、体系的かつタイムリーにステークホルダーとのコミュニケーションを行い、企業の真の姿や社会的・貢献、企業価値を伝えることは、事業展開、資金調達の国際化がますます進展する中で、企業にとって重要性が増している。2010年7月、現在のコーポレート・レポーティングにおける期待ギャップへの対応や、コーポレート・レポーティングに関する負担を軽減することを世界レベルで協議する目的のもと、国際統合報告委員会(IIRC: International Integrated Reporting Council)が設立された。⁷⁷

「統合報告書(Integrated Report)」とは、企業の売上や利益などの財務情報と、ESG(環境・社会・統治) 問題への対応や中長期の経営戦略などの非財務情報を関連付けて報告しようとするものである。IIRCは、2011年9月にディスカッション・ペーパー(公開草案)を公表し、2013年4月にコンサルテーション・ドラフトという草案を公開した。

IIRC は統合報告書をコーポレート・レポーティングにおいて主流となることを最終的に

⁷⁷ 統合報告については、村本[2014]参照。IIRCは、国際的に合意された統合報告フレームワークを構築することを目的として、2010年7月に設立された民間の任意団体である (<http://www.theiirc.org/>)。IIRCは、世界の大企業、機関投資家、会計士団体、NPOなどにより設立され、日本からのメンバーは東京証券取引所CEOや日本公認会計士協会常務理事等である。2006年にイギリスのチャールズ皇太子が主宰するプロジェクトが統合の概念を提案したことを受けたもので、議長は英国チャールズ皇太子の秘書である。IIRCは、Integrated Reportingを<IR>として表記している。

目指しているとされる。当面は、ディスカッション・ペーパーに基づく実証実験的なパイロット・プログラムを2011年10月から開始し、2013年末に総括を行う予定とされている。

78

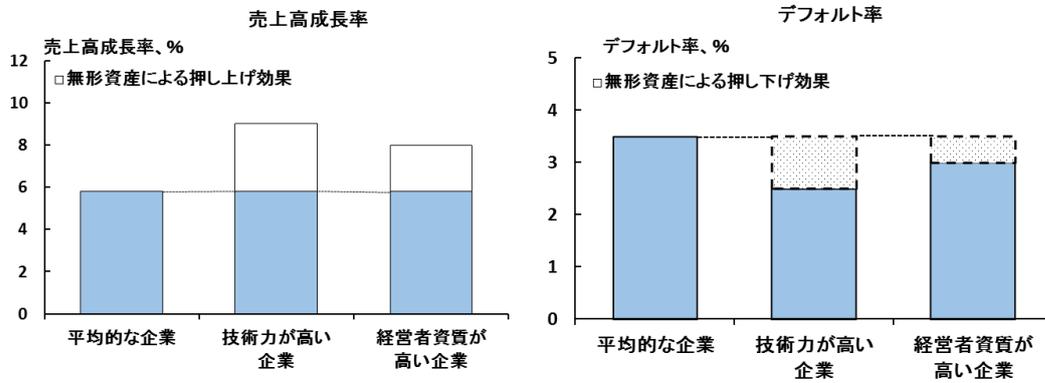
金融行政でも、預金等受入金融機関に関わる検査マニュアルには、「中小企業に適した資金供給手法の徹底に係る具体的な手法例」として「特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用」が記載されており、中小・地域金融機関向け監督指針にも同趣旨の記載があるように、知的資産経営報告の活用の重要性が認識されている。⁷⁹

知的資産ないし無形資産を活用した企業のパフォーマンスの良さを検証した研究があり、いずれも利用した方が良好であることが示されている(図表 13)。

⁷⁸ 世界から当初70社が参加し、日本からは武田薬品工業、昭和電機、新日本監査法人、その後フロイント産業が参加している。参加費は年1万ポンドである。統合報告に関しては、欧州を中心に検討が進み、欧州委員会は2010年11月より非財務報告に関するコンサルテーションを実施し、2011年5月の結果報告においては、統合報告に関する一定の合意が得られたとの報告をしている。また、2011年7月から、2012年に提出される予定の法規則案へのインプットを得るため、投資家、企業、会計士等から構成される専門家グループを構成し、非財務報告のあり方についての検討を進めている。南アフリカでは、ヨハネスブルグ証券取引所に上場する企業は、これまでの年次報告書に代えて、2010年3月1日以降に開始する期から統合報告書の作成が義務付けられており、既に多くの南アフリカ企業による「統合報告書」が作成されている。GRI(Green reporting Initiative)の2013年3月の発表によれば、2011年版報告書を作成した2015社中350社が統合報告書を作成したといい、1,000社近くが導入したともいう。日本でも数十社の作成例がある(先の4社の他、野村ホールディングス、川崎重工、ローソン、日本郵船、リコー、凸版印刷、ニコン、キリンホールディングス等)。

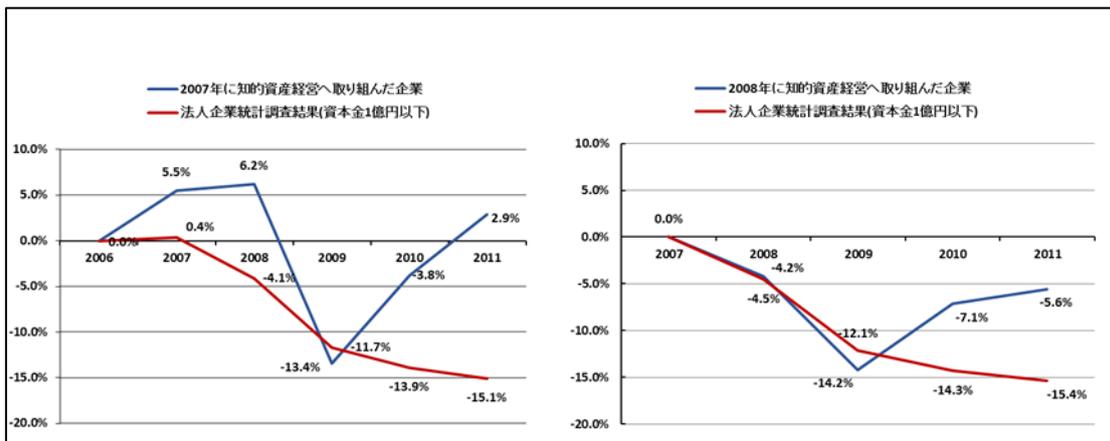
⁷⁹ 監督指針には「地域金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。特に、貸付残高が多いなど、顧客企業から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、顧客企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。」としている。

図表 13 無形資産活用と売上高成長率・デフォルト率



(出所)日本銀行『金融システムレポート』2013年4月号、p.25。

図表14 知的資産経営報告書を作成した企業と全体との業績比較



(出所)帝国データバンク [2013]p.42(経済産業調査会版、p.58)

第6節 中小企業金融の新たなインフラ

[6.1] 市場型間接金融⁸⁰ ー複線的金融システム

日本の金融システムを産業金融システム(預金・貸出による資金供給システム)だけでなく、市場型金融システム(価格メカニズムを活用したシステム)の必要性が認識され、これを複線型金融システムというが、両システムを繋ぐシステムとして市場型間接金融が注目されている。⁸¹

市場型間接金融については、証券投資信託のように金融機関の資金調達行動に代替する局面での議論がある一方で(蠟山[2001])、各種の投資家へのリスク移転に注目して、金融機関保有の貸出債権を流動化する面に集中する議論もある。後者の債権の流動化、すなわち、銀行によって組成された貸出債権を、市場取引の担い手である機関投資家などに引き渡す貸出債権市場や証券化などが、ここで言う市場型間接金融である。この債権流動化という方式は、アメリカでのローンセール市場の発達に見られるほか、貸出関連の市場の担い手としては銀行以上に、ファイナンス・カンパニー、投資信託や年金基金などの機関投資家、証券化の媒体となっている SPC や信託などが存在する。アンバンドリングが活性化しているからである。

2002年9月の金融審議会『将来ビジョン報告』は、「複線的金融システムでは、市場型

⁸⁰ 村本[2005(a)]参照。

⁸¹ 金融審議会『中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン報告』(2002年9月30日)が指摘したように、日本は従来の産業金融モデルという単線的システムから、市場金融モデルを活用した複線的システムへ移行することが必要とされている。単線的金融モデルにおける産業金融モデルに依存することは、金融仲介機関に過度のリスク負担を要求することであり、不良債権問題で顕在化したような脆弱性を温存することになる。但し、中小企業金融を理解する場合、この産業金融モデルの典型である点を正しく理解し、市場金融モデルをも活用した複線的金融システムにおいても、「少なくとも中小企業や個人等に対する金融においては、今後とも産業金融モデルの有効性は失われないものと考えられる」(『将来ビジョン報告』)ので、いわゆるリレーションシップ・バンキングの有効性は縮小するものではないことに留意する必要がある。

『将来ビジョン報告』の基となった『金融システムと行政の将来ビジョン』(日本型金融システムと行政将来ビジョン懇話会報告、2002年7月12日)でも指摘されているように、「いくら調達の間としての市場の使い勝手が向上したとしても、すべての中小企業や個人に利用できるはずもなく、地域金融機関が情報の非対称性を縮減しリスクシェアリングする機能は、今後とも基本的に有効であり続けるだろう。・・・(中略)・・・アメリカで小規模の銀行が、営業上は地域限定、財務上は保守的な方針を堅持しつつ、良好な財務構造を維持し、地域経済の中で役割を果たしていることから、地域金融機関へのニーズが急激に低下するとは考えにくい」ので、地域金融機関の役割すなわち中小企業金融における産業金融の役割は大きいのである。とはいえ、リレーションシップ・バンキングがこれまでの手法に留まっている限り、単線的金融システムにおける産業金融モデルが抱えた困難を克服することはできず、リレーションシップ・バンキングを担う地域金融機関にリスクが集中し、増大するリスクを支えきれなくなり、また地域集中リスクのような困難には対応できなくなる。

間接金融という、専門的なサービスを伴う個人と市場、市場と企業をつなぐ資金仲介が有効で、伝統的な銀行を通じる間接金融と区別されるシステムが重要とした。具体的には、貸出債権の売却や証券化等がその事例とされ、機関投資家をはじめとする多様な金融仲介機関に対する期待が高まり、その過程で投資対象に対するガバナンス機能の発揮も期待されるとされる。中小企業金融においては、産業金融モデルの今後の有効性を認めても、企業の成長段階等に応じて多様な資金調達手段が提供されるとともに、資金調達に伴う様々な金融サービスが提供されることが必要となる。成熟期の企業には再活性化のための組織再編成支援や資本市場からの資金調達スキーム、起業段階での外部資金調達などにも、市場の利用可能性は高まるとされている」と指摘した。

このような専門的なサービスを伴う個人と市場、市場と企業をつなぐ資金仲介を、資産流動化、債権流動化、証券化などと呼ぶが、市場型間接金融を狭義に取れば、金融機関の保有債権が市場にリンクするという意味で貸出債権の流動化のみとすることも可能である（CLO）。また、証券化と流動化を区別する場合、証券化を、

- ① 資産保有主体のキャッシュフローに注目し、
- ② その資産をSPV(特定目的機関)に移転することにより資産をオフバランス化し、
- ③ 有価証券発行を通じて、
- ④ 資産保有主体の信用力とは独立に資産の信用力に依存した資金調達を行う、

金融手法と定義したとき、①と④のみを行うのが流動化ということも可能である。

いずれにしても、市場型間接金融は、金融仲介機能のアンバンドリングや市場によるガバナンス機能の向上を図るものとして期待されるほか、リレーションシップ・バンキングを補完ないし補強する手法として理解できよう。

[6.2] 個人保証の問題

(1) 中小企業金融における個人保証 一 個人保証の機能と問題点⁸²

中小企業金融において、個人保証は信用補完や経営規律という機能を有しているとされ

⁸² 個人保証については、小野・植杉による一連の共同研究があり、その有効性が検討されている。小野・植杉は、少なくとも担保・保証の提供余力のある中小企業に対する貸出において、担保・保証が積極的な役割を果たしている、との結論を得ている。ただし、分析に使用したデータは、マイクロデータが殆んど利用可能で着ない中で、中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年)、「金融環境実態調査」(2002年)、「企業金融環境実態調査」(2003年)等 15,000社を対象とした(回答数 7,000~9,000社)もので、『中小企業白書』作成上の目的で行なわれた調査という制約がある点に注意すべきであろう。また保証に含まれるものは経営者の本人保証と第三者保証の合計になっている(本人保証の割合が95%で高く、それ以外は代表者以外34%、代表者親族18%、会社と無関係の第三者2.4%)。

ている。中小企業では、経営者個人と企業の資産・資本が十分に分離されず、経営者と企業の一体性が強く、株主や債権者等の利害関係者が少なくかつ固定的である。その財務諸表について、会計監査を受けずに、ディスクロージャー目的ではなく課税所得算出の目的で作成していることが多い。家計と経営の未分離や、財務諸表の低い信頼性は、資金供給者の中小企業の経営・財務の実態把握を困難にし、経営者の個人保証には企業の信用補完かつ経営に対する規律付けという機能がある。経営者以外の第三者の保証には、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能があるが、経営との一体性を欠くために、その機能する範囲は経営者の個人保証とは異なる。

個人保証の問題点として、企業が経営困難に陥った場合においても、経営者が保証債務の履行請求を恐れることが、事業再生の早期着手に踏み切れないという傾向を助長し、事業価値の毀損が進むことにより企業の再建が困難となること、その結果金融機関の債権の回収率の低下にもつながることがある。

金融機関が一律または形式的な保証徴求する場合に、無税償却が認容され難くなり、スムーズなオフバランス処理を妨げる。これは、金融機関の債権償却に際し、保証人の責任を厳格に追求しなければ無税償却が認容され難いという税務上の問題があり、結果として保証の徴求が、スムーズなオフバランス化を妨げることに繋がる。

さらに、経営者や第三者の保証人は、結果として支払能力を超えた保証債務の負担に追い込まれ、経営者として再起を図るチャンスの喪失や、社会生活を営む基盤すら失うような悲劇的な結末を迎えることもある。

(2) 債権保全における個人保証の限界

債権保全の観点からの個人保証の有効性に関して、金融機関が取得した個人保証の効力、特に包括根保証人の責任について、判例は、契約締結時の金融機関による説明の有無やその内容、保証人として徴求することについての合理的必要性の有無等に着目して、これらが不十分な場合には、免責や責任の軽減等を認める傾向にある。

第三者を包括根保証人とすることには、金融機関の債権保全の観点からみて有効性に限界があり、弊害も大きい。こうした判例の傾向を踏まえ、すでに多くの金融機関において、経営に実質的に関与していない第三者を包括根保証人とするような取扱いを行なわない態勢作りとなっている。

経営者の個人保証であっても、金融機関が保証を徴求した目的について、信用補完より

も専ら経営規律にあるとの説明が行われた場合については、事後的に保証責任が軽減される可能性がある。さらに、保証人に対する説明義務が、情報提供と保証意思の確立であれば、保証債務の負担という意味およびその保証債務の実行により自らが責任を負担する意思の両方が必要であり、いずれかの意思形成過程に瑕疵があると、事後的に保証責任が免責あるいは軽減されうることになる。

金融機関は、判例の流れ等を踏まえ、個人保証の必要性の如何を見直し、保証人の適正な意思形成には、どのような内容の説明を行うべきかについて十分な検討を行い、その検討の結果に従った説明を確実に実施する体制を整備していく必要がある。⁸³

経営者の個人保証に関しては、企業再建を行う際に外部のターンアラウンドスペシャリスト(事業再生の専門家)が経営者に就任した場合や、関連会社の役員として親会社の社員が派遣される等、経営者と企業の一体性が認められない場合について、代表者の保証を徴求することは不合理であるとの批判が存在することに留意する必要がある。

(3) 経営者本人保証の限定

2013年1月～4月に「中小企業における個人保証等の在り方研究会」が中小企業庁・金融庁で設置され、「経営者の規律付けによるガバナンス強化、企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全」という有効性は認めつつ、「法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている中小企業等に対しては、コベナントないし停止条件付保証契約(または解除条件付保証契約)、ABL等の個人保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を通じて、借り手の資金ニーズを勘案しつつ、貸し手と借り手の双方において保証に依存しない融資の一層の促進が図られることにより、借り手における健全な事業運営や貸し手における健全な融資慣行の構築が期待される。また、行政当局としてもそのための環境整備を図る必要がある。」と提言しており、民法の改正等が検討されているほか、日本商工会議所と全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が検討を重ね、2013年12月に「経営者保証に関するガイドラインについて」

⁸³ 制度的には、個人保証のうち第三者保証については、信用保証協会の第三者保証が2006年4月から原則禁止となっている。金融庁も2011年7月の「監督指針(主要行向け、中小・地域金融機関向け)」において、保証協会の取扱いに準拠した形で、企業経営に関与しない第三者の個人保証を原則禁止の扱いとした。経営者の本人保証についてはモラル・ハザードの防止効果・経営への規律付け効果・不正の抑止効果等があるが、一度破綻すると再起が困難になることなどから、停止条件付の個人保証契約の検討が必要となっている(倒産を見越した資産隠し・粉飾決算等の不正が発覚した場合にだけ保証責任を発生させるもの)。

が発表され、2014年2月1日から実施された。⁸⁴

経営者保証には経営者への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、早期の事業再生等を阻害する要因となっているなど、保証契約時・履行時等において様々な課題が存在することから、これらの課題を解消し中小企業の活力を引き出すため、中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルールとして同ガイドラインが策定されたものである。その概要は、①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること、③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、といった点である。これにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援するもので、第三者保証人についても、上の②、③については経営者本人と同様の取扱となる。⁸⁵

[6.3] 市場型間接金融の手法

(1) 証券化－民間融資の活性化効果

市場型間接金融としては、

- ① 資産担保証券：クレジット債権・リース債権などを担保とするもので、特定債権法（1993年6月施行）により一般化した手法、
- ② 貸出債権担保：CDO(collateralized debt obligation。CLO、CBO)、住宅ローン債権担保(regidential mortgage-backed securities(RMBS))など。組成時にオリジネーターからSPVへの信用リスク移転を、原資産の譲渡ではなく、クレジット・デリバティブによって行うシンセティック型も活用される、

という証券化手法がある。技術的には、信託方式もビルトインされていることもある。裏

⁸⁴ 同研究会は、銀行・政府系金融機関・中小機構・中小企業団体、弁護士・税理士・大学教授等から構成され、最高裁、金融庁、財務省、農林水産省、法務省、経済産業省からもオブザーバーとしての参加があった。

⁸⁵ 同ガイドラインは、<http://www.icci.or.jp/news/2014/0116130000.html>(日商)とhttp://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news251205_1.pdf(全銀協)にある。フランスでは、過剰債務の制限、過大な保証義務の制限、保証人の保護が実施されてきた経緯がある（消費者法典等）。特に、代表者の個人保証について、個人事業者本人についても生活に必要な資産(居住用住宅等)は残すべきという考え方から、個人と事業の財産を分離する法制が整備されている(1994年マデラン法、2003年経済主導のための法律、2010年EIRL法(有限責任個人事業者に関する法律)等)。これらは再起を容易にすることが立法趣旨といわれる。能登[2008]、大沢[2009]参照。

付けとなる資産に注目して、企業の資産を裏付けとするもの(売掛債権担保証券(asset-backed commercial paper(ABCP))など)と企業の負債(金融機関の資産)を裏付けとするものがある(CDO など)。証券化は、厳密には、①優先劣後構造によって原資産の信用リスクを第三者に移転する、②商品のキャッシュフローのみに依存している、③スペシャライズド・レンディング specialized lending の要件(特定資産のみを返済源とする融資であること)を満たさない、とされることもある。⁸⁶

これらの証券化手法は、既述のように、金融仲介機能の低下、信用の裏付けとなる資産の不足、個々の中小企業の信用力不足、担保・保証への過度の依存、中小企業自身の自己資本の脆弱性(融資の擬似エクイティ化、担い手・手法・リスク対応などについて多様化が不可欠)という中小企業金融の現状に対する一定の対応を示すものと理解される。すなわち、民間の中小企業向け融資の活性化効果を有する。

(2) 資産流動化

資産流動化は、企業が保有する流動性のない営業資産(貸出債権、売掛債権、リース債権、クレジットカード債権など)を一般の資産から切り離してプールし、必要な信用補強を施した後に、これを担保として証券を発行し(小口化して発行することもある)、投資家に売却する一連のスキームをいうが、金融機関の貸出債権の流動化の側面と、企業の資産の証券化の側面の両面がある。

具体的には、①低金利資金の導入、②資産負債総合管理(ALM)の手段、③資金調達手段の多様化、④リスク負担転嫁による経営効率化、⑤オフバランス化による財務の改善と自己資本規制などの法的規制の回避、という効果のほか、機関投資家の投資資金を導入する意義をもつ。中小企業にとっては、保有する売掛債権を流動化できれば、資金調達の多様化に繋がる。優良な資産をだけを集めて証券化できれば、高い格付けが獲得できるので、低利での資金調達が可能になる。中小企業の証券化の利用度は低く、2003年7月時点で、8件約4,300億円の規模である。⁸⁷ このほか大阪市、商工中央金庫の実績もある。

このような中小企業向けの証券化の実績は低く、克服すべき制約は多い。CLOについて

⁸⁶ 日本銀行[2002]。

⁸⁷ 2000年代に入ってから証券化が始まり、東京都によるCLOスキームが4件(2000年3月、2001年3月、2002年3月、2003年3月)実施され(約3,000億円の調達)、大阪府のCLOが2件(2002年12月、2003年2月、620億円)、福岡県新金融スキームが1件(2002年7月139億円の調達)、UFJ銀行のCBO(collateralized bond obligation)が1件(512億円の調達)。自己資本5億円以上の企業が対象なので中堅企業クラスの案件)である。

は、東京都の第3回スキームのB方式以外は信用保証協会の付保を前提としているが、信用保証協会以外の公的支援の可能性、公的支援なしの民間ベースのスキームの可能性、法制面・事務面の環境整備(二重譲渡の問題、将来債権譲渡など)、商慣行の制約(譲渡禁止特約条項など)の除去など多くの課題がある。中小企業向け債権の証券化には多くのメリットが認められるにもかかわらず実績が少ないのは、市場が十分育成されていないことに尽きるのであるが、それだけに公的支援ないし政策金融による支援が期待される分野でもある。

[6.4] ベンチャー・ファイナンス⁸⁸

(1) ベンチャー・ファイナンス

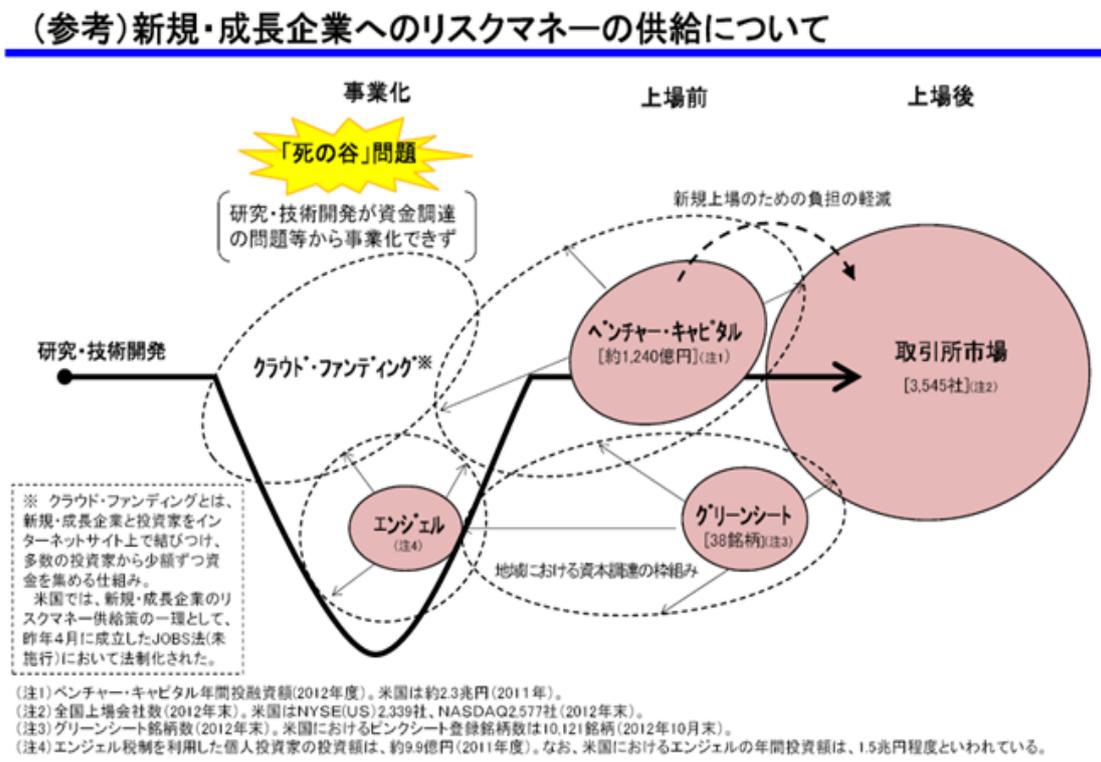
中小企業カテゴリーのうち、ベンチャー企業に対するファイナンスには固有の課題がある。ベンチャー企業の成長ステージ毎に固有のリスクがあり、それに対して、各ステージ毎に種々の金融手法が必要となる。とくに、シーズ段階の企業であれば、自己資金以外の資金調達には厳しく、自らの周辺の知人・親族などへの依存となる。スタートアップ企業であっても、トラック・レコード(業歴等)の無い段階での金融機関借入は困難である。したがって、エンジェルのようなインフォーマル・インベスターの存在が不可欠となる。研究・技術開発(R&D)を事業化しようとする際に、資金調達の問題から事業化できないことを「死の谷」(death valley)問題と呼ぶが(図5)、この「死の谷」を超えられない事業・企業は多い。事業リスクのうち、開発リスク・製造リスクが大きいためである。

アーリー・ステージに到って漸く制度化された金融の手段が活用可能になるが、それでも金融機関の審査対象とはなりにくく、たかだかIPO(initial public offering. 株式の新規公開)へのアクセスが可能になるに留まる。IPOといっても、リスク・テイク能力のある投資家の存在が不可欠で、その市場形成が必要なインフラとなり、この分野での先進的であるアメリカではNASDAQ(全米証券業者協会(NASD)相場情報システム。店頭市場)というオンラインの取引所が整備され、成功を収めてきた。日本でもベンチャー企業育成のファイナンスの仕組み、とくにエマージング市場(IPO市場)の整備が行われてきた。1995年7月に導入された第二店頭株市場(特則銘柄市場)も、1996年12月に第1号の公開(登録)が行われたが、その後店頭市場(1963年創設。日本証券業協会が管理)がJASDAQに移行した。

⁸⁸ ベンチャー・ファイナンスについては、村本[1997]など参照。

ほかに、1999年11月に東京証券取引所にマザーズ(東証マザーズ)、2000年6月大阪証券取引所にヘラクレス(旧NASDAQジャパン)に整備され、新規企業の株式公開(IPO)が容易になった。このほか、1999年10月に名古屋証券取引所にセントレックス、2000年4月に札幌証券取引所にアンビシャス、2000年5月に福岡証券取引所にQボードが新興企業の上場を行う市場として誕生している。

図表14 「死の谷」問題



(出所) 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」

(第1回、2013年6月26日)事務局説明資料 p.1.

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/risk_money/siryoku/20130626/03.pdf

このようなエマージング市場の創設・育成のほか、銀行型システムである日本の金融システムでは金融仲介機関の役割も大きく、民間金融機関はローリスク・ローリターン

資だけでは対応できないので、投資組合を作って投資も視野に入れつつ対応を行ない、ベンチャー・キャピタル(VC。投資ファンド)を整備するほか、融資による支援も多く行われている。その先鞭をつけるため、政府系金融機関も 1994 年 2 月の総合経済対策で創設された中小企業金融公庫の「新事業育成貸付制度」をはじめとする各種の融資制度が出揃い、通産省が主導した都道府県ごとのベンチャー財団もほとんどの都道府県で整備され、あわせてベンチャー企業と金融機関・投資家との出会い(マッチング)も「ベンチャー・プラザ」「中小企業総合展」なども実施されてきた。中小企業基盤整備機構が出資するベンチャー・ファンドも、1999 年以降約 85 件のファンドを組成し、約 1,500 億円の投資規模と約 2,500 社への出資を行い、エクジットである IPO には 50 社ほどが到達している。

いずれにしても、ベンチャー企業向け融資制度は整備が進み、政府金融機関だけでなく、公的機関の保証の仕組み、自治体の制度融資、民間金融機関の融資など金融機関経由の方式で主となっていることは、銀行型システムないし間接金融優位といわれる日本的システムのなかでのものであることは注目しておいてよい。前述のようにベンチャー・キャピタル、投資事業組合の設立、エマージング市場の設立などの状況をみると制度的にはほぼ整っているが、問題はこれらの制度がいかに機能するかという点である。JASDAQ の上場会社数が 944 社(2004 年末)を除くと、東証マザーズの上場企業数は 2005 年 7 月に 131 社程度であり、他のエマージング市場の上場数も特段多いものではない(図表 15)。

このようにベンチャー企業にとってのボトルネックとまでいわれた資金面での困難は制度的にはほぼ克服され、ベンチャー企業がその意欲とは裏腹に資金手当ができないという状況はほぼなくなっている。問題は、むしろいかに事業として軌道に乗せていくかという、経営の問題こそ重要となっている。

図表 15 新興市場の状況

	創設	上場企業数
JASDAQ	1963 年	880 社(スタンダード 826 + グローブ 48 + プロ 6)
東証マザーズ	1999 年 11 月	192 社
大証ヘラクレス	2000 年 6 月	—
名証セントレックス	1999 年 10 月	14 社
札証アンビシャス	2000 年 4 月	5 社
福証 Q ボード	2000 年 5 月	7 社

(注) 上場企業数は、JASDAQ を除くと、2014 年 1 月現在。各所HPによる。東証と大証の統合により、大証ヘラクレスと NEO は JASDAQ に 2010 年 12 月 12 日統合された。ヘラクレスの上場会社数は 2005 年 7 月に 122 社であった。

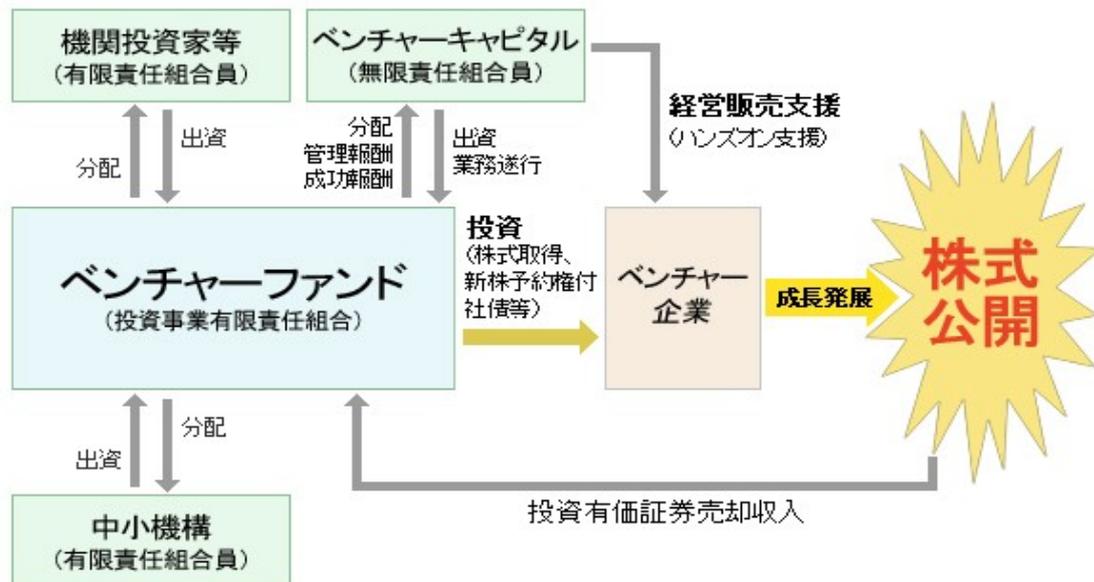
(2) 中小企業基盤整備機構のベンチャー・ファンド

中小企業政策の遂行機関である中小企業基盤整備機構(中小機構)は、2004 年 7 月に中小企業総合事業団・地域振興整備公団・産業基盤整備基金が統合された独立行政法人で政策金融以外の中小企業支援を実施しているが、その 1 つにベンチャー・ファンドがある。これは、1999 年以降中小企業総合事業団が実施してきたもので、投資会社等が組成する設立 7 年未満のアーリー・ステージにあるベンチャー企業への投資・ハンズオン支援を目的としたファンドに対し出資を行うことにより、ベンチャー企業の間接的な支援を実施するものである。

その仕組みは、①ファンド組成(ベンチャー・キャピタル等の民間投資会社とともに投資ファンド(投資事業有限責任組合)を組成。中小機構は有限責任組合員としてファンド総額の 1/2 以内(上限 10 億円)を出資)、②投資対象(設立 7 年未満のアーリー・ステージにあるベンチャー企業またはそれらが実施する有望な事業(原則として株式公開を目指す企業が対象))、③支援方法(株式や新株予約権付社債の取得等による資金提供、無限責任組合員による経営面のハンズオン支援及び中小機構各支部支援センターの各種支援等により、企業の成長発展を支援)、がそのスキームである(図表 16)。ベンチャー企業向けのファンドと同様のスキームで、既存の中小企業の新分野進出、新事業展開、新商品の開発など、新事

業に挑戦するケース(第二創業)に対応するのが「がんばれ！中小企業ファンド」である。⁸⁹

図表 16 中小機構のスキーム



(出所) 中小機構資料。

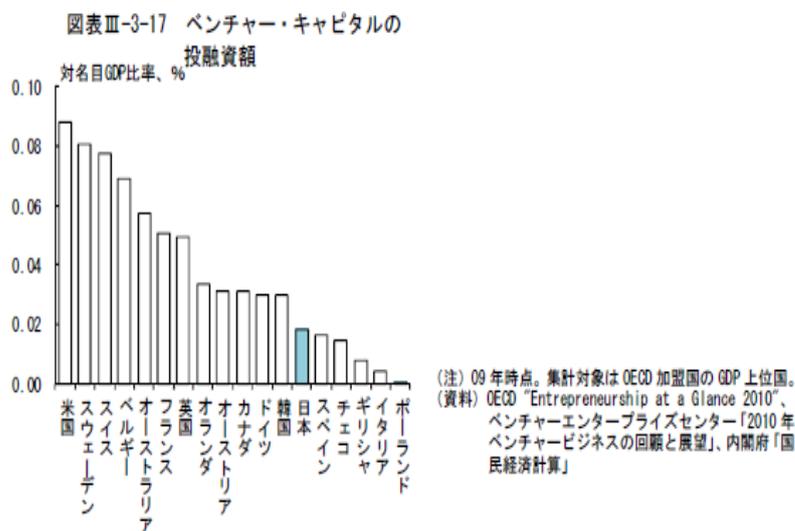
図表 17 中小機構のベンチャー・ファンドの実績

	2004.3	2005.3	2010.3
投資規模(金額)	524 億円	791 億円	1,440 億円
組成ベンチャー・ファンド数	34	49	85
出資(投資先) 企業数	630	970	2,105
IPO 企業数	26	41	98

(出所) 中小機構資料。

⁸⁹ 中小機構のファンドのパフォーマンスについては、中小機構[2010]があり、ベンチャー・ファンドの機能・成果等と諸外国の事例を網羅した貴重な研究である。

図表 18 日本のベンチャー・キャピタルの規模



(出所) 日本銀行『金融システムレポート』2013年4月号、p.20。

第7節 小括

日本の経済発展は、種々の要因によって実現されたが、本章ではリーディング・インダストリーとそれを支えるサポーティング・インダストリーの有機的構造の存在に焦点を当てた。この「2-Tier system」の存在の有効性に着目し、その効果を強調した分析は多いものではない。

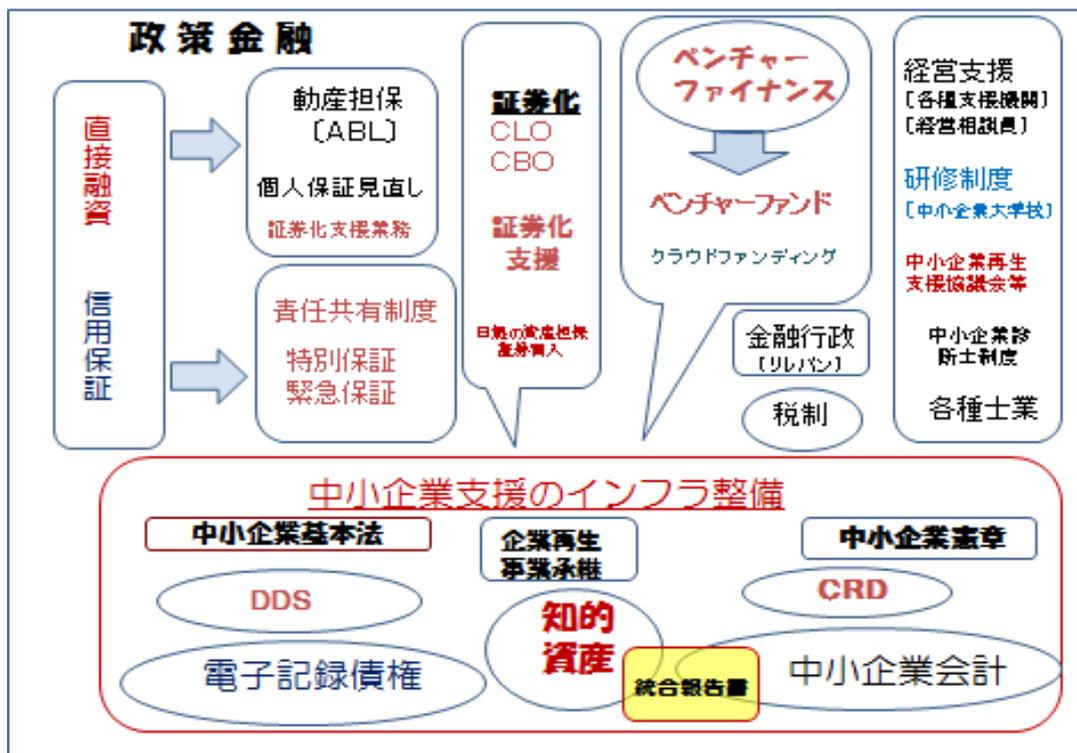
日本の中小企業支援施策は多岐に亘り、中小企業金融支援に特色があり、諸外国に比しても先進的なものである。政策金融に関しては、戦後主流であった直接融資から信用補完に重きが置かれるようになった。但し、中小企業の equity-finance への対応は途半ばであり、日本型金融システムが産業金融システム中心であることを映している。そのため、シーズ期、スタートアップ期、アーリー期のベンチャー・ファイナンスが不十分な印象が強い。いずれにしても、1999年の中小企業基本法の改正の前後から、中小企業金融に対する支援システムは、政策金融等の充実は無論のこと、金融行政面でも地域密着型金融（リレーションシップ・バンキング）などや、「監督指針」「検査マニュアル」「事務指針」等を通じて中小企業金融の円滑化が重視されている。

この前提には、日本の金融システムの整備が明治期以降進展してきたこと、特に中小

企業育成に寄与する中小企業向けの金融機関が整備されてきたことも重要である。いわゆる地域金融機関の存在である。地域銀行と並び協同組織金融機関の貢献も大きいものがある。

中小企業向けの支援体系・政策体系は、図表 19 に俯瞰的に整理したように、木目細かく整理され、網羅的ですからあり、諸外国に比しても先進的で、成長国・発展途上国等に対するテンプレート的意義は大きく、中小企業支援策は成長国、発展途上国に参考になる。成長国・発展途上国では金融システムが十分に発展しておらず、成長資金の供給システムが十分に機能していない。国内貯蓄が金融システムに流入しないことなどの要因もあるが、信頼性のある金融システムが未整備なことも多く、金融システムの整備は喫緊の課題である。それと並んで、リーディング・インダストリーを支えるサポーター・インダストリーを整備することも重要である。対外（対内）直接投資によって国内産業のリーディング・インダストリーに代替するとしても、それを支える国内中小企業の育成こそ、成長国・発展途上国にとってより重要な課題であり、日本の中小企業システムとその支援策は活用されて良い。

図表 19 日本の中小企業支援体系



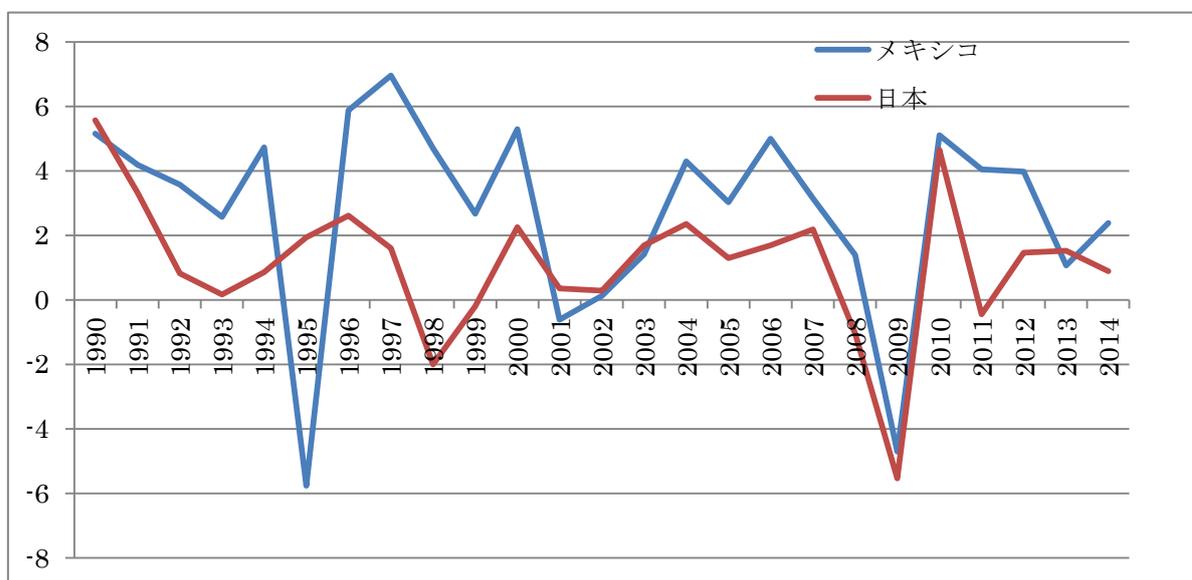
第3章 メキシコの投資環境

第1節 概要

メキシコは1994年のNAFTA成立以来順調な経済発展を遂げ、成長国(growing country)として位置付けられる。その所以は、以下の通りである。メキシコは、1990年代以降3～7%の経済成長を記録してきた。1990年～2014年の平均成長率は約3.1%で、同時期の日本の1.4%の2倍である。リーマン・ショック時と1995年のマイナス成長を除くと約3.5%成長を遂げている。

一方、国際収支についてみると、易収支は赤字基調であるものの、その赤字規模は低下し、ほぼ収支均衡に近く、2012年には一時的に黒字となった。ただ経常収支について見ると、赤字基調は変わらず、経常収支対GDP比では2%弱の状態が続いている。資本収支は受取超過で、黒字基調であり、海外からの資本流入が続いている。このことは、国際収支段階説に当て嵌めると、未成熟の債務国から成熟債務国へ移行している状況にあるものと判断される。このことから、メキシコは成長国として位置付けられよう。

図表 20 メキシコと日本の経済成長率



(出所) IMF, *World Economic Outlook Databases* (2014.Oct.).

図表 21 メキシコの経済指標

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年		
GDP	名目GDP (億ドル)	10,427	11,007	8,945	10,508	11,692	11,835	12,585	
	実質GDP成長率 (%)	3.3	1.2	▲4.7	5.1	4.0	4.0	1.1	
	一人当たりGDP (ドル)	9565	9935	7943	9194	10107	10111	10630	
	経常収支 (億ドル)	▲147	▲202	▲81	▲36	▲123	▲148	▲223	
	経常収支対GDP比 (%)	▲1.4	▲1.8	▲0.9	▲0.3	▲1.1	▲1.2	▲1.8	
	国際収支指標	貿易収支 (億ドル)	▲103	▲176	▲49	▲29	▲13	2	▲7
		輸出	2,723	2,919	2,300	2,989	3,499	3,714	3,809
		輸入	2,826	3,095	2,349	3,018	3,512	3,712	3,816
		外貨準備高 (億ドル、年末)	871	951	996	1,203	1,440	1,604	1,754
		対外債務残高 (億ドル、年末)	1,281	1,294	1,660	1,981	2,109	2,273	2,586
景気指標	失業率 (%/年末月)	3.7	4.0	5.5	5.4	5.2	5.0	4.9	
	消費者物価上昇率 (%)	4.0	5.1	5.3	4.2	3.4	4.1	3.8	
財政・金融指標	国債3ヶ月物金利 (%、年末)	7.60	8.07	4.86	4.71	4.55	4.49	3.54	
	為替レート (対ドル、平均値)	10.9	11.1	13.5	12.6	12.4	13.2	12.8	
為替・株	株価指数 (IPC、年末)	29,537	22,380	32,120	38,551	37,078	43,706	42,727	

(出所) 国際協力銀行『メキシコの投資環境』2014年11月5日、p.23。

メキシコのGDPは第3次産業が6割以上を占めており、第2次産業は3割強に留まっている。第2次産業の中では製造業が約半分を占めている。メキシコは、アメリカと国境を接している点で地理的な優位性をもち、周辺国と比較した場合に人件費をはじめとする投資コストが低いこと、輸出加工に関わる優遇策を政府が積極的に整備してきたことなどから、自動車や電気・電子産業を中心に、北米向け輸出の拠点として位置付けられてきた。これを実現するために、海外からの積極的に投資を受け入れ、成長の梃子としてきた。とりわけ、製造業付加価値の20%以上を占める自動車産業は、アメリカ、日本をはじめ世界各国から投資を集める最重要産業であり、政府もその育成に注力している。また、最近ではより高度な技術を要する航空産業への投資も増加しており、製造業の高度化・高付加価値化が進みつつある。⁹⁰

メキシコの投資環境は、①外資の進出を奨励する政策、②有利な立地とFTAネットワーク、③多様な産業の発展、④低い労働コスト、⑤顕在化しつつある消費市場、といった点に、その優位性がある。①の外資の進出を奨励する政策としては、従来からメキシコは米国を中心とした諸外国からの投資により産業を発展させてきた国であり、経済が発展した現在でも外資の力を活用する方向性は変わっていない。メキシコにおいては連邦経済省だけでなく、州政府が外資企業の誘致に非常に積極的で、独自に進出企業の支援策を打ち出していることが特徴である。②の有利な立地とFTAネットワークは、太平洋と大西洋の両方に面し、世界最大の経済大国である米国と国境を接し、世界でも稀に見る地理的優位性を持ち、45カ国とのFTAがこの地理的優位性の魅力をさらに高めているといえる。③の多様な産業の発展としては、自動車産業、電気・電子産業、航空産業が活性化しつつある他、食品加工、鉱業、再生可能エネルギー、医療ツーリズム、文化産業（映画・音楽）など、さまざまな産業が発展している。特に食品加工はメキシコの代表的製品であるビールやテキーラの生産により、製造業付加価値に占める割合が自動車生産に匹敵するほどになっている。⁹¹

ところが、メキシコの投資環境には幾つかの問題もある。それは、①頻繁な政策変更、②煩雑な行政手続き、③不安定な治安情勢、④整備途上のインフラ、⑤発展途上にある裾野産業、⑥未整備の金融システム、である。これらについては以下で詳述するが、①の頻繁な政策変更と②の煩雑な行政手続きは、その煩雑さとともに、時間がかかることが多い

⁹⁰ 国際協力銀行『メキシコの投資環境』2014年11月5日、pp.24～25。

⁹¹ 国際協力銀行『メキシコの投資環境』2014年11月5日、pp.115～117。

ことは政策・行政面の課題である。また、③の不安定な治安情勢は、海外からの直接投資にとって、従業員の安全確保上の課題である。より重要なのは、④の整備途上にあるインフラで、アフリカ各国やアセアン各国と比べれば、道路・港湾・空港、水・電気・ガスなどの基礎的インフラは整備されているが、電力コストは周辺諸国と比較しても高く、短時間の停電は頻繁に発生する。輸送インフラも整備されているものの、都市部を中心に道路整備が人口の増加や産業の発展に必ずしも追いついていない。⁹²

最大の課題は、⑤の発展途上にある裾野産業である。製造業ではリーディング企業を支えるサプライヤーすなわちサポーティング・インダストリーの整備が重要であるが、メキシコでは、近年、自動車関連を中心に部品メーカーの進出が急増し、国内の調達比率が高まりつつある。ただし進出している部品メーカーは Tier1（1次部品メーカー、1次請け、1次サプライヤー）が中心であり、Tier2（1次サプライヤーに部品を供給する）以下の進出は始まったばかりである。メキシコには鉄鋼や樹脂などの原材料加工産業が未発達であることからこれらの素材は輸入に頼っており、部品の完全な現地生産はほぼ行なわれていない。2014年に韓国の製鉄企業ポスコが鋼板製造の第二工場を竣工するなど、素材関連の投資は行われているものの、産業の育成には長い時間を要するとされている。

このように、対内直接投資によりメキシコはその経済成長を推進しているが、それは主として製造業それも自動車関連投資である。この自動車産業は幅広い裾野産業により支えられている。いわゆるサプライヤー構造・サポーティング・インダストリーの構造である。この発展を支える裾野産業の未整備が課題で、その担い手は中小企業であり、中小企業の育成が重要な政策課題となっている。

⑥の未整備な金融システムは、より根源的な課題である。1994年のNAFTA加盟後、外国金融機関による同国銀行の買収が進んだ結果、同国銀行の総資産に占めるメキシコ資本の銀行の割合は小さいものとなっている。2014年3月時点の主要銀行の総資産では、全商業銀行合計の70%以上を占める上位5行のうち、メキシコ資本の銀行はBanorte（バノルテ）1行のみである。他の4行（BBVA Bancomer、Banamex、Santander、HSBC）は外資系銀行であり、これら4行で同国商業銀行の総資産及び、貸付・預金総額の6割以上を占めている。この外資系銀行は、メキシコ国内の貯蓄を吸収するものの、必ずしも国内に還元せず、裾野産業の育成、中小企業の育成に寄与していない。

⁹² 国際協力銀行『メキシコの投資環境』2014年11月5日、pp.117～118。

そこで注目されるのが、政策金融であるが、一応の整備はなされているがその規模は小さく、また中小企業育成に特化した機関はない。とくに、中小企業者の信用を保証・補完する信用補完制度が整備されていないこともあり、中小企業向けの金融は十分とは言えない。

さらに、中小企業育成には、地域に密着した相互扶助を可能にする金融機関（日本の協同組織金融機関）が必要であるが、メキシコでは貯蓄貸付会社・大衆貯蓄信用金融会社が存在する。両会社は、2001年の貯蓄信用金融法の制定により発足したものである。現在、100余機関があり、両会社とも会員向けの融資や中小零細企業向けの融資業務等を主とし、商業銀行や限定目的金融会社・多目的金融会社等の業務を補っている。しかし、その歴史は10年余と浅く、個人の零細な貯蓄を吸収しているものの、中小企業・零細企業に資金供給する仕組みとしては十分機能していない。日本の協同組織金融機関の歴史は、1900年制定の産業組合法から100年以上に及び、地域に根付いた存在であることと対比すると、未成熟である。また、クレジット・ユニオンも100余ほど存在するが、中小企業育成の状況に対して大きな影響はない。このように、地域の中小企業を育成する金融システムは十分な整備が行われていない。

図表 22 メキシコの銀行資産状況

(単位:百万ペソ、%)

銀行グループ名	総資産		貸付		預金	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
BBVA Bancomer	1,562,793	23.3	721,808	25.5	748,054	23.5
Banamex(Citi group)	1,237,404	18.5	472,732	16.7	579,869	18.2
Banorte	1,042,534	15.5	440,704	15.6	481,665	15.1
Santander(BSCH)	867,273	12.9	409,349	14.5	466,230	14.7
HSBC	534,013	8.0	206,151	7.3	295,758	9.3
Inbursa	357,354	5.3	191,654	6.8	159,532	5.0
ScotiaBank Inverlat	259,495	3.9	160,666	5.7	166,202	5.2
Interacciones	171,219	2.6	62,001	2.2	75,575	2.4
Afirme	117,012	1.7	17,326	0.6	26,515	0.8
Banregio	100,010	1.5	46,018	1.6	44,512	1.4
Invex	76,201	1.1	12,589	0.4	15,605	0.5
Multivalores	59,949	0.9	37,495	1.3	47,464	1.5
Intercam	57,041	0.9	2,329	0.1	3,186	0.1
Monex	44,444	0.7	4,767	0.2	13,973	0.4
J.P. Morgan	43,347	0.6	2,112	0.1	4,759	0.1
Actinver	38,328	0.6	5,297	0.2	6,695	0.2
Mifel	34,480	0.5	20,709	0.7	22,918	0.7
Barclays Mexico	32,548	0.5	0	0.0	0	0.0
Credit Suisse	32,275	0.5	368	0.0	6,488	0.2
Ve por Mas	32,023	0.5	14,604	0.5	15,150	0.5
Value	4,222	0.1	1,611	0.1	1,480	0.0
UBS	2,748	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	6,706,713	100.0	2,830,290	100.0	3,181,630	100.0

(出所)国際協力銀行『メキシコの投資環境』2014年11月5日、p.85。

図表 23 政府系開発銀行に属する金融機関別業務

機関名	主たる業務
メキシコ産業金融公社(NAFIN)	産業・地域振興
国立公共事業銀行(BANOBRAS)	公共事業
国立貿易銀行(BANCOMEXT)	貿易金融
国立軍人銀行(BANEJÉRCITO)	軍人向け融資
貯蓄金融サービス銀行(BANSEFI)	貯蓄サービス
連邦住宅公社(SHF)	住宅金融

(出所)国際協力銀行『メキシコの投資環境』2014年11月5日、p.86。

メキシコは連邦制を敷いており、31州と1つの特別自治区（メキシコシティ）を合わせた
いわば 32 州の合衆国形態である。主にメキシコ政府の役割は、制度設計や法整備になっ
ており、財源の脆弱さから、最低限のインフラ整備は行うものの、財政的な政策や補助は
採りづらい状況となっている。そのため、海外企業誘致や地方における中小企業育成など
は、限定的なものとなっている。

政府機関として、経済省の地方部局があるものの、原則として各州政府が海外誘致政策
や中小企業育成政策を担っているのが現状である。各州の財源や地理的条件にも差がある
ため、州ごとに特徴、格差が現れている。そこで、次節ではその 1 例としてハリスコ州の
状況を取り上げる。

第 2 節 ハリスコ州の状況

[2.1] ハリスコ州の概要および投資動向⁹³

ハリスコ州は 25 の自治体から構成され、メキシコの土地総面積の 4.1%を占める。シエ
ラ・マードレ・オキシデンタル、シエラ・マードレ・デル・スール、エヘ・ネオボルカー
ニコならびにメサ・デル・セントロといった 4 つの主要な山脈に囲まれた地域に位置し、
州面積の 40%以上は台地、丘陵、平原、谷、溪谷によって構成されている。そして州面積
のわずか 1.5%が水域となっている(V informe de gobierno, 2011: p.24)。

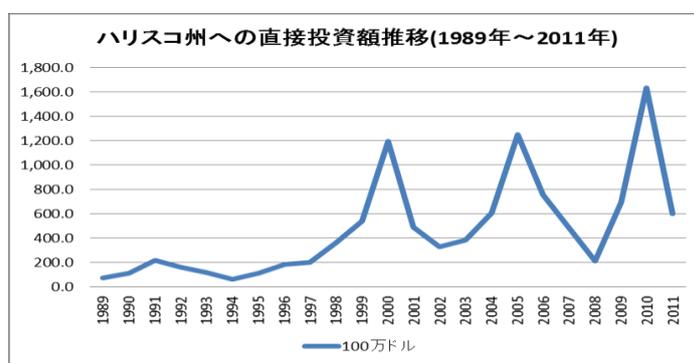
人口の面では、ハリスコ州はメキシコの総人口の 6.54%を占め、735 万人の居住者を有
する。これはメキシコにおいて第 4 位である。人口構成は比較的若く、平均年齢は 25 歳、
つまり人口の半分が 25 歳未満であり、さらに都市開発、経済発展ならびに文化的発展に
おいても重要な位置を占めている。州政府機能の中心である首都となるのはグアダラハラ
市であり、その周辺のサポパン市(Zapopan)、トラケパケ市(Tlaquepaque)、トナラ市
(Tonalá)、トラホムルコ市(Tlajomulco)、エル・サルト市(El Salto)、フアナカトゥラン市
(Juanacatlán)ならびにイクツラウアカン・デ・ロス・メンブリージョ市(Ixtlahuacán de los
Membrillos)とともに、首都圏(zona metropolitana)を構成し、これはメキシコにおいて、
443 万 5 千人(2010 年)という 2 番目に多くの人口を有する都市となっている。

外国投資の登録簿(Registro Nacional de Inversiones Extranjeras: RNIE)を通じた外国

⁹³ 本節は、主にカリージョ、岡部、柿原[2013]に依拠している。

投資局(Dirección General de Inversión Extranjera: DGIE)の過去 20 年間のデータを見ると、ハリスコ州が受け入れた外国直接投資額はおよそ 6400 万ドルと 16 億 3400 万ドルとの間を推移している。図 24 で示されるように、2000 年、2005 年ならびに 2010 年にピークがあり、その翌年にはそれぞれ大幅な減少が見られる。いずれにせよ、同期間において、年平均 15%の増加率が記録されている。

図表 24 ハリスコ州への直接投資額推移 (1989 年～2011 年)

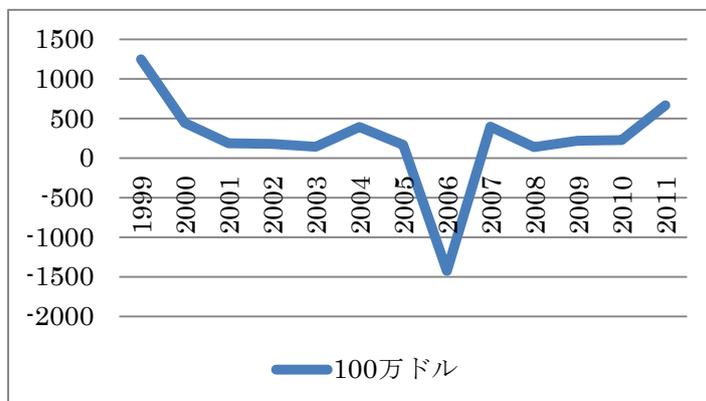


(出所) 経済庁、RNIE および DGIE の資料をもとに独自に作成。

メキシコにおける日本の投資の場合は 1999 年から 2011 年の期間に減少傾向を示しており、RNIE は、日墨 EPA が発効した翌年の 2006 年に、14 億 2400 万ドルの対メキシコ日本投資の引上げを示している(図 25 参照)。この数字は、「自動車およびトラックの製造・組立」部門におけるものを示すものであるが、経済庁によれば、これはメキシコにある日本企業の子会社が税務上の居住地を他国に変更することによってもたらされたもので、工場自体は移転されてなく、そのため実態と異なるものである、といわれている。この 2006 年の数値を除外すれば、日本からの直接投資は、過去 20 年間に於いて年平均 3 億ドルが記録されている。

RNIE によれば、同期間内に日本からの直接投資をより受けているメキシコの州は次の順となる：連邦区(6 億 5700 万ドル)、アグアスカリエンテス州(5 億 400 万ドル)、ヌエボ・レオン州(4 億 4800 万ドル)、バハ・カリフォルニア州(3 億 3600 万ドル)、ハリスコ州(2 億 3200 万ドル)、チワワ州(2 億 3100 万ドル)。これらの数字は、日本の対メキシコ投資の重要性を反映している。

図表 25 メキシコにおける日本の直接投資額推移 (1999 年～2011 年)

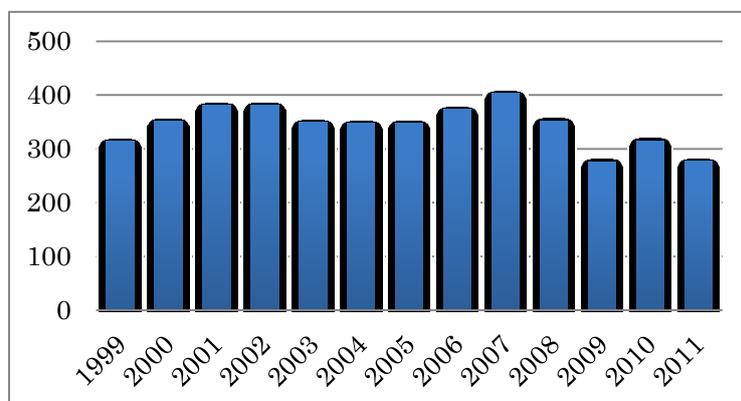


(出所) 経済庁、RNIE および DGIE の資料をもとに独自に作成。

ハリスコ州に対する日本投資は、メキシコ全体からすれば第 5 位に当たる。1999 年から 2006 年にかけて、同州における日本投資はそれほどの重要性を見せていなかったものの、2007 年以降、同州に対する日本投資は、メキシコ全体に対する直接投資と比較して、極めて高い割合を示している。

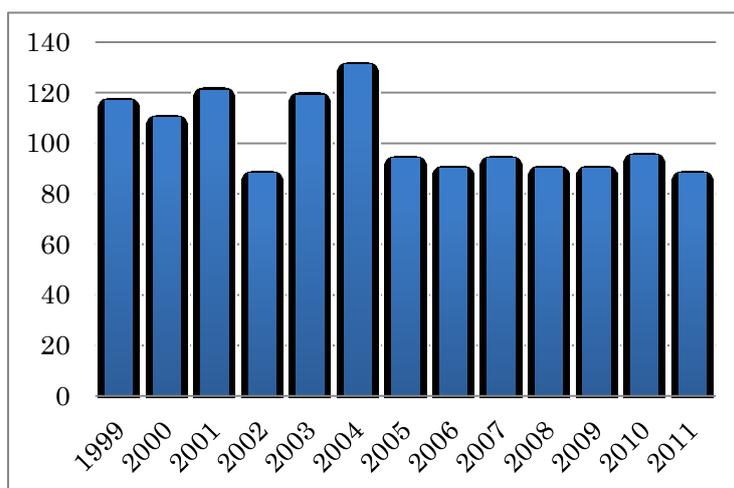
2011 年には、ハリスコ州において 277 企業による投資があり、1999 年から 2011 年の期間には平均して年間 344 企業による直接投資が見られた。2007 年にピークである 403 企業による直接投資があり、2009 年に 276 企業と最低値を記録している(図表 26)。一方、同期間における対メキシコ日本投資は、企業数としては 88 から 121 社を推移しており、同期間内に平均して 102 社の日系企業の投資があったことを示している(図表 27)。

図表 26 ハリスコ州における直接投資を実施した企業数推移



(出所) 経済庁、RNIE および DGIE の資料をもとに独自に作成。

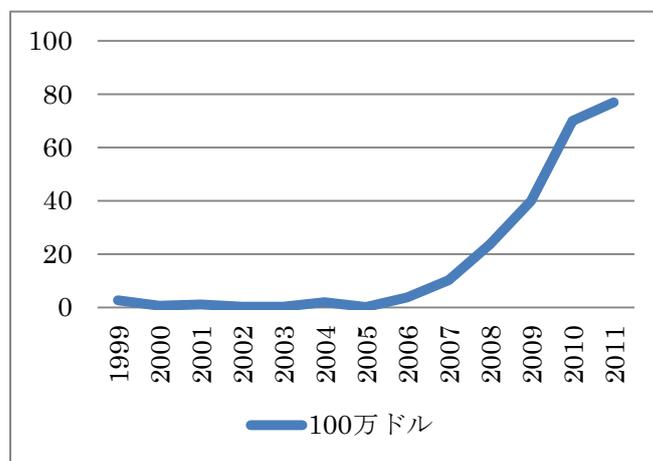
図表 27 メキシコで直接投資を実施した日系企業数の推移
(1999年～2011年)



(出所) 経済庁、RNIE および DGIE の資料をもとに独自に作成。

ハリスコ州のケースを見ると、日本からの直接投資は日墨 EPA 発効以来、大幅な成長を示している。2005年には日本からおよそ 20 万ドルの投資があっただけだが、2006年には約 400 万ドルにまで上昇している。2010年と 2011年には、それぞれ約 7100 万ドルと約 7700 万ドルを記録し、ハリスコ州は日本投資の受入先として第 2 位となっている(図表 28)。

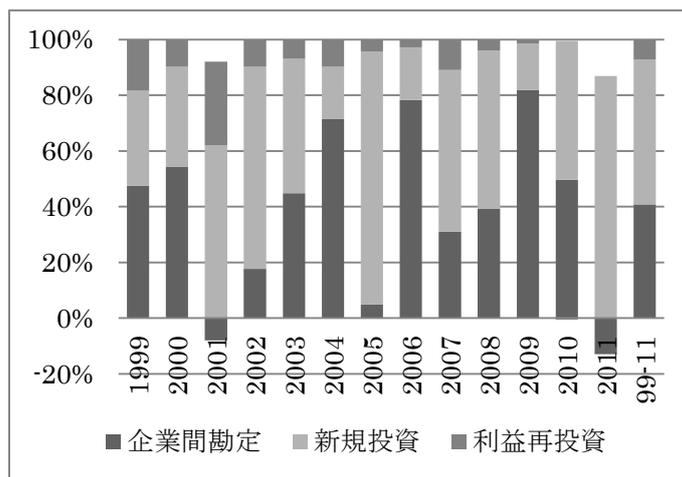
図表 28 ハリスコ州における日本の直接投資額推移
(1999年～2011年)



(出所) 経済庁、RNIE および DGIE の資料をもとに独自に作成。

2011年になされた日本投資はそのすべてが新規の投資によるものであり、これを考慮すれば、ハリスコ州は、日本投資についていえば、新しいプロジェクトを開始するのに魅力のある州であるといえることができる (図 29)。

図 29 日本の直接投資のコンセプト (1999年～2011年)



(出所) 経済庁、RNIE および DGIE の資料をもとに独自に作成。

なお、ハリスコ州における日本投資は、主として製造業部門と商業部門になされている

ことがわかる。1999年から2011年において、対ハリスコ州日本投資の93%が製造業部門に対してなされ、7%が商業部門になされたものであった。その他の部門は、日本からの投資がなされていない。

さらに分けると、1999年から2010年の期間において、34分野において対メキシコ日本投資がなされているが、ハリスコ州に限定すれば、3分野に集中しており、それぞれ「食品、飲料ならびにタバコ」(92%)、「小売業」(7%)そして「金属製品・機械および装置」(1%)となっている。さらに細分化すれば、同期間における日本投資の92%は「精肉産業」ないし「肉類缶詰・ソーセージの生産」に向けられ、7%は「特定の施設における食品、飲料ならびにタバコの販売」ないし「牛乳の小売」となっている。唯一、1%のみが「電動モーターの有無に関わらず、特定目的のための機械および設備の製造、修理あるいはまた組立」に対してなされている(図表30参照)。

図表30 分野別の対ハリスコ州日本投資

(単位：百万ドル)

分類番号	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2007年から 2012年の 合計	2007年 から2012 年までの 全体に対 する割合 (%)
8517	40.34	85.09	93.72	82.72	122.02	90.37	514.26	19.63%
203	38.8	127.72	78.8	129.85	95.22	32.69	503.08	19.20%
3912	33.68	81.95	78.16	70.44	44.24	16.38	324.84	12.40%
8708	30.46	67.67	35.56	45.11	39.03	11.88	229.72	8.77%
8471	14.75	24.55	38.02	55.05	68.73	24.9	226	8.63%
3701	0.59	7.29	17.15	48.75	32.38	14.2	120.36	4.59%
8543	12.14	29.47	15.82	27.4	26.91	7.24	118.99	4.54%
8526	4.72	13.4	15.88	18.8	11.89	7.82	72.51	2.77%
9504	16.85	27.45	21.46	2.27	0.75	0.09	68.86	2.63%
1302	2.72	5.63	7.18	29.64	8.43	4.3	57.92	2.21%
2103	0.95	3.88	12.82	17.34	8.36	9.9	53.26	2.03%
2208	3.8	6.75	9.56	8.27	9.34	7.35	45.07	1.72%
9032	4.54	11.55	7.19	2.12	11.54	1.65	38.59	1.47%
3502	1.8	4.09	4.95	10.23	7.43	4.13	32.63	1.25%
合計	206.15	496.47	436.27	548	486.28	232.9	2406.08	91.84%

(出所) 経済庁、RNIE および DGIE の資料をもとに独自に作成。

注) 各分類番号の詳細については下記の分類表を参照されたい。

分類番号	詳細
8517	電話機及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網用の通信機器を含む)
203	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る)
3912	セルロース及びその化学的誘導体(1次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く)
8708	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る)
8471	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械。
3701	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム(露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム(露光していないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない)
8543	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く)
8526	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
9504	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む)
1302	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー
2103	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2208	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料
9032	自動調整機器
3502	アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る)及びアルブミンートその他のアルブミン誘導体

このように、日本からの直接投資のおよそ 99%は 2 つの経済活動に特化して実施されており、このため、その分野について日本の投資家は関心を有しているといえ、その傾向は、ハリスコ州に関していえば、日墨 EPA 発効後に顕著となってきている。

[2.2] 日系企業の動向

グアダラハラ大学経済経営学部「日墨研究プログラム」が実施する研究プロジェクト「日墨 EPA における貿易と協力」を通じて収集したデータに従えば、ハリスコ州には一定の日系企業が存在し、直接投資によって設立された企業にメキシコに長期的に滞在した上で日本人が起業した企業を含めれば、同州には現在約 26 社の日系企業(ないし日本人による企業)がある(図表 31)。

図表 31 ハリスコ州における日系企業 (2012 年)

企業名	
ALPHA INDUSTRY JALISCO, S.A. DE C.V.	MAYEKAWA DE MEXICO, S.A DE C.V.
Birdair, S.A. de C.V.	MURATA ELECTRONICS TRADING MEXICO, S.A. de C.V.
COMERCIAL TOYO, S.A. DE C.V.	NEWLONG DE MEXICO, S.A. DE C.V.
DAIDO METAL MEXICO, S.A. DE C.V.	NIPPON EXPRES DE MEXICO, S.A. DE C.V.
Distribuidora Yakult Guadalajara S.A. de C.V	NIPPON SHOKUHIN MEXICANA, S.A. DE C.V.
Ebara-Udylite America, S.A. de C.V.	NKP MEXICO, S.A. DE C.V.
ECHOSONIC, S.A. DE C.V.	NTN DE MEXICO, S.A. DE C.V.
Hakko mex, S.A. de C.V.	Pilot Pen de Mexico,S. de R. L. de C. V.
HONDA DE MEXICO, S.A. DE C.V.	PLASTICOS TOYO, S.A. DE C.V.
HONDA TRADING DE MEXICO, S.A. DE C.V.	QUIMIKAO, S.A. DE C.V.
IWATA BOLT DE MEXICANA, S.A. DE C.V.	Sakata Seed de México, S.A. De C.V.
KDM Logistics, SRL DE C.V.	TACHI-S México, S.A. de C.V.
KM DISTRIBUCION DE MAQUINARIA, S.A. de C.V.	VIAJES PANTOYO, S.A. de C.V.

(出所) グアダラハラ大学経済経営学部「日墨研究プログラム」。

2005 年以降、ハリスコ州における日系企業の投資計画は、自動車分野を中心とするものであった。2006 年に至ると、ホンダはハリスコ州における投資額を 1 億 4400 万ドル増加させ、生産能力を向上させるだけでなく、サプライヤーの発展も模索することになっている。2008 年には、ヤクルトは 2 千万ドルの投資をなしてヨーグルト飲料の生産拡大を図っており、Mitsui & Co.社は、ハリスコ州水管理委員会 (Comisión Estatal del Agua del Estado de Jalisco) によって 20 年間にわたるコンセッションと水処理プラントの建設、運用ならびに移転のため 7 千万ドルの助成金を受けることとなった。さらに同社は、別の処理施設建設のため 1 億 8000 万ドルに相当する 20 年間にわたるコンセッションを再び受けている (同年におけるメキシコ最大規模のものとなった)。2011 年には、ニッサン・メヒカーナは、4 つの新たな販売代理店と 8 つの物流センターの開設のため、1100 万ドルの投資をな

すことを発表している。さらに同年9月には、自動車パーツメーカーであるAlpha社および大同メタル社が、それぞれ4千万ドルと3千万ドルの投資をなすことを発表している。これは、ハリスコ州における日系企業についてこの分野の重要性を反映したものである(図表32参照)。

図表 32 日墨 EPA 発効後のハリスコ州における日本投資計画

(単位：百万ドル)

企業名	投資内容	投資額	従業員	地域	部門	年月日
ホンダ	メキシコで2タイプのモデルの組立生産における生産能力の拡大	22	データなし	ハリスコ州 エル・サルト	自動車	2005年11月
ホンダ	サプライヤー開発に重点を置いた生産活動の拡大	64	データなし	ハリスコ州 エル・サルト	自動車	2006年10月
ホンダ	毎年3万台の自動車生産能力を5万台に増加。また、同社はメキシコモデルのCR-V生産を開始	80	600人	ハリスコ州 エル・サルト	自動車	2006年12月
ヤクルト	ドリンクヨーグルトの生産能力増強	20	データなし	ハリスコ州 グアダラハラ	自動車	2008年8月
三井	ハリスコ州の州水委員会の建設・運営・譲渡方式水処理プラントのための20年間のコンセッション	70	データなし	ハリスコ州 グアダラハラ	公共サービス	2008年11月
三井	ハリスコ州の州水委員会の建設・運営・譲渡方式水処理プラントのための20年間のコンセッション	180	データなし	ハリスコ州 グアダラハラ	公共サービス	2009年9月
日産メキシコ	4つの新たな販売代理店の設置と8つの物流センターの拡充	11.2	350人	ハリスコ州 グアダラハラ	自動車	2011年1月
アルファ	車のドアハンドルの生産に特化した工場の開始。組立、その他のプロセスを行う。	40	データなし	ハリスコ州	自動車	2011年1月
大同メタル	自動車用の開口ベアリング製造工場	30	データなし	ハリスコ州	自動車	2011年1月

(出所) 経済庁・日墨 EPA 事務局の資料をもとに独自に作成。

ハリスコ州における日本投資の流れに関する公式な統計によれば、先述したとおり、日本からの新規投資が肉類缶詰・ソーセージの生産ないし牛乳の小売等の分野に集中していることがわかる。しかし、別の情報源によれば、さらに多様化した対ハリスコ州日本投資の実情が浮かび上がる。

2000年以前になされた投資の記録では、ハリスコ州はさらに、商業分野、電子機器の輸出入さらに機械、自動車ならびにその部品の製造に関する分野でも、投資を受け入れていることが示される。他方、日墨 EPA が発効して以降、日本企業は、自動車、食品ならびに公共サービスへの投資計画を発表している。事実、2005年以降に発表された対ハリスコ州投資計画によれば、その48%が自動車部門(製造、販売、流通、サプライヤーや自動車

部品を含む)に向けられたもので、別の48%は水処理に関連する公共サービスにあてられ、残りのわずか4%が食品産業分野であった。

ところで、外国投資を促進する主たる理由の一つに、ローカルサプライヤーとの産業網の潜在的な構築が挙げられる。かくして、外国企業の存在によってもたらされるベネフィットが、産業内にとどまるのではなく、産業間にも拡大されることが期待されているのである。

この点に関連して、北米に投資をなす決定要因のなかで、大半の日本企業は、ローカルの需要の拡大、良好なインフラならびにその他の日系企業の存在に重点をおいている。この最後の要因は、日本の海外投資における特色であるといえ、これによって、同じ系列に属する日本企業あるいは多国籍企業グループとの間で生産・産業網を構築するという戦略を示している。ドゥッセル[2007]は、日本企業がメキシコに投資をなす理由は、主として戦略的な地理的条件とアメリカ合衆国、ヨーロッパならびにラテンアメリカ諸国との間でメキシコが有する貿易協定がそれらの市場への参入を容易にするためである、と指摘する。

この意味で、メキシコにおける日本の多国籍企業の産業網も、主として(同系列に属する)その他の外国企業によって構築されていることが想定される。グスマン[2012]は、1999年から2009年において、メキシコでは日系多国籍企業の産業網による生産性が増大しており、しかしながら、当然それらの収益は外国籍のサプライヤー企業間にもたらされた、と指摘する。

ローカルサプライヤーと日系多国籍企業との間の連携ないし産業網の構築を妨げる要因として、2005年に日本国際問題研究所[2005]が行なった調査によれば、メキシコにおける裾野産業の欠如が挙げられる。同調査は、特に電子機器産業におけるメキシコのサプライヤーが欠如していることによって、在メキシコ日系企業が日本からの部品輸入を余儀なくされている、と指摘する。

同じことが自動車部門についても窺える。かかる裾野産業の欠如については、一方で企業自体の問題と、他方でローカルサプライヤーの発展を促進する政策がないことも指摘できる。ドゥッセル[2007]はまた、ローカル企業によって提供される資材の質が向上したとしても、さらに今度は、日本企業が要求するスタンダードに適合するものでなければならぬ、という問題が残る、と指摘する。

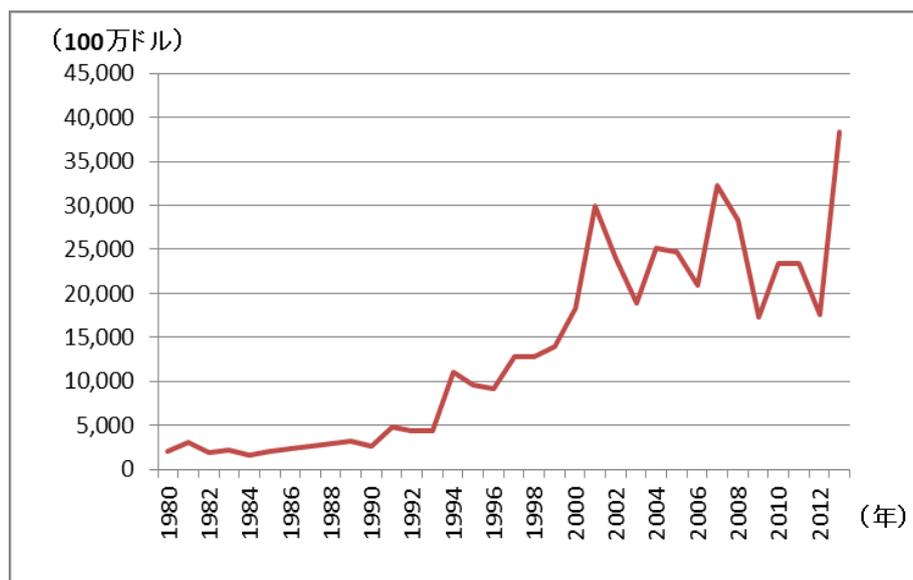
日本国際問題研究所[2005]もまた、日墨EPAによってもたらされた関税撤廃とは別に、日本またアジア諸国一般との貿易および投資をさらに促進するための環境を構築すること

が肝要である、と指摘している。また、日墨 EPA の「ビジネス環境整備委員会」は、その 2007 年報告書において、自動車および電子産業の発展のため、メキシコにおける裾野産業を促進することが、日本投資家にもとめられる優先課題である、と述べている。

第 3 節 対外直接投資の状況と効果

メキシコは NAFTA 加入以降、着実に経済成長を遂げてきた。海外からの直接投資受け入れを積極的に展開して来ている。直接投資額の推移を見ると、若干の波があるものの NAFTA 加入後から上昇傾向にあり、2013 年では約 382 億ドルとなっており、1993 年との比較では約 8.7 倍となっている（図表 32）。

図表 32 メキシコの直接投資受入額推移



(出所) UNCTAD (Statistics) を基に筆者作成

一方で、メキシコ各州での直接投資受入れ額には大きな偏りが見られる。これは、外資企業誘致に関しては国の主導で行うケースはあまりなく、各州の政府の裁量で行う必要があることが一因とされる。首都であるメキシコシティは継続的に投資を受け入れているが、地方で特に投資が増加しているのがグアナファト州である。グアナファト州を含む中央高原地域には 2000 年以降アメリカ系自動車企業の進出があり、近年日本の自動車産業の進

出が顕著な地域となっている。また、中央高原地域に属するケレタロ州では、ヨーロッパ系の先端企業が拠点を構えており、グアナファト州と同様に産業クラスターを創造しつつある地域である。これらの州は、太平洋側に位置するマンサニージョ港や大西洋側に位置するアルタミラ港といった港に近接しており、また自動車産業においてはアメリカへ続く NAFTA ハイウェイと呼ばれる国道 57 号線や鉄道が通っていることから輸送手段も兼ね備えた地域となっている。製造の際の原料や部品を海外から輸入し、完成した製品を輸送することを考慮した場合、立地的には優れたロケーションとなっていることも直接投資の一因となっている。

立地条件は外生的な要因が多分に含まれるが、各州が実行できる内生的なインセンティブは限定的である。各州が実行できる主なインセンティブとしては、税制面での優遇措置や労働者を雇用する際の補助などがある。しかし、税制面での優遇においては、連邦税を減免する権限は地方政府には無い為、地方税である給与税などを減免するに留まる。各州のインセンティブに共通しているのは、地方税である給与税の減免であり、その額はあまり大きいとはいえないものの、企業が受け取ることができる主要なインセンティブとなっている。また、労働者の雇用に関して行うインセンティブとして、地方政府による工場労働者の斡旋の補助や、最初の 3 か月の試用期間の賃金を地方政府が補償するというものがある。ただし、投資を行う企業にとってこれらのインセンティブは 2 次的なものに過ぎず、インフラを考慮に入れた操業環境の確保が必須条件となる。⁹⁴ インフラを整備するにはそれなりの財源を必要とするが、財源の乏しい州は既存のインフラが不十分な場合には企業誘致の際に一步遅れをとることとなる。そのため、財源が豊かな州や既にインフラを整備した州、また既に外資が操業を開始しており産業インフラが整っている州は企業誘致の際に有利となっている。日系企業の場合、7 州で全体の約 80% を占めておりその偏在ぶりが伺える（図表 33）。

⁹⁴ 給与税は多くの州では 2% となっており、メキシコシティでは 2.5% となっている。詳細については日本貿易振興機構メキシコ事務所【2011】「メキシコ州別投資インセンティブ」を参照されたし。ただし、各州のインセンティブは変更される可能性のあるため、最新の情報については、各州政府に確認が必要である。

図表 33 州別日系企業数（2010年～2012年）⁹⁵

州名	2010年	2011年	2012年	州名	2010年	2011年	2012年
メキシコ市 DF	157	153	163	プエブラ州 PUE	2	2	2
ヌエボ・レオン州 NLE	60	67	71	ソノラ州 SON	0	0	2
バハ・カリフォルニア州 BCN	64	64	65	サカテカス州 ZAC	1	2	2
グアナフアト州 GTO	10	14	47	チアパス州 CHP	0	0	1
アグアスカリエンテス州 AGS	24	25	33	コリマ州 COL	0	0	1
メキシコ州 MEX	32	28	29	ドゥランゴ州 DUR	1	1	1
ハリスコ州 JAL	24	27	28	ゲレロ州 GRO	1	1	1
ケレタロ州 QRO	16	14	19	イダルゴ州 HGO	2	0	1
チワワ州 CHH	13	14	15	シナロア州 SIN	1	1	1
タマウリパス州 TAM	12	14	15	トラスカラ州 TLX	0	1	1
コアウイラ州 COA	11	14	14	ベラクルス州 VER	1	1	1
キンタナ・ロー州 ROO	6	6	10	ミチョアカン州 MIC	0	0	0
サン・ルイス・ポトシ州 SLP	6	5	10	ナジャリット州 NAY	0	0	0
モレロス州 MOR	4	5	6	オアハカ州 OAX	0	0	0
ユカタン州 YUC	2	3	3	タバスコ州 TAB	0	0	0
バハ・カリフォルニア・スール州 BCS	1	2	2	合計	451	464	546
カンペチェ州 CAM	0	0	2				

（出所）在メキシコ日本大使館資料。

第4節 中小企業政策

メキシコでは従来、大企業中心の政策が取られてきた。日本の中小企業法に該当する法律はあるものの、中小企業育成に関しては政府の取り組みは必ずしも積極的と言えるものではなく、努力目標に近いものであった。

NAFTA 加入後直接投資の増加に伴い、数多くの企業がメキシコを製造拠点としており、これらの企業のカウンターパートとして中小企業（サプライヤー）の育成、整備は急務となっている。以下では、現在のメキシコの中小企業の状況を踏まえつつ、中小企業政策の課題について整理を行う。その上で、現地インタビュー結果を踏まえ、政府の取り組みについて概観をしていくこととしたい。

⁹⁵ 日系企業の定義は、少なくとも1名の日本人がいる企業とされており、必ずしもJETROの日系企業の定義とは同義とはならない点に注意が必要である。

[4.1] 中小企業の定義

メキシコの中小企業は日本の中小企業法にあたる法律（Ley del desarrollo de la competitividad de la Micro, Pequeña y Mediana Empresa：2002年制定）によって定義され、製造業では従業員数250名以下、商業・サービス業では従業員数100人以下が中小企業として定義される⁹⁶。中小企業の定義は各国によって異なるが、従業員数で中小企業に分類したものが（図表34）である。日本とメキシコ、EUの従業員数による分類ではそれほど差異はなく、アメリカの場合若干人数が多くなっている。また、表中の各国は従業員数に加えて、資本金、売上高等も加味して企業を分類している⁹⁷。

図表34 各国の中小企業の定義（従業員数）

国名	業種	従業員数
日本	製造業	300人以下
	サービス業	100人以下
メキシコ	製造業	250人以下
	商業・サービス業	100人以下
アメリカ	製造業	500人以下
EU	指定なし	250人以下

（出所）日本『中小企業白書 [2007]』

Mexico, *SMEs in Mexico, 2007*.

U.S., *The Small Business Economy, 2006*.

EU, *Recommendation 03/361/EC*.

メキシコの企業数は、2005年時点で約290万社ほどであり、零細企業が全体のおよそ95%を占めている。零細企業の中では製造業の割合がやや低いものの、軒並み90%を越えており、1件あたりの企業規模の小ささがうかがえる。また、中小企業の割合は全体の約99.6%を占めており、中小企業数の多さが際立っている（図表35）。

⁹⁶ 従業員数は、零細企業は業種に関係なく0～10名となっており、小企業は製造業・サービス業が11～50名、商業が11～30名となっている。中（Medium）企業は、製造業が51～250名、商業が31～100名、サービス業が51～100名となっている。（OECD（2007）「SMEs in Mexico」、p.15）

なお、2009年に法改正がなされ、従業員数に売上高が加えられることとなった。

⁹⁷ 各国中小企業の定義の詳細については、日本は『中小企業白書』、アメリカは *The Small Business Economy*、EUは *Recommendation 03/361/EC*を参照されたい。

図表 35 企業数と企業規模割合（2005 年）

(単位: %)

業種	企業数	企業規模			
		零細	小	中	大
製造業	328718	90.9	6.0	2.2	0.9
貿易	1580587	97.0	2.1	0.6	0.2
サービス	1013743	94.7	4.3	0.5	0.5
全体	2923048	95.6	3.3	0.7	0.4

(出所) OECD (2007) 「SMEs in Mexico」

[4.2] 中小企業政策

メキシコの中小企業政策を行っている主な公的機関は、経済省（Secretaria de Economía：以下 SE と表記）である。SE は中小企業政策のみならず大企業の政策も担当しており、支局は各州に最低 1 つは配置され、全部で 50 の支局がある。⁹⁸

現在 SE の業務は概ね 5 つの分野（金融、マネージメント、資格取得、イノベーション、広告）と多岐に渡っており、ほぼ企業経営に必要なものを網羅している。以下 2009 年 3 月ハリスコ州 SE にて行ったインタビューの中で、中小企業の底上げに関して特に重点を置いている 2 つの政策を紹介していく。

①人材育成

ハリスコ州では、“COMPITE”という国家レベルの組織と連携し、各企業に対し技術支援・セミナーへ専門家を派遣しており、企業が技術向上などのセミナーを開催する際に、開催費用の補助を行っている。⁹⁹COMPITE に所属する専門家は州レベルで発掘され、募集は通常大学・商工会議所等で行われている。応募してきた者には試験を受けてもらい、その後登録される。全職種が対象となっており、2009 年 3 月時点で、全国 540 名（ハリスコ州では約 30 名）の登録者がいる。専門家への報酬は COMPITE が全額支払い、費用は企業と SE から徴収するもので賄われている。報酬基準は明らかにはなっていないが、COMPITE だけでも通常の生活ができるくらいの報酬額となっている。また、サービスの

⁹⁸ メキシコには全部で 32 の州があり、2 つ支局が置かれている州もある。また、重要とみなしている国には SE の支局を置いており、これらの合計が 50 支局となる。なお、詳細については SE ホームページ (<http://www.economia.gob.mx/?P=279#>) を参照されたい。

⁹⁹ 補助額は企業規模によって異なり、零細：70%、小：50%、中 30%、大企業：補助なしとなっている。

質は標準化されており利用企業からも評価されている。

実際に企業が専門家を招致したい場合には、まず COMPITE に要望を出し手続きをする必要がある。要請を受けた COMPITE は、適任と思われる専門家を選び派遣するという流れになる。最初の時点では、企業側に派遣される専門家の選択権はない。最初に派遣された専門家を企業が気に入った場合、2 回目以降は専門家の時間が許す限り指名は可能である。セミナー終了後はフォローアップもしているが、企業側から専門家へ直接アクセスはできないことになっている。なお、COMPITE の創設に当たっては JICA の協力のもと、日本の中小企業診断士制度を参考に制度設計がなされている。

②起業支援策

起業振興を目的として、“SARE”という制度が存在する。この制度は新規事業を開始する際の手続きを迅速に行うというものである。科学物質・アルコール以外の分野の企業については、従来 90 日間かかっていた業務開始までの期間が、最短で 72 時間で終了するというものである。最短 72 時間での開業が可能となるのは、各市町村に設置された特設ブースで申請した場合によるが、ハリスコ州にある 125 の市町村の内、特設ブースが設置されているのはわずか 10 程度の市町村に過ぎない。今後ブースの設置数の増加や、インターネット等を活用し、効率的に遠隔地でも申請できる方法を整える必要がある。

“SNIE”という制度においては起業振興の一策として、インキュベーション施設への援助を行っている。現在インキュベーション施設の割合は、民間：20%、大学：80%であり、いきなり民間からというよりは、大学の施設を主軸としたインキュベーションが主流である。民間の企業が大学に持ち込み大学が評価して開始されるのが通常のパターンであり、費用は、国・州が 70%、企業が 30%ほどを負担している。ハリスコ州では、2004 年にグアダラハラ大学で最初のインキュベーションが行われ、現在約 30 程のインキュベーション施設があり、全国では約 450 のインキュベーション施設がある。

中小企業政策においてはとりわけ、人材育成、起業資金等が重要項目となっているが、経済活動の活発化によりビジネスマッチングも重要な課題の一つとなっている。外資製造業企業の進出の際に、メキシコ籍のサプライヤーの育成は急務であり、また外資企業の要求水準に合致した質の製品を製造できる裾野産業の整備は重要項目となっている。メキシコ投資経験の少ない外資企業にとって、現地でサプライヤーを探す作業は困難を極める為、

各州政府の協力は有益である。近年の取り組みとして、例えばグアナファト州レオン市では、現地サプライヤーのリストを作成し、直接投資を計画している外資企業に提供するサービスを実施し、ビジネスマッチングを促進する政策をとっている。¹⁰⁰ 対内直接投資によって技術移転、イノベーションを実現するという意味において、製造業における現地サプライヤー、裾野産業の整備は必須事項であり、政府の計画的な政策、支援が望まれる。

第5節 日系企業の進出状況

[5.1] 日系企業数

ジェトロメキシコによると、2011年9月時点でのメキシコにおける日系企業数は、現地法人・駐在所を併せて363社となっている。業種別比率で見た場合、製造業が約77%、非製造業が約23%となっており、生産拠点としての利用度の高さをうかがわせている。製造業においては、自動車関連企業が87社であり、次いで電気・電子関連企業が67社進出している。また、一般機械関連企業も33社進出しており、これら3つの分野で製造業の約67%、製造業、非製造業の合計比に対しても半数を超えている（図表36）。

自動車関連企業は各社の企業戦略により目的は様々であるが、日産の工場があるアグアスカリエンテス州をはじめ、メキシコの中央高原地域であるメキシコ州、ケレタロ州、グアナファト州、サンルイスポトシ州、ハリスコ州、サカテカス州などへの進出が多い。また米国への輸出割合が高い部品企業に関しては、米国へのアクセスを考え、北部地域のヌエボレオン州やコアウイラ州、タマウリパス州、およびチワワ州などにも進出しているところもある。

¹⁰⁰ 2013年3月現地インタビュー調査による。

図表 36 メキシコ進出日系企業数

業種	現地法人・支店		駐在員 事務所	合計	構成比	
	生産拠点	輸入販売				
全業種	343		20	363	100	
製造業	274		6	280	77.1	100
	201	73				
自動車・部品	78	9	0	87		31.1
電気・電子	50	17	0	67		23.9
一般機械	8	22	3	33		11.8
化学品	20	3	0	23		8.2
鉄鋼金属	18	3	1	22		7.9
その他	27	19	2	48		17.1
非製造業	69		14	83	22.9	100
商業	22		1	23		27.7
運輸・倉庫	18		4	22		26.5
その他	29		9	38		45.8

(出所) ジェトロメキシコ。

注) データは 2011 年 9 月時点

2008 年に発生したリーマン・ショックや、ギリシャを発端としたユーロ圏の経済停滞などの世界的な経済環境の悪化、並びに近年まれにみる円高の影響から、日系企業はコスト削減などを求めて更なる海外進出を迫られる事態となっている。自動車関連企業においては、2011 年 3 月に発生した東日本大震災により東北地方の自動車関連の裾野産業は壊滅的な影響を受け、日本のみならず世界展開している各工場に部品供給がままならず生産が一時停止する事態を招いた。また、タイでは 3 か月以上にわたり続いた 2011 年 7 月に発生した大洪水の影響により、タイに拠点を置く日系自動車関連企業の中には工場の稼働停止を余儀なくされるものもあった。経済環境の悪化、災害に対するリスクヘッジとして自動車関連企業の更なる海外進出の必要性が加速している。

これらの状況を受け、現在日系自動車関連のメキシコ進出が加速している。日産は、アグアスカリエンテス州にある既存工場の近隣に新工場の建設を決定した。用地費用を含めると最大約 20 億 US ドルの投資となり、2013 年後半の操業を予定している。¹⁰¹日産はメキシコを米州圏戦略の基地と位置付け、今後 3 段階に分け工場を建設する予定である。HONDA

¹⁰¹ 「日産、メキシコ巨大工場に託す米州派遣の野望」日本経済新聞電子版、2012 年 1 月 27 日

はハリスコ州エルサルト市に工場を設立しているが、既存工場があるハリスコ州エルサルト市の東約 340km に位置するグアナファト州セラヤ市近郊に、約 8 億 US ドルを投資して年間生産能力 20 万台規模の新四輪車工場を建設することを決定した。操業開始は 2014 年前半を目指している。¹⁰²マツダも HONDA と同様に、グアナファト州セラヤ市近郊に住友商事と共同出資で約 5 億 US ドルを投資して年間生産能力 20 万台規模の新四輪車工場を建設することを決定しており、2013 年の操業を目指している。¹⁰³マツダは、メキシコ工場をメキシコ国内並びに南米への生産拠点としており、前出の日産や HONDA とは違う戦略を持っている。また、マツダはメキシコ工場を単独資本で建設する事を決定し、より独自色の強い投資計画となっている。

メキシコでは前述のように日系自動車企業に部品を供給するメキシコ系裾野産業が未成熟との指摘があり、日産、HONDA、マツダの工場新設に伴いサプライヤーのメキシコ進出の動きも活発化している。丸一鋼管は、自社の米子会社ならびに伊藤忠丸紅鉄鋼、豊田通商と共同出資でアグアスカリエンテス州に自動車用鋼管を生産する現地法人「マルイチメキシコ」の設立を決定した。資本金は約 1000 万 US ドルで、新工場の稼働は 2012 年末を予定している。この工場では年間約 1 万 2000 トンの自動車用鋼管を生産し、日系自動車企業の現地調達ニーズに対応することを目的としている。今後も同様の形で、日系サプライヤーのメキシコ進出の可能性は十分に考えられる。

[5.2] 日系企業へのアンケート調査およびヒアリング調査

(1)立地決定要因に関するアンケート調査

①アンケート概要

近年、日系企業のメキシコ進出が相次いでいる。特に 2011 年以降日系自動車企業のメキシコ進出が顕著である。既にメキシコにはホンダや日産が工場を構えているが、2013 年には、マツダが新工場をグアナファト州サラマンカ市に設立し、ホンダはハリスコ州グアダラハラ市に次ぐ第 2 工場をグアナファト州セラジャ市に設立している。メキシコにおいて、どの立地に進出するかは各企業戦略上重要な要因であり、操業環境も含め検討を必要がある。そこで、メキシコに投資を計画している企業の立地選択要因について探る

¹⁰² HONDA ニュースリリース 2011 年 8 月 13 日。

¹⁰³ 「マツダ メキシコに工場建設へ 新興国での販売拡大狙う」、朝日新聞電子版、2011 年 6 月 17 日。

べくアンケート調査を実施した（グアダラハラ大学「日墨プロジェクト」）。近年の傾向を探るため、対象は日系企業進出が顕著である中央高原地域の日系企業とした。

アンケート調査の概要は下記の通りである。

項目	内容
アンケートの目的	アグアスカリエンテス州およびグアナファト州に投資を実行した日系企業の立地決定要因調査
アンケート実施期間	2012年5月～6月
アンケート手法	インターネットを通じたアンケート調査
アンケート内容	7項目(全27問) 1)基礎データ、2)従業員および資本構成、3)特徴、4)投資前活動、5)投資先候補地および投資決定要因、6)部品、原材料調達、7)サプライヤー関連
対象企業数	アグアスカリエンテス州およびグアナファト州にて、2012年以降操業を開始した日系企業42社(アグアスカリエンテス州:12社、グアナファト州:30社)
有効回答数	計24社(57.1%) アグアスカリエンテス州:6社(50%) グアナファト州:18社(60%)

②アンケート結果

以下では主なアンケート結果について概観していく。

アンケートに回答した企業の特徴として、23社がサプライヤーであり、1社のみが最終財生産企業であった（グアナファト州の企業の1社のみが最終財生産企業）。従業員の雇用予定数としてはばらつきが見られており、企業規模は多岐に渡っている（図表37）。また、企業の特徴として、23社がサプライヤーであり、1社のみが最終財生産企業であった（グアナファト州の企業の1社のみが最終財生産企業）。また22社が新規の投資で進出したと回答をしたのに対し、1社のみがジョイントベンチャー、戦略的提携のために進出したと回答している。

図表 37 段階別予定従業員数

	州	アグアスカリエンテス			グアナファト			総平均
		平均	最大	最小	平均	最大	最小	
現在	日本人従業員数	4.67	13.00	1.00	4.41	16.00	2.00	4.48
	メキシコ人従業員数	25.33	75.00	3.00	27.59	85.00	1.00	27.00
	日本人通訳の人数	1.25	5.00	0.00	1.13	2.00	0.00	1.16
	メキシコ人通訳の人数	0.50	1.00	0.00	0.67	2.00	0.00	0.63
3年後	日本人従業員数	5.00	11.00	2.00	5.19	10.00	3.00	5.14
	メキシコ人従業員数	123.00	445.00	8.00	198.38	500.00	10.00	180.43
	日本人通訳の人数	1.67	5.00	0.00	1.73	4.00	0.00	1.72
	メキシコ人通訳の人数	0.33	1.00	0.00	1.00	3.00	0.00	0.88
5年後	日本人従業員数	5.20	10.00	3.00	5.12	10.00	3.00	5.14
	メキシコ人従業員数	216.40	800.00	20.00	272.47	800.00	15.00	259.73
	日本人通訳の人数	1.67	5.00	0.00	1.69	4.00	0.00	1.68
	メキシコ人通訳の人数	0.33	1.00	0.00	1.07	4.00	0.00	0.94

資本構成割合においては、州毎の差が観察された。アグアスカリエンテス州ではアメリカ資本が半分ほど入っているのに対し、グアナファト州では80%以上が日本資本となっている。これは、アグアスカリエンテス州では、アメリカにある日系企業の子会社を通じた投資となっていることが考えられ、一方、グアナファト州では日本からの直接投資を受けている企業がほとんどである（図表 38）。販売先もメキシコ国内の日系企業がほとんどを占めており、日系企業間のつながりが見て取れる。（図表 39）

図表 38 各社資本割合平均

(単位：%)

	日本資本	アメリカ資本	メキシコ資本	その他資本
アグアスカリエンテス	48.33	48.33	5.00	3.33
グアナファト	84.18	12.94	1.18	1.76
全体	74.78	20.87	2.17	2.17

図表 39 販売先割合

(単位：%)

	在メキシコ日系企業	メキシコ以外の日系企業	在メキシコ外国籍企業	メキシコ以外の外国籍企業
アグアスカリエンテス	83.33	15.00	1.67	0
グアナファト	71.18	18.24	6.47	4.12
全体	74.35	17.39	5.22	3.04

投資の際の情報源としては、関連企業（日系企業）が全体で約 36%を占め最も多く、ついで自社調査となっている。メキシコでの現地情報は日本では得ることが難しいとされており、既出の日系企業や自社による調査が有効な手段であると思われる（図表 40）。

これに伴い、現地視察回数にも地域差が出ている。既に日産自動車が進出して 30 年以上経過しているアグアスカリエンテス地域へ進出する日系企業の場合、投資決定までに現地を視察した回数が 4 回以上の企業は全体の半分となっているが、いまだ日系自動車企業の進出基盤が整っていないグアナファトへ進出する企業の場合、3 回以上、4 回以上の割合が半々位であり、現地への視察が必要なことをうかがわせている（図表 41）。

図表 40 メキシコ投資の情報源

	アグアスカリエンテス	グアナファト	全体
貴社関連企業(日系企業)	5 (31%)	15 (38%)	20 (36%)
自社調査	2 (13%)	14 (35%)	16 (28%)
総合商社	3 (18%)	2 (5%)	5 (9%)
在日本メキシコ大使館	2 (13%)	2 (5%)	4 (7%)
メキシコ政府(州政府、地方政府)	2 (13%)	2 (5%)	4 (7%)
貴社関連企業(外国籍)	1 (6%)	2 (5%)	3 (5%)
在メキシコ日本大使館	0 (0%)	2 (5%)	2 (4%)
メキシコ日本商工会議所	0 (0%)	1 (2%)	1 (2%)
その他(具体的に記述して下さい)	1 (6%)	0 (0%)	1 (2%)
合計	16 (100%)	40 (100%)	56 (100%)

図表 41 現地視察回数

	1回も無い	1回	2回	3回	4回以上	total
アグアスカリエンテス	1 (17%)	1 (17%)	0 (0%)	1 (17%)	3 (50%)	6 (100%)
グアナファト	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (47%)	9 (53%)	17 (100%)
全体	1 (4%)	1 (4%)	0 (0%)	9 (39%)	12 (53%)	23 (100%)

投資候補地域に関する質問では、メキシコ以外の投資候補国としてブラジルやアジア諸国と回答した企業が多い一方、メキシコ以外の選択肢がなく進出してきた企業が一番多い結果となった（図表 42）。また、メキシコでの拠点について、所在地以外の候補州についての回答では、アグアスカリエンテス州、グアナファト州が多い一方、やはり限所在地以外の選択肢はなかったと回答した企業が一番多かった（図表 43）。このことは、所在地の

州への進出要因の回答にも表れている。所在地の州へ進出を決めた要因としては、貴社の顧客企業を追従が一番多く、ついで他の日系企業の存在、工業団地の存在となっている。このことから、同業同士のつながりの重要さや、操業環境の確保の重要さが見て取れる結果となっている（図表 44）。

メキシコへ進出する要因としては、メキシコ市場の将来性やアメリカと近接している地理的要件などがあり、コスト削減のためにも主要な要因となっている（図表 45）

図表 42 メキシコ以外の投資候補国

	アグアスカリエンテス	グアナファト	全体
メキシコ以外の選択肢は無かった	2	10	12
ブラジル	2	5	7
アジア諸国(中国、インドネシアを除く)	2	2	4
中国	1	1	2
インドネシア	0	2	2
その他(指定してください)	0	2	2
アメリカ合衆国	1	0	1
カナダ	0	0	0
南米諸国(ブラジルを除く)	0	0	0
合計	8	22	30

図表 43 所在地以外の候補州

	アグアスカリエンテス	グアナファト	全体
現所在地以外の選択肢はなかった	3	6	9
アグアスカリエンテス州	0	7	7
グアナファト州	3	4	7
ケレタロ州	1	4	5
ハリスコ州	2	2	4
サンルイスポトシ州	0	3	3
サカテカス州	1	0	1
コリマ州	0	0	0
ナジャリット州	0	0	0
ミチョアカン州	0	0	0
メキシコ州(メキシコシティ自治区を含む)	0	0	0
その他(具体的に記述して下さい)	0	0	0
合計	10	26	36

図表 44 所在地への進出要因

	アグアスカリエンテス	グアナファト	全体
貴社の顧客企業を追随	4	12	16
他の日系企業の存在	5	8	13
工業団地の存在	2	11	13
低コストな一般労働者の賃金	1	5	6
インフラ(国内の通信、交通網)	1	5	6
労働環境や好意的な労働組合	1	3	4
連邦政府・地方政府による雇用インセンティブ	0	3	3
その他(具体的に記述して下さい)	1	2	3
工業用地取得の容易性	1	1	2
同じ分野の企業を追随	0	0	1
低コストな管理職、技能者の賃金	0	0	0
低コストな原材料費(電気、ガス、ガソリン等)	0	0	0
先端技術へのアクセス	0	0	0
貴社のサプライヤーを追随	0	0	0
連邦政府・地方政府の税制インセンティブ	0	0	0
合計	16	50	67

図表 45 メキシコへの進出要因

	アグアスカリエンテス	グアナファト	全体
メキシコ市場への関心と市場の将来性	2	13	15
アメリカ合衆国に近接している地理的条件(輸送コスト、取引コストの低さ)	4	8	12
生産・流通コストの削減	3	7	10
貴社の国際化の必要性	3	3	6
日本の過度な円高	0	6	6
政府による輸出インセンティブ(高輸出企業プログラム(ALTEX), 製造業、マキラドーラおよび輸出サービス業振興政策(IMMEX), 分野別推進プログラム(PROSEC), 対外貿易企業の登録(ECEX),等).	1	4	5
メキシコの経済の安定性	1	3	4
その他(具体的に記述して下さい)	2	2	4
メキシコの通商条約(日本以外との間で締結されたもの)	1	2	3
日墨FTA(EPA)	0	3	3
メキシコの政治・社会の安定	0	0	0
合計	17	51	68

海外から部品を調達する理由としては、メキシコでは生産していないがもっとも多く、次に質の問題が挙げられている(図表 46)。メキシコでは裾野産業が未成熟との指摘と合致しており、残念ながら現時点ではメキシコのサプライヤーが日系企業と技術的な関係を

持つケースは少ないと推測される。このことは、サプライヤーへの評価に表れている。現地サプライヤーへの評価として、納期や質の面であまり十分とはいえないとの評価をしている企業がほとんどである。価格面では良いと評価する企業もあることから、技術力に加え、質、納期の面で更なる育成が必要な状態であると推測される。

図表 46 外国から部品を調達する理由

	アグアスカリエンテス	グアナファト	全体
メキシコでは生産していない	4	15	19
メキシコ産は低品質	3	8	11
サービスが低品質	1	1	2
メキシコでは価格が競争的ではない	1	4	5
親会社の決定	0	3	3
その他(具体的に記述して下さい)	0	1	1
合計	9	32	41

図表 47 現地サプライヤーの評価

州	価格			質			納期			技術力		
	良い	普通	悪い	良い	普通	悪い	良い	普通	悪い	良い	普通	悪い
アグアスカリエンテス	2	3	0	0	5	0	2	2	1	0	5	0
グアナファト	5	7	5	0	12	5	0	9	8	0	16	1
全体	7	10	5	0	17	5	2	11	9	0	21	1

②小括

アンケート結果を通じ、立地決定要因について概観してきた。対象となった地域は自動車産業がほとんどであるという背景はあるものの、顧客となる日系企業との結びつきの強さが現れる結果となった。現地の投資情報に関しては、やはり既出の同業他社が重要な役割を果たしており、所在地も自ら決定するというよりは、顧客の都合によって決定されるという外性的な要因で決まっている印象が強い。操業環境の確保という点からも、工業団地の存在が立地決定のひとつの要因となっている。

現地サプライヤーとの技術提携については、将来的な希望はあるものの現時点では関連を持っていないようである。その理由として、技術力もさることながら、質や納期といった部分で十分な水準に達していないとの評価がある。メキシコの裾野産業の育成が今後も

必要であり、またイノベーションを実現するための技術移転を成功させるためにも、メキシコ政府がより実効的な中小企業政策を実行することが望まれる。

(2) 現地サプライヤーとの関連に関するアンケート調査による分析¹⁰⁴

立地条件に関するアンケート調査の前に、メキシコ投資に関するアンケート調査を実施している。これは、立地条件を抽出する目的ではなく、メキシコへの投資全般に関するアンケート調査となっている。ここでは、その詳細説明は割愛するが、回答データを使用し、現地サプライヤーとの関連について分析を試みた。対象となるのは、メキシコ5州（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ハリスコ州、サンルイスポト州、ケレタロ州）であり、対象企業は68社、有効回答は50社（74%）となっている。

① 分析手法

ロジスティック回帰分析を用いて、日系企業が現地サプライヤーとの関連を持つ際の影響についての分析を行う。定義式は下記のものを使用する。

定義式

$$Y_i = \alpha + \beta_1 Quality_i + \beta_2 Costs_i + \beta_3 TimeDelivery_i + \beta_4 Obstacles_{ij} + \beta_5 EPA_i + \beta_6 State_i + \varepsilon_i$$

数式の各定義内容は下記の通りである。

Y = 日系企業 i が生産過程において地場サプライヤーを利用している場合は1、利用していない場合を0とする。

Quality（質） = 日系企業によって査定された地場サプライヤーの品質評価を表し、ダミー変数のレンジは1から3までである。1は“良い”、2は“普通”、3は“悪い”を表している。日系企業にとって垂直的連携を創造する決定要因となることが考えられるため、“良い質”または“通常の質”に優位な結果を期待する。

¹⁰⁴ 本分析は、日墨研究プロジェクトの研究活動の一環として行ったものであり、グアダハラ大学経済経営学部のレオ・グスマン・アナージャ教授との共同研究の成果の一部である。

Costs (価格) =日系企業によって査定された地場サプライヤーの適正価格評価を表す。ダミー変数として、1は“競争的な価格”、2は“通常価格”、3は“非競争的な価格”を表している。競争的な価格または通常価格は、地場サプライヤーとの連携のための決定要因であると期待される。

Time Delivery (納期) =日系企業による、オンタイムデリバリーの観点における地場サプライヤーの評価である。ダミー変数として、1は“納期時期厳守”、2は“通常納期”、3は“納期を守らない”を表している。多くの日系企業はジャストインタイムシステムを採用しているため、この変数は日系企業と地場サプライヤーとの垂直的連携において、納期のインパクトを反映すると期待される。

Obstacles (障害) =複数の障害要因が地場サプライヤーとの連携を制限している可能性がある。特に、3つの要因をダミー変数を用いて分析する。1つ目は“親会社の戦略”であり、もし日系企業が本社の決定する集中管理サプライヤーシステムを採用しており、そのため地場サプライヤーの利用が無い場合は1、そうではない場合を0とする。2つ目は、“地場サプライヤーの興味の欠如”であり、地場サプライヤーはグローバルサプライチェーンの一員になることに興味を示していないと日系企業が考える場合には1、そうでない場合を0とする。最後は、“生産能力”であり、地場サプライヤーが日系企業の要求する生産能力を満たしていると日系企業が評価する場合は1、そうでない場合は0とする。

EPA (経済連携協定) = 二値確率変数を使用し、もし企業が日墨経済連携協定(2005)以前に設立された場合を1、日墨経済連携協定後に設立された場合を0とする。ホスト国において、サプライヤーと顧客の関係を構築する時間をより持っていたため、日墨経済連携協定以前に設立された企業の方がより地場サプライヤーとの垂直的連携があると期待される。

State (州) =企業が設立されたメキシコの州を表すカテゴリーのダミー変数である。調査対象の州は、アグアスカリエンテス、グアナファト、ハリスコ、ケレタロそしてサンルイスポトシである。この変数は地場企業との垂直的連携に影響を与える可能性のある州レベルの特徴をコントロールする。

③分析結果

分析結果は図表 48、図表 49 の通りとなっている。短期間のサプライヤーとの連携には、商品の質、技術力、EPA が優位に働いている。特に、技術力は初めて連携をする際には重要な要素であり、加えて商品の質も不可欠な要素である。短期的に、EPA の恩恵を受けることができるのも一つの要因となっている。これは、EPA がきっかけとなってメキシコに投資する企業が増加した際に見られる現象であると考ええる。

一方、長期的には EPA が優位に働いているという結果が出た。これは、長期間で考えた際に、情報が十分に行き渡るため、現地サプライヤーの情報が入手できることにより、選別が可能になってくると、競争原理が働いた際に、各社の技術力などが収斂して行くことが考えられる。短期・長期に共通したのは EPA であるが、この結果から EPA は投資活動を活発化し、現地での操業の際にサプライヤーとの接点を持たせる意味では有効である。

図表48: 推定結果 (短期的連携)

予測因子	F	SEβ	Z	p	eβ
Quality (regular) : 品質 (良い)	4.05	2.62	1.55	0.12	57.65
Quality (regular) : 品質 (普通)	2.71	1.45	1.87	0.06	14.97
Costs (good) : 価格 (良い)	0.78	1.55	0.50	0.62	2.17
Costs (regular) : 価格 (普通)	1.09	1.47	0.74	0.46	2.98
Time Delivery (good) : 納期 (良い)	-1.82	2.31	-0.79	0.43	0.16
Time Delivery (regular) : 納期 (普通)	-4.78	2.20	-2.17	0.03	0.01
Head Quarter Policies : 親会社の戦略	-2.26	1.53	-1.48	0.14	0.10
Interest Local Suppliers : 地場サプライヤーの興味	-2.74	1.75	-1.57	0.12	0.06
Production Capacity : 生産能力	2.98	1.42	2.10	0.04	19.78
EPA	2.14	11.17	1.84	0.07	8.52
Jalisco : ハリスコ州	-2.66	2.13	-1.25	0.21	0.07
Guanajuato : グアナファト州	1.61	1.87	0.86	0.39	4.98
Aguascalientes : アグアスカリエンテス州	-1.55	1.43	-1.08	0.28	0.21
San Luis Potosí : サンルイスポトシ州	-1.99	1.96	-1.02	0.31	0.14
定項	-0.62	1.79	-0.35	0.73	

注) N = 46、モデル全体の信頼度: $\chi^2 = 23.68$ 、 $df = 14$ 、 $p = 0.05$

“eβ”の結果表示の列は累乗係数または各変数のオッズ比を示している。

図表49：推定結果（長期的連携）

予測因子	F	SEβ	Z	p	eβ
Quality (regular) : 品質 (良い)	1.49	1.23	1.21	0.23	4.46
Costs (good) : 価格 (良い)	1.07	1.81	0.59	0.55	2.91
Costs (regular) : 価格 (普通)	-1.80	1.82	-0.99	0.32	0.16
Time Delivery (good) : 納期 (良い)	1.44	1.84	0.79	0.43	4.24
Time Delivery (regular) : 納期 (普通)	0.83	1.35	0.62	0.54	2.30
Head Quarter Policies : 親会社の戦略	2.24	1.84	1.22	0.22	9.35
Interest Local Suppliers : 地場サプライヤーの興味	2.53	1.72	1.47	0.14	12.60
Production Capacity : 生産能力	-3.46	1.38	-2.51	0.01	0.03
EPA	2.63	1.46	1.80	0.07	13.90
Jalisco : ハリスコ州	-1.96	1.82	-1.08	0.28	0.14
Guanajuato : グアナファト州	0.19	1.92	0.10	0.92	1.20
Aguascalientes : アグアスカリエンテス州	0.54	1.56	0.35	0.73	1.71
San Luis Potosí : サンルイスポトシ州	-0.50	2.08	-0.24	0.81	0.60
定項	0.09	1.89	0.05	0.96	

注) N = 46、モデル全体の信頼度: $\chi^2 = 19.99$ 、 $df = 13$ 、 $p = 0.09$

“eβ”の結果表示の列は累乗係数または各変数のオッズ比を示している。

(3) ハリスコ州における日系企業へのヒアリング

2011年に実施したメキシコへの投資環境に関するアンケート調査にインターネットを通じたアンケートにおいて回答を得たハリスコ州（グアダラハラ市）にて操業する日系企業10社に、更なる企業活動の詳細な情報を得ることを目的として、ヒアリング調査をお願いした。日系企業5社にヒアリング調査を受け入れていただき、2012年8月にヒアリングを実施した。¹⁰⁵

ヒアリングの主な項目は次の通りである。以下、ヒアリングの結果について以下の項目に沿って概観していく。

ヒアリング項目	
I	グアダラハラへの進出動機
II	政府との関係とインセンティブ
III	グアダラハラオフィスの役割と今後の方向性
IV	メキシコ企業との関係（中小企業を含む）
V	雇用関連

I) グアダラハラへの主な進出動機

進出動機に関しては3つに分かれる。5社の内訳は以下の通りである：取引企業との関係（3社）、原材料を求める為（1社）、グアダラハラ市について詳しい知識があった（1社）。原材料を求める企業は稀なケースであるが、この企業については、ハリスコ州が原材料調達に優位性を持っていることを示している。また、グアダラハラ市について詳しい知識があったと回答した企業もあった。メキシコの情報は日本では入手が困難なケースが多いため、現地情報を入手できる環境は投資に関して重要な要素となっている。

II) 政府との関係

政府との関係については、1社を除いて、進出時以降ほとんどコンタクトがない状況となっている。¹⁰⁶ コンタクトがあると答えた企業は、規制に関する情報を入手する為に、定期的に政府とコンタクトを取っている。また、許認可が必要な企業にとっては政府の役

¹⁰⁵ ヒアリングは各社のグアダラハラのオフィスにて、2012年8月9日、28日、29日に実施した。

¹⁰⁶ ある企業は、自治体の役人に環境整備を相談した際に、賄賂を要求されたことから、それ以降特にコンタクトを取っていない。

人と良好な関係を保つことは必要であり、有効であるとの認識がある。他の4社については、現在政府の役人とコンタクトを取らない事による問題や不利益は生じていない。政府、自治体からのインセンティブについては、5社とも進出時以降特に受け取っていない。ある企業は、工業団地の前の道路の整備を自治体の役人に相談した結果、拡張工事を実施する約束を取り付けたが、まだ実行されていない。¹⁰⁷ このことから、業種にもよるが、政府との関係は許認可を必要とする企業にとっては必要事項であるが、製造を主とする企業にとっては、工場を操業して以降は特に頻繁な接触を必要としていないことを示している。また政府の側からも特にアプローチがないのが通常ある。

III) グアダハラ工場（オフィス）の役割と今後の方向性

グアダハラ市にある工場の役割としては、次の結果となっている：取引先への部品供給拠点（3社）、メキシコ市場への製造拠点（1社）、日本へ輸出する為の製造拠点（1社）。取引先の動向と答えた企業の中には、グアダラハラの取引先だけではなく、他州に拠点を置く日系企業の動向に依っても工場の拡張や移転を考えている企業がある。この結果から、製造拠点として活用されているケースが多く、対象はメキシコ国内、日本などに渡っている。また取引先への部品供給という回答をした3社は、メキシコ国内の日系企業が主であり、メキシコの裾野産業の未成熟さと関連していることを窺わせている。

IV) メキシコ企業との関係

5社とも地元サプライヤーとの関係は特に持っていない。とりわけ製造業では、必要な部品は主に海外から輸入している。輸入先としては主に、日本、アメリカ、中国となっている。このことは、メキシコの現地サプライヤーが日系企業のニーズに対応する製品を製造できていないこと改めて窺わせるものであり、現地サプライヤーの技術的な未成熟さに起因する部分も多分にある。

地元企業とのつながりの面では、警備会社、清掃会社その他のサービス業との回答があったが、いずれもサプライヤーとして製造には関わっていない。

¹⁰⁷ この企業が入居する工業団地の前の道路は、2つの自治体にまたがる道路であるため、2つの自治体の協力によって道路整備が行われる予定であった。しかし、一方の自治体が資金難のため、道路の整備がまだ実現していない。また現時点で、道路整備の実現の見通しも立っていない。

V) 雇用関連

5 社とも地元の人材派遣会社を通じて雇用を確保している。現在の所、人数を集めることには特に問題は生じていないが、人材派遣会社のサービスが十分ではないと感じている企業もある。日系企業は主に工場労働者として、中卒、高卒を採用しており、事務職以上は大卒を雇用対象としている企業が多い。¹⁰⁸ また、雇用に関する問題としては、離職率がある。正規雇用工場労働者と人材派遣会社を通じて雇用した期間工が混在する企業では、期間工の定着率の問題がある。これは、福利厚生などの点で期間工の待遇が良くない為、労働者は良い条件の職場があるとすぐに転職する傾向による。¹⁰⁹ また、企業名がグアダラハラで認知されていない場合、企業が希望する人材が集まりにくいという問題を抱えている企業もあった。¹¹⁰

VI) 労働者の印象

面談を行なった日系企業の全体的な評価として、メキシコ人労働者は仕事を行う際には真面目という印象がある。また、企業によっては評価が多少違うものの、工場労働者への評価は概ね高い水準にある。仕事では真面目な印象があるものの、事務職、管理職への評価としては、その職務に就く者としての能力は、あまり評価は高くない。ヒアリングの結果、特に、計算能力、事後検証能力において十分ではないと感じている企業があった。また、ほとんどの日系企業は事務職、管理職として大卒を対象として雇用しているが、同じ大学から雇用した労働者のレベルにかなりのばらつきがあるという印象を持っている。

第6節 日本型モデルからのインプリケーション

海外直接投資により、経済成長をとげているものの、製造業では外資企業へ対応するだけの技術力等において不十分なことが指摘されていた。今回のアンケート調査においても、自動車産業においてこの指摘と同様の結果が見られた。メキシコの裾野産業は、NAFTA 加入後のアメリカ企業の進出にも関わらず十分に成長しているとはいえず、未整備の状態

¹⁰⁸ ある企業は以前工場労働者として小卒を採用していたが、現在は中卒以上を採用対象としている。

¹⁰⁹ ある企業の場合、以前は正規雇用の労働者だったため、離職率は1~2%ほどであったが、期間工を雇用し始めてから、期間工の離職率はかなり高い水準にある。

¹¹⁰ 今回のインタビューでは、事務職以上の人材に関して、現地の大学と雇用に関するパイプを持つことを希望する企業もあった。

が続いている。このようなサポーター・インダストリーの未整備は、「2 Tier System」の構造が経済発展にとって重要との、本論文の視点からすると劣後している。現在、自動車産業が盛んになっているメキシコにおいては、経済発展の為に、更なる裾野産業の育成が必要となっており、喫緊の課題ともいえる。

ハリスコ州において、JICA の協力を通じて行われている CONPITE は日本の中小企業診断士を踏まえたものであるが、企業育成のためにはこの制度の更なる進展が有効であると思われる。さらに、国内の金融システムは未整備で、国内貯蓄の吸収とその投資への仲介は機能していない。とくに中小企業育成・支援の金融システムは今後の課題である。例えば、日本の郵便貯金制度や財政投融資制度の導入を行うことも、開発資金の面では有効である。これらのシステムが順調に機能する場合には、日本モデルの有効性を示すことに繋がる。

第 4 章 発展途上国としてのベトナム経済

第1節 概要

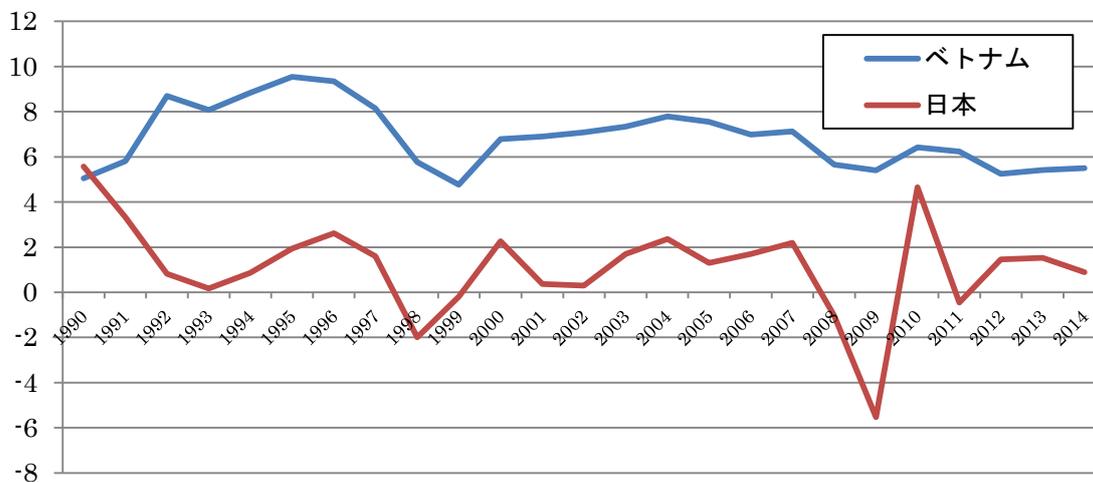
[1.1] 経済的位置付け

ベトナム経済は、貿易の拡大と直接投資流入等を受けて、1990年以降2000年以降年平均約7%の安定した成長を維持してきた。特に、2007年は、1月にWTO加盟を実現し、輸出および投資に下えられたことから、通年で8.5%成長となった(図表50)。また、こうした成長を背景にして、人口約8,700万人を抱えるベトナムも、1人当たりGDPが2010年には1,200ドルに達した、とベトナム政府が発表している。

このようにマクロ経済状況は概ねリーマン・ショック後の影響を受ける2009年までは良好であったため、外貨準備および民間与信の急速な伸びを反映したマネーサプライの拡大、グローバルな規模での国際商品価格の高騰、そして、労働力需要の高まりを受けた賃金上昇等を受け、消費者物価上昇率は、2006年末対前年同期比6.7%に対し、2008年末には対前年比19.9%にまで加速した。それを受け、ベトナム中央銀行はインフレを懸念して、2007年6月以降、これまで複数回預金準備率を引き上げ、引き締め策に転じている。また、相次ぐ国内のドル不足に対応するため、通貨ドンに対するドル為替レート切り下げも過去数回実施してきた。ベトナム中央銀行は、2011年2月、過去に例のない切り下げ幅(9.3%)で1ドル=2万693ドン(以前は1万8,932ドン)に設定した。さらに、ベトナム中央銀行が公表する為替レート(前営業日のインターバンクレート平均から算出)を基準とした市場レートの許容変動幅を従来の3%から1%に狭めた。

ベトナムの国際収支は、貿易収支が赤字基調であり、また経常収支も赤字基調である。資本収支は黒字基調で、資本流入が大きい。このことは、国際収支段階説的には、未成熟債務国で、発展途上国(developing country)として位置付けられる。ロストウの発展段階説を厳密に当て嵌めることは難しいが、ほぼ離陸期に入っているものと理解されるが、未だその初期段階ともいえよう。また、ベトナムはASEANのメンバー国であり、バラッサ流の整理で言えば、統合度の緩いFTA段階であるが、今後TPPなど新たな地域的経済統合も視野に入っているという段階と理解できる。

図表 50 日本・ベトナムの経済成長率推移



(出所)IMF, World Outlook Databases, Oct. 2014.

産業別GDP 構成比を見ると、1986 年ドイモイ政策による市場経済の導入以降は、第1次産業（農林水産業）のシェアが低下し、次第に第2次産業（工業・建設業）および第3次産業（サービス業）のシェアが拡大している。2009 年（暫定値）では、第1次産業が全産業の20.9%、第2次産業が同40.2%、第3次産業が同38.8%であった。なお、就業人口では農林業部門の比率は48%と依然として高い。

[1.2] ベトナムの直接投資受け入れ環境

ベトナムは、1988 年の外資導入政策（外国投資法の制定、1988年）を開始以降、ASEAN 加盟国間による域内貿易自由化実現を目指すアジア自由貿易地域（AFTA）への本格参加（1996 年）に続き、さらに、米越通商協定締結（2000年）、日越共同イニシアティブ（2003 年）、など2 国間との貿易自由化や経済協力関係の強化も同時に進めている。2000 年に改正された外国投資法では、外資系企業は国有化されないこと、外国投資家の資産も没収されないことを保証するなど、外国投資家に対しベトナムへの積極的な参入を促しており、ベトナム市場開放に向けて着実な実績を積み上げている。2009 年までに通算12,500 余りのプロジェクトに対して1,944 億ドル以上の外資を受入れた。2006 年には内資企業と外資企業が同一環境下で投資事業展開出来ることを目的とした共通投資法・統一企業法が発効している。ベトナム政府は、今後も、引き続き外資を受入れ活用していくことを長期開発

戦略の最優先課題としている。¹¹¹

ベトナムへの直接投資は、90年代以降、外国投資法の制定、米国の経済制裁解除（1992年）などを背景に増加、1996年には102億ドル（認可ベース）までに達した。しかし、1997年以降はアジア通貨危機などの影響により投資は減少し、1999年にはそれまでのピークの5分の1程度（25.7億ドル）まで低下した。その後、政府による法制度の整備、制度の見直しのほか、工業団地建設等、ベトナム側での外国企業受入態勢の整備が進んだことに加え、投資家からも中国一極集中回避のためのリスクヘッジ先として注目を浴びるようになった。さらに、2007年初頭のWTO加盟実現も重なり、直接投資流入額は増加基調を続け、2008年には認可ベース（717億ドル）、実行ベース（115億ドル）ともに過去最大となった。第2次ベトナム投資ブームと呼ばれるほど活況を呈したが、リーマン・ショックの影響で2009年は認可額ベースで7割（215億ドル）、実行額ベースで1割、件数で5割と急減した。2010年は前年とほぼ同水準だったと推定されるが、2011年以降は直接投資流入が増加するものと思われる。¹¹²

日本からのベトナム向け直接投資は、90年代以降ベトナム外資法が制定され、日本からのODAも再開されたことなどを契機に増加した。1995年以降は、急激な円高による海外生産シフトなどもあり、セメント、家電、自動車、バイク、コンピューター部品等の分野で大手メーカーの進出が集中し、1997年に対ベトナム投資流入額は一度目のピークを迎えている。1998年以降はアジア通貨危機の影響もあり、大型案件が減少し、機械金属部品、縫製業、雑貨等の分野の中小規模投資が主流となり、その後しばらくは投資流入が低迷していたが、2004年頃から回復し、その後2006年から2008年にかけて急速に増加した。その景として、日系を含め各種工業団地が整備されるなど、日系企業の受入態勢が整備されたことなどが呼び水となったほか、中国一極集中リスクヘッジのための「中国+1」の投資先として、ASEAN諸国の中でも政治的に安定しているなど魅力の多いベトナムに注目が集まったことが挙げられる。また、最近の特徴として、北部に向けて新規投資が増加する一方、第1次投資ブーム時（1995年以降1997年アジア通貨危機後まで）に進出した日系企業による拡張投資が進み、南部へは増資が増えている。

2009年は前年のリーマン・ショックの影響もあり、日本からの直接投資は実行額ベースで半減した。なお、今後については、日越投資協定が発効され、日越共同イニシアティブ

¹¹¹ 国際協力銀行『ベトナムの投資環境』2014年1月、p.32。

¹¹² 同 p.24。

等を通じて政府間での投資環境整備等も進んでおり、ベトナム向け投資の増加が見込まれている。¹¹³

日本からのベトナム向け直接投資は、2000年までは南部における投資比率が高かったが、2001年以降2007年まで、北部向けが増加している。2008年は中部、2009年は南部で大型の投資案件があり、それぞれ8割以上の投資比率を占めた。日本商工会の会員数からも、北部への日系進出企業数の増加が伺える。2010年時点での会員数は依然として南部が多いものの、近年は北部での会員数が増えている。

ベトナム政府は、2007年のWTO加盟に伴い、国内法を順次改正している。ベトナムへ既に進出した外資系企業、およびこれから進出する外資系企業に関連する主な項目として、次の3点が挙げられる。①輸出加工企業(Export Processing Enterprise、以下EPE)に対する優遇(従来、EPEに対しては、輸出実績に応じて様々な税制上の優遇措置を提供してきた。しかし、WTO加盟後は、こうした優遇措置は廃止の方向にある)。②関税(WTO加盟に伴い、多くの輸入原材料や部品の税率が減少する方向にある。業種や製品によっては、上記の二国間および多国間の各種協定で定められるインセンティブも享受できる)。③サービス分野の開放(今後、金融・商業・運輸など多くのサービス分野が外資系企業に開放される計画である。2009年1月以降、外資100%での小売流通業への参入が可能となった。それに伴い、ドイツのメトロ、フランスのBig C、マレーシアのパークソン、台湾のユニマート、韓国のロッテなどが相次いで進出している。日系では、ファミリーマートが2010年1月に日系コンビニエンスストアとして第1号店をホーチミンに出店した。また、100円均一で知られるダイソー(ベトナムでは40,000ドン均一)も展開を開始した。また、許可手続きの迅速化、規制緩和の進展、内外企業の無差別化、地方への権限移譲、市場経済の国際化、などによりベトナムへの投資受け入れ環境が改善した。¹¹⁴

¹¹³ 同 p.27。

¹¹⁴ 同 pp.40～41。

図表 51 ベトナムの経済指標

	単位	2006年	2007年	2008年	2009年 ¹⁾	2010年 ²⁾	2011年 ²⁾
実質GDP成長率	%	8.2	8.5	6.3	5.3	6.5	6.8
一人当たりGDP	ドル	724	835	1048	1068	1178	1312
消費者物価上昇率(期末値)	%	6.7	12.6	19.9	6.5	10.3	6.2
財政収支 ³⁾	対GDP比%	-0.4	-1.9	-0.9	-8.9	-5.9	-4.3
歳入および贈与	対GDP比%	28.7	28.7	29	26.7	26.9	27.2
うち原油	対GDP比%	8.6	6.9	6	3.6	3.6	3.7
歳出	対GDP比%	29.1	30.6	29.8	35.6	32.8	31.5
ブロードマネー(M2)	対前年比%	33.6	46.1	20.3	29.0	24.5	28.4
信用供与	対前年比%	25.4	53.9	25.4	39.6	25.0	30.9
貿易収支 ⁴⁾	億米ドル	-50.7	-142.0	-180.3	-128.5	-106.0	-104.2
輸出(f.o.b.) ⁴⁾	億米ドル	398.3	485.6	626.9	571.0	653.9	764.4
輸入(f.o.b.) ⁴⁾	億米ドル	448.9	627.6	807.1	699.5	759.8	868.6
経常収支 ⁵⁾	億米ドル	-1.6	-69.9	-107.9	-74.4	-94.1	-94.7
同上 ⁵⁾	対GDP比%	-0.3	-9.8	-11.9	-8	-9	-8.1
資本収支	億米ドル	30.9	175.4	123.4	114.5	121.1	133.1
直接投資(ネット)	億米ドル	23.2	65.5	92.8	69.0	75.7	79.3
証券投資 ⁶⁾	億米ドル	13.1	62.4	-5.8	1.3	15.7	16.3
外貨準備高(期末値)	億米ドル	115	210	230	141	154	192
同上(対月間輸入比)	月間	2.1	3	3.8	2	1.9	2.1
為替レート(対米ドル、期末値)	ドン/1ドル	16068	16003	17486	18479	19040	—

注1)暫定値

2)IMF推定値

3)ベトナム開発銀行の純貸付を除く

4)2006～2009年の輸出入、貿易収支はGSOの統計を採用

5)2008年の金輸入及び2009年の金再輸出を含む

6)ソブリン債(2005年に7.5億ドル発行、及び2010年10億ドル発行)を含む
(出所)IMF, 2010 Article IV Consultation、GSOより作成

[1.3] ベトナムの経済発展の制約

このようなベトナムの経済発展の推進には、2006年の共通投資法、統一企業法の制定の影響が大きい。これらの整備により、海外からの企業誘致が円滑化した。ベトナムに進出する外資系企業から見て最も重要な法律は、1988年制定の旧外国投資法（2000年改正）に代わる共通投資法（Law on Investment）と統一企業法（Law on Enterprises）である。共通投資法は、旧外国投資法に替わる法律である。外国の投資家からみると、従来に比べ投資の自由度が高まった。他方、統一企業法は外資系企業とベトナム内資企業を同じルールのもとに扱った法律で、これにより、例えば内外企業の法人税の統一化、二重価格制などの弊害が解消された。¹¹⁵

¹¹⁵ 標準税率は2003年までは、外国投資法の適用を受ける企業の場合25%、国内企業の場合は32%と違いがあったが、2004年1月から28%に統一され、国内企業、外資系企業、外国企業の支店及び外国契約者

ベトナムに進出する場合のメリットは、①技術習得力が高く、勤勉な若年労働力の存在（ベトナム人の平均年齢は27.4 才と若く、UNESCO のデータでは、15 才以上の人口の識字率は92.5%。遅刻や無断欠勤はほとんどなく、勤勉で、向学心が高いほか、性格は温和）、②政治的・社会的な安定（社会主義体制だが、政策運営に大きな振れがなく、政治的な安定感があるほか、治安は良く、特権階級もなく、仏教精神が広く行き渡り、宗教的対立もなく社会的にも安定している）、③投資受入体制の急速な改善、④ASEAN・中国華南の中心に位置する優位性の高い立地（ベトナムはASEAN 諸国の中央に位置し、その主要都市との距離は、ハノイあるいはホーチミンから2,000 km 以内に収まっている。ハノイから中国国境までは200km 弱で、陸路での所要時間は2 時間強に過ぎず、中国華南地域の産業集積及び中国南西部市場へのアクセスが良いことから、特に北部への関心が増大している）、⑤8,700 万人の国内市場（ASEAN 加盟10 カ国の中で、インドネシアとフィリピンに次ぐ人口で、1 人あたり所得・支出も年々増大し、小売・サービスの総売上高は2010 年に1,560 兆ドンに達している）、等である。¹¹⁶

一方、多くの課題もある。それは、①突然の政策変更と頻繁な法改正（朝令暮改的な法律改正が多い。法律や制度が突然変更されたり、承認されたものが覆ることがよくあるため、進出企業が振り回されることも少なくなかった。また、法律にしても施行細則にしても、制定はしたものの、担当者レベルまで浸透するには時間がかかり、運用面で不必要なトラブルが発生している例も見られた）、②インフラの未整備（北部中心に改善が進んでいるものの、物流関連やエネルギー分野で遅れが目立っている。特に、道路（大都市以外には未整備で物流効率化の障害）、鉄道（老朽化がひどく運行に不安が伴い、荷物の取扱にも不慣れ）、港湾（河川港故の土砂堆積や大型船の入港困難）などの面で遅れが見られる。特に、電力については、近年の急速な経済発展に伴い需要が急増しているが、水力発電の比率が高く、2010 年には渇水で発電量が減少し、各地で停電が頻発した。供給体制や老朽化した送電インフラの整備が大きな課題）、③ビジネス経験の不足と国際慣行への不慣れ（金融、会計、貿易事務等の分野でのビジネス経験が不足し、国際慣行にも不慣れである。金融面では、為替市場の不在、企業間信用の欠如、個人口座の未発達などの問題があり、また、数年前に導入されたベトナム会計システムは、国際基準とは異なる）、④不透明な

を含む全ての企業に適用されることとなった。この標準税率は2009 年1 月からは25%となっている。また、2014 年1 月1 日から既存の25%から22%、2016 年1 月1 日から20%に引き下げる。

¹¹⁶ 直接投資の OLI 理論が妥当する。

コスト等不公正な取引（公的部門（特に税関窓口など）では、正規料金以外にも不透明な支出が発生することがあり、また公的部門だけでなく、民間企業同士でも同様の問題がある）、⑤裾野産業、地場産業の脆弱さ（地場産業が未発達で、裾野産業が成熟していない。外資系企業、特に日系企業は、100%外資形態で輸出加工区や工業団地に入り、原材料、製品ともにほぼ全量輸入、全量輸出している企業が多い。一部を現地調達とした日系企業もあるものの、輸送用梱包材などが中心で、それも現地に進出している日系企業から調達している）、⑥中間管理者・技術者・熟練労働者の不足（長年の戦争により、中高年齢層の人口が少ないという人口構成の歪みがあり、中間管理者として期待される労働者の採用に困難が伴う）、⑦国際経済への統合に伴う影響（2006年ASEAN自由貿易圏（AFTA）への本格的な参加、中国・ASEAN自由貿易協定や米越通商協定、そして世界貿易機構（WTO）加盟等、国際経済への統合に伴うベトナム市場の開放により、関税が引き下げられ、非関税障壁が撤廃されていく。このため、タイなどのASEAN諸国や中国などの製品がベトナム市場に大量に流入する可能性がある。ベトナム市場での販売を目的として進出しようとする場合、分野によっては、ローカル企業に加え、近隣諸国からの低価格品との厳しい競争に直面する可能性もある）、⑧金融システムの未整備、である。¹¹⁷

図表52 共通投資法、統一企業法の施行細則等整備状況

共通投資法 (No.59/2005/QH11)	2006年7月1日発効。 【施行細則】 ①2006年9月22日付 Decree No.108/2006/ND-CP 【商業省による上記の施行ガイダンス】 2007年4月4日付 Circular No.04/2007/TT-BTM
統一企業法 (No.60/2005/QH11)	2006年7月1日発効。 【施行細則】 ①2006年8月29日付 Decree No.88/2006/ND-CP (事業登録に関するもの)、②2006年9月21日付 Decree No.101/2006/ND-CP(既存外資系企業の再登録に関するもの)、 ③2007年9月5日付 Decree No.139/2007/ND-CP (法人設立、 組織再編等に関するもの)

(出所) 国際協力銀行『ベトナムの投資環境』2014年1月、p.43。

とくに、⑥の進出企業の部品調達等を支える裾野産業は未整備の問題、とくにその担い手である中小企業が育っておらず、その支援も貧弱である。さらに、⑧のように、これらの裾野産業を支援する金融制度の整備が後れている。ベトナムの銀行制度は、金融資本市

¹¹⁷ 国際協力銀行『ベトナムの投資環境』2014年1月、pp. 113～115。

場での経験不足、機構改革の遅れ、政府による強い規制といった問題を抱えているが、近代的な銀行制度や金融市場の形成を目指す努力がなされている。2004年6月には金融機関法が改正され、外国からの金融機関への投資に関して、①100%外資系銀行の設立、②国内の金融機関への外国金融機関の資本拠出・株式取得を容認するなど、大きな改革が行われた。HSBC など4行の外資系銀行が、100%外資の現地法人として営業を行っている。

しかし、そもそも、ベトナムでは市民の銀行制度に対する信頼は低く、タンス預金や米ドル・金の保有に傾斜し、銀行預金口座も徐々にしか増加していない。このため、日本から郵便貯金制度を導入した。ベトナム版郵便貯金制度である郵便貯金サービス会社は、1999年5月24日付の第377/1999QD - TCCB号の郵政総局局長決定により設定されたものである。その規模は4大国民営商業銀行の中でも小さなものではない。

図表 53 4 大国民営商業銀行と貯金取扱郵便局の店舗数

	金融機関名	支店・支部数
1	ベトナム農業・地方開発銀行	2200
2	ベトナム工商銀行	284
3	ベトナム開発投資銀行	100
4	ベトナム外国貿易銀行	145
5	郵便貯金サービス会社	837

(出所)各銀行の年間ファイナンス報告書と郵便貯金サービス会社HP。
ベトナム農業農村開発銀行、ベトナム工商銀行のデータは2005年度であり、ベトナム開発投資銀行、ベトナム外国貿易銀行と郵便貯金サービス会社のデータは2006年度である。

図表 54 ベトナムの主な銀行

	区分	開業
Agribank (Vietnam Bank for Agriculture & Rural Development)	国営	1996年
BIDV (Bank for Investment & Development of Vietnam)	国営	1997年
Vietcom Bank (The Bank for Foreign Trade of Vietnam)	国営(SCIC90%) 上場(ホーチミン)	1998年
Vietinbank (Vietnam Commercial Bank for Industry and Trade)	国営(政府90%) 上場(ホーチミン)	1999年
ACB (Asia Commercial Bank)	JSC 上場(ハノイ)	1993年
Sacombank (sai Gon Thuong Tin Bank)	JSC 上場(ホーチミン)	1991年
Techcombank (Vietnam Technological and Commercial Bank)	JSC 店頭	1993年
Military Bank	JSC 店頭	1994年
Eximbank (Vietnam Export Import Bank)	JSC 上場(ホーチミン)	1992年
Maritime Bank	JSC 非公開	1991年

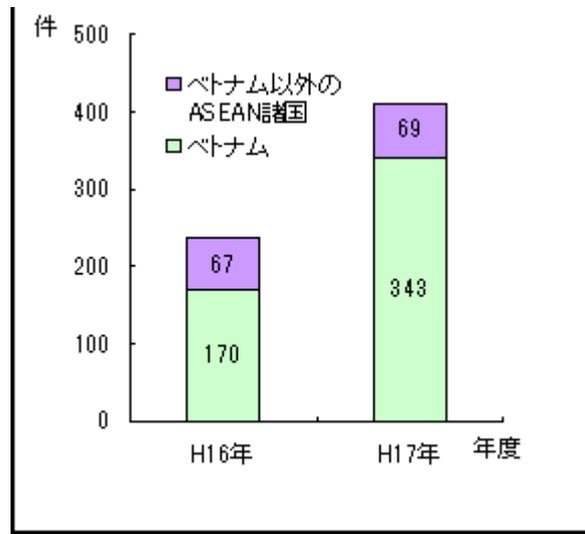
出所:中西宏太 編著「ベトナム産業分析」(時事通信社、2010年)より作成

このようにベトナムは対内直接投資を軸に経済発展を遂げているが、その状況と課題を以下で明らかにする。

第2節 ベトナム概況

昨今、日本企業による ASEAN 諸国を中心とした東アジア進出が増加している。国際協力銀行開発金融研究所が毎年行っているアンケート「わが国製造業企業の海外事業展開における調査報告」の「中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域」においても、タイ、ベトナムは常に高い関心を集めている。こうした関心は中小企業においても同様で、中小企業基盤整備機構が行う中小企業国際化支援アドバイスにおいても、支援やアドバイス要請が急増している(図表 55)。中でも、経済成長が著しく、政情も安定しているベトナムは、中小企業の新たな進出先としての脚光を浴びている。

図表 55 中小企業基盤整備機構における国際化支援相談件数の推移



(出所) 中小企業基盤整備機構、資料

図表 56 わが国製造業企業の海外事業展開における中期的有望事業展開先国

順位	←	2010	国・地域名	回答社数		得票率(%)	
				2011 507	2010 516	2011	2010
1	—	1	中国	369	399	72.8	77.3
2	—	2	インド	297	312	58.6	60.5
3	↑	4	タイ	165	135	32.5	26.2
4	↓	3	ベトナム	159	166	31.4	32.2
5	—	5	ブラジル	145	127	28.6	24.6
5	↑	6	インドネシア	145	107	28.6	20.7
7	—	7	ロシア	63	75	12.4	14.5
8	—	8	米国	50	58	9.9	11.2
9	↑	10	マレーシア	39	29	7.7	5.6
10	—	10	台湾	35	29	6.9	5.6
11	↓	9	韓国	31	30	6.1	5.8
12	—	12	メキシコ	29	25	5.7	4.8
13	—	13	シンガポール	25	21	4.9	4.1
14	—	14	フィリピン	15	14	3.0	2.7
15	—	15	トルコ	12	8	2.4	1.6
16	↓	15	オーストラリア	8	8	1.6	1.6
16	↓	15	バングラデシュ	8	8	1.6	1.6
16	↑	24	カンボジア	8	4	1.6	0.8
19	↑	20	ミャンマー	7	5	1.4	1.0
20	↓	19	英国	6	6	1.2	1.2

(出所) : JBIC 『わが国製造業企業の海外事業展開の動向』 2011 年アンケート。

日系企業によるベトナムへの直接投資が活況を呈しはじめたのは、2000 年代半からである。ベトナムは ASEAN の中ではタイやインドネシアといった国に比して、各国投資が出遅れた。その最大の理由は、ベトナムが社会主義国であることであるが、ベトナム戦争以

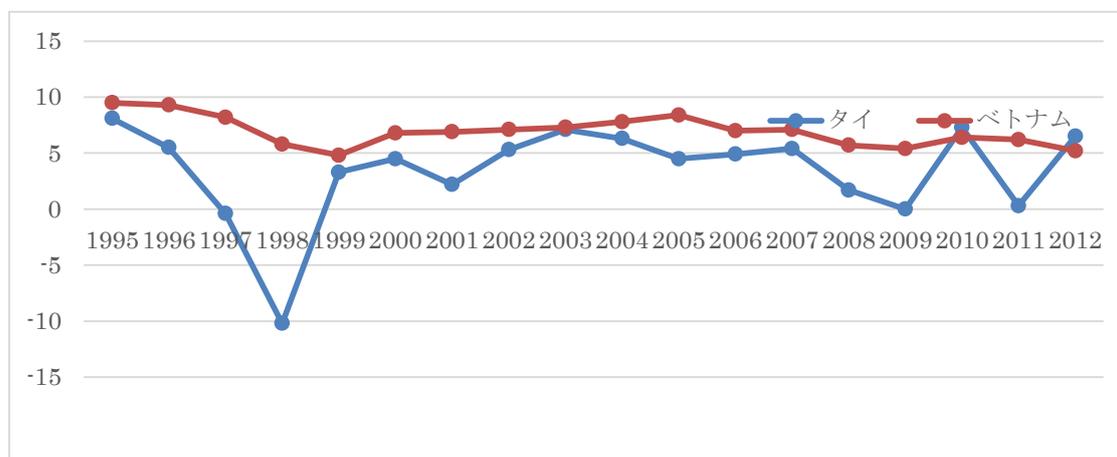
降も、周辺諸国との紛争からアメリカから経済制裁をかけられるなど、他国からの投資を受け入れる体制にはなかったからである。そうした体制がとられるようになったのは1980年代半ば、ソ連の体制が揺らぎだし、ゴルバチョフ体制の下、「ペレストロイカ」が押し進められ始められて以降である。ベトナムでも計画経済体制が行き詰まり、1986年「ドイモイ（刷新）」政策が唱えられ、市場開放に向けた法制度など、環境整備が推しすすめられるようになった。

「ドイモイ」は中国の「改革開放政策」と同様、社会主義体制を維持しながら、市場経済を導入しようというものである。私営・個人経営の公認とともに、対外開放政策を促進し、直接投資を呼び込むことで、経済成長を促そうとするものであるが、当時のベトナムはASEANの中でも、最貧国のひとつであり、長期の戦争でインフラも疲弊、1991年にはソ連崩壊と、政策を打ち出したとはいえ、軌道に乗り始めたのは、1992年のアメリカの経済制裁が解除されてからであった。同年には日本もODAを再開、1994年にはアメリカの経済制裁は全面解除され、ベトナムは急速な経済成長をはじめた。1993、94年頃から外国企業による投資が増加、1995~96年頃は第1次ベトナムブームを迎えた。

第3節 アジア通貨危機とベトナムの金融環境

1997年のアジア通貨危機では、ベトナムもその影響を受け、成長率は鈍化した。もっとも、アジア通貨危機で大打撃を受け、マイナス成長に陥ったタイに比してその影響は一時的なものであり、軽微であったといえる（図表57）。その要因としては、越僑送金による経常収支のファイナンスがなされたこと、当時未発達であったベトナムの金融制度があげられる。

図表 57 ベトナムとタイの経済成長率



(出所) *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries 2013*, Asian Development Bank
より作成。

[3.1] 越僑送金とその役割

アジア通貨危機以前、アジア諸国の多くは高い経済成長を標榜する代償として、経常収支赤字を短期性資金でファイナンスするという構造で、タイはその典型であった。ベトナムにおいては、貿易収支を主因とした経常収支の赤字が見られるが、他のアジア諸国とはファイナンスの手法が異なった。すなわち、越僑送金の存在である。

越僑とは海外在住ベトナム人のことであるが、1975年のサイゴン陥落によるベトナム全土の社会主義化で、多くのベトナム人が難民として海外に流出した。その数は100以上の国、地域に450万人が居住すると推定されていた。地理的には、4分の1強の約130万人が米国に居住しているとされる。¹¹⁸

¹¹⁸ Sidel, “Vietnamese-American Diaspora Philanthropy to Vietnam.” Report Prepared for The Philanthropic Initiative, Inc and The Global Equity Initiative, Harvard University, University of Iowa, 2007.

図表 58 The worldwide Vietnamese diaspora, 2005

United States:	1, 300,000
Russia and Eastern Europe:	300,000
France:	250,000
Australia:	245,000
Canada:	200,000
Taiwan:	110,000
Thailand:	100,000
Germany:	100,000
United Kingdom:	40,000
Northern Europe:	30,000
Netherlands:	15,000
Belgium:	12,000
Japan:	12,000

(出所) Sidel [2007]p3.

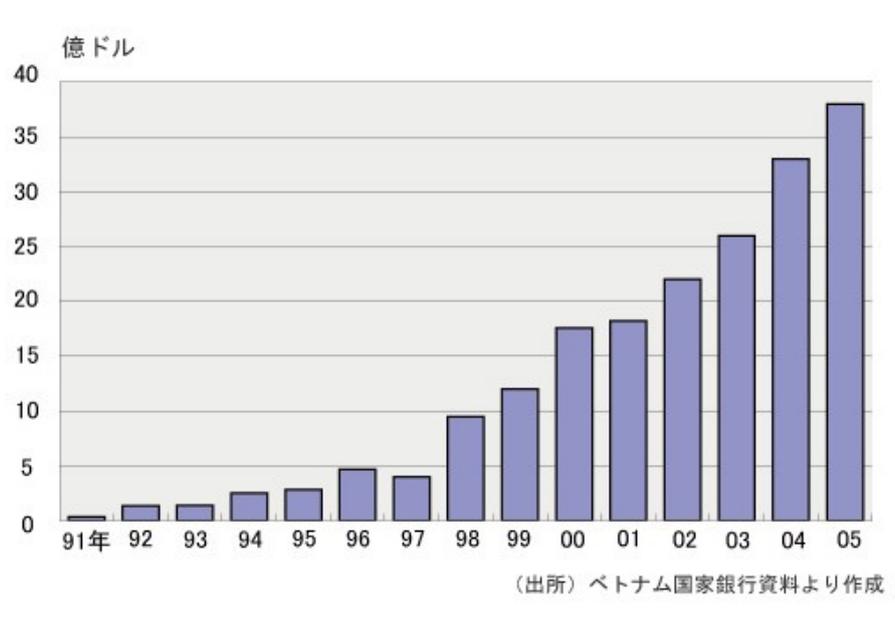
ドイモイ政策以前のベトナムは、社会主義政策計画経済体制の制度的欠陥と機能不全を起こしていた。計画経済とはその名が示す通り、経済活動を計画によって運営管理するシステムである。中臣[2004]¹¹⁹によると、ベトナムの場合、この計画経済のすべての面に問題が山積していた。生産面について言えば、生産財供給の不備、製品価格の低位据え置きによって生産が停滞し、絶対的物不足が慢性化していたのである。生産の停滞により、十分な配給が行われず、必然的に闇市場が生まれる。最重要戦略商品である米では、配給市場と国営自由市場の間で約 100 倍の価格差があったとしている。生産の不振が配給物資の不足を招いた。不足を補うために、政府は市場で物資を調達、それが財政を圧迫、1985 年には配給制度を廃止せざるを得なくなり、それを契機として、ハイパー・インフレーションを引き起こしていたのである。そうした状況下で行われドイモイ政策で、越僑による外貨の送金は、ファイナンスにおける重要な役割を果たしたものと見られる。越僑送金額については、国家統計では 1999 年で約 13 億ドルであるが、実際には 30-40 億ドル程度が当時流入していたと推定されており、越僑送金は直接投資のための中長期資金として、常態化している経常収支赤字をファイナンスする上で重要な役割を果たしたものと見られる。¹²⁰その規模は 1999 年には送金規制が緩和されたこともあり、急激に拡大した（図表 58,

¹¹⁹ 中臣 久「ベトナムにおける地下経済規模-現金通貨需要に基づく推計とその問題点について-」政策研究大学院大学、2004 年。

¹²⁰ 越僑送金の役割についての詳細は、中臣[2004]および Pham[2010]参照。

59)。越僑送金を効果的に取り組むため、ベトナムは外務省内に” The Ministry of Foreign Affairs State Committee for Overseas Vietnamese”を設置し、越僑側の”The community of Overseas Vietnamese”と協調して 2009 年に政府主催の第一回越僑会議を開催した。2012 年にはホーチミンで 2 回目の会議が催されている。¹²¹

図表 59 越僑からベトナム本国への送金額



(出所)門倉貴史「好調なベトナム経済 海外で働くベトナム人「越僑」たちが下支え」

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20061122/114270/?P=1>

¹²¹ http://www.vnconsul-osaka.gov.vn/en/nr070521165843/nr070521170351/news_object_view?newsPath=/vnemb.vn/tin_hddn/ns121002143600

図表 60 世界の移民送金

Top recipient countries of remittances (in billions of US Dollar)

	Country	2009	2010	2011	2012	2013
1	India	49.20	53.48	62.50	68.82	69.97
2	China	41.60	52.46	61.58	57.99	59.49
3	Philippines	19.96	21.56	23.05	24.61	26.70
4	France	16.06	19.46	22.56	22.05	23.34
5	Mexico	22.08	22.08	23.59	23.37	23.02
6	Nigeria	18.37	19.82	20.62	20.63	20.89
7	Egypt	7.15	12.45	14.32	19.24	17.83
8	Germany	12.34	12.79	14.52	15.14	15.20
9	Pakistan	8.72	9.69	12.26	14.01	14.63
10	Bangladesh	10.74	11.28	12.96	14.24	13.86
11	Belgium	10.44	10.29	10.98	10.16	11.11
12	Vietnam	6.02	8.26	8.60	10.00	11.00

出所：世界銀行,移民と送金に関するデータ

[3.2] 自国通貨ドンに対する不信認と金融制度

アジア通貨危機時点で、ベトナムの金融制度は未発達であり、なおかつベトナムドンは自国民からも信任されているとは言い難いものであった。社会主義国であるベトナムの金融制度は他国に比べて特殊な発展を遂げており、国家機関のベトナム国家銀行が雄一の機関という、所謂、モノバンク（Mono bank）システムが長く続いた。モノバンク・システムは、ベトナム国家銀行が中央銀行と商業銀行を兼ねる（単一銀行制度）システムである。ベトナム国家銀行は1951年に銀行券の発行と生産力の向上を目的として設立された。1970年代までは、戦争遂行のための銀行として、またベトナム統一後は経済安定化、さらには社会主義体制を確立する役割を担ってきた。

1986年に7月に銀行部門は新しい経済体制である「社会主義志向市場経済」に対応してモノバンク・システムを解体し、金融システムの基本的な改革を実施した。1990年に「国家銀行法」、「銀行・金融合作社・ファイナンスカンパニー法」が実施され、以降、銀行の基本的な役割が、国家銀行（中央銀行）と商業銀行の間で明確に区分され、モノバンク・システムから経済原理に基づく金融システム構築のための歩みを始めた。これ以降、ベトナムは、金融と財政の分離、中央銀行の機能の強化、国立銀行の再編、さらに金融体系の整備、通貨管理の強化など、金融に関する様々な改革を行ってきたが、アジア通貨危

機時にはまだ債券市場の整備は進んでいなかったのである。¹²²また、国民が金融機関に預貯金をすることが可能になったのも1988年以降のことであり、富の蓄積手段としての預貯金がまだ定着していなかった(図表61)。その背景には、計画経済体制下での通貨体制の混乱がある。ハイパー・インフレーションによって通貨ドンの不信認という問題が顕在化、代替交換手段として米ドル、金、米、タバコ等が流通していた。ドイモイ政策の導入によって、絶対的物不足が解消し、ハイパー・インフレーションが沈静化してからも、通貨ドンの不信認が解消される状態ではなかったのである。国民は米ドル紙幣や金への選好を強め、国内では米ドル紙幣が当然のように流通し、蓄財もドルや金によるいわゆる「たんす預金」が中心であった。多くの国民が預金口座すら開設しておらず、決済取引も為替や小切手など、金融機関を介した決済手段は用いられず、現金での決済が主流となってきた。

[3.3] 「たんす預金」生成の歴史的背景

ベトナムは1975年に南北統一を果たし、社会主義体制を敷いた。その際、支配される側の南ベトナムでは社会主義体制を忌避し、多くの国民が国外退去、難民化(その後の越僑)した。通貨ピアストルは紙くずになる前に米ドルや貴金属、宝飾品に交換・秘匿され、その後の「タンス預金」を生成した。社会主義体制移行後、ベトナム経済は「モノバンク・システム」を取り、家計貯蓄を軽視し、個人預金は没収され、その後90年代まで公的な預金は不可能となる。

その後、ベトナムは1977年には大干ばつ、1978年にはベトナム軍のカンボジア侵攻による経済制裁と中越戦争の開始で3桁のインフレに見舞われる。こうした状況でのタンス預金は防衛手段・蓄積手段として、家計の唯一の選択肢であったと言える。

1986年にドイモイ政策がとられ、1990年代前半に市場経済に基づいた現在の金融制度が整備されていく訳だが、ドイモイ導入の契機も社会主義経済の行き詰まりに端を発しており、今日の金融制度発展阻害の要因の一つとなっている。1985年の財政赤字をファイナンスするための対GDP比12%にのぼる紙幣増刷を発端とするインフレ率は1986年には770%に達していた。またドイモイによる金融改革で国営商業銀行や信用合作社、地方人民信用基金等が設立されたが、1989年には都市部の信用合作社、1990年代にはいとタンス預金の吸収を目的に設立した人民信用基金が相次いで破綻し、金融政策の不信に拍車

¹²² 証券市場の整備は1990年代後半に始まり、1996年に規制当局として国家証券委員会が設立された。2000年にホーチミン市証券取引所、2005年にハノイ市証券取引所が開設された。

をかけることになった。また高いインフレは極端な現金主義を生成するとともに、不動産取引等の高額な取引では通貨の基本機能である価値の保全と移送手段の毀損から金が用いられ、価値貯蔵手段としては米ドルやダイヤなどが選好されることとなったのである。勿論こうした歴史的な側面は中高年を中心としたものであるが、国全体の金融に対する知識が薄い中で市場経済化とグローバル化が進行しているという側面もある。鎌田[2006]は、「銀行預金は依然低水準である。この貯金率の低さは①過去の経験で国民が金融機関を信用していないこと、②計画経済期に家計貯蓄が軽視されていた名残りで国営商業銀行の顧客サービスが悪い、③銀行の支店網が貧弱であるなどの理由で、貯蓄が銀行を経由しないことによる。国民の銀行への不信感は銀行を通じた間接金融強化の障害である。」と整理した。銀行利用率の低さには別の側面も挙げられる。ベトナム人の多くは、かつて家計貯蓄を軽視し、個人預金は没収された記憶があり、それゆえ財産保有を表面化したくないという意識も強く、銀行を利用する代わりに金・宝石などの貴金属を選好するのである。このようにベトナムでは通貨に対する国民の不信感が根強くあるため、伝統的なタンス預金がいまだに続いている状況にあり、金融機関の預金の獲得に困難があった。それゆえ企業融資に対する原資に乏しく、それを補うためには先にあげた越僑資金や、外国からの ODA を原資とし、中央銀行であるベトナム国家銀行から参加金融機関への転貸を介し、エンドユーザーである中小企業に対して資金を供与する「ツーステップローン」が大きな役割を果たしていたのである。

為替レートに関しては、為替レートは 1990 年代前半まで、国家銀行の厳しい管理下に置かれており、公定レートと市中レートの乖離も大きかった。1990 年代半ば以降、ようやく公定レートが市中レートの値動きに追従するようになったが、各商業銀行が国家銀行の基準値をベースに一定範囲内で自由にレートを決定できるようになり、自由化が進んだのはアジア通貨危機以降である。

図表 61 ベトナムの貯蓄と投資

	1990	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
貯蓄/GDP	2.9	18.2	27.1	28.7	27.4	28.5	27.8	28.1	26.8	24.3	25	24.7	25.8
投資/GDP	14.4	27.1	29.6	33.2	35.4	35.5	33.8	34.5	39.6	36.5	37.2	35.7	29.8
貯蓄-投資ギャップ	11.5	8.9	2.5	4.5	8.0	7.0	6.0	6.4	12.8	12.2	12.2	11.0	4.0

出所:Asian Development Bank -Key Indicators Developing Asian and Pacific Countries2007,2013より作成

第4節 ベトナムの国際化

[4.1] WTO加盟とその推移

1986年のドイモイ(刷新)政策以降、ベトナムは市場経済化と同時に経済の国際化を進めてきた。米国の経済制裁全面解除(1994年)、ASEAN(1995年)、AFTA(1996年)、APEC(1998年)、1995年にはWTOへの加盟交渉を開始した。WTOは、1948年に発足したGATTが、ウルグアイ・ラウンド交渉の妥結により、1995年1月に生まれ変わった、貿易と関税に関する国際機関である。ベトナムは1994年6月にGATTにオブザーバーとしての参加を認められ、1995年1月のWTO設立とともに正式に加盟を申請した。しかし社会主義国であるベトナムには市場経済化や関連法制の整備などの複雑な問題から、加盟交渉に多くの紆余曲折が待っていた。ベトナムのWTO加盟の最大の難関は、米国との二国間交渉であり、懸案はとくにサービス部門、金融部門における市場開放にあった。ベトナムはWTO加盟後、主要市場を5年で開放することとなった。

十数回に及ぶWorking Partyや二国間交渉を経て、2006年3月のWorking Party前迄に、交渉を希望したほとんどのWTO加盟国との間の二国間交渉を妥結、2006年5月、最終交渉相手国であった米国との市場開放協定を締結した。

2006年11月7日、世界貿易機構(WTO)の一般理事会でベトナムの加盟が承認され、2007年1月11日、ベトナムは150番目の加盟国として正式に加盟した。

多国間交渉の経過

- 1994年6月 GATT オブザーバーとしての参加
- 1995年1月 WTO加盟申請、作業部会(WP: Working Party)を設立
- 1996年9月 外国貿易政策に対するメモランダム(ベトナムの現行貿易制度の通報)を提出
- 1998年7月 第1回WPを開催(国内法制度とWTOルールの整合性につき協議)
- 1998年12月 第2回WPを開催
- 1999年7月 第3回WPを開催
- 2000年11月 第4回WPを開催
- 2002年4月 第5回WPを開催
- 2003年5月 第6回WPを開催
- 2003年12月 第7回WPを開催

- 2004年6月 第8回 WP を開催
- 2004年12月 第9回 WP を開催：報告書草案
- 2005年5月 非公式会合
- 2005年9月 第10回 WP を開催：報告書第1次修正案
- 2006年3月 第11回 WP を開催：報告書第2次修正案
- 2006年7月 第12回 WP を開催
- 2006年10月 第13回 WP を開催：ベトナムの WTO 加盟申請書が採択
- 2006年11月 WTO、ベトナムの加盟を承認
- 2007年1月 WTO に正式加盟

図表 62 WTO 加盟後のベトナムの主な市場開放スケジュール

流通業(小売り除く)	49%を上限とする外資の合弁事業を認可。
銀行	2009年以降に外資100%の現地法人設立を許可
証券	2007年4月1日以降、外資100%の傘下銀行の設立を認可
保険	加盟後5年以内に外資100%の証券会社設立などを認可 外資100%出資個人会社の設立を認可。5年以内に非生命保険の支店開設を認可
医療	外資100%の病院経営を認可
観光・娯楽	加盟後8年以内に外資によるホテル建設や現地ホテルの買収などを認可。加盟後5年以内に外資49%までの娯楽サービス合弁会社設立を認可

[4.2] WTO 加盟による金融面への影響

2007年1月、ベトナムはWTOに正式に加盟した。これにより、ベトナム政府は様々な分野において市場開放のための対応・変革を行っている。

金融面での重要なポイントは、主として米国との通商協定と二国間交渉の中に盛り込まれている。米国の銀行を含む金融サービスについては、ほぼ全ての分野で内国民待遇を与えるとされており、他の先進諸国の銀行についても同様の取り扱いとなる。これにより、M&Aや個人向けサービスの面で変化が現れ始めている。

従来規制が厳しく、合弁・提携等の形態でしか進出できなかった保険業界に、M&Aを利用する形で2007年1月日本の第一生命相互株式会社が100%出資の形で進出した。また個人向け金融サービスを、外資系銀行のCITIBANKやHSBC（香港上海銀行）等が早くから興味を示しており、更なるサービスの多様化が進展した。実際の市場開放の実施は、施行細則が制定された上で段階的に行われており、制度面・環境面等は2010年までに一

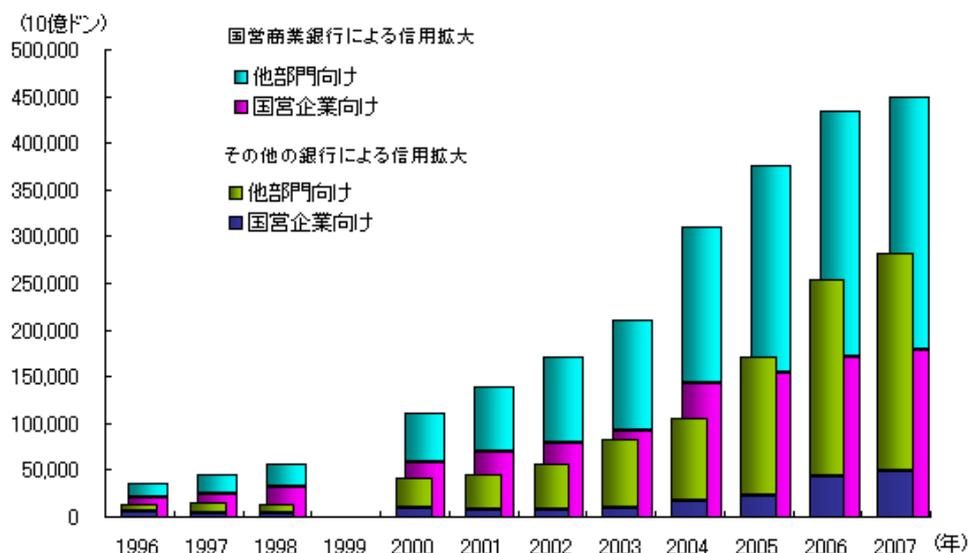
定の基準をクリアすればよいとの認識である。100%外国出資の銀行支店も、2008年9月によようやく最初の承認がなされた。しかし、現実の市場の発展は急速であり、外国銀行との技術提携や外国銀行による株式取得による資本提携が大きな影響を与え始めている。

(1) 銀行セクター

政府の厳しい規制の下に置かれて保護されていた銀行分野も、規制緩和により外資の参入が行いやすくなり、ベトナムにおける1国1支店という支店数規制は事実上撤廃された。また、金利の面でもドン建て金利についてはすでに自由金利となっており、2007年3月からはドル建ての金利についても自由金利となった。現在ベトナムの銀行界は、外資との競争のみならず、国内の銀行同士での競争も激化してきている。

ベトナム国内の銀行の主なプレーヤーは国営銀行を筆頭に、国営銀行から株式会社化した銀行、外資系銀行の支店といったものが存在する。金利面では自由金利となり、預金者獲得のため各銀行の金利面で差が生じてきている。嘗ては圧倒的だった国営銀行のシェアが低下傾向にある。国営銀行全体では依然として、活動資本全体の大きな部分を占めているが、全般的に国営銀行のシェアは低下している。一方株式銀行はシェアを拡大、外資系銀行は23~35%の割合で増資を続けており、株式銀行とともに国営銀行のシェアを脅かす存在となっている。また、サービス内容においても従来のものでなく、企業に対する融資を中心とするものからリテール分野も対象とする銀行まで様々な変化が表面化してきている。

図表 63 ベトナム金融機関の信用拡大の変遷



(出所) ベトナム統計局データより作成。

2000年以降、安定した経済成長や、給与の銀行振り込みにも支えられ国民の銀行利用の機会が増加してきている。ベトナムでは1990年代にATMカードの利用が始まったが、実際に普及が進んだのは2002年に銀行各社がATMサービスを開始して以降になる。

2002年の発行数は1996年から2001年5年間の発行数の倍近い2万5千枚が発行された。その後3年間のカード数の平均増加率は300%という好調な伸びを維持し、年末には350万枚に達した。2008年1月から、ハノイ・ホーチミン市と大都市、2009年1月からは全国（一部地方を除く）の公務員を対象に、給料支払いが銀行振込で行われるようになった。これらの需要拡大に対応する形で、ベトナム国内の各行はATMの増設をおこなっている。

(2) 郵便貯金制度の導入

ドイモイ政策が施行され13年後が経過した1998年に、ベトナム政府は郵便貯金という新しい貯金タイプを導入した。その目的は、民間の余裕資金を社会経済開発のための資金の一部として定期預金・普通預金・送金サービス等という形で調達することにあつた。ベトナムでは、2006年12月末時点で人口が8400万人（農村部は約73%を占める）おり、64省・中央直轄市に11598の市町村があるのに対して、4大銀行の支店・営業所は合計

でも 2529 店に過ぎなかった。ベトナム農業・地方開発銀行¹²³以外、他の 3 大銀行の支店・支部網はほとんど大都市・地方の中核都市に限られている。そのため、農村部への銀行サービスの整備はまだ出来ていない。郵便貯金の誕生は、農村部・遠い地域への銀行業務サービスを提供するという社会的な意味もある。

特に、農村部に住んでいる国民にとって、銀行に関する知識は十分とは言い難いが、郵便局には馴染みがある。郵便局は商業銀行ができる以前から、送金業務を行ってきた。商業銀行の店舗が現在地方の中心部に限られているのに対して郵便局は既に全国的に広範囲のネットワークを持ち、業務を展開している。そのため、郵政システムを利用し、国民の余剰資金を吸収し経済発展資金として活用するのが狙いである。国民からの小口資金調達と共に、国民に金融機関への関心を高めるという効果を期待することができる。

ベトナム郵便貯金サービス会社は、1999 年 5 月 24 日付の第 377/1999QD - TCCB 号の郵政総局局長決定により設定され、本社はハノイに設置されている。その他、10 の事務部、一等郵便局、二等郵便局、ホーチミン市支店、及び送金センターがある。

制度的には、日本で経済発展に大いに貢献した郵便貯金制度を参考に設立されたものである。日本の郵貯制度を参考にした理由は大きく分けて二つ挙げられる。第一は、現在のベトナム経済は昔の日本経済との共通点があり、日本の郵貯制度がアジアで最も早く導入され、成功したという歴史的側面である。第二に、日本はベトナムへの援助（政府開発援助、ODA）を行っているドナー国の中、一番高い援助率を占めている国であると言う事実である。日本からの ODA を用いて、資金面だけでなく制度面でも日本型の郵便貯金制度を導入することとなり、結果としてベトナム・バージョンの郵便貯金事業をスタートするに至った。

郵便貯金サービス会社は国民（特に家計部門の小口貯金）から普通預金・定期預金・積立貯金等の形による資金を調達する機関であるため、通常、銀行のような貸付業務を行っていない。調達した資金の運営は、①一部は預金者への支払いとして留保し、②開発支援基金¹²⁴、社会政策銀行¹²⁵への資本融資として預託し、③政府・地方・社会政策銀行等が発

¹²³ 農業・地方開発銀行は主に預金・債券発行により資金を調達し、農業部門への貸し出しを中心とした運営を行っている。

¹²⁴ 開発支援基金は、政策金融機関として 1999 年に設立され、主な業務はインフラ事業等向けの中長期融資、利子補給、債務保証、ODA 資金の転貸、短期輸出振興貸出等である。2006 年 5 月にベトナム開発銀行への名称が変わった。

¹²⁵ 社会政策銀行は、政府の貧困削減政策により、貧困者向けの信用貸付を目的で 1995 年に貧困者銀行という名前で創立され、2002 年には業務を拡大し、非営利機関として設立された。都市・農村を問わず、労働力があるが生産のための資金を持たない貧しい世帯、あるいは特に農村部の低所得世帯が融資対象となっている。

行した国債・債券を購入する。郵便貯金は商業銀行と違って、あくまでも経済発展のため、国民の余裕資金を調達する政府の機関である。預金者から集めた預金の投資先・投資額は、ベトナム開発銀行及び社会政策銀行で決定され、財政投融资の資金として使用される。

このように、日本の郵便貯金制度を導入し、日本の財政投融资制度的システムを導入することで、政策金融を整備した。

(3) 保険セクター

保険分野では、1999年の規制緩和以降活発な動きが見られる。2007年1月には日本の第一生命保険相互会社が、ベトナムの生命保険合弁会社である Bao Minh CMG 社の買収を決定し、財政省により同社の全株式の譲渡を承認された。これにより、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited（略称：第一生命ベトナム会社）が発足した。

2005年末に第一生命はハノイに駐在員事務所を開設していたが、この買収によって日本の生命保険会社として、ベトナムで生命保険事業を展開する初めてのケースとなり、また、ベトナム金融界における初の本格的な M&A の事例ともなった。

第一生命が買収した Bao Minh CMG 社は、オーストラリアの大手生命保険会社であるコロニアル・ミューチュアル社とベトナム国営大手損害保険会社バオミン社の折半出資によって1999年に設立された。同国第5位（保険料収入ベース）の生命保険会社であり、2004年の生保業界シェアは第5位である。

ベトナムの生命保険市場は、従来国営のバオベト社が生損保事業を独占していたが、1999年に生命保険の外資規制が緩和され、外資系4社が市場に参入した。2001年の生保市場の規模は約224億円であり、そのうち約60%をバオベト社が占めていたが、規制緩和による新規参入や子供向け養老保険（学資保険に類似した商品）が金や外貨預金よりも利率が良い金融商品であると認識され、契約数を伸ばした。市場規模は前年比で2倍以上に急拡大するに至った。2005年には市場規模は8000億 VND（5億300万 US\$）になり、近年著しい経済発展を背景に成長を遂げてきている。現在は事実上プルデンシャルとバオベトの2社でマーケットを2分している。最近は預金金利の引き上げにより、貯蓄性の高い短期商品に対する人気は急速に低下してきているが、より長期の保障を中心とした商品にウエイトが移り、生命保険本来の姿に移行しつつあるといえる。今回、第一生命が買収した Bao Minh CMG 社は他の生保が伸び悩む中、順調に契約を伸ばしていたとされる。

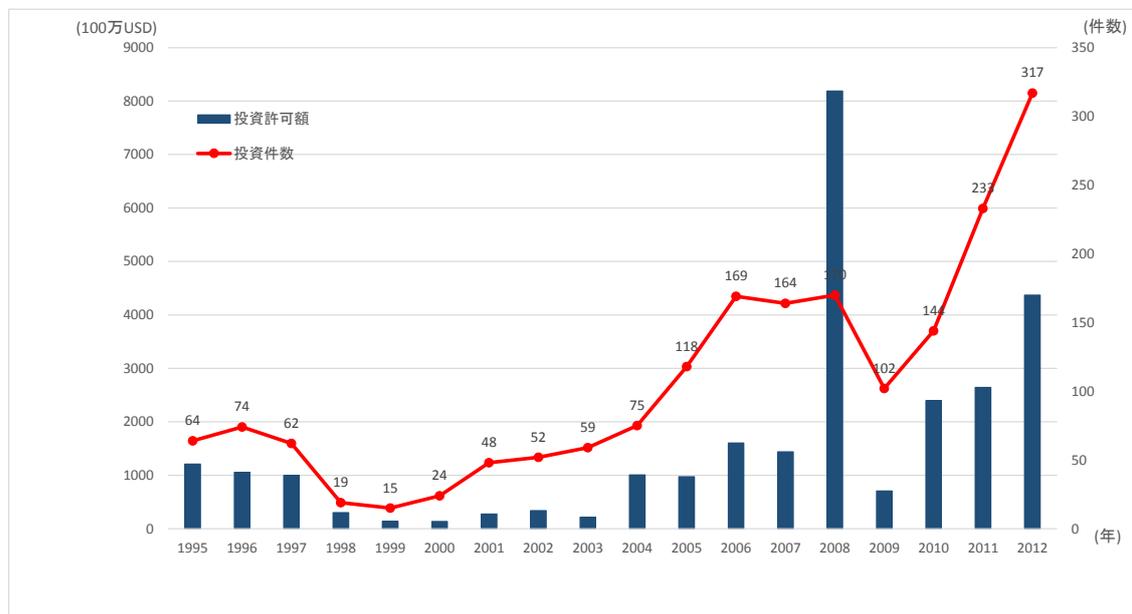
第5節 ベトナムの工業化と中小企業育成

[5.1] ベトナムの経済成長率 GDP の推移と工業化

2002 年以降、経済成長率は再び 7%を超える高い成長率を維持するようになった。外国からの直接投資も増加し、2005 年には「第 2 次ベトナムブーム」という様相を呈していた(図表 64)。具体的には、2002 年以降で成長率に顕著に寄与しているのは、製造業とサービス業である。産業別の GDP 構成比の推移では、毎年 2 桁の成長率を記録しており、業種別の GDP 成長率の構成比からみてもその割合は年々増加している。もっとも、元来ベトナムは農業国であり、貿易統計においても一次産品の占める割合が大きい。製造業の GDP における構成比率が高まってきているとはいえ、他のアジア諸国、とくに中国やタイに比すれば、相対的にはまだまだ低く、ベトナムでの工業化の進展が未だ進んでいないことが分かる。一方で、工業化投資においては、新たな問題が顕在化した。未成熟な裾野産業とその育成である。ベトナムに進出する企業の多くは、原材料や中間財の多くを輸入に頼っており、それらを加工して輸出する「加工貿易」を行っている。原材料費は中国をはじめとする他のアジア諸国に比べ割高であるが、人件費は低廉であり、比較優位を有していると考えられる。しかし、今後も経済発展が継続し、賃金等が上昇する中で競争力を維持するためには、いつまでも原材料を輸入に頼らず、現地調達率を高めていく必要がある。そのためには、裾野産業、サプライヤとしてのベトナムの中小企業の育成が急務である。また、貿易収支の観点からも、必要な資本財や中間財を輸入に依存せざるえない状況の改善は喫緊の課題である。加えて、ASEAN で進行している自由貿易協定(AFTA)や共同体(AEC)によって、時間的な猶予も失われつつある。¹²⁶ここでは、ベトナムで行われている中小企業育成策についてみていきたい。

¹²⁶ ASEAN 自由貿易地域および ASEAN 経済共同体については、JETRO 梅崎(URL: http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1109_umezaki.html)参照。

図表 64 海外直接投資動向（日本）



	単位	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
FDI総額(世界)	100万USD	7,983	9,829	5,976	4,848	2,323	2,732	3,270	2,818	3,146	4,692	6,875	13,034	22,702	73,194	23,234	19,893	15,634	8,617
FDI総額(日本)	101万USD	1,210	1,053	999	299	139	134	274	337	214	1,005	971	1,602	1,439	8,186	707	2,395	2,644	4,371
FDI(日本)/FDI(世界)	%	15.2	10.7	16.7	6.2	6.0	4.9	8.4	12.0	6.8	21.4	14.1	12.3	6.3	11.2	3.0	12.0	16.9	50.7

(出所)FIA(外国投資庁)。

前述したように、ベトナムは1986年の「ドイモイ」政策による市場経済の導入により経済改革を推し進め、高い経済成長率を継続してきたが、中小企業の育成と振興が就業や雇用機会の創出に加え、輸出拡大や輸入の代替による貿易赤字の解消、国際競争力の強化など、多くの経済効果をもたらすことが認識されてきたのは、90年代半ばのことである。

1990年には「個人企業法」「会社法」が制定され、個人企業、有限責任会社、株式会社の3形態の企業形態が定められ、18歳以上の成人であれば、個人企業を設立可能となった。さらに1999年、個人企業法と会社法を統合した新「企業法」（2000年施行）が国会で承認され市場経済化や近代化、国際化を図られることとなった。

新「企業法」では会社の設立手続きが簡素化されたほか、民間企業の設立が許可制から登録制（登録の簡素化）に移行、原則として個人が自由に会社を設立することが出来るようになった。民間企業に対する参入規制は強く残っていたが、同法施行により企業の設立・活動が活発化し、企業数が増加していった。

[5.2] ベトナムにおける中小企業振興策

中小企業振興については、JICA が 1995 年 8 月から 2001 年 3 月にかけて 2 フェーズにわたって実施した「ヴェトナム国市場経済化支援開発政策調査」において、その重要性が指摘された。日本の ODA のホームページによると¹²⁷、当時のベトナムは中小企業振興のための資金不足に加えて、中小企業振興政策立案の組織体制の未整備、振興政策の不在という法制度の問題を抱えていた。1998 年 5 月、これらの問題解決のためのマスタープラン策定のための開発調査の実施を要請された日本は、ベトナムの中小企業振興のために、中小企業振興基本計画（組織、法律・制度、税制、金融政策を含む）及び実行計画を策定した。具体的調査の内容としては、以下の通りである。

- (1) 中小企業政策に関する現状調査・分析
- (2) 中小企業・重点サブセクターに関する現状調査
- (3) 中小企業支援基本計画及び実行計画の策定

しかし、ベトナムの中小企業育成や振興のための政策・施策の整備は、タイ、マレーシア、インドネシアなど、他の ASEAN5 と比べると遅れており、中小企業振興の取り組みが本格的に始まったのは 2000 年代に入ってからであった。1996 年第 8 回党大会で「2020 年までに基本的に近代志向の工業国になることを目標」を基本方針として定めているベトナムにとって、その目標達成を推進するためには中小企業の近代化・工業化を進め、裾野産業の育成や技術力の向上などへの取り組みが急務になっているといえる。

ベトナムにおける中小企業の定義は、1998 年政府資料 618 号で行われている。「鉱業・建設業は、資本金 50 億ドン以下、従業員 200 人以下、その他の分野では、資本金 30 億ドン以下、従業員 150 人以下」としている。さらに、中小企業に関する法律として定められた 2001 年 11 月 23 日公布の「Decree of the government on supporting of Small and Medium Enterprises」(Decree 90/2001/CP-ND: 中小企業振興に関する政令 90 号)では、第 3 条に中小企業を「従業員 300 人以下、資本金 100 億ドン以下」と定義している。さらに 2009 年政令 56 号では以下のように規定されている（図表 65）。

¹²⁷ 国際協力、政府開発援助 ODA ホームページ、「ベトナム開発の重点分野へのインパクト」 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/vietnam/kn01_01_0302011.html

図表 65 ベトナムにおける中小企業の定義（2009年政令 56号¹²⁸）

分野	零細	小企業		中企業	
	従業員数	資本金	従業員数	資本金	従業員数
農林水産業	10人以下	200億VND以下	10～200人以下	200億～1000億VND以下	200～300人以下
製造業および建設業	10人以下	200億VND以下	10～200人以下	200億～1000億VND以下	200～300人以下
卸小売業およびサービス業	10人以下	100億VND以下	10～50人以下	100億～500億VND以下	50～100人以下

「中小企業振興に関する政令 90号」では、中小企業振興政策の骨子として、「中小企業発展支援の政令」が公表されている。同政令は2002年から開始されており、それに基づき「中小企業振興5ヵ年支援計画」が実施されている（第1次5ヶ年計画（2006-2010）、第2次5ヶ年計画（2011-2015））（図表 66）。また、中小企業支援計画を効率的、合理的に実行するために社会的組織や機関、業界団体など、中小企業支援組織の設置と統合を奨励計画投資省(MPI)の傘下に中小企業開発庁(ASMED→AED)を設置、中小企業振興関連の環境整備に着手した。政令 90号は2009年に改定され、中小企業の定義の見直し、信用保証の促進、地方省の中小企業開発計画の権限強化などの中小企業振興を強化している。

¹²⁸ "Decree on assistance to the development of Small and Medium sized enterprises"（2009年6月30日公布）

図表 66 中小企業振興 5 カ年支援計画の概要

<p>第 1 次 5 年計画 (2006-2010)</p> <ul style="list-style-type: none">・32万社を新規創出(年22%増[地方部は15%増])・輸出企業割合3~6%の達成・雇用270万人創出・16万5千人の職業訓練 <p>第2次5年計画 (2011-2015)</p> <ul style="list-style-type: none">・45万社を新規創出・直接輸出企業割合10~12%の達成・総投資額の40%達成・GDPの30%(政府収入の35%)達成・雇用400万人創出
--

「中小企業発展支援の政令」¹²⁹

第 1 章 一般的規定

第 1 条 : 目的

中小企業の発展は、経済・社会発展戦略、国の工業化、近代化の促進の中で、重要な任務である。国は、中小企業が創造的な積極性を発揮し、管理能力を高め、科学技術と人材を開発し、他の類型との連携を拡大し、経営効率と市場競争力を増大させ、生産・経営を発展させ、仕事を作り、勤労者の生活を向上させることを奨励し、促進する。

第 3 条 : 定義

独立した生産、経営基礎で、100 億ドン以下の認可資本をもつか、あるいは年平均 300 人以下の労働者数をもつ、合法的な認可を得た経営、など

第 4 条 : 適用対象

この政令は、企業法や国営企業法、合作法などに統括される企業も含まれる。

第 5 条 : 支援計画

国の中小企業支援計画は、中小企業のための特定目的の計画である。産業の発展や地方促進などに基づいて、支援計画は、毎年・5 カ年計画に配分される。その支援計画には、対象、産業別、地域別の特定の資格ある中小企業、支援内容、資源等が含まれる。

¹²⁹ 青山和正 「ベトナムの中小企業政策」 『最近のベトナム経済と中小企業進出』 中小企業基盤整備機構、2007 年。

第2章 支援政策

第6条：投資の奨励

政府は、伝統的なものを含むいくつかの産業や、奨励された地域で投資する中小企業に、特定期間に適用される金融及び信用基準を通じた投資に対するサポートを行う。

第7条：中小企業保証基金の設立

中小企業信用保証基金は、中小企業の貸付に際して抵当や十分な担保がない中小企業の信用保証を提供するために設立される。

第8条：製造物件

第9条：市場と競争力

- ・ 関係省庁は、中小企業のために市場情報や商品価格、市場拡大等を手助けする指導や情報提供をする。
- ・ 地方局は、中小企業に、中小企業の市場を開拓できるように展示会、紹介、広告、マーケティングの支援を提供する。
- ・ 政府は、中小企業と他の企業の間で、製品、部品契約の生産協力や技術移転などの促進のために、産業の下請調整や連携強化を促進する。

第10条：輸出奨励

国は、外国企業との連携や市場の拡大のために、中小企業の輸出増加や良好な条件を作り出すように促進する。

第11条：情報、コンサルタント、人材育成について

- ・ 政府や関係省庁等では、中小企業に対して、中小企業支援機関との連携により広報やインターネットを通じて必要な情報を提供する。
- ・ 政府は、教育訓練支援プログラムを通して中小企業にコンサルテーションや人材育成を支援する。
- ・ 政府は、中小企業を補完するために、各種情報や相談、人材育成の見地から海外や国家組織等を奨励する。
- ・ 政府は、ビジネススタートアップの最初の段階で起業家を指導・訓練するインキュベーションの設立を促進する。

この規定を根拠に、各地域ブロック毎に起業家教育に関するセミナーを実施している。また、経営管理者教育では、経営戦略、マネジメント、生産管理、マーケティング等の教育も行っている。

技術支援は、北部と南部で中小企業技術支援センターを設置して、中小企業に技術支援を実施している。

第3章 中小企業促進組織

第12条 中小企業開発局の設置

計画投資省の直属部局

第13条 中小企業開発局がもつ主要な責任と権限

中小企業振興活動で計画投資省の補助：開発政策の発展と実行、中小企業促進の法文、中小企業支援計画の開発を統合など、8つの項目が提示されている。

第14条 中小企業開発局の組織的構成と活動の決まり

計画投資省が中小企業開発局の責任、権限、組織体制の詳細を明示する。

第15条 中小企業開発奨励評議会の設置

評議会は、大臣に中小企業開発支援政策と仕組みへの助言を提示する責任を負う。

評議会のメンバーは、関係部局、地方局、商工会議所、専門家などで構成する。

第16条 中小企業技術支援センターの設置

ハノイ、ダナン、ホーチミンに当センターを設置する。センターは技術、設備改善、技術マネジメントや設備保全等のガイドライン提供などを行う。

第17条 地方での中小企業促進

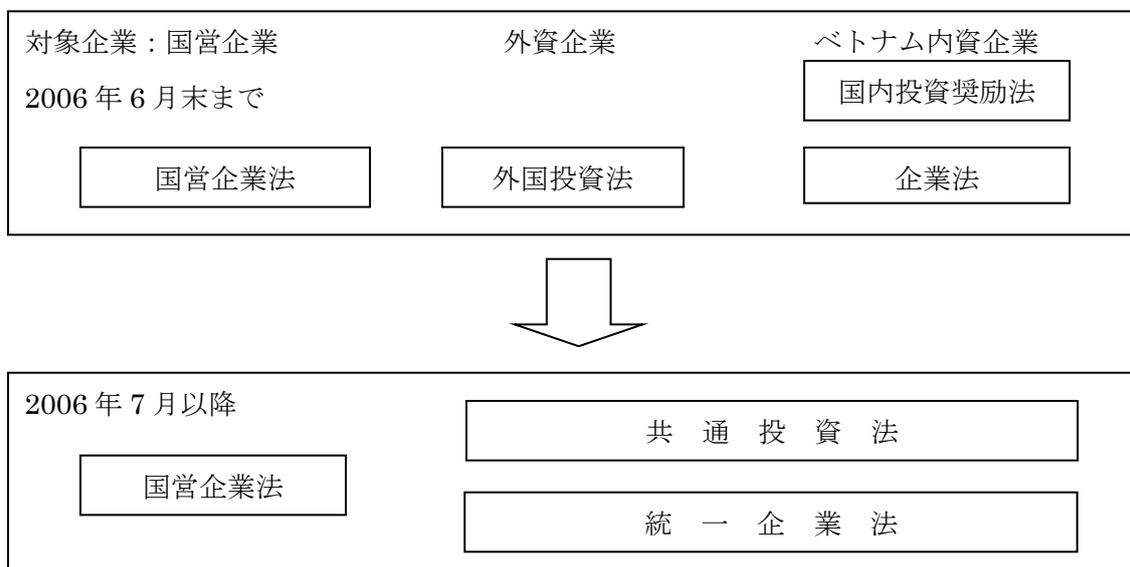
地方の国民評議会は、中小企業促進活動の指示、政府が定めた規則等を実行するガイドラインの提供を実施するなど。

第18条 中小企業支援組織

政府は、中小企業支援計画を効率的、合理的に実行するために社会的組織や機関、業界団体など、中小企業支援組織の設置と統合を奨励

2006年には、「統一企業法」と「共通投資法」が制定され、外資企業、国営企業、民間企業が同一の法令で規定されることになった。統一企業法、共通投資法はWTO加盟後の国際化の更なる進展に向けた、新たなフレームワークでもある。共通投資法の目的は、①投資の自由度の向上、②国際協約を履行する上での内外格差是正、③投資マネジメント能力の向上であり、統一企業法の目的は、外資企業と内資企業が同一土俵上で事業展開を行うことである（図表67）。

図表 67 共通投資法、統一企業法と外国投資法との関係



(出所) ベトナム投資セミナー(2006年2月20日国際協力機構 市川 匡四郎専門家資料)より作成

2009年の政令56では、中小企業の定義の見直し、中小企業の信用保証基金の創設促進や中小企業振興ファンド創設等も規定されている。さらに2010年5月の実施決議によって、3000社以上の中小企業を有する省に対しては中小企業支援の実施についての権限が委譲された。それに伴い20以上の地方省に「中小企業支援センター」が設置された(2011年8月時点)。

[5.3] ベトナムの中小企業金融

ベトナムでは、様々な種類の金融機関が存在するが、民間企業、とくに中小企業に対する資金供給システムは確立されていないのが実情である。中小企業の借入先としては、合資銀行、金融合作社、人民信用基金などがあるが、設立間もない中小企業にとって金融機関へのアクセスはきわめて困難な状況にある。民間企業に対する地場銀行の融資は極めて消極的である。融資は担保融資が主流であり、回収の焦げ付き懸念から民間企業融資は極端なほど慎重で過剰な担保を要求される。一方で国営企業に対しては倒産の危険性がないため、シンジケートローンなどの融資が安易に実行される。そのため、ベトナムでは、ほとんどの中小企業が担保不足や信用力の欠如等から金融機関からの借入が難しいため、親族・知人、無尽講や高利貸などを利用して資金調達をしているとされる。平成21年度経

済産業省委託調査、平成 21 年度アジア産業基盤強化等事業（ベトナムにおける中小企業診断制度の導入可能性調査）報告書¹³⁰によると、「計画投資省の下部組織である CIEM（Central Institute for Economic Management）が 2007 年に行った調査によると、中小企業の 32%が資金の確保に問題を抱えているとされる。また世界銀行のレポートによると、ベトナムの中小企業の 85%が自身の貯金や身内・友人からの借金、あるいは高利貸しからの借金で資金を調達している。さらに、北部の中小企業 3 万 2,000 社を対象とした調査では、その 67%の企業が担保となる資産が無いために、銀行から融資を受けられない」という結果が出ている。¹³¹ベトナムでは、中央政府による信用保証制度と地方の人民委員会(Province/City)信用保証基金による制度の 2 つが存在するが、民間企業自身もまだ設立から日が浅い企業がほとんどであること、融資に必要な企業財務資料を用意できないなどの能力的な問題もある。

大場[2012]は、ベトナム金融機関の貸出実務における貸し渋りの要因として、第 1 に「審査・モニタリングの限界」をあげている。企業情報の入手が困難なベトナムでは、そのような金融取引の過程で発生する金融仲介コスト、いわゆるエージェンシー・コストは相当な規模に達すると考えられ、金融機関の貸出行動はこうした前提の下で決定されるとともに、先[き]の景気動向や経営環境が不透明で変化が激しいベトナムでは、モニタリング管理・対応も十分にできないケースが多いとしている。第 2 には、「ベトナムでは信用リスクの正確な把握が難しい」点をあげている。信用情報センター（CIC）が提供する格付サービスや企業規模別平均財務指標データは、試験の実施の域を出ず、また金融機関の行内格付けにおいて十分に活用されているとは言えないのである。従って、金融機関は、信用リスクを正確に把握することが出来ない。つまり、合理的判断に基づく貸し出しの意思決定が困難となり、結果、金融機関が審査において審査対象企業の倒産確率を高めに見積もり、貸し出しに慎重な姿勢を取るとしている。第 3 には、「ベトナムでは担保実務に関する諸問題」があると指摘している。ベトナムでは、信用機関法第 52 条により、すべての金融機関は原則、債権保全手段として不動産等の担保を徴求しなければならない。ベトナムの貸出業務では、「金融機関は、民間企業向け貸出については担保を重視するものの、企業の予想収益を通じた資金回収とは区別して取り扱っており、両者が同等の価値をもつ

¹³⁰ 株式会社クロスインデックス,平成 21 年度アジア産業基盤強化等事業（ベトナムにおける中小企業診断制度の導入可能性調査）報告書, 2010 年 3 月, p11。

¹³¹ 独立行政法人中小企業基盤整備機構「ASEAN6 カ国における中小企業政策：ベトナムの中小企業政策」2008 年 3 月, P175。

とは考えていない」。したがって、審査時点で担保処分が必要となる可能性が高い企業に対しては貸し出しの実行見送られる。そうしたことから、「ベトナムの中小企業金融における「情報の非対称性」の問題は、先進国のそれよりも深刻である」と結論付けている。¹³²

このように中小企業振興のための基盤整備は、急速に構築されてはいるが、まだ緒に付いたばかりである。とくに中小企業金融における問題に象徴されるように、中小企業振興のために取り組むべき課題は多い。

¹³² 大場由幸 「ベトナム経済鈍化の背景にある「貸し渋り」」 2012年10月29日、JBPRESS。

[5.4] 裾野産業の育成と諸問題

ベトナムにおける裾野産業に対する認識は、「日越共同イニシアティブ」における「裾野産業マスタープラン」(2007)によって醸成されたとされる。「日越共同イニシアティブ」は、ベトナムの競争力向上と投資環境を改善することを目的として、2003年4月、日越両国首相の合意によって設置され、「裾野産業マスタープラン」は2007年の商工省令34によって策定され、繊維・縫製産業、皮革・製靴産業、電子・IT産業、四輪車、製造機械産業について、2020年を視野に入れた2010年までの計画を記載したものである。2011年の政令11では、裾野産業を定義するとともに対象分野を規定し、裾野産業発展プロジェクト査定委員会の設立をうたっている。さらに「日越経済連携協定」では、「製造産業振興[動計画]」を共同実施することが約束され、日本政府によるベトナム裾野産業育成と国際競争力強化のための協力が行われている。

具体的な裾野産業の優遇策としては、政令96で定められた。柱は輸出入に関する優遇措置と法人税に関する優遇であるが、政令9734によって目標分野に合った優先的に開発する裾野産業プロジェクトの策定を指導するとともに、裾野産業発展プロジェクト査定委員会による裾野産業(ハイテク)の審査を実施し、首相に報告を義務付けた。

裾野産業育成に関する体制は徐々に整いつつあるが、重要なのは外資系企業とローカル企業との連携強化である。現地企業から現地調達出来れば、新たなサプライチェーンの構築が可能であるが、ベトナムでは、信用情報が未だ発展途上であることなどから、地場産業でどのようなものがあるのか、裾野産業がどのような状況なのかということはなかなか把握しづらい。それを打破するため、裾野産業団地の建設といったインフラ整備や裾野産業協会を設立し、この協会を通しての情報交換を可能とした。また、裾野産業の企業データベースを作成し、情報発信を開始している。

さらに進出した日系企業と地場企業の連携の場として、「逆見本市」が開かれている。逆見本市は1994年からJETROが中国で行ってきたもので、従来の見本市と言えば売りたい物を展示するが、この「逆見本市」では日本企業が買いたい物を展示し、それを製造、提供できる部品・原材料メーカーを発掘しようという主旨のもとに行うものである。ベトナムでも2004年から毎年、JETROと商工省貿易促進局共催の下、「部品調達商談会」として、ハノイとホーチミン市で交互に開催されている。ローカル企業が各々のブースで「日系企業に売りたい部品」を展示すると同時に、日系企業が「ベトナムのローカル企業から

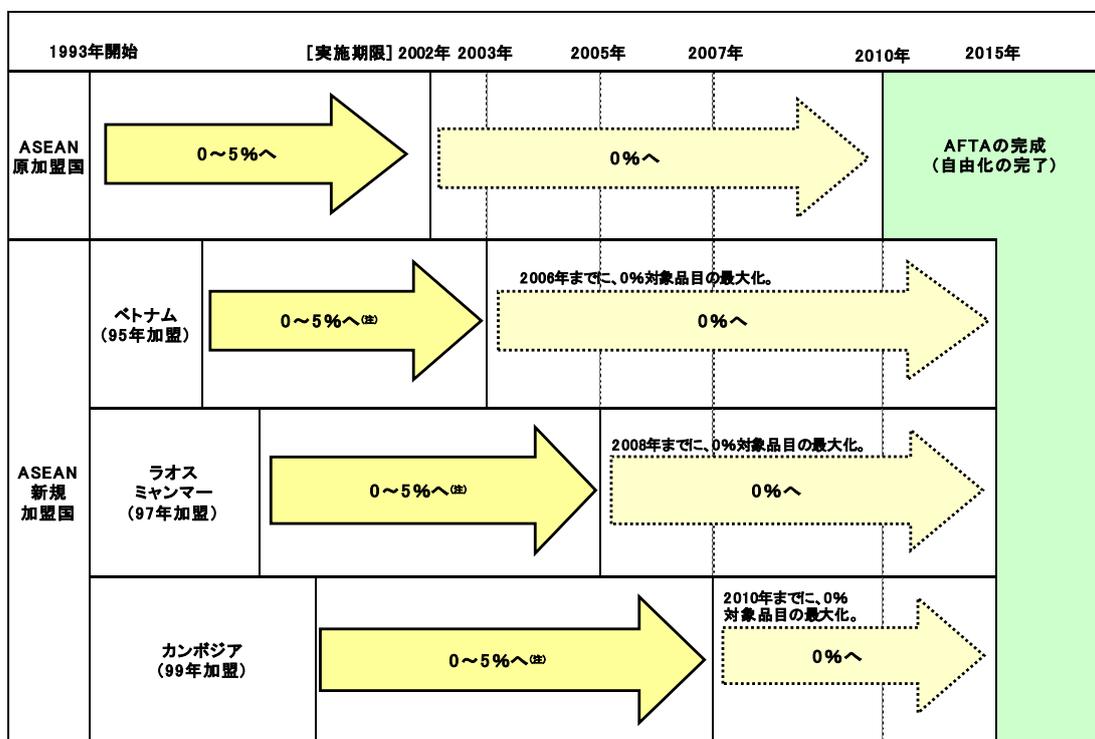
買いたい部品」を展示する。同時に、ローカル企業の技術力・競争力強化のための各種支援やサービスの利用に対する利用促進の啓蒙も行っている。

逆見本市への出展は 2004 年から 2008 年の間で、日系パーツサプライヤーについては 20 社から 62 社と 3 倍に増加したが、一方でベトナム地場企業は 50 社から 52 社と微増に留まっている。主たる原因は、地場企業が要求どおりに納められる部品は未だ簡単な小パーツに留まっていることや、そもそも高品質の部品を安定的に供給できる体制を整えている企業がまだ限られていることである。日系企業に部品を供給しているベトナム地場企業へのヒアリングによると、その経営者の多くは進出した日系企業における勤務経験があった。そこでの経験を積んだ後、彼らは日本型の生産システム・管理を見に付け、自ら企業している。進出企業が「何を、どのくらい、どういった品質、価格」で要求しているのかということに精通しており、ビジネスマッチングによる以上の「経験」を持ち合わせているといえる。そういった点では、日本国内で当たり前に行われている製品開発の際の「デザイン・イン」において、中小企業が果たしている役割を前提にしたうえでの企業育成が重要になるものと考えられる。また今後、AEC の進展にともなって、部品供給に国際基準の品質も要求されてくるようになる。それらをクリアするためには、産業協会を設立するなどの体制作りや、国際基準を満たす技術基準の策定、環境基準の制定といった規格作りも進めなくてはならないことは言に及ばない。

VDF 報告書(2006)によると、ベトナムの裾野産業は、他の ASEAN 諸国と比べて未発達であり、2003 年時点においては、マレーシア・タイといった ASEAN 先進国における部品現地調達率は 45%かそれ以上であったが、ベトナムにおける日系製造業の平均現地調達率は 22.6%と低いとされていた。そうした中で、二輪車セクターにおける部品現地調達はもっとも進んだ事例である。一方では自動車産業の育成はベトナムの課題であり、2018 年の AFTA による関税撤廃を前に、瀬戸際に追い込まれている (図表 68)。

図表 68 AFTA による貿易自由化のタイムフレーム

(CEPT スキームによる域内関税引き下げ)



(注)ASEAN原加盟国:ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの6カ国

ASEAN新規加盟国:カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(CLMV)の4カ国

なお、ASEAN新規加盟国の関税引き下げスケジュールについては、対象品目の最大化という「努力目標」の色彩が強く、拘束力は弱い。

(出所)『最近のベトナム経済と中小企業進出』中小企業基盤整備機構、2007年。

[5.5] 二輪車分野における部品の現地調達 ホンダの事例

1996年、Hondaは工業省傘下の VEAM 社との合弁で Honda Vietnam Co. Ltd.(HVN)を設立、ベトナムでのオートバイの生産に着手し、2007年からは自動車の生産も開始している。交通インフラが遅れているベトナムでは、オートバイの移動手段としての役割が大変大きい。価格も安く、手頃な交通手段として溶け込み、バイクは「Honda」と呼ばれるほど、現地に溶け込んでいった。しかし、1999年の中越国交再開で中国から廉価なコピーバイクが輸入され始めると、状況は急変した。コピー車はそれまでの二輪車相場の半値(HVNの Super Dream 1900USD に対し、コピー車は 450～900USD)であり、低所得層に「二輪車所有の夢」を実現したのである。二輪車市場は急拡大したが、廉価な「コピー車の氾濫」で、HVNをはじめとする進出企業は価格競争力を失い、危機を迎えた。その

際、HVN が積極的に進めたのが現地化政策である。図 69 に示すように、2002 年以降、オートバイの部品の現地化を進めることで、既存モデルを値下げした。また、部品の現地調達拡大をすすめるとともに、グローバルリソースの活用や開発期間の短縮によって、品質は落とさずに 1,000USD を切る価格で、「Wave α」というベトナムオリジナルのバイクを開発し、商品力を向上させることでこれに対処したのである。

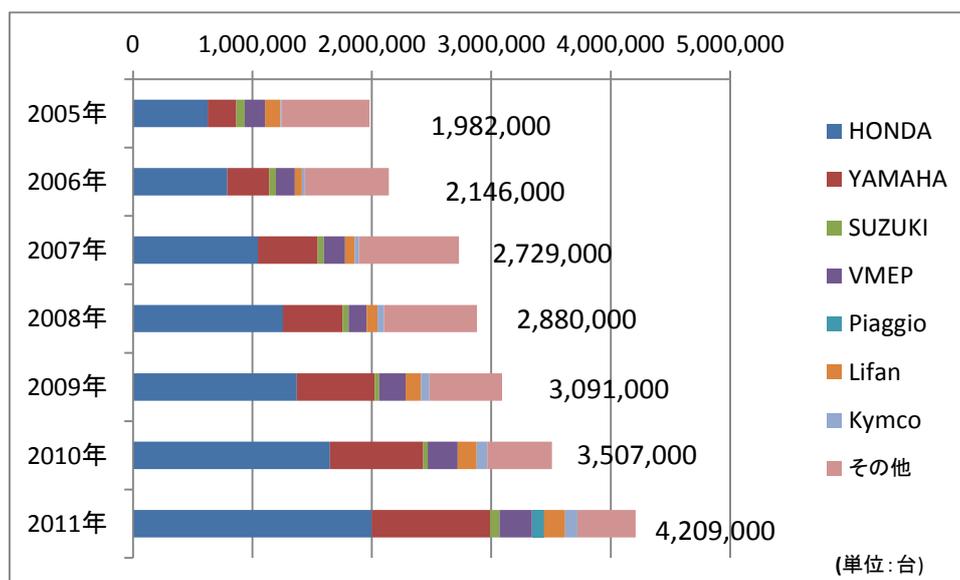
一方で、コピー車の氾濫による二輪車の急増は同時に社会問題を引き起こした。交通インフラが追いつかず、渋滞が頻発、無免許運転やコピー車の品質不良などが原因となり、事故が多発したのである。2002 年、こうした状況にベトナム政府はメーカーに対し、関税、総量、現調率、品質の規制を執行した。輸入車、輸入部品に対しては関税率をアップ（15～20%→30～35%）するとともに、国内生産メーカーに対しては、総量規制、現調率規制、品質検査が強行された。結果、バイクの価格は全般的に上昇するとともに、現調率規制で、100%輸入部品に依存していた地場組み立てメーカーは壊滅、また品質検査義務付けで、証明書が取れない弱小地場会社は壊滅した。一方で、総量規制（部品輸入枠）により、HVN も窮地に陥り、2 か月間、工場停止を余儀なくされた。その後、自工会・経団連を挙げての働きかけにより、生産は再開されたが、これを契機として HVN の品質意識やコストダウンの意識は高まった。それとともに、現調の重要性が意識され、2006 年の WTO 加盟などによるその後の知財に対する認識の進展、市場における競争激化に対応するため、裾野産業育成の重要性が認識されはじめたのである。

図表 69 ホンダベトナムの生産と現地化の状況

年	ホンダベトナムの生産		現地化比率(%)	部品供給企業数(社)	
	(千台)	全生産に占めるシェア(%)		合計	うち現地企業数
1998	60	16	44 (12)	16	5
1999	90	16	52 (17)	19	5
2000	160	10	52 (29)	19	8
2001	170	8	53 (44)	28	10
2002	390	19	66 (52)	31	11
2003	420	33	80 (71)	41	13
2004	520	36	85	43	na
2005	820	50	86	48	na
2006	810	34	88	53	18
2007	-	-	-	-	-
2008	-	-	92	82	20

注：()内の数字は FDI 申請時の登録比率。(出所) トラン[2010]¹³³

図表 70 ベトナムの二輪車生産台数推移 (2005～2011 年)



(出所) ベトナム総統計局資料などから作成。

¹³³ 現地ヒアリングによると、2010年時の HVN の部品供給企業社数は 110 社。

[5.6] 自動車分野における部品の現地調達 —トヨタの例—

トヨタのベトナム現地法人(TMV)は1995年に設立され、1996年から生産を開始した。生産の基本はノックダウン方式であるが、部品の現地化についてはフレームやボディセンターなど、輸送コストの高い、サイズの大きなものから順次進められてきた。2003年にはバッテリーやラジオ アンテナ、が現地調達可能になったほか、2004-5年にはペダル類、2010年にはホイールも自社生産可能とした。主力車種のイノーバに関しては、約37%の現地調達率を達成している(2010年時点)。

今後も一層の現地化が求められているが、「政策が不安定で市場規模が小さい状況では、部品供給企業(サプライヤー)の投資は停滞してしまい、現地化はすすまない」¹³⁴のが現状である。ベトナムでのトヨタの販売台数のシェアは約3割で首位であるが、生産台数は約33,000台(2013年)に過ぎない。自動車市場全体でも2013年の新車販売は約97,000台にすぎず、年間販売台数300万台以上のオートバイ産業に比べると、まだ相当に小さい。ベトナムの人件費が安いとはいえ、現状の市場規模ではスケールメリットは働かない。また、完成車メーカーの要求する発注条件や品質を勘案すると、地場企業ではこうした基準は達成できず、なおかつ外資系企業は投資をためらってしまっているのである。

ベトナムにおける自動車潜在需要は人口規模を勘案すると、かなりのものがあると推測される。三菱総研は、ベトナム自動車市場は2013年の6.5万台から2016年には14.0万台、2017年には23.5万台、2018年には46.3万台、その後、2020年には49.7万台、2025年には62.4万台、2030年には79.8万台に達すると予測している。¹³⁵しかし現在、ベトナム政府が自動車産業を育てたいと言う一方で需要が少ない最大の原因は、社会インフラの不足を最大の理由として、実際の政策はむしろ需要を抑制していることによる。ベトナムでは、自動車産業保護のため、ASEAN(東南アジア諸国連合)域内からの完成車の輸入に対しては60%という高関税がかけられているが、ASEAN自由貿易協定(AFTA)によって、2018年にはゼロになる。完成車の関税がゼロになった場合、多くの部品を輸入してベトナムで割高な完成車を作るよりも、タイやインドネシアなど、生産拠点がすでに確立しているASEAN諸国から完成車を輸入する方が安くなり、生産を維持する根拠が失われる。現状では、自動車メーカーの生産撤退すら懸念されている。

¹³⁴ 2012年3月14日、ハノイ、International ConferenceにおけるToyota Motor Vietnamの講演による。

¹³⁵ 株式会社三菱総研『平成25年度経済連携促進のための産業高度化推進事業(ベトナム社会主義共和国の自動車市場の成長可能性調査事業)報告書』2014年2月、p.30

自動車産業は、「ベトナムの工業立国化を強力に牽引し得る産業分野」としてベトナム政府も特に力を入れている分野とされている。2013年7月には日本も策定に協力し、自動車など6産業の育成を盛り込んだ「ベトナムの工業化戦略」が承認された。さらに2014年7月には「自動車産業発展戦略およびマスタープラン（自動車M/P）」が承認され、¹³⁶自動車産業を国内の重要産業と位置付け、ベトナムを四輪部品のグローバルサプライヤーに成長させるという方向性を示した。具体的には、農業などで利用する小型トラックや、9人乗り以下の乗用車を低価格で供給することを目指すとともに、国内で販売される自動車のうち、国産車の割合を2020年までに67%、35年までに78%とすることも目標に掲げ、2035年には9万台を輸出するとしている。

この承認により自動車産業育成に関する目標は掲げられたが、ここには実際に産業をどう育てていくのか、税制優遇など具体策は盛り込まなかった。現地に進出する日系自動車メーカーは、今回の首相決定を歓迎しているが、2014年9月20日付けの日経新聞によると、トヨタ自動車の棚田京一常務役員（メコン地域担当）はベトナムでの自動車生産について「同国政府が税制などの優遇措置を設けなければ（撤退という）最悪のシナリオもあり得る」と話したとされる。¹³⁷

[5.7] 今後の展望

二輪の例にみられるように、自動車分野においても、今後の成長のためには、現地調達率の拡大が必須である。2000年の二輪市場の急速な市場拡大に対し、ベトナム政府は規制で対応し、市場は混乱した。解決策は現地調達率の拡大によるコスト削減であった。2018年の関税撤廃により見込まれる輸入完成車の価格下落によって、自動車市場は拡大すると見込まれるが、同時にベトナムに進出している自動車生産企業は高コストから撤退も視野に入れなければいけないのが現状である。今後、政府が企図するように自動車を重要産業として成長させていくためには、能動的な市場拡大と裾野産業の育成が急務となる。自動車M/Pおよび工業化戦略アクションプランにおける具体化が急務なのはもちろん、具体的方策に踏み込んだ体制作り（政策の実行体制、スケジュール、政策評価指標の確定、政策の進捗をモニタリングする仕組みの整備）が必須である。さらに、投資を呼び込むため

¹³⁶ 決定1168号(1168/QD-TTg)。邦訳はJETRO「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略及び2035年までのビジョン」(URL: <http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/business/pdf/1168QD-TTg.pdf>)を参照。

¹³⁷ 「トヨタ幹部、ベトナム生産「税優遇を」工場の維持難しく」2014年9月20日、日本経済新聞 Web刊。 <http://www.nikkei.com/article/DGXDZO77316240Z10C14A9FFE000/>

には、外資系アSEMBラーの進出もしくは事業継続を支える検討中とされる各種投資優遇策の導入や自動車専用特区構想を推進、実現化を図る必要がある。

一方で交通社会資本の充実が必要なのはもちろん、市場の育成のためには需要喚起策も必要となる。具体的には各種税制の見直し、自動車ローン、購入補助金等であるが、購入対象となる車種も、ベトナムの特性を活かした車種の開発など、付加価値対策も必要と考えられる。

第6節 小括

これまで論じてきたように、ベトナム経済は社会主義国家ながら、ドイモイ政策による市場経済化によって近年、飛躍的に発展してきた。金融市場が未整備で内部投資資金が乏しかったベトナムは、外国からの直接投資を積極的に受け入れ、低廉な人件費にベトナム国民の勤勉性が相俟って、多くの企業をひき付けた。しかし、ASEANでも後発国であるゆえ、急激な経済発展に社会資本の整備や法整備が伴わず、様々な問題も引き起こしてきた。裾野産業の未整備で、原材料や中間財の多くを輸入に頼らざるを得ず、工業生産が増加するに従い、それらの輸入が増加、経常収支の慢性的な赤字体質をもたらした。また急激な国際化は2000年には二輪車市場において大量のコピー車両を氾濫させ、市場を混乱に陥れた。1997年にはアジア通貨危機にも遭遇した。リファイナンスについては、短期性資金ではなく、越僑送金が一部代替した。またコピー商品に対しては、コストの見直しや現地調達率をアップすることで、コストダウンとクオリティ・アップを両立させ、克服した。ASEANでは、共同体構想が推進され、ベトナムでも2018年には多くの製品の関税がゼロになり、自動車をはじめ、これまで高関税で保護されてきた産業が窮地に陥る。これに対応するには、根本的には裾野産業の育成と国際競争に耐えうる品質の向上である。技術力をもった外資部品産業の投資、技術移転が不可欠であり、スケールメリットを活かすため、市場拡大に積極的に取り組まねばならない。AECに向け、工業化戦略や自動車M/Pなど、基本計画が策定されたが、残された時間を考慮すると早急に有効性のある具体策、アクションプランを制定し、実行していくことが喫緊の課題である。

既に述べたように、ベトナムの裾野産業は、他のASEAN諸国と比べて未発達であり、2003年時点においては、マレーシア・タイといったASEAN先進国における部品現地調

達率は 45%かそれ以上であったが、ベトナムにおける日系製造業の平均現地調達率は 22.6%と低いとされていた。

このようなサポーティング・インダストリーの未整備は、「2-Tier System」の構造が経済発展にとって重要との、本論文の視点からすると劣後している。そうした中で、二輪車セクターにおける部品現地調達はもっとも進んだ事例であるものの、自動車産業の育成はベトナムの課題である。

さらに、国内の金融システムは未整備で、国内貯蓄の吸収とその投資への仲介は機能していない。とくに中小企業育成・支援の金融システムは今後の課題である。日本の郵便貯金制度や財政投融資制度の導入なども行われていることは、日本モデルの有効性を示すものであろう。中小企業政策も、JICA が 1995 年 8 月から 2001 年 3 月にかけて 2 フェーズにわたって実施した「ヴィエトナム国市場経済化支援開発政策調査」を経て、ベトナムの中小企業振興のために、中小企業振興基本計画（組織、法律・制度、税制、金融政策を含む）及び実行計画を策定してきた経緯がある。このように、日本のモデルはベトナムで活用されてきた。日本型モデルの有用性・頑健性を示すものと本論文では評価したい。

第5章 結語

本論文は、経済発展に及ぼす投資環境を環太平洋地域の成熟国・成長国・発展途上国についてのカントリー・スタディの比較研究である。成長国としてメキシコを、発展途上国としてベトナムを選択したのは、筆者が両国を実地調査した経験によるものである。特に、メキシコについては、同国ハリスコ州グアダハラ大学で展開された「日墨研究プロジェクト」に招聘・参加したことによる。

両国に共通して経済発展・経済成長の課題になっていることは、資本の原始的蓄積が薄いし不足している中で、それを海外からの直接投資に求めている点である。両国とも、製造業を国内に導入して、成長の原動力に置いている。そのために法的な環境整備をはじめ工業団地・交通網などの整備を行っている。その状況は、第3章、第4章で詳述した通りである。

ところが、両国とも、製造業という裾野が広く、多くの部品産業とりわけ重層的なサプライヤー構造を必要とするサポーティング・インダストリーが未成熟である。この点で、成熟国として取り上げた日本の経済システムと大きな相違がある。

製造業は、技術的に優位にあるリーディング・インダストリーがあたかもピラミッドの頂点に位置し、良質な製品を生産・供給することにより、経済システムを牽引することで、経済発展・経済成長を実現する。このリーディング・インダストリーは自動車産業に典型的なように、多くの部品を組み立てて製品化するが、全ての部品を内製化している訳ではなく、その多くを部品メーカーから調達する。これらのサプライヤーの存在がピラミッドのトップに位置するメーカーを支えるのである。このサプライヤーは1次部品メーカー、そのメーカーに部品を供給する2次部品メーカー、3次部品メーカーというように重層的な構造を持つ。これらをサポーティング・インダストリーと呼ぶが、これらのサプライヤーの存在こそ、製造業の有効性を高めることになる。

本論文では、リーディング・インダストリーとそれを支えるサポーティング・インダストリーの構造を「2 Tier system」と読んだが、メキシコ・ベトナム両国ともこの構造が不完全である。いわゆる裾野産業が未整備で、サポーティング・インダストリーとして機能していない。海外からの直接投資で、リーディング・インダストリーを呼び込むとしても、それを支える仕組みがなければ経済発展・経済成長の持続性は維持できない可能性がある。そこで、サポーティング・インダストリーを構成する中小企業の分厚い存在・整備が課題となる。そのためには、成熟国である日本で経験した中小企業の育成・支援の仕組み・施策が重要であると考えた。具体的には、中小企業支援の様々な施策が必要となる。この点

を明らかにするために、成熟国である日本の経済発展・経済成長の経験を「2 Tier system」に求め、特にそのサポーター・インダストリーを支える中小企業システムに焦点を当て、その支援・育成のシステムを明らかにした点に、本論文の特徴がある。

以上の整理から、日本のモデルからは、サポーター・インダストリーとしての中小企業の育成には中小企業診断士・研修制度・各種支援機関の整備などのソフト支援という直接投資に付随する制度の必要性を指摘した。本論文では、中小企業問題の多くがその金融問題にあると整理し、中小企業支援の金融システムの必要性を強調した。そのためには、日本の中小企業支援の金融システムすなわち政策金融、中小企業向けの民間金融の仕組みが重要であることを指摘した。ただし、本論文ではこの点は十分に深掘りできていない。というのは、ベトナムに典型的なように、金融システムの整備が不十分で、貯蓄を投資に仲介する仕組み自体が機能していないこと、それを補完すべき政策金融（直接融資、信用補完制度）も十分に整備されていないからである。

本論文では、成熟国・成長国・途上国という整理から、成熟国の辿った工業化の成功要因を成長国・途上国について検証する作業を行い、それらの国でのイノベーションの実現の条件整備を客観化することを試みた。その結果、「2 Tier system」を確立することと、それを可能にする金融システムの整備に共通の課題があると整理するに至る。

参考文献

- Abe, Y., "Japan and the World Bank, 1951-1966: Japan as a Borrower," *Journal of Asia-Pacific Studies*(Waseda university), No.17, Oct.2011, pp.217-244.
- , "Japan and the World Bank, 1951-1966: Japan as a Borrower,(2)" *Journal of Asia-Pacific Studies*(Waseda university), No.21, Aug.2013, pp.213-257.
- Allen, F. and Gale, D., 1997 "Financial Markets, Intermediaries, and Intertemporal Smoothing," *Journal of Political Economy*, Vol.105, No.3, Jun. 1997,pp.523-546.
- and ——, 1994, *Financial Innovation and Risk Sharing*, The MIT Press, Apr.1994.
- and ——, 1998, "Innovations in Financial Services: Relationships and Risk Sharing," Wharton Financial Institutions Center Discussion Papers, 97-26-B, Apr. 1998.
- and ——, 2000, *Comparing Financial Systems*, MIT Press.
- and Santomero, A., 1996, "The theory of financial intermediation," Wharton School, Financial Institution Center, University of Pennsylvania, Working Paper 96-32, Aug.1996. (*Journal of Banking and Finance*, Vol.21, No.11-12, 1997, pp.1461-1486.)
- and ——, 1999, "What Do Financial Intermediaries Do?" Wharton School, Financial Institution Center, University of Pennsylvania, Working Paper 99-30-B, Sep.1999. (*Journal of Banking and Finance*, Vol. 25 No.2, Feb. 2001, pp.271-294.)
- Ando, M., 2007, "Impacts of Japanese FTA's / EPA's: Post Evaluation from the Initial Data", RIETI Discussion Paper Series, 07-E-041, pp.1-32
- Andrew T. Pham, 2010, "The Returning Diaspora: Analyzing overseas Vietnamese (Viet Kieu) Contributions toward Vietnam's Economic Growth", DEPOCEN, Working Paper Series No. 2011/20, 27 Nov. 2010.
- Asociación México-Japonesa A.C., (aportación) "Migraciones de japoneses a México", (http://www.kaikan.com.mx/kaikan/aportaciones_Migraciones.php?id=302)
- Avery, R. B., Belton, T. and Goldberg, M., 1998, "Market Discipline in Regulating Bank Risk: New Evidence from Capital Markets," *Journal of Money, Credit, and*

- Banking*, Vol.20 No.4, Nov.1998, pp.597-610.
- Baba.N., Inada,M, and Maeda,Y., 2007, "Determinants of Subordinated Debt Issuance by Japanese Regional Banks," IMS Discussion Paper Series, Bank of Japan, 2007-E-3, Mar. 2007.
- Balassa, B., *The Theory of Economic Integration*, George Allen & Unwin Ltd, in London, 1962. (First Published by Richard D. Irwin, Inc., 1961.)、邦訳『経済統合の理論』、ダイヤモンド社、中島正信訳、1963年2月
- Balassa, B., 1967, Trade Creation and Trade Diversion in the European Common Market. *The Economic Journal*, Vol. 77, No. 305. pp.1-21, Blackwell Publishing for the Royal Economic Society.
- Balassa, B.,1974,“Trade Creation and Trade Diversion in the European Common Market: An Appraisal of the Evidence.” *The Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol. 42, No. 2, pp. 93-135, Jun. 1974.
- BANCO DE MEXICO, 2008, Financial System Report
- Beck, T. , Demirgüç-Kunt, A. and Levine, R., "A new database on financial development and structure," Policy Research Working Paper Series 2146, The World Bank, 1999.
- , ———, ———, Maksimovic and Vojislav "Financial structure and economic development - firm, industry, and country evidence," Policy Research Working Paper Series 2423, The World Bank, 2000.
- ,——— and ———, "Law, politics, and finance," Policy Research Working Paper Series 2585, The World Bank, 2001.
- , ——— and ———, "Financing Patterns around the World: Are Small Firms Different? , " *Journal of Financial Economics*, Vol 89 No.3, pp.467~487. September 2008.
- Belderbos, R. and Caree, M., 2002, “The location of Japanese investments in China : Agglomeration effects, keiretsu, and firm heterogeneity,” *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 16, No. 2, pp. 194-211.
- Belhocine, N., 2009, “Treating Intangible Inputs as Investment Goods: the Impact on Canadian GDP,” IMF Working Paper, No. 09/240, Nov. 2009.

- Berger, A., Demsetz, R. and Strahan, P., 1999, "The consolidation of the financial services industry: Causes, consequences, and implications for the future," *Journal of Banking and Finance*, 23 Nos. 2-4, Feb. 1999, pp. 135-194.
- Berger, A. and G. F. Udell, 1998, "The Economics of Small Business Finance: The Role of Private Equity and Debt Markets in the Financial Growth Cycle," *Journal of Banking and Finance*, Vol. 22, Nos. 6-8, Aug. 1998, pp. 613-673.
- and ———, 2002, "Small Business Credit Availability and Relationship Lending: The Importance of Bank Organisational Structure," *Economic Journal*, Vol. 112, No. 477, Feb. 2002, pp. 32~53.
- and ———, 2006, "A More Complete Conceptual Framework for SME Finance," *Journal of Banking and Finance*, Vol. 30 No. 11, Nov. 2006, pp. 2945-2966.
- Birchler, U. and Hancock, D., 2004, "What does the yield on subordinated bank debt measure?," *Finance Economics Discussion Series (FEDS) Working Paper*, No. 2004-19, Board of Governors of the Federal Reserve System.
- BIS, 1986, *Recent Innovations in International Banking*, BIS Report dated April 1986.
- Boot, A., 2000, "Relationship Banking: What Do We Know?" *Journal of Financial Intermediation*, Vol. 9, No. 1, Jan. 2000, pp. 7-25.
- and Thakor, A., 1994, "Moral Hazard and Secured Lending in an Infinitely Repeated Credit Market Game," *International Economic Review*, Vol. 35, Nov. 1994, pp. 899-920.
- and ———, 2000, "Can Relationship Banking Survive Competition?" *Journal of Finance*, Vol. 55, No. 2, Apr. 2000, pp. 679-713.
- Calvet, L., Gonzalez-Eiras, M. and Sodini, P., 2003, "Financial Innovation, Market Participation and Asset Prices," *NBER Working Paper* No. 9840, Jul. 2003.
- Chan, C., Makino, S. and Isobe, T., 2006, "Interdependent behavior in foreign direct investment : The multi-level effects of prior entry and prior exit on foreign market entry," *Journal of International Business Studies*, Vol. 37, No. 5, 2006, pp. 642-665.
- , ——— and ———, 2010, "Does sub-national region matter ? Foreign affiliate performance in the United States and China," *Strategic Management Journal*, Vol. 31, No. 11, 2010, pp. 1226-1243.

- Chang, S. J. and Park, S., 2005, "Types of firms generating network externalities and MNC's co-location decisions," *Strategic Management Journal*, Vol. 26, No. 7, pp. 595-615.
- Christaller, W., 1933, *Die zentralen Orte in Süddeutschland*, Jena: G Fischer. (Ezawa, J. tras. (1969))
- Chun, H., Fukao, K., Hisa, S. and Miyagawa, T., 2012, "The Measurement of Intangible Investment by Industry and Its Role in Productivity Improvements: Comparative Studies between Japan and Korea," RIETI Discussion Paper 12-E-037, Jun. 2012.
- Chung, W. and Song, J., 2004, "Sequential investment, firm motives, and agglomeration of Japanese electronics firms in the United States," *Journal of Economics and Management Strategy*, Vol. 13, No. 3, 2004, pp. 539-560.
- Coase, R., 1937, "The Nature of the Firm," *Economica* Vol.4, Issue14, Nov. 1937, pp.386-405.
- Communication from the Commission to the Council, The European Parliament, The European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, "Think Small First" : A "Small Business Act" for Europe, 2008.
- Consejo nacional de población, 2010, Índice de marginación por localidad, México: CONAPO
- Corrado, C., Hulten, C. and Sichel, D., 2006, "Intangible Capital and Economic Growth." *NBER Working Paper* ,No. 11948. Cambridge, MA: National Bureau of Economic Research, Jan. 2006.
- , 2009, "Intangible Capital and U.S. Economic Growth," *Review of Income and Wealth*, Vol. 55 Issue 3, Sep. 2009, pp. 661~685.
- Covitz, D. M., Hancock, D. and Kwast, M., 2004(a), "Market Discipline in Banking Reconsidered: The Roles of Funding Manager Decisions and Deposit Insurance Reform," *Finance Economics Discussion Series (FEDS) Working Paper* No. 2004-53, Board of Governors of the Federal Reserve System, Aug. 2004.
- , —— and ——, 2004(b), "A Reconsideration of the Risk Sensitivity of 12 U.S. Banking Organization Subordinated Debt Spreads: A Sample Selection Approach," *FRBNY Economic Policy Review*, Vol.10 No.2, Federal Reserve Bank of

- New York, 2004, pp.73~92.
- and Harrison, P., 2004, “Do Banks Time Bond Issuance to Trigger Disclosure, Due Diligence, and Investor Scrutiny?” *Journal of Financial Intermediation*, Vol.13 No.3,Jul.2004,pp.299~323.(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0394:FIN:EN:PDF>)
- Crowther, G., 1957, *Balance and Imbalance of Payments*, Harvard Univ. Press.
- Datta, A. and Kouliavtsev, M. , 2009, “NAFTA and Realignment of Textile and Apparel Trade: Trade Creation or Trade Diversion?”, *Review of International Economics*, 17(1), pp.172-186.
- Demirgüç-Kunt, Asli and Levine, Ross, 1999, "Bank-based and Market-based financial Systems -cross-country comparisons," *Policy Research Working Paper Series* 2143, The World Bank.
- and Huizinga, Harry, 2000, "Financial structure and bank profitability," *Policy Research Working Paper Series* 2430, The World Bank.
- and Maksimovic, Vojislav, 2000, "Funding growth in Bank-based and Market-based financial Systems : evidence from firm level data," *Policy Research Working Paper Series* 2432, The World Bank.
- and Levine,R.(eds.),2001, *Financial Structure and Economic Growth: A Cross-country Comparison of Banks, Markets, and Development*, MIT Press.
- Dunning, J. H., 1979, "Explaining Changing Patterns of International Production: in Defense of the Eclectic Theory," *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, No.41, Nov. 1979,pp.269-295.
- 1980. "Toward an eclectic theory of international production: some empirical tests.,"*Journal of International Business Studies* ,Vol.11 No.1, pp.9-31.
- Dussel, P., 2007, *La inversión extranjera directa en México: desempeño y potencial. una perspectiva macro, meso, micro y territorial. México: Siglo XXI-UNAM*
- Edquist, H., 2011, “Can Investment in Intangibles Explain the Swedish Productivity Boom in the 1990s?” *Review of Income and Wealth*, Vol. 57 Issue 4, Dec. 2011, pp. 658-682.

- Edvinsson, E. and Malone, M. S., 1997, *Intellectual Capital*, Harper Collins Publishers.
邦訳『インテレクチュアル・キャピタル』日本能率協会マネジメントセンター、1999年。
- Endoh, M., 1999, "Trade creation and trade diversion in the EEC, the LAFTA and the CMEA: 1960-1994", *Applied Economics*, No. 31, pp. 207-216.
- EU, 2003, *Study on the Measurement of Intangible Assets and Associated Reporting Practices*, Presented for the Commission of the European Communities Enterprise Directorate General.
- European Commission, MERITUM, 2002, *Guideline for Managing and Reporting on Intangibles*.
- , 2006, *RICARDIS (Reporting Intellectual Capital to Augment Research, Development and Innovation in SMEs) Report*, Jun. 2006.
- European Charter for Small Enterprises, 2000.
(http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/charter/docs/charter_en.pdf)
- EUROSTAT, 2001, *Measuring the New Economy*. Luxembourg.
- Flannery, M. J., and Sorescu, S., 1996, "Evidence of Bank Market Discipline in Subordinated Debenture Yields: 1983–1991," *Journal of Finance*, Vol.51 Issue 4, Sep. 1996, pp. 1347~1377.
- Frame, S. and White, L., 2002, "Empirical Studies of Financial Innovation: Lots of Talk, Little Action?", "Stern School of Business, New York Univ. Working Paper 2002/2-18.
- FRB of Philadelphia, 2002, "Innovation in Financial Services and Payments" (Conference Summary), May. 2002.
- Frei, F., Harker, P. and Hunter, L., 1998, "Innovation in Retail Banking," Wharton Financial Institutions Center, Working Paper 97-48-B, Jan. 1998, pp. 1~44.
- Fukao, K. and Okubo, T., 2002, "An Econometric Analysis of Trade Diversion under NAFTA", The Institute of Economic Research, Hitoshubashi University.
- , Miyagawa, T., Mukai, K., Shinoda, Y. and Tonogi, K., 2008, "Intangible Investment in Japan: new Estimates and Contribution to Economic Growth". *Economic Research Bureau, Cabinet office Discussion paper 08-03*.

- , 2009, “Intangible Investment in Japan: Measurement and Contribution to Economic Growth,” *Review of Income and Wealth*, Vol. 55 No. 3, Sep. 2009, pp. 717~736.
- , Miyagawa, T., Pyo, H. and Rhee, K., 2009, “Estimates of Multifactor Productivity, ICT Contributions and Resource Reallocation Effects in Japan and Korea”, RIETI Discussion Paper Series 09-E-021.
- , Hisa, S. and Miyagawa, T., 2012, "Measurement of Intangible Investments by Industry and Its Role in Productivity Improvement Utilizing Comparative Studies between Japan and Korea" RIETI Discussion Paper Series 12-E-037, Jun. 2012.
- Gobierno de Jalisco, 2011, V informe de gobierno, México: Gobierno de Jalisco
- Gould, David M., 1998, “Has NAFTA Changed North American Trade?”, Federal Reserve Bank of Dallas, Economic Review, First Quarter, pp. 12-23.
- Gorton, G., and Santomero, A., 1990, “Market Discipline and Bank Subordinated Debt,” *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol.22 No.1, Feb. 1990, pp. 119~128.
- Grubaugh, S. G., 1987, "Determinants of Direct Foreign Investment," *Review of Economics and Statistics*, vol.69, pp.149-152.
- Guzmán, L., 2012, Are spillovers from Japanese FDI larger than from U.S. FDI? Inter-industry evidence from Mexico. Tesis Doctoral Inédita. México: Universidad de Guadalajara.
- Han, S.K., 1992, “European Integration: The impact on Asian Newly Industrialising Economies”, OECD, Paris.
- Hancock, D. and Birchler, U., 2004, "What Does the Yield on Subordinated Bank Debt Measure?," *Working Papers* 2004-02, Swiss National Bank.
- Hisamatsu, Y. and Sato, M., 2002, “Reorganization of the bank section of Mexico”, Latin America Seikei-gakkai-ronshu, No. 36, Japan Society of Social Science on Latin America
- Horst, T., 1972, "Firm and Industry Determinants of the Decision to Invest Abroad: An Empirical Study," *Review of Economics and Statistics*, vol.62, pp.37-45.
- Hosono, K., and Sakuragawa, M., 2003, “Soft Budgeting Problems in the Japanese

- Credit Market,” *Nagoya City University Discussion Papers in Economics*, No. 345.
- Hymer, S. H., 1960, *The International Operations of National Firms : A Study of Direct Foreign Investment*, Cambridge, Mass., MIT Press(1976)
- IIRC, 2011, *Towards Integrated Reporting: Communicating Value in the 21st Century*.
- IMCO, 2012, “Índice de competitividad urbana 2012”.
(http://imco.org.mx/images/pdf/indice_de_competitividad_urbana_2012.pdf)
- INEGI, 2009 & 2010, Censo de población y vivienda, México: INEGI
- , 2011, Sistema de cuentas nacionales,
(<http://www.inegi.org.mx/est/contenidos/proyectos/scn/default.aspx>)
- , 2012a, Encuesta nacional de ocupación y empleo,
(<http://www.inegi.org.mx/est/contenidos/proyectos/encuestas/hogares/regulares/enoe/default.aspx>)
- , 2012b, Banco de información económica,
(<http://www.inegi.org.mx/sistemas/bie/>)
- Instituto de Información Territorial del Estado de Jalisco, 2010, Información territorial,
(<http://iit.app.jalisco.gob.mx/organismo/territorial.html>)
- Ito, T., and Sasaki, Y., 2002, “Impacts of the Basel Capital Standard on Japanese Banks’ Behavior,” *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol.16 Issue 3, Sep. 2002, pp.372~397.
- Jayasinghe, S. and Sarker, R., 2007, “Effects of Regional Trade Agreements on Trade in Agrifood Products: Evidence from Gravity Modeling Using Disaggregated Data”, *Review of Agricultural Economics*, Vol. 30, No.1, pp.61-81.
- JICA, VDF, 2011, “Survey on comparison of backgrounds, policy measures and outcomes for development of supporting industries in ASEAN” , January,2011.
- Kakihara, T., “The Small and Medium Sized Enterprises (SMEs) in Mexico: the Case of Jalisco State”, *Green Paper*, No.54, pp.63-74, June, 2010, The Institute for Economic Studies, Seijo University.
- Key Indicators for Asia and the Pacific 2014, 17 Sep 2014, Asian Development Bank.
- Kindleberger, C. P., 1963, *International Economics*,3rd.Edition,Irwin. 相原光・志田明

- 訳『国際経済学』評論社、1966年4月。
- , 1969, *American Business Abroad: Six Lectures on Direct Investment*, Yale Univ. Press.
- Koike, K. and Hoshino, T., 1993, “Developing countries’ business group”, Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization
- Koo W., Kennedy, P.L. and Skripnitchenko, A. , 2006, “Regional Preferential Trade Agreements: Trade Creation and Trade Diversion Effects”, *Review of Agricultural Economics* ,Vol. 28, No. 3, pp.408-415.
- Krueger A., 1999, “Trade Creation and Trade Diversion Under NAFTA”, *National Bureau of Economic Research Working Papers*, No. 7249, Dec.1999.
- Krueger, A., 2000, “NAFTA's Effects: A Preliminary Assessment”, Blackwell Publishers, Oxford: UK.
- La Porta, R., Lopez-de-Silanes,F., Shleifer,A. and Vishny.R.W., " Legal Determinants of External Finance," *Journal of Finance*, American Finance Association, vol. 52 No.3, July 1997,pp.1131~1150.
- and ——, "Law and Finance," *Journal of Political Economy*, Vol. 106 No.6 , December, 1998, pp.1113~1155.
- and ——, "The Quality of Government," *Journal of Law, Economics and Organization*, Vol. 15 No.1, Apr. 1999, pp. 222~279.
- and ——, "The Economic Consequences of Legal Origins," *Journal of Economic Literature*,Vol. 46 No.2, Jun. 2008, pp.285~332.
- Le Anh Tu Packard , 2007, “Monetary Policy in Vietnam:Alternatives to Inflation Targeting”, Political Economy Institute, University of Massachusetts Amherst, Fifth Draft, Jul. 2007.
- Lösch, A., 1940, *Die raumliche Ordnung der Wirtschaft*,Jene:G Fischer.1940 (Shinohara, T. tras.)
- Lugo, M. G. 2012, “Acuerdo de asociación económica México-Japón: Análisis de creación y desviación de comercio 1999-2009”. Tesis de Maestría Inédita, México: Universidad de Guadalajara
- MacDougall, G. D. A., 1960, "The Benefits and Costs of Private Investment from

- abroad: A Theoretical Approach," *Economic Record*, Special Issue, March, Reprinted in R. E. Caves and H.G. Johnson eds., *Readings in International Economics*, 1968, London: George Allen and Unwin.
- Makino, S., Chan, C. M., Isobe, T. and Beamish, P. W., 2007, "Intended and unintended termination of international joint ventures," *Strategic Management Journal*, Vol. 28, No. 11, pp. 1113-1132.
- María Guadalupe Lugo Sanchez, 2014, "Economic Partnership Agreement (EPA) Mexico – Japan: Trade Creation or Trade Diversion", 7th international seminar PROMEJ: Relationship between Japan and Mexico in the context of EPA, Seijo University, Oct, 2014.
- Marrano, M., Haskel, J. and Wallis, G., 2009, "What Happened to the Knowledge Economy? ICT, Intangible Investment, and Britain's Productivity Revisited," *Review of Income and Wealth*, Vol. 55 No.3, Sep. 2009, pp. 661~716.
- Martin, X., Swaminathan, A. and Mitchell, W., 1998, "Organizational evolution in the interorganizational environment : Incentives and constraints on international expansion strategy," *Administrative Science Quarterly*, Vol. 43, No. 3, pp. 566-601.
- Massolution, 2012, *Crowdfunding Industry Report – Market Trend, Composition and Crowdfunding Platforms*, May. 2012.(crowdfunding.org).
- Masterson, Daniel M. and Funada-Classen, Sayaka, 2004, *The Japanese in Latin America*, U.S.A.: University of Illinois Press Urbana and Chicago.
- Merton, R., 1992, "Financial innovation and economic performance," *Journal of Applied Corporate Finance*, Vol.4 No.4, Winter 1992, pp.12~22.
- Miller, M., 1986, "Financial Innovation: The Last Twenty Years and the Next," *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, Vol.21 No.4, Dec. 1986, pp.459~471.
- Miura, S. 2009, The viewpoint of the Japan-Europe small-and-medium-sized-enterprises policy in regional improvement, Co-operative finance for commerce and industry
- Miyagawa, T., Lee, K., Kabe, S., Lee, J., Kim, H., Kim, Y. and Edamura, K., 2010, "Management Practices and Firm Performance in Japanese and Korean Firms: An Empirical Study Using Interview Surveys," RIETI Discussion Paper, 10-E-013,

- Feb. 2010.
- Molyneux, P. and Shamroukh, N., *Financial Innovation*, John Wiley, 1999.
- Muhammad, K. and Yucer, A., 2009, "Impact of Regional Trade Agreements: Trade Creation and Trade Diversion in Western Hemisphere", Université Paris-Dauphine Leda Mondialisation et développement, pp.1-23.
- Mukunoki, H., 2008, "Trade Creation under Japan-Mexico FTA: Evidence from Disaggregated Data", Faculty of Economics, Gakushuin University.
- Mundell, R., A Theory of Optimum Currency Areas. *The American Economic Review*, Vol. 51, No. 4, pp. 657-665, Sep. 1961.
- OECD (Organization for Economic Co-operation and Development), 2007, SMEs in Mexico: ISSUES AND POLICIES
- , "A new OECD project: New sources of growth: intangible assets", Sep. 2011.
- , "Intangible Asset, Resource Allocation and Growth: A Framework for Analysis," Feb. 2012 (For Official use).
- , "New Sources of Growth: Intangible Assets -A Project Update," Mar. 2012 (For official use).
- Ogawa, K., Kitasaka, S., Yamaoka, H. and Iwata, Y., "Borrowing Constraints and the Role of Land Asset in Japanese Corporate Investment Decision," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 10, No. 2, Jun. 1996, pp. 122~149.
- Okabe, T., 2004, "Sinopsis del acuerdo de asociación económica entre México y Japón", *Revista México y la cuenca del pacífico*, Vol. 7, No. 23, Sep-Dic.
- Okabe, Y., 2008, "Comparative Study of Financial Restructuring: South Korea, Thailand and Mexico", (<http://asj.ioc.u-tokyo.ac.jp/html/052.html>)
- Ono, A., Sakai, K. and Uesugi, I., "The Effects of Collateral on Firm Performance," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 26, No. 1, Mar. 2012, pp. 84-109.
- , "The Role of Collateral and Personal Guarantees in Relationship Lending: Evidence from Japan's SME Loan Market," *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol. 41, No. 5, Aug. 2009, pp. 935~960.
- Ota, M., 1982, "Siete migraciones japonesas en México, 1890-1978", Mexico: Colegio de

- México.
- Patrik, H. and Rosovsky, H. (eds.), *Asia's New Giant, How the Japanese Economy Works*, Brookings Institution, 1976. 邦訳『アジアの巨人・日本 1・2』日本経済新聞出版社、1978年2月。
- Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo, 2011, Informe sobre desarrollo humano México 2011, México: Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo
- Romalis, J., 2002, "NAFTA's Impact on North American Trade," *Working Paper*, University of Chicago, Jul. 2002.
- Rostow, W. W., *The Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifesto*, Cambridge University Press, 1960. 木村健康・久保まち子・村上泰亮訳『経済成長の諸段階—1つの非共産主義宣言』（ダイヤモンド社、1961年）
- SBA (Small Business Administration), 2006, *The Small Business Economy*
- Schumpeter, J., *Theorie Der Wirtschaftlichen Entwicklung*, 1912(2. Aufl., 1926). 塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳『経済発展の理論』岩波書店(文庫)、1977年9月(上巻)、11月(下巻)。(岩波書店、机上版、1980年)。英語訳: Opie, R., *The Theory of Economic Development: An Inquiry into Profits, Capital, Credit, Interest, and the Business Cycle*, Harvard Univ. Press, 1934.(4th printing, 1954).
- , *Business Cycles — A Theoretical, Historical, and Statistical Analysis of the Capitalist Process*, Vol. 1&2, McGraw-Hill, 1939. 吉田昇三監修・金融経済研究所訳『景気循環論』有斐閣、I～V巻、1958年12月～1964年12月。
- , *Capitalism, Socialism, and Democracy*, 1942. 中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』(上・中・下巻)東洋経済新報社、1951～52年(改訳版1962年、新装版〔合冊本〕1995年6月)。
- Secretaría de Economía, 2007, “1° informe de labores, México: Secretaría de Economía”,
(http://www.economia.gob.mx/files/transparencia/I_Inf_Labores_2007.pdf)
- , 2008, “Evaluación del AAE México-Japón”,
(http://www.sice.oas.org/TPD/MEX_JPN/Studies/Eval_AAE_s.pdf)
- , 2010, “Informe estadístico sobre el comportamiento de la inversión extranjera

- directa en México”, México: Secretaría de Economía.
- Servicio de administración tributaria ,2011 , “Registros del sistema de administración tributaria” , (http://www.sat.gob.mx/sitio_internet/home.asp)
- Shiller,R., "Radical Financial Innovation," Cowles Foundation Discussion Paper No.1461, Apr. 2004, pp.1~28.
- Sidel, Mark, “Vietnamese-American Diaspora Philanthropy to Vietnam.” Report Prepared for The Philanthropic Initiative, Inc and The Global Equity Initiative, Harvard University, University of Iowa.
- Smith, D. F. and Florida, R., “Agglomeration and industrial location : An econometric analysis of Japanese-affiliated manufacturing establishments in automotive-related industries,” *Journal of Urban Economics*, Vol. 36, No. 1, 1994, pp. 23-41.
- Susanto, Dwi., Rosson, C. and Adcock, F., 2007, “North American Free Trade Agreement: The Case of Agricultural Sector” , *Journal of Agricultural and Applied Economics*, Vol. 39, No. 1, pp.121-134.
- Tani, H. , 2005 , La agricultura mexicana y el mercado japonés: oportunidades y retos para México, en Revista México y la cuenca del pacífico, Vol. 8, No. 26, Sep-Dic
- Thünen, J. H. von, *Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie*, Hamburg.1826
- Tufano,P., "Financial Innovation," in Constantinides et al.(eds.), *Handbook of the Economics of Finance*, Chap. 6,2003, North Holland.(mimeo.Jun. 16,2002)
- Van Ark, B.. "The Measurement of Productivity: What Do the Numbers Mean?" In *Fostering Productivity*, in. Gelauff,G., Klomp,L., Raes,S. and Roelandt,T. (eds), Elsevier,2004,pp. 29~61.
- Van Horne, J., "Of financial innovations and excesses," *Journal of Finance*, Vol.40 ,Jul. 1985, pp.621-631.
- Vernon, R, 1974, “The Location of Economic Activity”, In Dunning,J.H.ed., *Economic Analysis and the Multinational Enterprise*, London: Allen&Unwin: pp.89-114.
- Viner, J., *The Customs Union Issue*, NewYork : Carnegie Endowment for International Peace, 1950.

- Vosselman, W., *Initial Guidelines for the Collection and Comparison of Data on Intangible Investment.*, OECD, 1998.
- Wakasugi, R. "The effects of Chinese regional conditions on the location choice of Japanese affiliates," *The Japanese Economic Review*, Vol. 56, No. 4, 2005, pp. 390-407.
- Weber, A., *Über den Standort der Industrien.1.Teil*,Tübingen,Verlag von J.C.B.Mohr, 1909
- World Bank, "Migration and Remittances Factbook 2011".
(<http://issuu.com/world.bank.publications/docs/9780821382189>)
- Young, A., *Towards an Interim Statistical Framework: Selecting the Core Components of Intangible Investment.*, OECD,1998.
- 青木昌彦、奥野正寛編著『経済システムの比較制度分析』1996年。
- 青山和正 「ベトナムの中小企業政策に関する研究-ベトナムの中小企業振興施策の現状と課題-」、『経済研究所研究報告』No.61、2012年9月、成城大学経済研究所。
- 赤石義博 「「中小企業憲章」制定運動推進のために」『企業環境研究年報』No.9、2004年12月、pp.1-17。
- 明石茂生、柿原智弘 「日系企業のメキシコ進出：ハリスコ州の事例を中心に」『経済研究所研究報告』No.57、2012年3月、成城大学経済研究所。
- 安孫子勇一 「沖縄県の相対的な高金利－全国との比較による定量分析」RIETI Discussion Paper Series 06-J-041、2006年8月31日。
- 「沖縄県の相対的な高金利－全国との比較による定量分析」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社、2007年5月 pp.161-191。
- 五十嵐清 「比較法と経済学—『法的起源説 (Legal Origin Thesis)』を中心に (1) —」『札幌法学』第22巻第1号、2010年、pp.145～169(a)。
- 「比較法と経済学—『法的起源説 (Legal Origin Thesis)』を中心に (2) —」『札幌法学』第23巻第1号、2011年、pp.211～245。
- 『比較法ハンドブック』勁草書房、2010年12月(b)。
- 伊藤邦雄 『無形資産の会計』中央経済社、2006年。
- 岩崎祐子 「ベトナムの為替管理・為替相場制度の今後の方向性」、2005年日本国際経済学会第64回全国大会自由論題第11分科会(アジア経済)報告。

- 植杉威一郎「中小企業金融安定化特別保証制度の検証」『信用保険月報』2006年5月。
(<http://www.rieti.go.jp/jp/papers/contribution/uesugi/01.html>)
- 上田慧「メキシコ・マキラドーラをめぐるグローバル競争—マキラドーラ衰退説の検証—」
『ワールド・ワイド・ビジネス・レビュー』、第9巻、第1号、pp.45-74、同志社大
学、2009年7月。
- 植村修一「非伝統的金融政策の効果と限界：デフレ脱却と金融政策」『成城大学経済研究所
年報』第26号、2013年4月、pp.129-160。
- ・筒井義郎『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社、2007年5
月。
- ・石井芳明・福島章雄「ファンド投資によるベンチャー企業の成長促進効果～中小企
業基盤整備機構のベンチャーファンド事業データによる検証～」日本金融学会春季大
会発表資料(於:成城大学)、2008年5月。
(<http://www.jsmeweb.org/ja/annual/pdf/08s/08sall.pdf>)
- 内田真人・大谷聡・川本卓司「情報技術革新と銀行業」日本銀行金融研究所、Discussion
Paper No. 2000-J-16、2000年6月、pp.1-64。
- 大垣尚司『電子債権』日本経済新聞社、2005年11月。
- 大蔵省財政金融研究所(現:財務省財務総合政策研究所)『フィナンシャル・レビュー』第
51号(特集:金融技術の高度化)、1999年6月。
- 岡崎孝裕「2012年経済見通しと最新ビジネス動向メキシコ」、ジェトロメキシコ、2011年
11月。
- 大沢伸太郎「フランスにおける保証人の保護に関する法律の生成と展開(1)・(2)」『比較法
学』第42巻第2号・第3号、2009年1月・3月、pp.47-90・25-73。
- 大場由幸「ベトナム経済鈍化の背景にある「貸し渋り」、2012年10月29日、JBPRESS。
- 大橋正義「開かれた社会の序奏—中小企業憲章制定運動の大河を—ある中小企業家の社会
へのメッセージ」『企業環境研究年報』No.10、2005年12月、pp.139-152。
- 大林弘道「中小企業憲章制定運動の可能性」『企業環境研究年報』No.10、2005年12月、
pp.3~12。
- 大山陽久・成毛建介「フランスにおける中小企業公的金融制度の特徴」日本銀行海外事務
所ワーキングペーパーシリーズ2002-1、2002年7月24日。
- ・——「近年におけるフランスの公的金融機関の民営化について」日本銀行海外事務

所ワーキングペーパーシリーズ 2002-2、2002年9月27日。

小田切宏之『企業経済学』東洋経済新報社、2000年5月。

小野有人『新時代の中小企業論』東洋経済新報社、2007年6月。

——・植杉威一郎「リレーションシップ貸出における担保・保証の役割」『みずほ総研論集』2006年1号(1月)。

海外職業訓練協会(OVTA), 2008, 「雇用労働事情：メキシコ」,
(<http://www.ovta.or.jp/info/southamerica/mexico/06labor.html>)

株式会社クロスインデックス、平成 21 年度アジア産業基盤強化等事業（ベトナムにおける中小企業診断制度の導入可能性調査）報告書、2010年3月。

株式会社三菱総研、『平成 25 年度経済連携促進のための産業高度化推進事業（ベトナム社会主義共和国の自動車市場の成長可能性調査事業）報告書』、2014年。

亀澤宏得・内田衡純・笹井かおり「中小企業基本法改正後の中小企業政策の展開と最近の動向～中小企業をめぐる状況と活性化に向けた取組～」『立法と調査』(参議院) No.287、2008年10月、pp.36-72。

カリージョ (Salvador Carrillo Regarado)、岡部拓、柿原智弘「日本直接投資のための地域的要因：メキシコ・ハリスコ州の事例」『経済研究所研究報告』No.63、pp.31-92、2013年3月、成城大学経済研究所。

刈屋武昭「無形資産の理解の枠組みと情報開示問題」RIETI Discussion Paper Series, 05-J-019、2005年5月。

岸川善光編『イノベーション要論』同文館出版、2004年7月。

木下信行「情報通信技術の革新と金融システムの進化」『フィナンシャル・レビュー』第51号、1999年6月。

木村健康・久保まち子・村上泰亮訳『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社、1961年6月、第2章。

金 榮愨・宮川 努「無形資産の役割と経済的意義」『日中韓台企業の生産性と組織資本』日本経済研究センター『国際経済研究・組織資本と生産性』報告書、2008年

金融審議会『中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン』報告、2002年9月30日。

——『リレーションシップ・バンキングの機能強化に向けて』報告、2003年3月27日。

——『我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)』2012年5月15日。

金融審議会第二部会『リレーションシップ・バンキングの機能強化に向けて』報告、2003年3月27日。

——『地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について』2007年4月5日。

——協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ『中間論点整理報告書』2009年6月19日。

金融庁『新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書』2003年7月16日。

——『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針』2009年12月。

——『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』2012年1月、2014年1月。

——『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）』2012年5月。

——『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』2012年7月、2013年12月。

黒瀬直宏『中小企業政策』日本経済評論社、2006年7月。

経済企画庁『経済白書』各年版。

経済企画庁『世界経済白書』（1986年版）。

(<http://wp.cao.go.jp/zenbun/sekai/wp-we88-1/wp-we88-00305.tml>)

経済産業研究所・通商産業政策史編纂委員会編 中田哲雄編著『通商産業政策史(1980～2000) 第12巻 中小企業政策』経済産業調査会、2013年3月。

経済産業省『動産・債権担保融資（ABL）の普及・インフラ構築に関する調査研究報告書』2008年3月。

経済産業省『ABLの普及・活用に関する調査研究報告書』2009年3月。

経済産業省中小企業政策審議会『信用補完制度のあり方に関するとりまとめ』報告、2005年6月。

香西泰『高度成長の時代』日本評論社、1981年4月。

古賀和夫「メキシコの現状と未来」海外建設協会（OKAJI）支部通信6月 - 7月, pp.26-28, 2013年。

古賀智敏『知的資産の会計』東洋経済新報社、2005年9月(改訂増補版、2012年10月)。

——・榊原茂樹・興三野禎倫編著『知的資産ファイナンスの探求』中央経済社、2007年1月。

国際協力銀行（JBIC）「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（各年度版：2003年－2012年）」
——『メキシコの投資環境』2014年11月5日。
小宮隆太郎・天野明弘『国際経済学』岩波書店、1972年
在メキシコ日本大使館「メキシコ経済・自動車産業概観－相次ぐ日系企業の進出－」,2013年。
定光裕樹・坪内浩・鶴谷学・鹿島鉄也「先進4カ国における政策金融について」内閣府経済社会総合研究所『ESRI 調査研究レポート』No.1、2003年2月。
佐藤隆文編著『バーゼルⅡと銀行監督－新しい自己資本比率規制』東洋経済新報社、2007年4月。
佐藤充「生産拠点の立地決定における技術の重要性－先行研究のレビューと理論的課題－」
『地域イノベーション』 vol. 1, pp.41-50, 法政大学地域研究センター,2008年。
鹿野嘉昭『日本の中小企業』東京経済新報社、2008年2月。
塩野谷祐一『シュンペーター的思考』東洋経済新報社、1995年4月。
白川方明「高度成長から安定成長へ－日本の経験と新興国経済への含意」（日本銀行HP）2011年5月6日。
(http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2011/data/ko110506a.pdf)
杉山伸也『日本経済史－近世・現代』岩波書店、2012年5月。
総務省「家計調査」、2011年。
高橋泰蔵『経済学巡礼記』東洋経済新報社、1977年3月。
——『経済学襍記』（東洋経済印刷）1981年12月。
武田晴人編『日本経済の戦後復興－未完の構造改革－』有斐閣、2007年10月。
伊達邦春『シュンペーター』日本経済新聞社、1979年4月。
中小企業家同友会全国協議会『Think Small First 中小企業憲章 ヨーロッパ視察報告』
2008年10月。
中小企業基盤整備機構『中小企業知的資産経営報告書』2006年3月。
——『中小企業のための知的資産経営マニュアル』2007年3月。
——『中小企業のための知的資産経営実践の指針』2008年10月。
——『ベンチャーファイナンスに関する調査研究(平成21年度ナレッジリサーチ事業)』(中小機構調査研究報告書第2巻第2号(通巻第5号)、2010年3月。

(http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/b_keiei/keieic_hosa/pdf/houkokusho.pdf)

中小企業金融公庫 総合研究所『欧米主要国の中小企業向け政策金融 ～制度の違いを生み出す背景～』中小公庫レポートNo.2004-10、2005年3月25日。

——『平成16年度業務に係る政策評価報告書』2005年10月。

中小企業政策審議会『信用補完制度のあり方に関するとりまとめ』2005年6月。

——“ちいさな企業”未来部会『取りまとめ』2013年3月。

中小企業総合研究機構『戦後中小企業政策年表』日本図書センター、2011年3月。(島田春樹『戦後の中小企業政策年表』(財団法人中小企業総合研究機構 編集・発行、2003年)を底本として復刻したもの)

中小企業庁『新しい中小企業金融研究会報告』2006年7月25日。

——『中小企業白書(2007年)』、2007年

中小企業庁経営支援部長私的研究会『小規模企業政策研究会中間取りまとめ』2007年7月。

張賢淳「戦後日本の経済の高度成長」『日本経済研究』No.10、1981年3月、pp63-83。

土屋宰貴・西岡慎一「無形資産を考慮した企業のデフォルト率の推計」日本銀行ワーキングペーパーシリーズNo.-13-J-12、2013年10月22日。

(http://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2013/data/wp13j12.pdf)

帝国データバンク編『金融機関等から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究報告書』2014年2月(経済産業調査会(現代産業選書)、2013年8月)。

寺西重郎『日本の経済システム』岩波書店、2003年1月。

独立行政法人中小企業基盤整備機構『ASEAN6カ国における中小企業政策：ベトナムの中小企業政策』2008年3月。

洞口治夫『日本企業の海外直接投資 —アジアへの進出と撤退—』東京大学出版会、1992年6月

トラン・ヴァン・トゥ 『ベトナム経済発展論』、2010年9月25日、勁草書房。

中臣久、「ベトナムにおける地下経済規模—現金通貨需要に基づく推計とその問題点について—」2004年、政策研究大学院大学。

中畑貴雄『メキシコ経済の基礎知識』、ジェトロ、2010年3月。

中畑貴雄「メキシコ最新経済・産業・市場動向」、ジェトロ、2011年8月。

- 中村隆英『日本経済 ―その成長と構造―』東京大学出版会、1993年6月。
- 南西地域産業活性化センター『債権の電子的取扱いに関する調査研究』2005年3月。
- 南里光一郎・平田英明「スコアリング貸出の課題―新銀行東京を例に」、『成城大学経済研究所年報』第22号、2009年04月、pp. 109-126。
- 日本経済新聞社『ゼミナール 日本経済入門』日本経済新聞出版、1985年2月。
- 日本国際問題研究所(JIIA)、「A survey on impediments to trade and foreign direct investment between Latin American and East Asian countries」、2005年、
(www.mofa.go.jp/region/latin/fealac/survey0503.pdf)
- 日経産業消費研究所(ベンチャー投融資問題研究会)『リスクマネー供給の実態と課題―ベンチャー金融の活性化に向けて―』日本経済新聞社・日経産業消費研究所、1996年6月。
- 日本銀行『わが国の金融制度(新版)』日本信用調査出版、1995年4月。
- ――(企画局)「金融イノベーションと金融法制」『日本銀行調査季報』2005年1月、
pp.92-117。(http://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2005/data/ron0501c.pdf)
- ――『金融システムレポート』2013年4月号、2013年4月17日。
(http://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsr130417a.pdf)
- 日本銀行(金融市場局金融市場課市場企画グループ)「中小企業売掛債権の証券化に関する勉強会報告書」金融市場局ワーキングペーパーシリーズ2002-J-6、2002年7月26日。(http://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2002/data/kwp02j06.pdf)
- 日本政策投資銀行「米国のコミュニティ開発金融機関の支援の仕組み ―欧米地域金融調査①(米国編)―」『地域レポート』Vol.12、2005年3月。
- ――「カナダの地域金融とクレジットユニオン ―欧米地域金融調査②(カナダ編)―」『地域レポート』Vol.13、2005年3月。
- ――「イタリアの地域金融と相互保証システム ―欧米地域金融調査③(イタリア編)―」『地域レポート』Vol.14、2005年3月。
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略及び2035年までのビジョン」、2014年7月(URL:
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/business/pdf/1168QD-TTg.pdf>)
- ―― 海外調査部「第12回中南米日系企業の経営実態調査」、2011年12月。
- ―― 貿易開発部貿易支援課「2010年度「メキシコ自動車裾野産業形成事業」報告書(要

- 旨)」、2011年3月。
- メキシコ事務所「メキシコの州別投資インセンティブ」、2011年4月。
- 根本忠宣「諸外国の協同組織金融機関にみる改革の方向」『信用金庫』2003年2月、pp.2-9。
- 「イタリアの中小企業金融」国民生活金融公庫総合研究所『調査季報』第70号、2004年8月、pp.1-25。
- 能登真規子「保証人の「過大な責任」——フランス保証法における比例原則」『名古屋大学法政論集』第227号、2008年12月、pp.371-395。
- 蓮見亮・平田英明「スコアリング貸出の収益性」『金融経済研究』第32号、2011年04月、pp. 31-53。
- 林正「産業集積と海外製造拠点の立地選択—日本自動車部品企業の対中直接投資に関する実証分析—」『商学論集』第81巻、第1号、pp.23-43、福島大学経済学会、2012年8月
- 原田輝彦「ドイモイ（刷新）政策導入後のベトナムに於ける資本・金融自由化政策概観」『経済経営研究』Vol.27 No.4、2007年3月。
- 福島章雄「ベンチャーファイナンスに関する調査研究」（講演用資料）
(http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/b_keiei/keieic_hosa/pdf/finance1.pdf)
- PROMEXICO JAPAN（メキシコ大使館商務部）「世界の注目度高まるメキシコ市場～メキシコ直接投資の状況～」『JOI 2011年11月号ラテンアメリカ特集』、pp. 2-6、海外投融資情報財団。
- ベトナム開発フォーラム（VDF）報告書『日系企業から見たベトナム裾野産業』、2006年6月、ベトナム開発フォーラム。
(URL:<http://www.grips.ac.jp/vietnam/JVEC/pdf/WS040221MrNakatomiJ.doc>)
- 星野妙子『ラテンアメリカの企業と産業発展』日本貿易振興会アジア経済研究所、1996年11月。
- 『メキシコの企業と工業化』日本貿易振興会アジア経済研究所、1998年11月。
- 『多国籍企業化するファミリービジネス』、日本貿易振興会アジア経済研究所、2011年12月。
- 、末廣昭編『ファミリービジネスのトップマネジメント：アジアとラテンアメリカにおける企業経営』、岩波書店、2006年

- 堀内昭義「銀行危機と金融システムの再構築—融資取引関係の可能性」（2004年日本金融学会関東部会報告論文）、2004年9月。
- 「金融システムにおける融資取引関係の可能性と限界」池尾和人・堀内昭義編『日本の産業システム9 金融サービス』NTT出版、2004年11月、pp.100-150。
- 「地域密着型金融の可能性を提示した金融審第二部会報告」『週刊 金融財政事情』2007年5月14日、pp.14-18。
- 前原康宏「中小企業金融における信用リスクデータベースの役割」RIETI ディスカッションペーパー13-J-067、2013年9月。
(<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/13j067.pdf>)
- 松井清「ロストウ開発論批判」『京都大学経済論叢』第99巻第5号、1967年5月、pp.419~437。
- 松尾弘「シビル・ローとコモン・ローの混合から融合へ—法改革のためのグローバル・モデルは成立可能か—(1)」『慶応法学』第19号、2011年3月(a)、pp.179~213。
- 「シビル・ローとコモン・ローの混合から融合へ—法改革のためのグローバル・モデルは成立可能か—(2)」『慶応法学』第20号、2011年8月(b)、pp.145~185。
- 松原宏『経済地理学—立地・地域・都市の理論—』東京大学出版会、2006年
- みずほ証券 バーゼルⅢ研究会『詳解 バーゼルⅢによる新国際金融規制』中央経済社、2012年2月。
- 三井逸友「21世紀最初の5年におけるEU中小企業政策の新展開—2000年「欧州小企業憲章」の意義と今後の中小企業政策」『中小企業総合研究』創刊号、2005年8月(a)、pp.37-61。
- 「欧州小企業憲章とEU中小企業政策の今日的意義」『企業環境研究年報』No.10、2005年12月(b)、pp.37-52。
- 『中小企業政策と「中小企業憲章」—日欧比較の21世紀—』花伝社、2011年3月。
- 三井住友海上経営サポートセンター「アジア・新興国進出塾(3)メキシコ進出のポイント」、Business News、第103号、2011年9月22日。
- 宮川努・田中賢治「設備投資分析の潮流と日本経済：過剰投資か過少投資か」ESRI Discussion Paper、No.218、2009年。
- ・滝澤美帆・金榮愨「無形資産の経済学：生産性向上への役割を中心として」日本銀行ワーキングペーパー、10-j-08、2010年3月(a)。

- ・金榮慤 「無形資産の計測と経済効果：マクロ・産業・企業レベルでの分析」 RIETI Policy Discussion Paper、 10-P-014、 2010年11月(b)。
- 村本孜『制度改革とリテール金融』有斐閣、1994年6月。
- 「中小企業の金融の現状と新たな対応」『商工金融』第45巻第12号、1995年12月、pp.3-18。
- 「ベンチャー・ファイナンスの現状と課題」『商工金融』第47巻第11号、1997年11月、pp.30-45。
- 「金融情報技術革新の理論的整理：展望」『成城大学経済研究』第149号、2000年7月、pp.19-43。
- 「中小企業金融の理論的基礎と間接金融の新たな手法」『商工金融』2002年9月、pp.16-25。
- 「リレーションシップ・バンキングと中小企業金融（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）」『成城大学経済研究』第162号、第163号、第164号、2003年11月、12月、2004年3月(a)、pp.255-277、229-249、1-27。
- 「新公的資金制度はエコノミック・キャピタル基準等の納入を 一経営戦略を重視する監督行政の工夫が必要」『週刊 金融財政事情』2004年2月2日(b)、pp.22-27。
- 「保証制度について」『月報 司法書士』No.393、2004年11月(c)、pp.57-61。
- 「リレーションシップ・バンキング論」『信金中金月報』第3巻第12号、2004年11月(d)、pp.3-27。
- 「市場型間接金融を活用した中小企業金融」『商工金融』第55巻第2号、2005年2月(a)、pp.5-19。
- 『リレーションシップ・バンキングと金融システム』東洋経済新報社、2005年2月(b)。
- 「公的信用補完制度の見直しの中審小委報告 一保証料の弾力化、部分保証導入を提言」『週刊 金融 財政事情』2005年7月4日(c)、pp.32-35。
- 「イノベーションと中小企業金融」『中小企業総合研究』第2号、2005年11月(d)、pp.1-19。
- 「イノベーションを創造するリレーションシップ・バンキング」『成城大学社会イノベーション研究』第1巻第1号、2005年11月(e)、pp.3-24。
- 「リレーションシップ・バンキングのイノベーションーソフト情報としての知的資産

- 経営—『社会イノベーション研究』第3巻第1号、2007年11月、pp. 71-89。
- 『リレーションシップ・バンキングと知的資産』金融財政事情研究会、2010年12月。
- 「中小企業金融の円滑化へのインフラ整備 —ソフト情報としての知的資産経営と電子記録債権—」『商工金融』第62巻第1号、2012年1月(a)、pp.3-15。
- 「イノベーションと金融 —中小企業向け融資の金融インフラの整備—」『社会イノベーション研究』第7巻第2号、2012年3月(b)、pp. 1-28。
- 「金融インフラの新たな手法としての資本性借入(DDS) —金融イノベーションの視点から—」『社会イノベーション研究』第8巻第1号、2012年11月(c)、pp. 71-113。
- 「中小企業憲章の制定とその意義 —中小企業政策のイノベーション—」『成城大学経済研究所研究報告』No.65、2013年7月、pp.1-64。
- 「The world has changed — Reporting must too. —コーポレート・レポーティングのイノベーション： 知的資産レポーティングをめぐって—」『社会イノベーション研究』第8巻第2号、2014年3月(a)、pp.149-170。
- 「日本型モデルとしての中小企業支援・政策システム—中小企業金融を中心とした体系化—」『成城大学経済研究所年報』第27号、2014年4月(b)、pp.163-244。
- 「クラウドファンディング —イノベーションを実現する創業金融の一形態—」(未発表)
- 森川正之「無形資産投資における資金制約」RIETI Discussion Paper、12-J-016、2012年5月。
- 安原毅『メキシコ経済の金融不安定性—金融自由化・開放化政策の批判的研究』、新評論、2003年。
- 山口不二夫「無形資産の分類と報告様式の研究」RIETI Discussion Paper、05-J-30、2005年10月。
- 吉田敬一「持続可能な社会・経済システムと中小企業—“新しい国づくり”を展望する中小企業憲章—」『企業環境研究年報』No.10、2005年12月、pp.13-36。
- 蠟山昌一「市場型間接金融」序説『フィナンシャル・レビュー』第56号、2001年3月、pp.1-10。
- 渡辺努・植杉威一郎編『検証 中小企業金融』日本経済新聞社、2008年9月。

Home pages

IMF (International Monetary Fund), <http://www.imf.org/external/index.htm>

INEGI (National Statistics, Geography and Informatics Institute),

<http://www.inegi.org.mx/inegi/default.aspx>

SMRJ (Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation,
JAPAN),

<http://www.smrj.go.jp/>

エネルギー省(SENER) <http://www.energia.gob.mx/>

大蔵公債省(SHCP) <http://www.shcp.gob.mx/>

外務省 (日本) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

経済協力開発機構(OECD) <http://www.oecd.org/>

経済省(SE) <http://www.economia.gob.mx/>

国際通貨基金(IMF) <http://www.imf.org/>

国際電気通信連合(ITU) <http://www.itu.int/>

国際連合統計局(UNSTAT) <http://www.unstats.un.org/>

国立統計地理情報院(INEGI) <http://www.inegi.org.mx/>

貿易投資振興機関 (メキシコ) (ProMéxico) <http://www.promexico.gob.mx/>

メキシコ自動車工業会(AMIA) <http://www.amia.com.mx/>

メキシコ石油公社(PEMEX) <http://www.pemex.com/>

メキシコ中央銀行(Banco de México) <http://www.banxico.org.mx/>

日本貿易振興機構 (ジェトロ) <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

その他の参考ウェブサイト :

—América economía: <http://www.americaeconomia.com/>

—Office of Mexico Japan Economic Partnership Agreement (日墨 EPA 事務局) :

<http://www.mexicotradeandinvestment.com/investmentannouncements.html>

—Sistema Estatal de Información de Jalisco (SEIJAL):

<http://www.jalisco.gob.mx/wps/portal/organismos/seijal/>

—Reporteador de los flujos de inversión extranjera directa en México:

<http://200.77.231.73/cgi-bin/repie.sh/reportes/selperiodo>